

# 埼玉県地域防災計画

## 震災対策編

平成23年11月  
埼玉県防災会議

# 第1章 総則

<b>第1節 計画の目的</b> .....	<b>1</b>
【県（危機管理防災部）】	
第1 趣旨 .....	1
第2 計画の策定 .....	1
第3 計画の効果的推進 .....	2
第4 計画の用語 .....	2
<b>第2節 埼玉県 の地形・地質</b> .....	<b>3</b>
【県（危機管理防災部）】	
第1 概要 .....	3
第2 山地 .....	3
第3 丘陵地 .....	3
第4 台地 .....	4
第5 低地 .....	4
第6 活断層 .....	5
第7 表層地質 .....	7
<b>第3節 過去の地震の履歴</b> .....	<b>8</b>
【県（危機管理防災部）】	
<b>第4節 地震被害想定</b> .....	<b>9</b>
【県（危機管理防災部）】	
第1 概要 .....	9
第2 想定条件 .....	9
第3 想定される被害の概要等 .....	10

**第5節 被害想定への対応** ..... 17

【県（危機管理防災部）】

- 第1 被害想定 の 捉え方 ..... 17
- 第2 目標フレーム ..... 17
- 第3 埼玉県震災対策行動計画 ..... 19
- 第4 応急対応シミュレーション ..... 20

**第6節 防災機関の処理すべき事務又は業務大綱** ..... 21

【県（危機管理防災部）、市町村、関係機関等】

- 第1 概要 ..... 21
- 第2 県 ..... 21
- 第3 市町村 ..... 21
- 第4 指定地方行政機関 ..... 21
- 第5 陸上自衛隊 ..... 24
- 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関 ..... 24
- 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 ..... 27

**第2章 震災予防計画**

**第1節 建築物・施設等の耐震性向上** ..... 29

【県（関係部局）、市町村、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、  
関東地方整備局、防災関係機関】

- 第1 基本方針 ..... 29
- 第2 現況と実施計画 ..... 29

**第2節 防災都市づくり** ..... 47

【県（危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

- 第1 基本方針 ..... 47

第 2 現況と実施計画 .....	4 7
<b>第 3 節 地盤災害の予防 .....</b>	<b>5 2</b>
【県（危機管理防災部、県土整備部、環境部）】	
第 1 基本方針 .....	5 2
第 2 現況 .....	5 2
第 3 実施計画 .....	5 2
<b>第 4 節 地震火災等の予防 .....</b>	<b>5 6</b>
【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】	
第 1 基本方針 .....	5 6
第 2 現況 .....	5 6
第 3 実施計画 .....	5 6
<b>第 5 節 震災に強い地域（社会）づくり .....</b>	<b>5 8</b>
【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】	
第 1 基本方針 .....	5 8
第 2 留意点 .....	5 8
第 3 現況 .....	5 8
第 4 実施計画 .....	5 8
<b>第 6 節 防災教育 .....</b>	<b>6 2</b>
【県（県民生活部、危機管理防災部、教育局）、市町村】	
第 1 基本方針 .....	6 2
第 2 現況 .....	6 2
第 3 実施計画 .....	6 2
<b>第 7 節 防災訓練 .....</b>	<b>6 4</b>
【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】	
第 1 基本方針 .....	6 4

第 2 現況と実施計画	6 4
<b>第 8 節 調査研究</b>	<b>6 8</b>
【県（総務部、危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部）、市町村】	
第 1 基本方針	6 8
第 2 現況	6 8
第 3 実施計画	6 8
<b>第 9 節 震災に備えた体制整備</b>	<b>7 1</b>
【県（各部局）、市町村、関係機関】	
第 1 基本方針	7 1
第 2 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備	7 1
第 3 情報通信施設の整備	7 4
第 4 ボランティア等の活動支援の整備	7 7
第 5 消防	7 9
第 6 危険物	7 9
第 7 救急救助	8 0
第 8 医療救護	8 1
第 9 避難	8 5
第 1 0 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備	8 9
第 1 1 帰宅困難者対策	9 7
第 1 2 遺体の埋・火葬	9 9
第 1 3 防疫対策	9 9
第 1 4 応急住宅対策	1 0 0
第 1 5 文教対策	1 0 0
第 1 6 災害時要援護者の安全対策	1 0 2

## 第3章 震災応急対策計画

### 第1節 応急活動体制 ..... 107

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標 ..... 107

第2 県の活動体制 ..... 107

第3 防災活動拠点の開設・運営 ..... 116

第4 市町村等の防災体制 ..... 117

### 第2節 災害情報の収集 ..... 119

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標 ..... 119

第2 情報連絡体制 ..... 119

第3 被害情報等の収集体制 ..... 121

第4 災害情報計画 ..... 124

第5 災害通信計画 ..... 127

### 第3節 広報広聴活動 ..... 130

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標 ..... 130

第2 災害広報資料の収集 ..... 130

第3 住民への広報 ..... 130

第4 報道機関への発表 ..... 131

第5 帰宅困難者・災害時要援護者への広報 ..... 133

第6 広聴活動 ..... 133

### 第4節 自衛隊災害派遣 ..... 136

【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村、消防機関】

第1	目標	1 3 6
第2	災害派遣活動の範囲	1 3 6
第3	災害派遣の要請	1 3 7
第4	自衛隊との連絡	1 3 8
第5	災害派遣部隊の受入れ体制の確保	1 3 9
第6	経費の負担区分	1 4 0

## **第5節 応援要請・要員確保** 1 4 1

【県（直轄、県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、産業労働部）、市町村、防災関係機関】

第1	目標	1 4 1
第2	相互応援協力	1 4 1
第3	要員確保	1 4 3

## **第6節 応援の受入** 1 4 5

【県（県民生活部、福祉部、保健医療部、危機管理防災部、警察本部、関係部局）、市町村、各消防本部】

第1	目標	1 4 5
第2	国からの応援受入	1 4 5
第3	地方公共団体からの応援受入	1 4 6
第4	ボランティアの応援受入	1 4 7
第5	公共的団体からの応援受入	1 4 8
第6	海外からの応援受入	1 4 9

## **第7節 災害救助法の適用** 1 5 1

【県（危機管理防災部）、市町村】

第1	目標	1 5 1
第2	災害救助法の適用手続	1 5 1
第3	災害救助法の適用	1 5 1

第4 応急救助の実施方法 .....	152
<b>第8節 消防活動 .....</b>	<b>154</b>
【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】	
第1 目標 .....	154
第2 消防 .....	154
<b>第9節 救急救助・医療救護 .....</b>	<b>157</b>
【県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、病院局）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日本赤十字社埼玉県支部、消防機関】	
第1 目標 .....	157
第2 救急救助体制 .....	157
第3 傷病者搬送 .....	158
第4 医療救護 .....	158
第5 後方医療 .....	162
第6 保健衛生 .....	163
<b>第10節 水防・土砂災害対策 .....</b>	<b>164</b>
【県（農林部、県土整備部）、水防管理団体（市町村等）】	
第1 目標 .....	164
第2 水防活動 .....	164
第3 土砂災害等の防止 .....	165
<b>第11節 避難 .....</b>	<b>166</b>
【県（危機管理防災部、県土整備部、関係部局〔施設管理者〕、警察本部）、市町村、水防管理団体、自衛隊】	
第1 目標 .....	166
第2 避難活動 .....	166
第3 避難所の設置・運営 .....	167

第4 県避難所の設置・運営	170
---------------	-----

## 第12節 警備・交通規制 171

【県（県土整備部、警察本部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

第1 目標	171
-------	-----

第2 警備措置	171
---------	-----

第3 交通規制措置	171
-----------	-----

第4 直下型地震に対応する交通規制	173
-------------------	-----

## 第13節 緊急輸送 175

【県（各部局、警察本部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、（社）埼玉県建設業協会、関係機関】

第1 目標	175
-------	-----

第2 基本方針	175
---------	-----

第3 輸送対象	175
---------	-----

第4 陸上輸送	175
---------	-----

第5 航空輸送等	179
----------	-----

第6 物資の集積場及び要員の確保	179
------------------	-----

第7 救援物資の供給	180
------------	-----

第8 災害救助法が適用された場合の費用等	181
----------------------	-----

## 第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給 182

【県（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部、会計管理者、企業局、教育局）、市町村、関東農政局、水道企業団】

第1 目標	182
-------	-----

第2 飲料水の供給	182
-----------	-----

第3 食料の供給	183
----------	-----

第4	生活必需品等の供給	186
第5	救援物資の供給	188
<b>第15節</b>	<b>帰宅困難者対策</b>	<b>189</b>
【県（直轄、企画財政部、県民生活部、危機管理防災部）、市町村、各鉄道機関、東日本電信電話株式会社、各報道機関、東京電力】		
第1	目標	189
第2	現況	189
第3	帰宅困難者への情報提供	189
第4	一時滞在施設の確保	190
第5	企業・学校等における帰宅困難者対策	191
第6	帰宅支援	192
<b>第16節</b>	<b>遺体の取扱い</b>	<b>193</b>
【県（保健医療部、警察本部）、市町村、医療機関、】		
第1	目標	193
第2	遺体の捜索	193
第3	遺体の埋・火葬	194
<b>第17節</b>	<b>環境衛生</b>	<b>195</b>
【県（環境部、保健医療部）、市町村】		
第1	目標	195
第2	廃棄物処理	195
第3	防疫活動	196
第4	食品衛生監視	196
第5	動物愛護	197
<b>第18節</b>	<b>公共施設等の応急対策</b>	<b>199</b>
【県（各部局、警察本部）、市町村、防災関係機関】		

第1	目標	199
第2	公共建築物	199
第3	ライフライン施設	200
第4	交通施設の応急対策	207
第5	その他公共施設等	214
第6	一般建築物等	215

## **第19節 応急住宅対策** ..... **216**

【県（危機管理防災部、都市整備部）、市町村、関東森林管理局】

第1	目標	216
第2	被災住宅の応急修理	216
第3	応急住宅の供給	216
第4	住宅関係障害物除去	218
第5	災害復旧用材の調達等	219

## **第20節 文教対策** ..... **220**

【県（総務部、危機管理防災部、教育局）、市町村】

第1	目標	220
第2	応急教育	220
第3	教材・学用品等の調達及び配給の方法	221
第4	授業料の減免、奨学金貸与の措置	222
第5	文化財の応急措置	222

## **第21節 災害時要援護者への配慮** ..... **223**

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部、農林部、都市整備部、教育局）、市町村、施設管理者】

第1	目標	223
第2	社会福祉施設入所者等の安全確保対策	223

第3	在宅災害時要援護者の安全確保対策	224
第4	外国人の安全確保	225

## 第4章 震災復旧復興対策計画

### 第1節 迅速な災害復旧 ..... 226

【県（各部局）、市町村、関東財務局、防災関係機関】

第1	基本方針	226
第2	災害復旧事業計画の作成	226
第3	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	227
第4	災害復旧事業の実施	230

### 第2節 計画的な災害復興 ..... 231

【県（各部局）、市町村】

第1	基本方針	231
第2	震災復興対策本部の設置	231
第3	震災復興計画の策定	231
第4	震災復興事業の実施	232

### 第3節 生活再建等の支援 ..... 234

【県（総務部、危機管理防災部、産業労働部、福祉部、農林部、都市整備部）、市町村、埼玉労働局、国税庁、郵便事業株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、東日本電信電話株式会社、社会福祉協議会】

第1	基本方針	234
第2	被災者の生活確保	234
第3	被災者への融資等	236
第4	被災者生活再建支援制度	245

## 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

### 第1節 計画の位置づけ ..... 248

【県（危機管理防災部）】

第1 策定の趣旨 ..... 248

第2 基本的な考え方 ..... 248

第3 前提条件 ..... 248

### 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置 ..... 250

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標 ..... 250

第2 東海地震注意情報の伝達 ..... 250

第3 活動体制の準備等 ..... 251

### 第3節 警戒宣言に伴う措置 ..... 253

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標 ..... 253

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報 ..... 253

第3 活動体制 ..... 254

第4 広報 ..... 257

第5 警備・交通対策 ..... 260

第6 公共輸送対策 ..... 262

第7 教育、病院、福祉施設対策 ..... 265

第8 ライフライン対策 ..... 269

第9 生活物資等輸送対策 ..... 273

# 第1章 総則

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的 【県（危機管理防災部）】

### 第1 趣旨

この計画は、災害対策基本法第40条の規定により、埼玉県地域にかかる地震災害について、住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、下記に掲げる必要な事項を定めるものとする。

- 1 県、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する計画
  - (1) 防災組織に関する計画
  - (2) 情報の収集及び伝達に関する計画
  - (3) 災害防除に関する計画
  - (4) 被災者の救助保護に関する計画
  - (5) 災害警備に関する計画
  - (6) 自衛隊災害派遣要請に関する計画
  - (7) その他の計画
- 4 災害の復旧に関する計画
- 5 その他必要と認める計画

### 第2 計画の策定

- 1 県は、防災会議を設置し、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

災害対策基本法によって定められている国、県、市町村の防災会議と防災計画の体系は以下のとおりである。



#### 2 県防災会議

防災会議の組織及び運営については、関係法令、県防災会議規程、県防災会議運営要綱及び県防災会議の権限に属する事項のうち会長が専決処理できる事項の定めるところによるものとする。

その任務及び組織については、次のとおり。

(1) 県防災会議（災対法第14条）

- ア 県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ウ 県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- エ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- オ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 防災会議の庶務は、県消防防災課がこれにあたる。

[関連情報]（資料 防予1-1）埼玉県防災会議規則

3 市町村防災会議（災対法第16条）

市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

### 第3 計画の効果的推進

男女双方の視点に配慮した防災を進めるために、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

また、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開する必要がある。

### 第4 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 県	埼玉県
2 県防災計画（風水害編）	埼玉県地域防災計画（風水害・事故災害対策編）
3 県防災計画（震災編）	埼玉県地域防災計画（震災対策編）
4 市町村防災計画	市町村地域防災計画
5 本部	埼玉県災害対策本部
6 支部	埼玉県災害対策本部の支部
7 本部条例	埼玉県災害対策本部条例
8 災対法	災害対策基本法
9 救助法	災害救助法

## 第2節 埼玉県の地形・地質 【県（危機管理防災部）】

### 第1 概要

埼玉県の地形は、群馬県高崎市、埼玉県寄居町、東京都八王子市をとおる高崎－八王子線によって大きく2分され、西側には関東山地、東側には埼玉（関東）平野がある。しかし、地形区分の上からは、関東山地、同山地内の秩父盆地、同山地東縁ぞいの丘陵群、標高10～70mで関東ローム層からなる台地及び河川沿いの低地に分類される。

### 第2 山地

県内の山地は、上武山地、外秩父山地及び奥秩父山地からなり、西端の十文字峠（2,030 m）から、甲武信ヶ岳（2,483m）をはじめとする2,000m級の峰が西から東へほぼ同じ高さで連なり、侵食平坦面を呈している。この2,000m前後の平坦面の北側に、両神山に代表される標高1,700m前後の面、天目山で代表される標高1,500～1,600m前後の面、大霧山、堂平山に代表される標高700m前後の面と、四段の侵食平坦面が高位平坦面を形成して階段状に分布し、高崎－八王子線で終わっている。

これらの山地は荒川及びその支流、入間川、その他いくつかの大小の河川によって侵食され、壮年期の地形を呈している。荒川沿いには上記の3つの山地に囲まれる秩父盆地が形成されている。

秩父山地は、中古生界及び新生界からなっている。中・古生界は長瀨系（変成岩）・秩父系（堆積岩）・大滝層群・山中地溝帯の白亜系・跡倉層群などからなり、前記の高位平坦面を形成している。新生界は中新世から完新世の地層からなり、段丘地形や谷底低地を形成している。

中・古生界の一般走向は北西－南東方向で、同方向に軸をもつ褶曲や、同方向の断層が発達し、全体が帯状配列をした地質構造である。

### 第3 丘陵地

丘陵地は、関東山地の北東～東縁ぞいに半島状または残丘状に分布する。これらは利根川や荒川、多摩川などの河川に分断され、埼玉県内では北から児玉丘陵、松久丘陵、比企丘陵、岩殿丘陵、毛呂山丘陵、高麗丘陵、加治丘陵及び狭山丘陵が分布する。これらの丘陵は、形態や構成層の違いから、北と南の2つの丘陵群に分かれる。北部の比企丘陵と岩殿丘陵の構成層は中新統の浅海底堆積物の松山層群で、これを不整合に下部更新統の高位段丘礫層が覆っている。毛呂山丘陵から南部の丘陵構成層は下部更新統の扇状地性堆積物の飯能礫層、仏子層及び豊岡礫層からなる。各丘陵は平坦な頂面をもつが、関東山地に接する西側の方が東側に比べて高い。これは第四紀を通じて関東山地の隆起運動に関連した傾動運動を各丘陵が受けてきたことを示している。また、北側の丘陵が南側の丘陵に比べて頂面高度が低くなる傾向が認められる。これは、北側の丘陵が加須低地を中心とする関東造盆地運動によって相対的に沈降したことを示唆する。

## 第4 台地

県内の洪積台地は、おもに最終間氷期以降に形成された段丘で、高位から下末吉面、武蔵野面及び立川面よりなる。最上位の下末吉面は海成段丘で、武蔵野面及び立川面は河成段丘である。段丘は、第四紀に起こった氷期と間氷期の繰り返しで生じた海進、海退に伴って平坦面が形成され、隆起運動によって離水したものである。段丘は、頂部の平坦面と段丘崖からなり、関東ローム層に覆われている。

県内の段丘は、丘陵の北～東縁に分布し、北から本庄台地(立川面)、櫛引台地(武蔵野面・立川面)、江南台地(下末吉面)、入間台地(武蔵野面)、所沢台地(下末吉面)と連なる。これらの台地とは別に平野中東部に北北西－南南東方向に細長い大宮台地(武蔵野面)が分布している。

## 第5 低地

沖積低地とは、沖積世に河川の堆積作用によって形成された平坦な地形で、上流部から、扇状地、自然堤防地帯、三角州からなる。

沖積平野は、地下水位が高く、おもに砂～シルト\*からなる軟弱地盤のため、地震発生時に液状化現象が発生しやすい。液状化現象は、震度5以上で発生するといわれ、地震の規模が大きくなると液状化現象を生ずる震度の下限値は小さくなる傾向が認められる。過去に液状化現象の履歴の認められる地域では、再び液状化現象の発生する可能性がある。埼玉県内で液状化現象が発生した地震としては、元禄地震(1703年)、安政江戸地震(1855年)、東京湾北部地震(1894年)、関東大地震(1923年)及び西埼玉地震(1931年)などがあり、妻沼低地、加須低地、荒川低地、中川低地等多くの場所で認められている。

※シルト：土の粒子は、大きさ順に「礫(れき)」、「砂」、「シルト」、「粘土」に区分される。

### (1) 扇状地

河川の勾配が1,000分の1より大きく、河床が砂礫よりなる河川を網状流河川とよび、その河川をつくる地形が扇状地である。扇状地は、山地から平野への移り変わりが急なところででき、その地形は、谷口を中心とする同心円状の等高線で示される。妻沼低地の南部がこれにあたる。

### (2) 自然堤防地帯

自然堤防地帯は、おもになだらかな平坦面からなるが、自然堤防、後背湿地、河道跡、河畔砂丘等の微地形が認められる。河道は蛇行(曲流)することが多い。自然堤防は、河道の両側に形成される連続性のよい微高地で、河川の増水・氾濫時に堆積した砂やシルトからなる。自然堤防の背後につづく後背湿地は、河川の氾濫時に水中に浮遊していたシルトや粘土が堆積する場所で、しばしば湿地や沼が形成され、泥炭などの有機質堆積物も認められる。後背湿地や河道跡は軟弱地盤で水はけが悪いため水田などに利用されてきたが、近年は宅地造成されているところが多い。このような地域では地震発生時に液状化現象が起こりやすい。

この地帯は、利根川中流域の加須低地、荒川流域の荒川低地、中川流域の中川低地などにみられる。

### (3) 三角州

河川が海に流入するところでは、河川の運搬物質の堆積によって河口に中州ができ、河川は分流を起こす。これが次々に起こって三角州が拡大する。三角州構成層の上部をつくる主要なものは掃流物質の砂である。浮遊物質のシルト・粘土は海中に拡散してのち、薄く広がる底置層として沈積し、三角州構成層の下部をつくる。

荒川低地や中川低地の下流部がこれにあたる。約6,000年前に汎地球的な温暖期があり、海面高度は現在より約3m高く、荒川流域では川越付近、中川流域では加須付近まで海が進入してい

た。この海進は縄文海進と呼ばれ、その堆積物(有楽町層)は、粘土、シルトを主体とする。この時代に形成された三角州では地震発生時に液状化現象が起こる危険性が非常に高い。

## 第6 活断層

活断層によるいわゆる直下型地震により大きな被害が発生することから最近、活断層に関する研究が盛んに行われている。

埼玉県周辺の活断層を図 1-2-1 に示す。県内の活断層で発生したとみられる地震としては、1931年の西埼玉地震が挙げられるが、地震断層の出現は確認されておらず、どの活断層が活動したかは特定されていない。

活断層の活動の度合いをA級(千年あたりの変位量が1 m以上10m未満)、B級(千年あたり10 cm以上1 m未満)、C級(千年あたり1 cm以上10cm未満)と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定される。これらの活断層の活動間隔は数千年のオーダーと考えられる。

なお、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会は、発生すると地震の規模が大きく、社会的・経済的影響が大きいと考えられる全国の主要な98の断層帯について震源断層の位置や形状を調査し、その結果を長期評価として公表している。

図 1-2-1 埼玉県の活断層

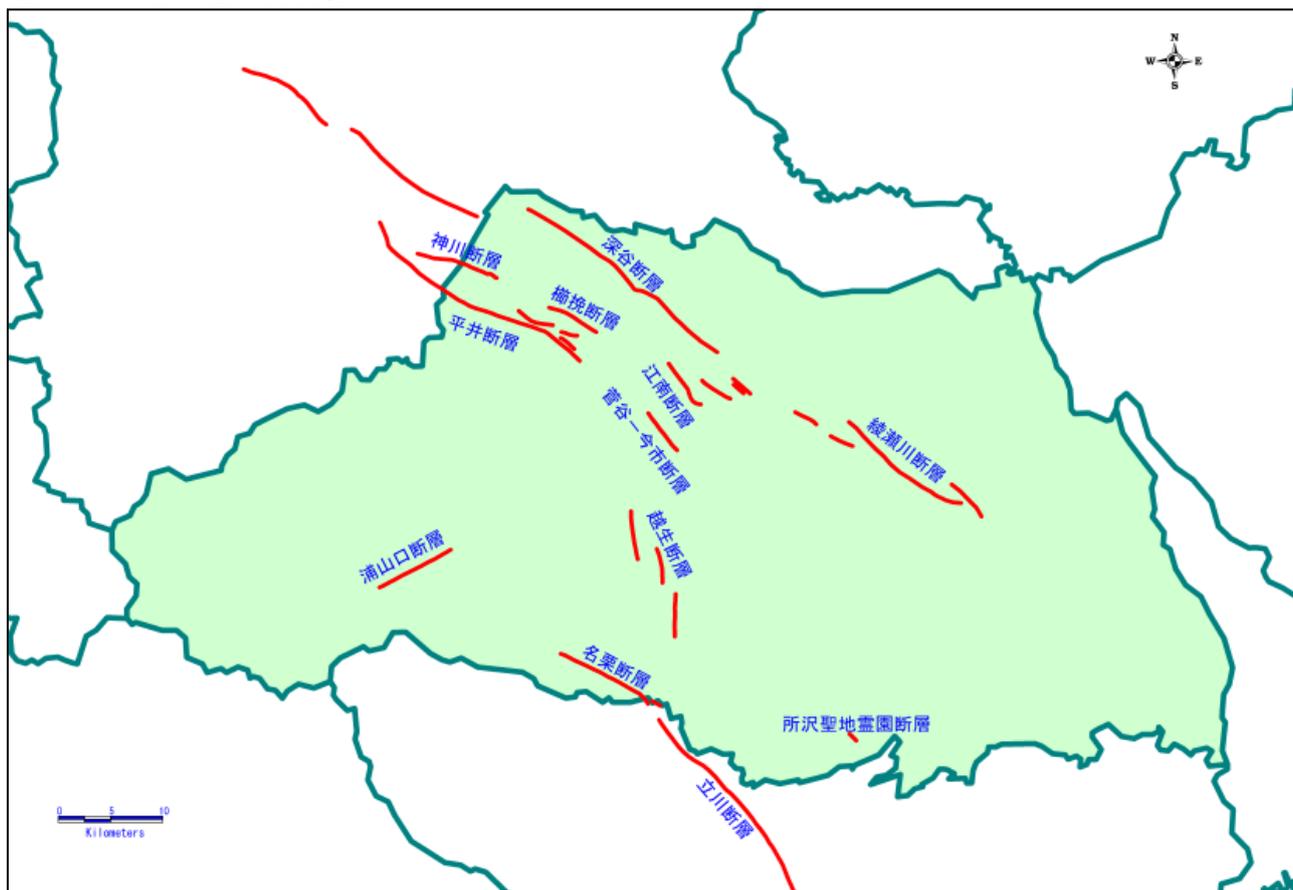


表 1-2-1 地震調査研究推進本部が公表した埼玉県内の断層帯の評価の概要

断層帯名	断層帯を構成する断層	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年以内	50年以内	100年以内	最新活動時期
立川断層帯	立川断層、名栗断層	7.4程度	0.5%~2%	0.8%~4%	2%~7%	10000年~15000年程度 約20000年~13000年前
関東平野北西縁断層帯 (主部)	深谷断層、江南断層、 綾瀬川断層(北部)	8.0程度	ほぼ0%~ 0.008%	ほぼ0%~ 0.01%	ほぼ0%~ 0.03%	13000年~30000年程度 約6200年~2500年前
関東平野北西縁断層帯 (平井-榑挽断層帯)	平井断層、神川断層、 榑挽断層	7.1程度	不明	不明	不明	不明 不明
元荒川断層帯(綾瀬川断層)	上尾市付近を境に北部と南部に分けられ、北部のみが活断層と判断される。					
荒川断層	活断層ではないと判断される。					

## 第7 表層地質

県内の表層地質は、軟弱で比較的地震動が増幅しやすいと言われている「沖積腐植土」や「沖積粘性土」が県土の25.3%を占めている。これらは、県中東部地域に広く分布している。

また、関東ローム層といわれる「火山灰質粘性土」（赤土）が県土に占める割合は18.3%である。一方、秩父地方を中心に県西部は、堅固な岩盤が広く分布している。

### 第3節 過去の地震の履歴 【県（危機管理防災部）】

埼玉県に影響を及ぼす地震としては、震源が近い、いわゆる直下型地震と、中～長距離に起こる巨大地震とがある。これら有史以来の歴史的な被害地震については、気象庁等によって地震カタログとして整理されている。

なかでも大きな被害を与えた地震としては、818年の関東諸国の地震、1855年の安政江戸地震、1923年の関東大地震及び1931年の西埼玉地震があげられる。

[関連情報] (資料 震総 3-1) 地震の基礎知識  
(資料 震総 3-2) 埼玉県における被害地震

## 第4節 地震被害想定 【県（危機管理防災部）】

### 第1 概要

平成19年度に「埼玉県地震被害想定調査」を実施した。

本調査は、本県では今回も含めて4回目となる。前回調査との主な違いは①予測単位となるメッシュの大きさを前回は500mであったのに対し、今回は250mにして詳細に予測を行ったこと②想定する地震を最近の知見に基づいて、見直したこと③埼玉県内の表層地盤のモデルを最近の知見や新しいボーリングデータに基づいて見直したこと④1つの地震で想定するケース（季節・時刻・風速）を前回は2ケースだったのに対し、今回6ケースにして様々な状況を予測したこと⑤最近の地震の被害状況を考慮して、新たな予測項目を設けたこと（エレベーター閉じ込め台数など）である。

### 第2 想定条件

地震による被害は、季節・時刻による社会的な条件の違いや気象の条件の違いによって、変わってくる。そこで、想定地震ごとに、以下に示すケースを設定して、予測を行った。

#### ○季節・時刻3ケース

- ・夏12時－大多数の人が通勤先・通学先に移動しており、日中の平均的なケース
- ・冬5時－大多数の人が住宅におり、住宅による死傷者が最も多くなるケース
- ・冬18時－火器の使用が一年中で最も多く、火災の被害が最も多くなるケース

#### ○風速2ケース

- ・3m/s－平均的な風速のケース
- ・8m/s－強風のケース

### 想定地震の一覧

今回の調査の想定地震は、国の中央防災会議や地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の5つの地震とした。

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	プレート境界で発生する地震
茨城県南部地震	7.3	
立川断層帯による地震	7.4	活断層で発生する地震
深谷断層による地震	7.5	
綾瀬川断層による地震	6.9	

想定地震の断層位置図



### 第3 想定される被害の概要等

#### 1 埼玉県地震被害想定調査

##### (1) 地震動

##### ○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南東部を中心に24市区町となる。震度6強の領域は集中してはいなく、地盤が揺れやすい箇所に散在する。

##### ○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、東部を中心に12市区町となる。震度6強の領域は集中してはいなく、地盤が揺れやすい箇所に散在する。

##### ○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に3市となる。南西部の断層近傍では、震度6強の領域が集中する。

##### ○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

最大震度は7である。最大震度が6強以上となる市区町村は、中部から北部を中心に22市町となる。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の領域が集中する。

##### ○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、中部を中心に11市区町となる。震度6強の領域は集中してはいなく、断層近傍の地盤が揺れやすい箇所に散在する。

(2) 液状化

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

液状化危険度が「高い」地域は、南東部の中川低地や荒川低地を中心に広い範囲に分布している。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

液状化危険度が「高い」地域は、南東部の中川低地や北部の利根川流域に広く分布している。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

液状化危険度が「高い」地域は、南東部の荒川低地を中心に液状化しやすい箇所に分布している。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

液状化危険度が「高い」地域は、北部の利根川流域に広く分布している。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

液状化危険度が「高い」地域は、中部の荒川流域を中心に液状化しやすい箇所に分布している。

(3) 建築物

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

約1万3千棟が全壊する。そのうち、揺れによるものは、約8千棟、液状化によるものは、約5千棟である。揺れと液状化の両方の被害が大きいのが特徴である。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

約6千棟が全壊する。そのうち、揺れによるものは、約2千棟、液状化によるものは、約4千棟である。液状化の被害が大きいのが特徴である。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

約4千棟が全壊する。そのうち、揺れによるものは、約2千棟、液状化によるものは、約2千棟である。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

約1万2千棟が全壊する。そのうち、揺れによるものは、約1万棟、液状化によるものは、約2千棟である。揺れの被害が大きいのが特徴である。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

約4千棟が全壊する。そのうち、揺れによるものは、約2千棟、液状化によるものは、約2千棟である。

(4) 火災

どの想定地震においても、焼失棟数が最も少ないのは冬5時・風速3m/sのケースで、最も多いのは冬18時・風速8m/sのケースである。以下は最も焼失棟数が多くなる冬18時・風速8m/sのケースについての説明である。

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

炎上出火が115件発生し、約2万1千棟が焼失する。炎上出火1件あたりの焼失棟数は約180棟である。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

炎上出火が29件発生し、約7千棟が焼失する。炎上出火1件あたりの焼失棟数は約230棟と、想定地震の中で最も多い。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

炎上出火が30件発生し、約7千棟が焼失する。炎上出火1件あたりの焼失棟数は約220棟である。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

炎上出火が116件発生し、約1万棟が焼失する。炎上出火1件あたりの焼失棟数は約80棟と、想定地震の中で最も少ない。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

炎上出火が22件発生し、約4千棟が焼失する。炎上出火1件あたりの焼失棟数は約190棟である。

(5) 人的被害

以下は火災の被害が大きい風速8m/sのケースの死者数についての説明である。

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

死者が最も多くなるのは、冬18時のケースで716人である。要因別には、夏12時、冬5時のケースでは建物倒壊による死者が最も多く、冬18時のケースでは火災による死者が最も多くなる。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

死者が最も多くなるのは、冬5時のケースで130人である。要因別には、どのケースも、建物倒壊による死者が最も多くなる。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

死者が最も多くなるのは、冬18時のケースで190人である。要因別には、どのケースも、建物倒壊による死者が最も多くなる。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

死者が最も多くなるのは、冬5時のケースで678人である。要因別には、どのケースも、建物倒壊による死者が最も多くなる。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

死者が最も多くなるのは、冬18時のケースで124人である。要因別には、どのケースも、建物倒壊による死者が最も多くなる。

(6) 生活支障

避難者は、避難者が最も多くなる冬18時・風速8m/sのケースについて、帰宅困難者は、最も人数が多くなる夏12時のケースについての説明である。

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

1日後の避難者は、約67万人である。そのうち、断水の影響がなくなる1ヶ月後には約14万人となる。帰宅困難者は、約122万人発生する。そのうち、東京都への外出者が最も多く約85万人となる。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

1日後の避難者は、約51万人である。そのうち、断水の影響がなくなる1ヶ月後には約6万人となる。帰宅困難者は、約106万人発生する。そのうち、東京都への外出者が最も多く約74万人となる。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

1日後の避難者は、約22万人である。そのうち、断水の影響がなくなる1ヶ月後には約4万人となる。帰宅困難者は、約85万人発生する。そのうち、東京都への外出者が最も多く約68万人となる。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

1日後の避難者は、約37万人である。そのうち、断水の影響がなくなる1ヶ月後には約7万人となる。帰宅困難者は、約40万人発生する。そのうち、県内への外出者が最も多く約21万人となる。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

1日後の避難者は、約17万人である。そのうち、断水の影響がなくなる1ヶ月後には約4万人となる。帰宅困難者は、約23万人発生する。そのうち、県内への外出者が最も多く約12万人となる。

(7) ライフライン

電力、電話の施設は火災の状況により、被害量が増えるため、最も被害が大きくなる冬18時風速8m/sのケースについて説明する。

○東京湾北部地震（マグニチュード7.3）

1日後の停電世帯数は約8万世帯、不通回線数は約3万回線、断水人口は約242万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約90万件、下水道の供給支障人口は約106万人となる。

○茨城県南部地震（マグニチュード7.3）

1日後の停電世帯数は約3万世帯、不通回線数は約8千回線、断水人口は約197万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約43万件、下水道の供給支障人口は約95万人となる。

○立川断層帯による地震（マグニチュード7.4）

1日後の停電世帯数は約2万5千世帯、不通回線数は約8千回線、断水人口は約77万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約6万件、下水道の供給支障人口は約82万人となる。

○深谷断層による地震（マグニチュード7.5）

1日後の停電世帯数は約5万世帯、不通回線数は約8千回線、断水人口は約137万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約16万件、下水道の供給支障人口は約83万人となる。

○綾瀬川断層による地震（マグニチュード6.9）

1日後の停電世帯数は約2万世帯、不通回線数は約5千回線、断水人口は約58万人となる。都市ガスの供給停止件数は直後に約16万件、下水道の供給支障人口は約81万人となる。

(8) その他

その他の項目として、エレベータ閉じこめ台数、災害時要援護者の死者数、自力脱出困難者数、災害廃棄物量、中高層住宅の被災世帯数を予測している。

想定地震別被害想定結果集計表

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾北部	茨城県南部	立川断層帯	深谷断層	綾瀬川断層	
建物	全壊数	—	—	13,245	6,191	4,148	12,557	4,129	
	半壊数	—	—	71,121	36,582	22,672	58,025	22,751	
火災	焼失棟数	夏12時	3m/s	741	9	34	146	17	
			8m/s	4,906	245	748	2,501	534	
		冬5時	3m/s	103	4	20	123	5	
			8m/s	678	107	44	2,241	143	
		冬18時	3m/s	2,086	1,004	676	583	316	
			8m/s	21,202	6,765	6,618	9,601	4,079	
人的被害	死者数(人)	夏12時	—	246	69	76	332	70	
		冬5時	8m/s	555	130	147	678	111	
		冬18時		716	126	190	560	124	
	負傷者数(人)	夏12時	8m/s	7,860	3,181	2,570	5,332	2,577	
		冬5時		14,110	5,422	3,966	8,967	3,550	
		冬18時		11,813	4,859	4,043	8,546	3,908	
生活支障	避難者数 -1日後-(人)	冬18時	8m/s	670,964	511,646	220,549	370,549	168,425	
	避難者数 -4日後-(人)			554,049	412,659	181,637	304,623	139,649	
	避難者数 -1ヶ月後-(人)			136,758	59,354	42,751	69,320	36,946	
	帰宅困難者数(人)	夏12時	—	1,217,078	1,064,735	848,131	403,458	225,233	
ライフライン	電力	電柱被害数(本)	冬18時	8m/s	8,964	3,137	2,777	5,634	2,076
		停電世帯数 -1日後-(世帯)			78,923	31,733	24,700	52,989	20,521
	通信	電柱被害数(本)	冬18時	8m/s	3,247	1,085	877	2,413	805
		不通回線数 -1日後-(回線)			28,232	8,182	8,041	8,611	5,136
	都市ガス	供給停止件数 -直後-(件)	—	—	900,838	425,923	62,350	160,379	157,104
	上水道	配水管被害数(箇所)	—	—	9,372	5,702	1,298	6,176	1,288
		断水人口 -1日後-(人)	—	—	2,419,969	1,972,984	771,739	1,367,117	575,272
	下水道	管渠被災距離(km)	—	—	3,473	3,173	2,663	2,982	2,748
		供給支障人口 -直後-(人)	—	—	1,057,090	947,154	820,644	833,683	813,328
	その他	エレベータ 閉じこめ(台)	—	—	5,059	2,824	2,260	2,565	1,906
災害時要援護者 死者数(人) (人的被害死者 数の内数)		夏12時	8m/s	91	24	27	129	25	
		冬5時		204	46	53	265	40	
		冬18時		266	45	69	218	45	
自力脱出 困難者数(人)		冬5時	—	3,020	640	701	2,284	532	
災害廃棄物量 (トン)		冬18時	8m/s	4,837,076	2,424,105	1,571,744	3,205,012	1,521,729	
中高層被災 世帯数(世帯)	冬18時	8m/s	19,314	11,346	10,067	6,182	6,846		

\* ケース、風速の欄にある“—”は、ケース、風速に影響されない被害を意味する。

## 2 首都直下地震対策専門調査会の被害想定

## (1) 想定したシーン

シーン	特徴
冬、朝5時	多くが自宅で就寝中のため家屋倒壊による圧死者が多い
秋、朝8時	通勤・通学ラッシュ時のため移動中の被災者が多い
夏、昼12時	オフィスや繁華街での被災者が多い
冬、夕方18時	火を多く使う時間のため出火数が多い

## (2) 想定した風速

風速 3m/s	比較的風が弱かったとされる阪神・淡路大震災時の風速
風速 15m/s	風が強かった関東大震災時の風速

## (3) 被害の概要

## ア 建築物

建物被害（全壊棟数及び焼失棟数）の合計は、18の地震のうち東京湾北部地震の場合が最も大きく、夕方18時、風速15m/sのケースでは約85万棟の被害を受ける。

建物被害の内訳については、多くの地震で火災による被害が最も多く、東京湾北部地震の場合、夕方18時、風速15m/sのケースにおいて、火災被害が全建物被害の約8割を占める。

## イ 人的被害

## (ア) 死者数

死者数の合計は、18の地震のうち都心西部直下地震の場合が最も大きく、夕方18時、風速15m/sのケースでは約13,000人の死者が発生する。これは、被害を受ける地域が木造家屋密集市街地に集中しており、火災による死者が特に発生しやすい地域構造となっているためと考えられる。

死者数の内訳については、多くの地震で火災による死者が最も多く、東京湾北部地震の場合、夕方18時、風速15m/sのケースにおいて、火災被害が全死者の約6割を占める。

## (イ) 避難者

避難者の想定は、東京湾北部地震及び都心西部直下地震で行っている。本県の避難者は、東京湾北部地震における家屋被害が最大となるケース（18時発生、風速15m/s）で最大となり、1日後で約100万人である。そのうち疎開者が約35万人、避難所生活者を約66万人と想定している。

## (ウ) 帰宅困難者

帰宅困難者の内訳（都県別）

埼玉県	約670,000
千葉県	約820,000
東京都	約3,900,000
神奈川県	約1,100,000
1都3県合計	約6,490,000

表 1-4-1 想定地震別被害想定結果集計表（中央防災会議首都直下地震対策専門調査会）

		東京湾北部		都心西部直下		さいたま市直下		関東平野 北西縁断層帯		立川断層帯		
マグニチュード		7.3		6.9		6.9		7.2		7.3		
最大震度		6強		6強		6強		7		6強		
区分		1都8県	埼玉県	1都8県	埼玉県	1都8県	埼玉県	1都8県	埼玉県	1都8県	埼玉県	
物的被害	建物被害	棟数	850,000	85,000	790,000	79,000	260,000	170,000	220,000	200,000	480,000	72,000
	うち火災		650,000	69,000	610,000	62,000	190,000	130,000	170,000	150,000	340,000	57,000
	震災廃棄物	万ト	9,600	600	8,800	—	2,500	—	2,000	—	5,200	—
	交通被害											
	鉄道	箇所	810	70	890	0	—	—	—	—	—	—
	道路	箇所	1,250	210	1,240	160	—	—	—	—	—	—
	ライフライン被害											
	電気	停電軒数	1,600,000	160,000	1,600,000	140,000	—	—	—	—	—	—
	通信	不通回線	1,100,000	110,000	1,100,000	90,000	—	—	—	—	—	—
	ガス	停止軒数	1,200,000	0	2,000,000	2,600	—	—	—	—	—	—
	上水道	断水人口	11,000,000	1,800,000	7,000,000	1,500,000	—	—	—	—	—	—
	下水道	支障人口	450,000	64,000	310,000	55,000	—	—	—	—	—	—
	人的被害	死者	人	11,000	700	13,000	1,100	3,300	2,500	1,700	1,500	6,300
うち火災		6,200		500	8,000	700	1,900	1,500	500	500	400	300
うち鉄道		300		—	400	—	—	—	—	—	—	—
うち道路		30		—	20	—	—	—	—	—	—	—
うち災害時 要援護者		4,100		300	4,600	400	1,700	1,300	1,000	900	3,300	300
自力脱出困難者		人	43,000	2,800	44,000	—	—	—	—	—	—	—
帰宅困難者		人	6,500,000	670,000	—	—	—	—	—	—	—	—
避難者		人	7,000,000	1,000,000	5,100,000	870,000	—	—	—	—	—	—
避難所生活者		人	4,600,000	660,000	3,300,000	570,000	—	—	—	—	—	—
疎開者	人	2,400,000	340,000	1,800,000	300,000	—	—	—	—	—	—	
※ 1都8県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県												

## 第5節 被害想定への対応 【県（危機管理防災部）】

### 第1 被害想定のかえ方

埼玉県内では、東京湾北部地震により想定される被害が大きいと予想されるが、長期的に見れば地震発生の可能性は県内のどの地域にもある。

したがって、地震災害はいつでもどこでも起こり得ると認識して、県内全域で、地域の災害特性を考慮した震災対策を進める必要がある。

このため、本計画における被害想定のかえ方としては、「平成19年度埼玉県地震被害想定調査」の想定地震である東京湾北部、茨城県南部、立川断層帯、深谷断層、綾瀬川断層の5つの地震を対象とする。

しかし、市町村によっては、想定震源との位置関係から、この5つ以外の地震による被害想定を行う必要がある。

### 第2 目標フレーム

震災対策は、地震災害を極力少なくするため、地震に強い県土・地域づくりを目指した「予防対策」と実践的な「応急対策」を行うとともに、「復旧復興計画」により、地域の復興と被災者の生活再建を迅速に図ることが基本である。特に、震災対策を効率的かつ効果的に行うためには、想定する地震による被害規模等を適切に設定し、各部局や防災関係機関等が連携を図りながら、具体的かつ実践的な対策を講じていくことが必要である。

そこで、上記5つの想定地震のなかで、ほぼ全ての項目で最大の被害を発生させる東京湾北部地震の災害状況を、①救助・医療②避難生活③応急復旧④災害時要援護者の観点から、防災関係機関等が具体的な応急対策を講じる目標フレームとして設定した。(表1-5-1)

なお、ここで設定した目標フレームは、各種対策の推進状況や社会状況の変化により、変化するものであり、状況変化等を踏まえて、実践的な応急対策を講じていくことが必要である。

表1-5-1 目標フレーム						
<b>1 救助・医療</b>						
被害状況	全壊建物		13,245	棟		
	下敷き・生き埋め者		16,816	人		
	自力脱出者		14,849	人		
救助活動	要救出者（死者含む）		1,967	人		
	内 近隣住民による救出		1,417	人		
	消防機関による救出		275	人		
	その他		275	人		
医療活動	重傷者		1,571	人		
	軽傷者		10,314	人		
<b>2 避難生活</b>						
被害状況	断水人口		2,419,969	人		
避難状況	避難人口（発災～5日後）		670,964	人		
	内	乳幼児	258,275	世帯	～1才6ヶ月	
	後期高齢者	8,948	人		75才以上	
	女性	37,572	人		10才～49才	
		168,176	人			
飲料水	飲料水需要（発災3日間）		21,780	キロリットル	1人1日3リットル×3日	
食料 （3日分）	主食		6,553,949	食		
	調整粉乳		5,906	kg		
生活必需品 （3日分）	身の回り品（*1）	1人1セット	670,964	セット		
	食器・はし	1人1セット	662,016	セット	乳幼児を除く	
	生活用品（*2）	1世帯1セット	258,275	セット		
	ローソク	2人1セット	331,008	セット	乳幼児を除く	
	ちり紙	1世帯1セット	774,825	セット	継続供給	
	大人用おむつ	後期高齢者	112,716	セット	〃	
	子供用おむつ	乳幼児	26,844	セット	〃	
	生理用品	女性	302,717	枚	〃	
	（*1）毛布・下着・タオル・靴下 等					
	（*2）作業着・サンダル・鍋・バケツ・マッチ・ビニール袋・敷物類 等					
<b>3 応急復旧</b>						
ごみ	生活ごみ（7日分 *3）		49,375	トン		
	粗大ごみ		36,436	トン		
し尿	避難所からの発生量		886	キロリットル/日		
災害廃棄物	建築物からの発生量		4,840,000	トン		
	（*3）収集体制の復旧日数					
公衆衛生	防疫活動対象		315,014	人	避難所以外の断水人口	
			121,165	世帯	〃 断水世帯	
	精神保健活動の対象		106,630	人	住宅・身内を失った者	
復旧が本格的に始まる発災4日目以降						
応急住宅	避難世帯（1カ月後）		53,347	世帯		
	住宅需要		53,347	戸		
	住宅用地		320	ha		
住宅修理	判定対象住宅		234,424	棟		
	応急危険度判定士（延べ）		25,481	人・日		
下水道被害	機能支障人口		1,057,090	人		
電力被害	停電軒数		78,923	件		
通信被害	不通回線数		28,232	回線		
<b>4 災害時要援護者</b>						
避難人口	総数（避難人口の内数）		81,210	人		

### 第3 埼玉県震災対策行動計画

地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策の実施に関する目標として、大規模地震に備えるため、減災目標を定め、県民、県、市町村が一体となって減災対策に取り組む「埼玉県震災対策行動計画」を策定した。その概要は以下のとおりである。

#### 埼玉県震災対策行動計画の概要

##### 1 基本理念

県民の生命、財産を守るため、自助・共助・公助の連携により、減災を図り、誰もが安心して暮らせる「安心・安全 埼玉」を実現する。

##### 2 減災目標

5つの想定地震（東京湾北部地震、茨城県南部地震、立川断層帯による地震、深谷断層による地震、綾瀬川断層による地震）における死傷者数の半減

##### 3 計画期間

平成20年度から平成27年度：8年間

（中期目標：平成23年度（平成20年度から平成23年度：4年間））

##### 4 計画内容

###### (1) 4つの施策目標

- ・防災意識の醸成
- ・予防施策の充実
- ・応急対策・災害対応能力の向上
- ・復旧・復興対策の実施

###### (2) 2本の施策の柱

- ・県民への普及、啓発
- ・民間住宅・建築物の耐震化の促進
- ・公共建築物の耐震化の推進
- ・延焼を防ぐ対策の推進
- ・公共構造物の耐震化促進
- ・災害時の医療体制の整備 など

###### (3) 108項目のアクション

- ・地震ハザードマップ作成の支援
- ・住宅の耐震診断の推進
- ・多数の者が利用する建築物耐震化の促進
- ・県有建築物の耐震化の推進
- ・市街地整備事業の実施
- ・自主防災組織の結成促進
- ・緊急輸送道路の整備及び橋梁の耐震化の実施
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備
- ・災害拠点病院の指定及び連携強化 など

##### 5 具体的な取組

###### (1) 民間住宅・建築物の耐震化の促進（住宅の耐震化率90%）

- ・住宅の無料耐震診断の実施（年間5,000戸）
- ・「多数の者が利用する建築物の耐震改修」への補助
- ・市町村における住宅への補助制度の導入

(2)延焼を防ぐ対策の推進

- ・市街地整備事業の実施（20,000ha・23年度）
- ・防火・準防火地域の指定促進（6,800ha）
- ・自主防災組織の組織率向上（90%・23年度末）

(3)公共構造物の耐震化推進等

- ・緊急輸送道路の橋梁の耐震化（89%）
- ・急傾斜地崩壊対策の推進（123箇所）

#### 第4 応急対応シミュレーション

各部局や市町村、防災関係機関が行う応急対策は、それぞれが有する機能を十分に活かすとともに、それぞれが有機的に連携を図って対処することが必要である。そのため、各防災機関は、担当する対策について、全体の応急対策の流れを踏まえて、適切に対応していくことが必要である。

そこで、県、市町村、防災関係機関が行う対応状況について、地震発生時から時間の経過に応じて、整理していくものとする。

## 第6節 防災機関の処理すべき事務又は業務大綱 【県（危機管理防災部）、市町村、関係機関等】

### 第1 概要

防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

#### 1 災害予防

- (1) 防災に関する組織の整備
- (2) 防災に関する訓練の実施
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善

#### 2 災害応急対策

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (5) 施設及び設備の応急の復旧
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- (8) 緊急輸送の確保
- (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置

### 第2 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。（災対法第4条第1項）

### 第3 市町村

市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。（災対法第5条第1項）

### 第4 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災対法第3条第1項）

### 関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する事。
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関する事。
- 3 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関する事。
- 4 警察通信の確保及び統制に関する事。

### 関東財務局

- 1 災害査定立会に関する事。
- 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。
- 3 地方公共団体に対する融資に関する事。
- 4 国有財産の管理処分に関する事。

### 関東信越厚生局

- 1 管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事。
- 2 関係職員の派遣に関する事。
- 3 関係機関との連絡調整に関する事。

### 関東農政局

- 1 災害予防対策
  - (1) ダム・堤防・ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関する事。
  - (2) 農地・農業用施設等を防護するため防災ダム・ため池・湖岸堤防・土砂崩壊防止・農業用河川工作物・たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関する事。
- 2 応急対策
  - (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。
  - (2) 災害地における種もみ、その他営農資機の確保に関する事。
  - (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。
  - (4) 災害時における農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。
  - (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関する事。
  - (6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給する事。
- 3 復旧対策
  - (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地・農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。
  - (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。

### 関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関する事。
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事。

### 関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。
- 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
- 3 被災中小企業の振興に関する事。

#### 関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事。
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

#### 関東運輸局 埼玉運輸支局

- 1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関する事。
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関する事。
- 3 災害時における不通区間の回輸送の指導に関する事。

#### 東京航空局 東京空港事務所

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関する事。
- 2 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
- 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

#### 東京管区気象台（熊谷地方気象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事。
- 2 気象、地象(地震にあっては、地震動に限る)及び水象の予報及び警報に関する事。
- 3 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関する事。
- 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関する事。

#### 関東総合通信局

- 1 電波及び有線電気通信の監理に関する事。
- 2 防災及び災害対策用無線局の開設・整備についての指導に関する事。
- 3 災害時における非常通信の確保に関する事。
- 4 非常通信訓練の計画及び、その実施についての指導に関する事。
- 5 非常通信協議会の育成及び指導に関する事。

#### 埼玉労働局

- 1 工場、事業場における労働災害の防止に関する事。
- 2 職業の安定に関する事。

#### 関東地方整備局

管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。

- 1 災害予防
  - (1) 震災対策の推進
  - (2) 危機管理体制の整備
  - (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進
  - (4) 防災教育等の実施
  - (5) 防災訓練
  - (6) 再発防止対策の実施
- 2 災害応急対策
  - (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保

- (2) 活動体制の確保
  - (3) 災害発生直後の施設の緊急点検
  - (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
  - (5) 災害時における応急工事等の実施
  - (6) 災害発生時における交通等の確保
  - (7) 緊急輸送
  - (8) 二次災害の防止対策
  - (9) ライフライン施設の応急復旧
  - (10) 地方公共団体等への支援
  - (11) 被災者・被災事業者に対する措置
- 3 災害復旧・復興
- (1) 災害復旧の実施
  - (2) 都市の復興
  - (3) 被災事業者等への支援措置

## 第5 陸上自衛隊

### 陸上自衛隊第32普通科連隊

- 1 災害派遣の準備
  - (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること。
  - (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること。
  - (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施。
- 2 災害派遣の実施
  - (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関すること。
  - (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

## 第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。（災対法第6条第1項）

### 1 指定公共機関

#### 東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社

- 1 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行うこと。
- 2 災害により線路が不通となった場合
  - (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと。
  - (2) 線路の復旧及び脱線車両の複線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をする。
- 3 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと。
- 4 死傷者の救護及び処置を行うこと。
- 5 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと。

- 6 駐車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと。

**東日本電信電話株式会社 埼玉支店 ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 埼玉支店**

- 1 電気通信設備の整備に関すること。
- 2 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること。
- 3 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

**郵便事業株式会社**

- 1 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること。
- 2 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること。

**日本赤十字社 埼玉県支部**

- 1 災害応急救護のうち、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く。）を行うこと
- 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと。
- 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分に関すること。

**NHKさいたま放送局**

- 1 県民に対する防災知識の普及に関すること。
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

**東日本高速道路株式会社 関東支社**

〔高速自動車国道に係わる〕

- 1 災害防止に関すること。
- 2 被災点検、応急復旧工事等に関すること。
- 3 災害時における利用者等へのう回路等の情報（案内）提供に関すること。
- 4 災害復旧工事の施工に関すること。

**首都高速道路株式会社**

- 1 首都高速道路の保全に関すること。
- 2 首都高速道路の災害復旧に関すること。
- 3 災害時における緊急交通路の確保に関すること。

**日本通運株式会社 埼玉支店**

災害応急活動のため、知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。

**東京電力株式会社 埼玉支店**

- 1 災害時における電力供給に関すること。
- 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

**東京ガス株式会社 埼玉支店**

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。

**2 指定地方公共機関**

**東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉新都市交通(株)、埼玉高速鉄道(株)、首都圏新都市鉄道(株)**

- 1 鉄道施設等の安全保安に関すること。
- 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

**社団法人埼玉県トラック協会**

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

**土地改良区**

- 1 防災ため池等の設備の整備と管理に関すること。
- 2 農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧に関すること。
- 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関すること。

**水害予防組合**

- 1 水防施設資材の整備に関すること。
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
- 3 水防活動に関すること。

**ガス供給事業者（都市ガス）**

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。

**株式会社テレビ埼玉**

- 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

**株式会社エフエムナックファイブ**

- 1 県民に対する防災知識の普及啓発に関すること。
- 2 県民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。
- 3 災害時における広報活動並びに被害状況等の速報に関すること。

**社団法人埼玉県医師会、社団法人埼玉県歯科医師会、社団法人埼玉県看護協会**

- 1 医療及び助産活動の協力に関すること。
- 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
- 3 災害時における医療救護活動の実施に関すること。

#### 社団法人埼玉県バス協会

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること。

#### 社団法人埼玉県エルピーガス協会

- 1 ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること。
- 2 ガスの供給の確保に関すること。
- 3 カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること。

### 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。（災対法第7条第1項）

#### 農業協同組合

- 1 市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力
- 2 農作物の災害応急対策の指導
- 3 被災農家に対する融資、あっせん
- 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
- 5 農産物の需給調整

#### 農 林 組 合

- 1 県、市町村が行う被害状況調査その他応急対策の協力
- 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせん

#### 漁業協同組合

- 1 組合員の被災状況調査及びその応急対策
- 2 漁船、共同利用施設の災害応急対策及びその復旧
- 3 被災組合員に対する融資又はそのあっせん
- 4 県、市町村が行なう被害状況調査その他応急対策の協力

#### 生活協同組合

- 1 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること。
- 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること。

#### 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

- 1 災害時要援護者の支援に関すること。
- 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。

#### 商工会、商工会議所等商工業関係団体

- 1 市町村が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。
- 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- 3 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。

**病院等経営者**

- 1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。
- 2 被災時の病人等の収容、保護
- 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。

**社会福祉施設経営者**

- 1 避難施設の整備と避難等の訓練
- 2 災害時における収容者の保護

**金融機関**

被災事業者等に対する資金の融資

**学校法人**

- 1 避難施設の整備と避難等の訓練
- 2 被災時における教育対策
- 3 被災施設の災害復旧

**婦人会等社会教育関係**

市町村が実施する応急対策についての協力に関すること。

## 第2章 震災予防計画

## 第2章 震災予防計画

### 第1節 建築物・施設等の耐震性向上

【県（関係部局）、市町村、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、  
関東地方整備局、防災関係機関】

#### 第1 基本方針

地震による被害を最小限に止めるため、耐震改修の推進体制を整備し施設構造物等の耐震性の向上を積極的に行う。生活に密接に関連する公共施設等は、計画的に耐震性の向上を図るとともに、代替性の確保等により、総合的に機能の確保を図る。

#### 第2 現況と実施計画

##### 1 建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、埼玉県耐震改修促進計画を策定し、この計画に従い耐震化を実施する。

##### (1) 公共建築物等

##### ア 県有建築物等

県は、建築基準法で規定されている現行の耐震基準<sup>注1)</sup>（以下、この章において「現行耐震基準」という。）以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を次の順に実施する。耐震改修の優先順位は、次のとおりとする。

##### (ア) 耐震性能が劣る建築物

##### (イ) 耐震性能がやや劣る防災上重要な建築物※

##### (ウ) 多くの県民が利用する県有建築物

※防災上重要な県有建築物

災害対策本部組織が設置される施設

医療救護活動施設

応急対策活動施設

避難収容施設

社会福祉施設

同一用途の建築物が多数ある場合は、耐震性能や「東京湾北部地震」による被害想定で示された地域性を考慮する。

また、これらの施設が、大規模地震発生直後に、水及び電力等を確保して、ライフライン系統の不測の事態にも、継続してその機能が果たせるよう、耐震性貯水槽や非常電源設備等の整備を計画的に実施する。

なお、平成18年8月に主要な県有建築物の耐震性の公表を行った。

注1)：昭和56年新耐震基準

##### イ 市町村有建築物等

【県（都市整備部）、市町村】

県は、市町村に対して、防災上重要な建築物等の地震対策上の重要度を勘案し「市町村耐震改修促進計画」を策定するよう助言する。市町村は、この計画に基づき、現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

市町村は、県の助言に基づき、計画的に耐震診断、耐震改修等を実施する。

ウ 防災関係機関が有する建築物等

【防災関係機関】

県は、防災関係機関に対して防災関係機関の所有又は使用する建築物の耐震性の強化を、県の公共建築物等の耐震化対策に準じて実施するよう指導する。

防災関係機関は、所有又は使用する現行耐震基準以前の基準で建築された建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修等を実施する。

(2) 一般建築物

【県（県土整備部、都市整備部、危機管理防災部）、市町村】

一般建築物の耐震化は、所有者又は使用者の責務として行うものとし、県および建築主事を置く市町村は、そのための助言、指導、支援を行うものとする。

ア 建築指導等

建築物全般（建築設備を含む。）及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）の安全性の確保については、建築基準法に基づく建築確認申請の審査等を通じ指導を行い、その実効を図っている。

具体的内容としては、建築物等の構造耐力上、防火及び避難上等の諸点についての安全確保を図る上で以下の規定がある。

- (ア) 木造及び組積造等の一般構造規定
- (イ) 一定規模以上の木造及び組積造等建築物の禁止
- (ウ) 一定規模以上の建築物について、構造計算を行いその安全性を確認する
- (エ) 一定規模以上の特定建築物について、耐火建築物又は準耐火建築物とする
- (オ) 防火区域、内装制限及び防火戸等の諸規定による制限
- (カ) 避難階段及び非常用進入口等の諸規定
- (キ) 一定規模以上の建築物の設計及び工事監督は建築士が行う

建築基準法の防災関係の規定については、近年発生した地震及び火事事例に鑑み、一般構造及び防火避難規定等が強化されている。

また、埼玉県建築基準法施行条例で建築物の構造等について、安全上及び防災上の制限を付加し、安全性についての実効を図っている。

イ 高層建築物等の防災対策

県は、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」により、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で次に掲げる建築物（高層建築物等）の建築にあたって、震災における安全性を確保するための措置に関する計画（防災計画）の届出を義務づけている。また、県は防災計画の内容について必要な指導又は助言を行う。

- (ア) 高さが31メートルを超える建築物（規則で定めるものを除く）
- (イ) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第147条の2各号に掲げる建築物（前号に掲げるものを除く）
- (ウ) 前2号に掲げるもののほか、震災時における安全性を確保するための措置をとることが必要である建築物として知事が指定するもの。

ウ 耐震化対策

一般建築物の耐震性向上の促進を図るため、建築物の所有者又は使用者に対して、耐震診断及び耐震改修等の重要性について啓発を行うとともに、建築物の耐震化のために必要な情報の提供を行う。

- (ア) 重点的に耐震診断を誘導すべき区域の指定  
避難又は復旧活動上必要な区域、火災による延焼が著しいと想定される木造住宅密集

区域など、重点的に耐震診断を誘導すべき区域を設定し、当該区域における下記(イ)以降の耐震化対策を積極的に行っていくものとする。

(イ) 耐震化に関する相談窓口の設置

建築物の耐震診断、改修等に関する県民等の相談に応ずる窓口を設置する。

(ウ) 耐震診断を行う技術者の養成

耐震診断講習会の開催など、建築物の耐震診断及び耐震改修設計を行う技術者を養成し、耐震化を促進する。

(エ) 耐震性に関する知識の普及・啓発

耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、県民への知識の普及・啓発に努める。

(オ) 建築士団体等との協力

建築士団体等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図る。

(カ) 緊急輸送道路等における既存建築物の実態把握

県は、市町村及び関係団体と連携して、震災時において物資の輸送、避難等の安全性を確保する必要があると認める道路（緊急輸送道路等）に面する地域に存する既存建築物の耐震診断、耐震改修及び維持保全の実施状況の把握に努める。

(キ) 緊急輸送道路等における既存建築物の耐震化の助言等

県は、震災時における緊急輸送道路等の安全性を確保するため、必要であると認めるときは、既存建築物の所有者に対し、耐震診断、耐震改修又は維持保全について指導、助言又は勧告を行う。

エ 窓ガラス等の落下防止対策

県及び建築主事を置く市町村は、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険を防止するため以下の対策を講じる。

(ア) 落下防止対策の実施

繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物の所有者又は管理者に対し、落下対象物の調査の実施を指導し、その結果の報告を求める。

(イ) 落下防止に関する普及・啓発

建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行う。

(ウ) 改修等の指導

調査結果の報告に基づき、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改修を指導する。

(エ) 緊急輸送道路等における落下対象物の実態把握

県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する落下対象物の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

(オ) 緊急輸送道路等における落下防止の指導等

県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、落下対象物の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

オ ブロック塀の倒壊防止対策

県及び市町村は、地震によるブロック塀（れんが塀、石塀を含む。）の倒壊を防止するため以下の施策を推進する。

(ア) 市街地内のブロック塀の実態調査

市町村は、避難路、避難所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。

(イ) ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発

県及び市町村は、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く県民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。

(ウ) ブロック塀の点検・改修等に関する指導及び助成

市町村は、ブロック塀を設置している住民に対し、点検を行うよう指導するとともに、(イ)の実態調査に基づき危険なブロック塀に対しては改修及び生け垣化等を奨励する。また、市町村は、ブロック塀の改修や生け垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。

(エ) 緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握

県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面するブロック塀の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

(オ) 緊急輸送道路等における転倒防止の指導等

県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、ブロック塀の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

カ 自動販売機の転倒防止対策

(イ) 自動販売機の転倒防止に関する普及・啓発

県は、市町村及び関係団体と連携して、自動販売機の地震に対する安全性の確保に係る対策の普及及び啓発を行う。

(ウ) 緊急輸送道路等における自動販売機の実態把握

県は、市町村及び関係団体と連携して、緊急輸送道路等に面する自動販売機の地震に対する安全性の確保に関する実態の把握に努める。

(エ) 緊急輸送道路等における転倒防止の指導等

県は、緊急輸送道路等の安全性を確保するため、自動販売機の地震に対する安全性が確保されていないと認められるときは、所有者又は管理者に対し、必要に応じ指導、助言又は勧告を行う。

## 2 ライフライン施設

### (1) 電気施設

【県（企業局）、防災関係機関】

#### ア 電気施設の現況

県内には、東京発電（株）の発電所（水力）が9箇所、昭和電工（株）の発電所が1箇所あり、発電電力の一部を除き東京電力（株）に卸供給し、東京電力（株）が県内における需要家への電力供給事業を行っている。

#### イ 電気施設の安全対策

電気施設は以下に示す耐震設計基準に基づいて設置されている。

実施部局	施設	耐震設計基準	
東京電力(株)	変電設備	機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。	
	送電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準示法書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
	配電設備	架空線	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。
		地中線	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性に配慮した設計を行っている。
	東京発電(株)	水力発電設備	機器の耐震設計は、水平震度0.3～0.5、ダム、水門、鉄管は水平震度0.12～0.24、建物については建築基準法による耐震設計を行っている。

#### ウ 整備計画

地震に対して、各設備ごとに十分科学的な解析を行うとともに、地震被害想定結果などを参考とし、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

#### (2) ガス施設

【県（危機管理防災部）、防災関係機関】

##### ア ガス施設の安全対策

ガス施設は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、消防法及び建築基準法等の関係法令並びに関係学会が定める設計基準に適合するよう指導している。

## (ア) 県

施設名	震 災 対 策	
高圧ガス施設	長期計画	昭和57年以前に設置された高圧ガス施設については、「既存施設地震対策指針」に基づき、耐震性強化対策の実施指導を行った。さらに、その更新時に新設施設と同様、現行の「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」（平成11年4月1日改正）に適合するよう指導する。
	現 況	<p>① 貯槽等 耐震構造とし、毎年1回以上不同沈下量を測定する等の点検を指導している。</p> <p>② 配管 配管系の耐震設計を行い、曲管あるいはフレキシブルチューブの効果的使用の技術指導を行うとともに、液化塩素等の毒性ガスについては、住宅等の密集している地域においては二重配管化を指導している。</p> <p>③ 防消火設備 停電時にも機能を保持するよう、保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。 また、災害時を想定し、緊急操作が複数の遠隔な場所で行えるよう指導している。</p> <p>④ 防液堤等 屋内貯蔵の建屋は、耐震構造を徹底させ、防液堤は貯蔵の基礎構造と同一とするよう指導している。</p> <p>⑤ 除害設備等 除害設備の耐震構造化を指導。また、停電時にも機能を保持するよう保安電力（自家発電装置、バッテリー等）の保有を指導している。</p> <p>⑥ アンモニア冷凍機 配管等の接続部より漏えいが発生すると想定されるため、散水等による除害装置を設置するよう指導している。（ただし、一定の基準を満たした吸収式アンモニア冷凍機は除く。）</p>
	短期計画	上記対策に加え、保安検査及び立入検査を行うことによって「高圧ガス製造施設等地震対策要綱・基準」の遵守状況を確認し必要な指導を行う。
一般消費施設	長期計画	地震による二次災害を防止するため、販売事業者に対しては、一般消費者が地震時にとるべき緊急措置等を年1回以上周知させることを徹底させ、一般消費者に対しては、地震が起きたときの速やかな対応についての啓発を行う。
	現 況	<p>一般消費者における震災対策として次のとおり指導している。</p> <p>① ガスボンベ容器は、堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用チェーンで固定するなど、震災時に転倒しないようにしておくこと。</p> <p>② ガス配管には、全配管のガスが即時に停止できる元バルブを操作しやすい位置に取り付けること。</p> <p>③ ガス配管は、地盤の若干の移動及び家屋の振動に耐えられるよう固定するとともに、可とう性を持たせること。</p> <p>④ ゴムホースの接続部は、ホースバンドによる固定等離脱防止・ガス漏れ防止の措置を講ずること。</p>

	短期計画	LPガス一般消費者等については、震度5弱以上の地震を検知すると自動的にガスを遮断する、感震機能のついたS型保安ガスメーターなど地震対策用の安全器具の普及を促進する。
--	------	--

(イ) 東京ガス(株)等ガス事業者

	施設名	震災対策
現況	ガス製造施設	<p>① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替または補強等必要に応じた対策を講じる。</p> <p>② 二次災害等の発生を防ぐため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガスの製造設備等の被害状況を点検し、必要な措置を行うための地震時の行動基準をあらかじめ定めておく。</p>
	ガス供給設備	<p>① 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針などに基づき耐震性を考慮した設計を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し計画的に取替又は補強等必要に応じた対策を講じる。</p> <p>② 需要家の建物内でのガス漏洩を防止するため、感電遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。</p> <p>③ 二次災害の発生を防止するため、低圧・中圧導管網をブロック化し、低圧整圧器には感電遮断・遠隔遮断装置、中圧整圧器には遠隔遮断装置を設置する。</p> <p>④ 環状にループ化された高圧導管は、一定区間で分離できるように遮断装置を設置するとともに、緊急減圧するための放射塔を設置する。</p>
	検知・警備設備	<p>災害発生時等において速やかに状況の把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ工事・整圧所等に次の設備を設置し、遠隔監視する。</p> <p>ア 地震センサー(SIセンサー、液状化センサー)</p> <p>イ ガス漏れ警報装置</p> <p>ウ 火災報知器</p> <p>エ 圧力計</p> <p>オ 流量計</p>

現 況	設備の緊急停止装置等	緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯蔵・大型油貯槽・球形ガスホルダー・高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。
	緊急放散設備等	製造設備及び高圧導管の減圧を安全に行うため、必要に応じて緊急放散設備等を設置する。
	連絡・通信設備	災害時の情報連絡・指令・報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため無線通信設備等を整備する。
	ガス工作物の巡視・点検・調査等	ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

(3) 上水道施設

【県（企業局）、市町村】

ア 上水道施設の状況

県で管理する上水施設は浄水場5箇所（大久保浄水場・庄和浄水場・行田浄水場・新三郷浄水場・吉見浄水場）、中継ポンプ所5箇所（上赤坂中継ポンプ所・笹久保中継ポンプ所・高坂中継ポンプ所・江南中継ポンプ所・高倉中継ポンプ所）、送水管の延長は755Kmである。

イ 上水道施設の安全対策

(ア) 県

	施設名	震 災 対 策
現 況	取導水施設	取水口、導水管路、堤防樋管及び取水ポンプ井の各施設は、耐震・耐火構造物であり、常時監視を実施して施設の保守、保全に努めている。
	浄水施設	<p>（設計震度 鉛直0.1G、水平0.2G、高架水槽0.3G）</p> <p>① 分水井、薬品沈でん池、急速ろ過池及び浄水池の構造は耐震・耐火構造物であり、管理本管及び上屋を有する施設には消火設備を保有している。</p> <p>② 各浄水場、及び上赤坂、高坂、江南中継ポンプ所は非常用自家発電設備を有して停電時に備えている。</p> <p>③ 塩素ガス施設は、高圧ガス保安法及び県の指導基準による設備基準に準拠して設計強度を保持し、かつ感震器による緊急しや断弁、塩素ガス漏洩知機、中和装置及び防液堤等が装備されており、塩素ガス漏洩による二次災害を防止している。</p> <p>④ 場内配管は、基礎を有する構造物に対して300mmの沈下に対応できるよう伸縮可とう管を取り付けてある。</p>

現 況	送水施設	<p>(設計震度 鉛直0.1G、水平0.2G)</p> <p>① 県営水道の口径100mm～2,000mmの送水管は、ダクタイル鋳鉄管を使用している。ただし、水管橋及び伏越部分等には一部鋼管を使用している。</p> <p>② 管路は計画的に巡視し、漏水の早期発見及び復旧に努めている水管橋及び伏越部分には、300mmの沈下に対応できるように伸縮可とう管を設置してある。</p> <p>③ 各浄水場の送水管を連絡し、用水の相互送水が可能となっている。</p>
予防計画	取導水施設	常時監視を行い保全に努める。
	浄水施設	<p>各浄水場内における各施設の整備補強を行う。災害時における緊急用水を給水車等に供給するための専用給水栓を、各浄水場、中継ポンプ所及び給水拠点それぞれに設置する。</p> <p>コンクリート構造物の伸縮目地部分を補強し、水密性を確保するとともに場内配管については常時監視により保全に努める。</p>
	送水施設	<p>① 管路巡視により、随時空気弁の点検修理及び弁室の補強を行う。</p> <p>② 臨時給水装置85基を備蓄する。</p> <p>③ 災害に強い管路網を構築するため、水道施設の広域化(送水管連絡、複合化等)を進めて、被災時の応援給水を可能とする。</p> <p>④ 送水管路は、ダクタイル鋳鉄管を主体により大きな伸縮性と屈性を持ち、かつ離脱防止機能を備えた耐震継手を導入することより大地震にも耐える管路を構築する。</p> <p>⑤ 震災時の緊急給水に備えて、浄水場や中継ポンプ所に緊急備蓄の送水調整池等を築造する。</p>

(イ) 市町村、水道企業団

被害としては、上水道延べ25,940kmの配水管路において、約9,400箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の高危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

(4) 下水道施設

【県（都市整備部）、市町村】

下水道施設の安全対策

実施部局	震 災 対 策
県（都市整備部） 及び市町村	① 中継ポンプ場及び終末処理場に電力の供給停止を想定し、自家発電装置を備えるものとする。 ② 中継ポンプ場及び終末処理場の機能確保のため、再生水製造装置などを設置し、ポンプ稼動などに必要な水の確保に努める。ポンプ稼動などに必要な水の確保については、浄水製造装置、貯水槽等各処理施設の施設計画に含め備えるものとする。 ③ 処理場、ポンプ場の建設に当たっては、液状化対策を含め耐震構造として地震災害に備えるものとする。 ④ 管路計画にあたっては、ループ化や複数系統化などのバックアップ手段を考慮するものとする。 ⑤ 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを整備するとともに、再生水を消防用水として利用するなどの検討を行う。

(5) 通信設備

【東日本電信電話(株)、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店】

ア 通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話株式会社の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限を利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

施設名	震 災 対 策
建 物	① 新潟地震及び十勝沖地震を参考として関東大地震級の地震に耐えられる独自の構造設計指針により耐震設計を実施している。 ② 二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉を設置している。
建物内設備	① 建物内に設置する電話交換機、伝送、無線及び電力等の機器は振動による倒壊損傷を防止するため補強措置がされている。 ② 災害により商用電源が停電した場合でも自家用発電機、蓄電池、移動電源設備等の配備により電源が確保されるようにしてある。

建物外設備	<p>① 地下ケーブル ア 耐震性の高いとう道（通信ケーブル専用）の建設を行い、逐次地下ケーブルをこれに収容していくようにする。 イ マンホール及びとう道内のケーブルの固定化を実施している。</p> <p>② 橋りょう添加ケーブル 二次的災害の被害を想定して耐火防護及び耐震補強を実施している。</p> <p>③ 架空ケーブル 隣接構造物に対しての防護及び火災・事故等による損傷を考慮して地中化を促進している。</p> <p>④ NTTビル相互を結ぶ通信伝送については、有線ケーブルまたは無線による多ルート化を進める。</p> <p>⑤ 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。</p> <p>⑥ 通信が途絶するような最悪な場合でも被災地には最小限の通信サービスが確保できるように特設公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。</p> <p>⑦ 市町村指定の避難所等へ一般公衆通信の使用に供する特設公衆電話を設置する。</p>
移動用無線	<p>① 地域的な孤立を防止するための無線電話を配備している。</p> <p>② 通信回線の応急回線・特設公衆電話等の作成用として可搬型無線機及び衛星車載局を常備している。</p> <p>③ その他復旧作業用として工事用車両無線機及び携帯無線機等を常備している。</p>
非常用電源	<p>重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、主要地域に移動電源設備を配備している。今後、移動電源設備の増備、増強を行っていく。</p>

## イ 事業計画

- (ア) 防災の観点から設備管理を強化し、老朽または弱体設備の計画的な補強取替を進めている。
- (イ) 平素から災害復旧用資材を確保しておく。
- (ウ) 災害予防措置を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策等を積極的に推進するとともに、以下に掲げる訓練を定期又は随時実施する。なお、行政、地方自治体、警察、消防など部外の防災機関とも連携した防災訓練を計画、実施していく。
- ① 発災時初動立ち上げ訓練
  - ② 気象に関する情報伝達訓練
  - ③ 災害時における通信疎通訓練
  - ④ 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
  - ⑤ 消防及び水防の訓練
  - ⑥ 避難及び救助訓練
- (エ) 災害用伝言ダイヤル171及びiモード災害用伝言ダイヤルのPRに努める。

## 3 交通施設

## (1) 鉄道施設

## 【防災関係機関】

実施機関	震災予防対策
東日本旅客鉄道 (株) 東京支社・ 高崎支社・八王子 支社・大宮支社	1 施設の現状 ① 線路施設は、設計基準によって各線とも耐震設計がなされている。耐震設計は、条件に応じて震度法、修正震度法、動的解析法及び応答変位法を採用している。 ② 主要構造物は、関東大震災クラスの地震に耐えられるように設計されている。 2 事業計画 ① 防災情報システムの導入により、リアルタイムの情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 ② 震災予防対策は、鋭意施工中であり、さらに当面の措置として「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」（平成7年7月運輸省通達）により対応する。 また、耐震設計基準の見直しについては、「鉄道施設耐震構造検討委員会」の結論により適切に対応する。
秩父鉄道（株）	1 計画方針 鉄道の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、各施設ごとに、万全の予防措置を講じる。 2 事業計画 ① 日常の巡回検査に、さらに年1回の各構造物等の総点検を実施、記録し、将来の対策に備える。 ② 橋梁、落石等の要注意箇所は、必要に応じ現地調査の上、防護工事を実施する。
西武鉄道（株）	1 駅舎、事業所 ① 年1回の定期検査により点検を実施する。 ② 建物の位置及び構造については、建築基準法その他関係法令に基づき、耐震性の安全を確保する。 2 その他の構造物 旅客輸送の安全確保を図るため、諸構造物の耐震性を調査し補強工事を施工したが、周辺状況の変化及び老朽化による耐震性の低下を考慮し、必要に応じ現況調査と改良工事を実施する。

東武鉄道（株）	<p>1 施設の現況</p> <p>① 建造物の耐震設計は、鉄道構造物等設計標準等により、建築物の耐震設計は、法規で定められた構造強度基準により、変電所機器は重力加速度0.5G、架空線支持物は風圧の基準によりそれぞれ設計されている。</p> <p>② レンガ構造など明治、大正時代につくられた建造物は、逐次耐震性を考慮した建造物に更新している。</p> <p>2 事業計画</p> <p>阪神大震災の被害の甚大さに鑑み、既存の鉄道構造物について耐震診断を行い、耐震補強の必要なものについては、逐次耐震補強を行う。</p>
埼玉新都市交通（株）	<p>① 駅及び基地施設を除き、全線東北・上越新幹線高架張出し部の両側又は片側に架設されている。</p> <p>② 走行路の橋脚及び橋台の沈下については、新幹線と同等の配慮が行われ、かつ、落橋防止については、けた座の縁端が耐震設計になっているほか、けたストッパー、けたの連結等を実施してある。</p>
埼玉高速鉄道（株）	<p>1 施設の現況</p> <p>線路建造物は、設計基準によって耐震設計されている。</p> <p>2 事業計画</p> <p>日常の巡回検査、各施設の点検を実施記録している。</p>

(2) 道路施設

【県（農林部、県土整備部）、市町村、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、関東地方整備局】

ア 施設の現況

各機関の道路施設の現況は次のとおりである。

（平成20年4月現在）

実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況
東日本高速道路（株）	169.2km	関越自動車道、東北自動車道、東京外環自動車道、常磐自動車道、圏央道
首都高速道路（株）	29.2km	高速5号池袋線、高速6号三郷線、高速川口線、高速埼玉大宮線、高速埼玉新都心線
国土交通省関東地方整備局	286.4km	橋りょう 208 橋
県土整備部、都市整備部（H19.4現在）	2,815.6km	橋りょう 2,569 橋

県農林部	370km	
市町村	42,897.2km	
計	46,656.8km	

## イ 震災予防対策

実施機関	震災予防対策
東日本高速道路 (株)	<p>① 高速道路等の設計にあたっては、耐震設計基準等により、地質、構造等の状況に応じ十分な安全を見込み、その維持管理に当たっては、高速道路等の周辺の環境及び交通実体の変化に対応した適切な措置を講じる。</p> <p>② 高速道路等においては、日常点検、定期点検及び臨時点検を実施し、耐震性を確保するための必要な補修等の災害予防措置を講じる。</p> <p>③ 橋梁等については、構造上の安全を付加するため、落橋防止装置等の対策の促進を図る。</p> <p>④ 地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、道路利用者に対し、地震発生時の心構え、とるべき行動等の広報を行う。</p> <p>⑤ 地震による被害の拡大防止及び応急復旧活動に資するため、必要に応じ資機材、生活用品等の備蓄に努めるものとする。</p>
首都高速道路 (株)	<p>1 概要</p> <p>① 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ「橋、高架の道路等の技術基準について」（建設省道路局長、都市局長通達：平成8年11月）等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を強化する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。</p> <p>② 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。</p> <p>2 高架橋の安全性強化 落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。なお、橋脚の耐震対策（鋼版巻き立て等で補強）は平成10年度に、地盤の液状化によって生じる地盤流動化対策は平成11年度に完了している。</p> <p>3 災害時における情報収集・伝達等に必要な電気通信設備の常時点検</p> <p>4 災害時における利用者の安全確保</p> <p>5 資機材の備蓄等の措置 震災時における緊急点検・応急復旧等の対策を実施するための資機材及び物資の備蓄を行う。</p> <p>6 防災広報の実施</p> <p>7 防災訓練の実施</p>

関東地方整備局、 県（県土整備部、 農林部）、市町村	1 概要	各道路管理者は、管理道路に関し、土砂崩落、落石等の危険箇所については法面保護工等を実施する。また、老朽化した橋については架替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を進め、震災時の避難及び緊急物資の輸送に支障のないようにする。		
	2 現況			
	(1) 落石等による危険箇所	平成8年度に、国、県、市町村道の落石等による危険箇所の再総点検を実施したが、県北西部に集中して危険箇所が存在している状況である。「道路防災総点検」により対策が必要とされた箇所の状況は次のとおりである。（※20年度は見込みである。）		
		19年度末進捗	20年度	21年度以降
	完了	141	4	53
	累計	141	145	198
	未実施	57	53	0
	進捗率(%)	71%	73%	100%
	(2) 橋梁の整備	<p>「阪神淡路大震災」において、橋脚、桁が被害を受けたことから、橋脚補強や落橋防止対策を実施している。</p> <p>*平成7年1月の阪神淡路大震災で橋脚の被害が大きかった昭和55年より古い設計基準で建設された下表の橋梁を重要橋梁と位置付け対策工事を実施（コンクリート・鉄板巻立て橋脚補強及び落橋防止装置設置）</p> <p>①重要橋梁79橋の耐震補強（平成7年度～平成19年度）</p> <p>[関連情報]（資料 震予2-1）橋りょうの震災対策実施箇所図</p>		
		跨道橋（高速道路及び国道を跨ぐ橋）	28橋	
	跨線橋（鉄道を跨ぐ橋）	24橋		
	緊急輸送道路上の長大河川橋（橋長100m以上のこと）	27橋		
	計	79橋		

	②緊急輸送道路上の耐震補強の推進 ○緊急輸送道路上の耐震補強が必要な橋梁 121橋 ○平成19年度末の対策済み橋梁 49橋 ○未対策橋梁 72橋 耐震補強の計画（平成20年度～平成27年度）								
	<table border="1"> <tr> <td>第1次特定緊急輸送道路</td> <td>22橋</td> </tr> <tr> <td>第1次緊急輸送道路</td> <td>22橋</td> </tr> <tr> <td>第2次緊急輸送道路</td> <td>13橋</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>57橋</td> </tr> </table>	第1次特定緊急輸送道路	22橋	第1次緊急輸送道路	22橋	第2次緊急輸送道路	13橋	計	57橋
	第1次特定緊急輸送道路	22橋							
	第1次緊急輸送道路	22橋							
	第2次緊急輸送道路	13橋							
計	57橋								
*第2次緊急輸送道路については、東京湾北部地震による被害が想定される27市町及びその周辺13市町の範囲内にある13橋を優先して実施する。									
関東地方整備局、 県（県土整備部、 農林部）、市町村									
(3) 森林管理道 ア 森林管理道の整備目標延長1,547km イ 森林管理道のうち下記に該当するものを特に防災関連森林管理道として位置づけ、重点的に整備する。 ① 公道と公道を連絡し、バイパス的機能をもつ森林管理道 ② 唯一の生活道となっている森林管理道 3 落石等による危険箇所対策 各道路管理者は、管理道路の落石等による危険箇所について総点検を実施し、危険度によりランク付けを行い、法面保護工等を実施し危険箇所の解消を図っていく。 4 橋りょうの整備 昭和55年から前の耐震基準により建設された橋りょうのうち跨道、跨線橋長大河川橋や緊急輸送道路上の橋を中心に、橋脚補強や落橋防止対策を行い、耐震性の向上を図る。 5 防災関連森林管理道									

[関連情報] (資料 震予2-1) 橋りょうの震災対策実施箇所

#### 4 河川、ダム及び砂防治山施設

【県（農林部、県土整備部）、市町村】

##### (1) 河川

実施機関	震災予防対策
県(県土整備部)、 市町村	1 現状 県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福

	<p>川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。</p> <p>県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、昭和36年～平成18年の間の沈下量は越谷市で1.77m、川口市で1.46m、また、さいたま市においては、昭和39年～平成18年の間で1.24m沈下している。このような状況から、満潮位以下の地盤高の地域は年々増大する傾向にあり、平常時の自然排水が困難となっている。</p> <p>このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。</p> <p>耐震点検については実施している。河道改修率は、約58.4%（平成19年度末時点の県管理河川の改修率）であり、5.9kmの河川改修を実施している。（平成19年度実績）</p> <p>2 全体計画</p> <p>県及び国は、地震による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工を実施するとともに、河道改修及びしゅんせつ等を実施し、震災による水害発生を未然に防ぐことに努める。</p> <p>また、埼玉県水防情報システム整備の早期完了に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。</p>
--	--

## (2) ダム、ため池

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部、農林部、企業局）	<p>1 ダム            県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。            ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。</p> <p>2 ため池            比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に509箇所（貯水量1,000m<sup>3</sup>以上）のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。            このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。            特に老朽化の著しいもの及び耐震構造に不安のあるもので決壊流失の際、下流に及ぼす被害が大きいと思われるため池については、各施設の危険度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう土地改良区等の管理主体を指導する。            また、県及び市町村は、ため池などの農地・農業用施設において、周辺地域に被害を与える恐れのある箇所のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。</p>

## (3) 砂防治山施設

実施機関	震災予防対策
県（県土整備部、農林部）、市町村	<p>1 現況            県の砂防治山事業は、県面積の37%にあたる八高線以西の山地、丘陵地を対象として集中的に実施している。</p> <p>2 全体計画            大地震により山がゆるみ、その後の降雨によって大規模な土石流が発生するおそれがある。このため、荒廃溪流については、砂防ダム及び護岸工等の整備を推進し、土石流防止、溪流の浸食防止を図り、被害を未然に防止するとともに、既設工作物については常時点検を行い、設備の機能の維持に努める。</p>

## 第2節 防災都市づくり

【県（危機管理防災部、農林部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

### 第1 基本方針

地震災害を最小限にするため、不燃化の促進や住宅密集地の解消を図るとともに、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などにより、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

〔関連情報〕（資料 震予2-6）埼玉県震災予防のまちづくり条例

### 第2 現況と実施計画

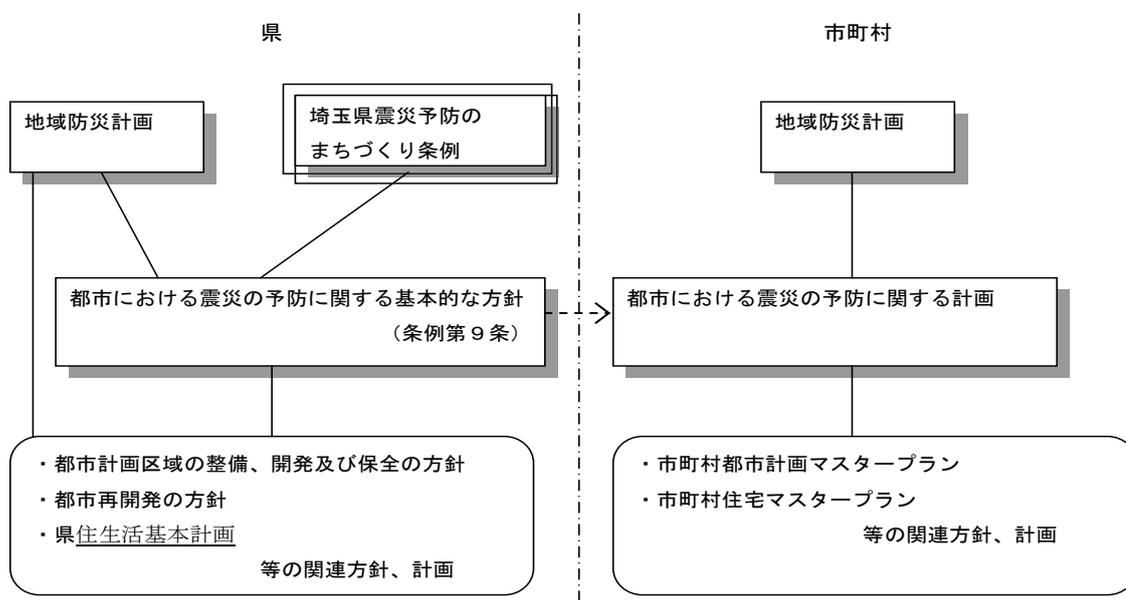
#### 1 防災都市づくりの基本

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

住民が安心して生活できる住み良いまちづくりを進めるため、防災面に配慮して、県の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）、都市再開発の方針及び住生活基本計画等に、防災再開発促進地区や安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置づけて、計画的な市街地の整備を推進していく。

また、防災都市づくりは、市街地整備などのハード施策とともに、まちづくり組織の育成や仕組みづくりが重要であり、これらのソフト施策についても、併せて進めていくことが必要である。

防災都市づくりの体系（図-2-1）



(1) 「都市における震災の予防に関する計画」の策定

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

市町村は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

県は、「都市における震災予防に関する基本的な方針」に基づき、市町村の「都市における震災の予防に関する計画」の策定を支援し、安全・安心で快適な防災都市づくりを推進する。

ア 都市における震災の予防に関する基本的な方針

(ア) 基本的な考え方

地震による災害を最小限にするために、延焼の危険性、倒壊の危険性、避難の困難性、応急活動の困難性を改善し、防災機能の高い市街地にするるとともに、日常的にも安全・安心でゆとりある快適なまちを目指す。

(イ) 基本的方針

① 密集市街地の改善と拡大防止

防災上危険な市街地を把握し、課題に応じた適切な改善を図ると同時に、住宅・住環境の向上を目指す。

② 都市施設の整備

広幅員幹線道路、緑道などの延焼遮断帯や公園・広場などの避難地等を確保する。

③ 市街地の防災性能の保全

適切な土地利用の規制・誘導や、計画的な都市基盤施設の整備などを行うことにより、防災性能の維持・保全に努める。

④ 県と市町村の役割分担による震災予防対策の推進

県は、広域的な都市基盤の整備を担うとともに、情報提供や連絡調整など総合的な震災予防対策を推進する一方、地域の実情に応じた対策を進める市町村との連携、協力及び市町村に対する必要な支援を行う。

市町村は、必要に応じて都市における震災予防に関する基本的な計画の策定を行い、震災予防のまちづくりを総合的に推進する。

イ まちの災害危険度データ整備

防災都市づくりを効率的に進めるとともに、県民の防災意識の高揚を図るため、地震災害に関する基礎的データを整備する。

また県と市町村は、防災都市づくりを県民参加により計画的・重点的に促進するため、地盤特性や市街地形態、建物立地状況等を総合的に勘案して、都市レベル、地区レベルでの災害危険度を明らかにして、その公表に努めるものとする。

(2) 土地利用の適正化

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

防災都市づくりの基本である、県民が安全に暮らせる県土づくりを推進するため、防災面に配慮し、適正な土地利用を計画的に行う。

ア 土地利用の規制・誘導

国土利用計画法に基づいて策定した国土利用計画や土地利用基本計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法などの個別法を有機的に運用して、土地利用の適正な規制を行うことにより、地震に強い安全な県土づくりを誘導する。

イ 土地情報の整備

適正な土地利用により、自然と共生した防災対策を推進するため、土地の自然条件や土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の土地情報を整備する。

2 市街地の整備等

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

災害に強い安全で快適な都市構造の形成を図るため、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを引き続き推進するとともに、各種都市計画の活用を図りながら、市街地の整備を行う。

(1) 土地区画整理事業

道路、公園等の公共施設整備や宅地の利用増進を図ることにより、安全で快適に安心して暮らせる良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業の促進を図る。

〔関連情報〕（資料 震予 2-2-1）土地区画整理事業の実施状況

(2) 市街地再開発事業

駅周辺の密集市街地などにおいて、道路や広場などの公共施設の整備と中高層耐火建築物の建設を一体的に行い、都市機能の更新を図るとともに都市の防災性を向上するため、市街地再開発事業を促進する。

また、地域の防災拠点の整備をあわせて行う市街地再開発事業を促進するため、「市街地再開発事業（防災拠点整備型）」を実施する。

〔関連情報〕（資料 震予 2-2-2）市街地再開発事業の実施状況

（資料 震予 2-2-3）市街地再開発事業（防災拠点整備型）の実施状況

(3) 都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上等を図るため、多様な都市整備事業との連携による都市の防災構造化及び住民の防災に対する意識向上を推進する。

〔関連情報〕（資料 震予 2-2-4）都市防災総合推進事業の実施状況

(4) 密集市街地の改善及び拡大の防止

県は、密集市街地（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第2条第1号に規定する密集市街地）の改善及び拡大を防止するため、密集市街地の再開発、道路、公園、緑地、空地等の整備又は確保並びに防火性能及び耐震性を有する建築物への改築等の促進に努める。

〔関連情報〕（資料 震予 2-2-5）優良建築物等整備事業の実施状況

（資料 震予 2-2-7）住宅市街地総合整備事業の実施状況

(5) 地区計画等の活用

市町村が定める地区計画等を活用し、壁面の位置の制限、かき又はさくの構造の制限、建築物等の高さの最高限度等を定めることにより、防災性を備えた都市づくりを誘導する。

(6) 地籍調査の推進

各種の市街地整備事業を計画的に行うとともに、災害発生時に迅速な復旧・復興対策を行うため、錯そうしている土地の権利関係を明確にする地籍調査を、引き続き推進する。

3 不燃化等の促進

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

市街地が連続して木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、このような地域を中心に、不燃化対策を推進する。

#### (1) 防火・準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、都市計画法に基づく「防火地域」又は「準防火地域」の指定を促進し、不燃性・難燃性の高い建築物を誘導し、市街地の不燃化等の促進を図る。

防火地域は、比較的大規模な建築物が集合しているなど、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

準防火地域は、建築物が集合し、火災危険率が高い市街地を中心に、地域の状況を勘案して定める。

防火・準防火地域の指定状況 (平成20年3月31日現在)

	市街化区域面積	防火地域	準防火地域
面積	70,914ha	638.8ha	3,428.8ha
構成比	100%	0.9%	4.8%

#### (2) 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主事を置く市町村は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき、屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域を75市町村で指定している。

#### (3) 建築物の防火の推進

県及び建築主事を置く市町村は、建築物の新築や増改築の際に、建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

[関連情報] (資料 震予2-3) 防火地域及び準防火地域内の建築規制

## 4 オープンスペース等の確保

【県（農林部、県土整備部、都市整備部）】

災害発生時に、避難者の安全確保と災害応急活動の円滑化に資するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園の整備や緑地等の保全を行い、都市にオープンスペースを確保する。

#### (1) 公園の整備

震災時における県民の生命、財産を守るため、市町村防災計画等に位置づけられた広域防災拠点、広域避難地、一時避難地等となる防災公園及び地域の中核的な防災活動拠点となる都市公園については、耐震性貯水槽や夜間照明、放送施設、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。

また、市街地の低・未利用地の有効利用により、避難地、防災活動拠点等となる都市公園と、建築物の不燃化や市街地の防災機能を強化する施設の整備を一体的に行い、災害時において相乗的な防災機能を発揮する都市公園の整備を図る。

[関連情報] (資料 震予2-2-6) 都市公園の整備状況

#### (2) 緑地・農地の保全

都市近郊の緑地及び市街化区域内農地は、大地震発生時に火災の延焼防止に大きな効果があり、また井戸等の農業用施設の活用など重要な役割が期待されるため、先行的な取得及び保全等を促進していく。

[関連情報] (資料 震予2-4-1) 緑地の取得状況

(資料 震予2-4-2) 生産緑地地区の指定状況

(3) 道路の整備

火災延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路を、市街地に計画的に整備するとともに、迅速な災害応急活動に資する道路網の整備を促進する。

[関連情報] (資料 震予 2-5) 広幅員道路の整備状況

### 第3節 地盤災害の予防 【県（危機管理防災部、県土整備部、環境部）】

#### 第1 基本方針

地震は、地盤条件によって大きな被害をもたらすため、土地の自然特性や災害特性等に適した計画的な土地利用を実施するとともに、地震による地盤災害の危険性が高い地域において、被害の軽減を図るための対策を実施していく。

#### 第2 現況

##### 1 軟弱地盤区域

- (1) 県南部及び東部を中心として沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。
- (2) 広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。

##### 2 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、地表面が水平面に対して30°以上の角度をなし、その高さが5m以上の急傾斜で、人家に被害の及ぼすおそれのあるもの、及び人家は無いものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所をいう。県内の急傾斜地崩壊危険箇所は2,907箇所である。

【関連情報】（資料 防予11-5）急傾斜地崩壊危険箇所

##### 3 土砂災害

通常の地すべりは緩斜面に多く、土層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震により引き起こされる地すべりは、移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。

本県における地すべり危険箇所は、260か所あり、これらの箇所は、現在活動中のもの、過去に活動のあったもの、又は、活動が予測される区域である。

なお、法指定を受けているものは、52か所である。

【関連情報】（資料 防予11-6）地すべり危険箇所一覧（国土交通省所管）

（資料 防予12-1）地すべり危険地区一覧

（資料 防予12-2）地すべり防止区域一覧（国土交通省所管）

（資料 防予12-3）地すべり防止地域一覧（農林水産省所管）

（資料 防予11-4）土砂流危険溪流箇所表

##### 4 大規模盛土造成地

大規模盛土造成地とは、盛土面積が3,000㎡以上の谷埋め盛土及び、盛土高さが5m以上かつ盛土前の地盤勾配が20度以上の腹付け盛土をいう。

盛土前の地盤の土質、地下水等の進入の状況により、大地震時に造成宅地が変動し、建築物や公共施設に対して被害をもたらす可能性がある。

#### 第3 実施計画

##### 1 軟弱地盤区域の安全措置

【県（危機管理防災部、県土整備部、環境部）】

- (1) 液状化

県及び市町村は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、「震災予防のまちづくり点検マップ」等を通じて、その結果を公表していく。

ア 液状化対策工法の普及

以下の工法をはじめとする各種の対策工法を普及させ、施設整備に反映させていく。

- (ア) 土木施設構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策がある。
- (イ) 建築物については、建築確認申請時に適正な液状化対策工法を指導していく。

イ 耐震診断の実施

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、地盤の調査をするなど、適切な手法で施設の耐震診断を行い、地震後に確保すべき施設の機能に応じた耐震強化対策を実施していく。

(2) 地盤沈下

広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を停止させることを目標とする。

ただし、県及び市町村の地域防災計画に位置付けられた震災時の消火用水、飲料水に利用する非常災害用井戸については、上記の対象外とする。

ア 地下水採取の規制

(ア) 工業用地下水

- a 工業用水法指定地域（さいたま市ほか6市）については、全指定地域における水源転換を完了した。
- b 県生活環境保全条例によって規制を実施している地域（51市町）については井戸の新設を規制している。また、現在使用中の地下水については主として冷却水の循環使用等の水使用合理化を指導し、削減を実施している。
- c 未規制地域については、沈下状況によっては、規制地域に組み入れていく。

(イ) 建築物用地下水

建築物用地下水（建築物の冷暖房用、水洗便所用及び自動車洗車用等に使用される地下水の総称）の採取の制限に関する法律に基づく指定地域（さいたま市ほか4市）は、昭和50年5月から地下水の汲上げは停止された。県生活環境保全条例規制区域（52市町）は、井戸の新設を規制している。

これらについては上水道の普及に伴い順次転換させていく。

(ウ) 上水道地下水

水道用水は水道事業認可に位置付けされて取水することができる。

水道水源として使用している地下水は、水道法に基づく水道事業認可を取得し揚水を行っているが、埼玉県水道整備基本構想における埼玉広域水道圏の65市町村のうち64市町は県営水道が供給されており、これらの市町は県営水道事業計画の進展に伴い、地下水から河川表流水への水源転換を進め、その転換率を高めていく。

イ 地盤沈下に関する調査

現在、一級水準測量による地盤高及び地盤変動状況の測定と、地盤沈下観測井による地層深度別収縮量及び地下水位の変動状況の測定の2つの方法を併用して実施している。

地盤沈下と建築物・土木構造物の劣化現象の関連に関する調査をもとに、地盤沈下の激しい地域の耐震性能の劣化状況の把握に努める。

〔関連情報〕（資料 防予 11-10）県内地盤沈下状況

（資料 防予 11-11）主要地点の沈下量の推移

## 2 宅地等の安全対策

【県（県土整備部）】

### (1) 急傾斜地

#### ア 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、有害行為の規制、家屋移動等の勧告、警戒避難体制の整備、急傾斜地崩壊防止工事など総合的な対策を推進する。

〔関連情報〕（資料 防予 11-5）急傾斜地崩壊危険箇所

（資料 防予 12-4）急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

#### イ 安全対策

急傾斜地崩壊防止工事として、法枠工、落石防止柵工などを行っている。

警戒避難体制の確立としては、急傾斜地崩壊危険箇所の多い県西部には、土砂災害予警報システムを整備し、地震及び降雨によるがけ崩れ被害の軽減を図る。

### (2) 宅地造成地

#### ア 災害防止に関する指導等

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成地開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

#### イ 指導基準

##### (ア) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び砂防指定地の各区域内の地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

##### (イ) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

##### (ロ) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

湧水、噴水及び濁り水等の早期発見に留意するとともに住民自身による防災措置（不安定な土塊、浮石等の除去及び水路の掃除等）が望まれる。

##### (ハ) 盛土地盤の安定措置

盛土により宅地造成をしようとする土地については、建設機械による締め固めや、盛土高さ、地下水及び土質状況に応じ、地滑り抑止ぐい等の安全措置を講ずる。

#### ウ 安全対策

大規模盛土造成地について、盛土造成地の安定性を確認し、変動のおそれがある場合は、「造成宅地防災区域」に指定し、勧告や命令、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事など総合的な対策を推進する。

## 3 土砂災害の予防

【県（県土整備部、農林部）】

### (1) 地すべり

ア 地すべり

地すべり危険箇所については、地すべり等防止法に基づく、地すべり防止区域に指定し、有害行為の制限、警戒避難体制の整備、地すべり防止工事などの対策を推進する。

なお、地すべり防止工事としては、地表水の排除、浸透水・地下水の排除のほか、杭打工、アンカー工等を実施する。

イ 安全対策

危険度の高い地すべり危険箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等の観測体制を整えるほか、防災施設を計画的に整備し、地震及び降雨による地すべり被害の軽減を図る。

- [関連情報] (資料 防予 11-6 地すべり危険箇所一覧 (国土交通省所管))  
 (資料 防予 12-1 地すべり危険地区一覧表)  
 (資料 防予 12-2 地すべり防止区域一覧 (国土交通省所管))  
 (資料 防予 12-3 地すべり防止区域一覧 (農林水産省所管))  
 (資料 防予 12-5 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定箇所)

(2) 山腹崩壊地など

ア 山腹崩壊地、荒廃溪流

山腹崩壊地や荒廃溪流については、山地の保全や森林の維持・造成を図るため治山施設の整備などの対策を推進する。また、既設工作物については点検を実施し、亀裂や洗掘部に対しては早急に補修を行う。

なお、山崩れや土砂流出の防止工事として、治山ダム等の整備、山腹基礎工、山腹緑化工などの施工を実施する。

イ 安全対策

治山事業等は、危険度の高いものから逐次実施するが、治山施設についても日ごろから亀裂の発生等異常の早期発見に努めるとともに、有害行為の防止や住民に対し浮石の除去等の予防措置などの普及啓発を行う。

- [関連情報] (資料 防予 11-1) 山腹崩壊危険地区一覧表  
 (資料 防予 11-2) 崩壊土砂流出危険地区一覧表

## 第4節 地震火災等の予防 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

### 第1 基本方針

地震火災は、地震発生時の気象状況や市街地の状況等によって、甚大な被害をもたらすことから、日ごろから出火防止を基本とした予防対策を推進するとともに、危険物取扱施設等の安全性を向上し、地震火災による被害の軽減を図る。

### 第2 現況

- 1 県は、防災研修会の開催や婦人防火クラブへの支援などを通じて、防火意識の向上を図っている。
- 2 県は市町村と連携して自主防災組織の育成を図っており、市町村の支援として、自主防災組織の資機材整備への補助などを行っている。
- 3 高圧ガス施設については、過去の震災例に基づき高圧ガス保安法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が強化されているほか、県の指導基準により本県の被害想定調査結果を踏まえた指導を行っている。

### 第3 実施計画

#### 1 地震に伴う住宅からの出火防止

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

##### (1) 一般火気器具からの出火防止

- ア 地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進する。又、過熱防止機構の付いたガス器具の普及に努める。
- イ 地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、対震自動ガス遮断装置の一層の普及を図る。また、灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着や異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図る。
- ウ 阪神・淡路大震災では、電熱器具、電気機器、屋内外配線を出火原因とする火災が発生した。これらの中には倒壊家屋や避難中の留守宅に対して復旧した電気によるものもあると言われており、地震後数日間にわたって新たな出火がみられた。  
こうした火災の防止のため、過熱防止機構等の一層の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。
- エ 住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努める。

##### (2) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震により落下したり、棚が転倒することにより容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性がある。  
混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。  
引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図る。

## 2 初期消火体制の充実強化

### 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

地震時は、同時多発火災が予想され、消防力にも限界があることから地域の自主防災体制を充実する必要がある。そのため、地震時に有効に機能するよう自主防災組織の育成と活動の一層の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部及び消防団等と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立する。

#### (1) 事業所の初期消火力の強化

震災時には事業所独自で行動できるよう自主防災対策の強化を図るとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策計画を作成する。

#### (2) 地域住民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の災害対応力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

## 3 危険物取扱施設の安全化

### 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

<p>消防法危険物取扱施設</p>	<p>過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されている。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがある。</p> <p>このため、県及び市町村はこれらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。</p>
<p>毒劇物取扱施設</p>	<p>毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県は監視指導を行っている。毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがある。</p> <p>このため、県はこれらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備及び配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。</p>
<p>高圧ガス施設</p>	<p>県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図る。</p>
<p>火薬類施設</p>	<p>火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが、厳しく規制されている。しかし、万が一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。</p> <p>このため、県及び市町村は、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。</p>

## 第5節 震災に強い地域（社会）づくり 【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

### 第1 基本方針

全ての県民、事業所等が、「自らの身の安全は自ら守る」ことを防災の基本として、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進する。

また、震災時において、多くの建築物の倒壊や火災の同時多発などから地域を守るため、県民や事業所が、県や市町村、防災関係機関と連携して、災害対策に取り組めるよう、地域における防災体制の確立を図る。

### 第2 留意点

#### 1 県と市町村との関係

自主防災組織の育成は、市町村の責務であり、県は市町村の取組を支援する。

#### 2 関係機関等の連携

自主防災組織の育成に際しては、市町村はもちろん、消防本部、消防団、民間の防災関係団体（婦人防火クラブ等）の各地域で活動している様々な団体との連携が重要ある。

### 第3 現況

#### 1 「埼玉県震災予防のまちづくり条例」の制定

県では、「自らの命は自らで守る」「自分たちのまちは皆で守る」という「自助」「共助」の考え方を基本とした「埼玉県震災予防のまちづくり条例」を制定し（平成14年7月施行）地域社会における協働を促進している。

#### 2 自主防災組織の組織率（平成20年1月1日現在）

74.0%

### 第4 実施計画

#### 1 地震に強い地域づくり

##### (1) 建築物の安全化

県は、地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域において、所有する公共建築物の耐震診断の実施状況や実施計画をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

##### (2) ライフライン施設等の機能の確保

ライフライン施設等の機能の確保策を講ずるに当たっては、必要に応じ、大規模な地震が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

#### 2 県民の役割

県民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、次の役割を担うものとする。

(1) 平常時の役割

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防災に関する学習</li> <li>2 火災の予防</li> <li>3 防災用品、非常持出品の準備</li> <li>4 1日分の飲料水及び食料の備蓄</li> <li>5 生活必需品の備蓄</li> <li>6 家具類の転倒防止やガラスの飛散防止</li> <li>7 ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修</li> <li>8 震災時の家族同士の連絡方法の確認</li> <li>9 県や市町村の実施する防災訓練への参加</li> <li>10 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加</li> <li>11 住宅の耐震化</li> <li>12 地震保険への加入</li> </ol> |
|---|

(2) 災害時の役割

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初期消火</li> <li>2 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。</li> <li>3 自主防災活動への参加、協力</li> <li>4 避難所でのゆずりあい</li> <li>5 県、市町村、防災関係機関が行う防災活動への協力</li> <li>6 風評に乗らず、風評を広めない</li> </ol> |
|---|

3 自主防災組織等の充実強化

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

大規模な地震災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。

このため、地域においては、自主的な防災活動が展開できるように、自主防災組織等の結成、リーダーの育成等を促進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

平常時	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成</li> <li>② 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発 (例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)</li> <li>③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施</li> <li>④ 防災用資機材の購入・管理等 (資機材の例 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器） 救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり） 救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）)</li> <li>⑤ 地域の把握 (例 危険箇所の把握、災害時要援護者)</li> </ol>
-----	--

発災時	① 初期消火の実施 ② 情報の収集・伝達の実施 ③ 被災者等の安否確認・救助隊との協力・救出・救護の実施 ④ 集団避難の実施 (特に、災害時要援護者の安全確保に留意する。) ⑤ 避難所の運営活動の実施 (例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認)
-----	---

(2) 自主防災組織の育成

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

ア 市町村は、自主防災組織の育成（新規結成及び活動の強化）に努める。

また、そのための具体的な施策を定める。

イ 県は、市町村が行う自主防災組織の育成に関する取組を支援するとともに、市町村と連携して、自主防災組織の活動において中心的役割を担う者を育成するよう努める。

#### 4 民間防火組織

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

地域社会においては、住民一人一人が常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要である。

そこで市町村は、地域住民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの組織づくりと育成強化を図る。

県は、埼玉県婦人防火クラブ連絡協議会等の支援を通じ、民間防火組織の活動促進や県内組織相互間の交流を推進する。

#### 5 事業所等の防災体制の充実

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

大規模な地震災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、県内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

(1) 一般企業

県は、企業が災害後速やかに事業継続できるよう企業の取組みを積極的に支援することを目的とした情報提供体制等の条件整備を行うなど事業防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進を目的として、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災に係る取組みを推進し、市町村とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、一般企業を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など市町村が行う組織整備の支援・指導及び助成等を行っていく。

市町村は各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 危険物施設

市町村は、危険物施設の管理者に対し事故予防規程等の制定や防災組織の活動等に対し助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、高圧ガス施設は可燃性、毒性及び支燃性等の特性を持っており消防機関の活動もおのずから限界があるため、専門的知識を有する高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を組織し、相互に補完して防災体制の確立を図ることが極めて重要である。このため、高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術及び防災訓練の実施等に関し、指導・助言を行い、育成・強化を図る。

(3) 集客施設

市町村は、学校、病院及び市民会館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

(4) 高層建築物

市町村は、高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを超える建物）の管理者に対し、防災組織の活動等について助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

## 第6節 防災教育

### 【県（県民生活部、危機管理防災部、教育局）、市町村】

#### 第1 基本方針

防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、きめの細かい防災教育を、地域特性を踏まえ体系的に行う。また、広報紙の配布、講演会・研修会の開催、施設見学及び体験的な学習機会を提供するなど、県民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

#### 第2 現況

- 1 埼玉県防災学習センターを設置し、家族や学校の生徒など広く県民が体験や展示を通じて、防災の基礎知識等を学習できる環境整備を行っている。
- 2 9月1日を中心とする防災週間に、「彩の国だより」やテレビ番組で防災特集を組むほか、啓発用のパンフレットの配布や研修会の開催など様々な方法により、防災知識の普及を図っている。

#### 第3 実施計画

##### 1 県民向けの普及・啓発

##### 【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

- (1) 埼玉県防災学習センター等の活用  
常設の防災教育拠点である防災学習センターを活用し、広く県民に対して普及・啓発を行う。また、防災拠点や防災航空センターについても機能を紹介するなど県民の自発的な防災学習に活用する。
- (2) 普及・啓発パンフレット等の作成配布  
県及び市町村は、防災知識の普及・啓発を図るため、広く県民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布する。
- (3) 防災教育用設備、教材の貸出  
県、市町村は防災教育に役立つ設備・機器、映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行う。
- (4) 講演会・研修会・出前講座の実施  
防災に関する講演会・研修会・出前講座を開催する。
- (5) マスメディアの活用  
テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて広く住民に対して防災意識の高揚を図る。
- (6) 広報紙等の活用  
県及び市町村が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載する。
- (7) 緊急地震速報の普及・啓発  
県民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

##### 2 防災対策要員に対する防災教育

- (1) 県及び市町村職員に対する防災教育

**【県（危機管理防災部）、市町村】**

応急対策の実行主体となる県及び市町村の職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が要求される。このため、以下に示すような防災教育を行う。

ア 発災時の参集、初動体制、自己の配備と任務及び災害の知識等を簡潔に示した危機管理・防災ハンドブックを配布し、周知を図る。

危機管理・防災ハンドブックの作成にあたっては、以下の内容に留意する。

- |                |               |               |
|----------------|---------------|---------------|
| (ア) 初動参集・動員基準  | (イ) 参集途上の情報収集 | (ウ) 救助、応急手当   |
| (エ) 初期消火       | (オ) 避難誘導      | (カ) 避難所の開設・運営 |
| (キ) 災害情報のとりまとめ | (ク) 広報活動      | (ケ) その他必要な事項  |

イ 地域における防災対策要員に対し、応急活動を想定した現地での訓練を実施する。

ウ 研修会及び講演会等を実施する。

(2) 防災関係機関職員に対する防災教育

**【防災関係機関】**

各防災関係機関では、災害時の応急対策を実施する要員に対して、所期の目的を達するための防災教育を実施する。

**3 学校教育における防災教育**

**【県（教育局）】**

学校における防災教育は安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練を行うとともに防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震擬似体験の実施及び県、市町村が整備を進める防災教育拠点での体験学習を実施する。

(2) 教科目による防災教育

社会科や理科の一環として、地震災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等についてビデオ教材等を活用した教育を行う。

また、地域における防災施設や設備の見学・調査などを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、その内容の周知徹底を図る。

**4 事業所等における防災教育**

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施していくことが必要である。

県、市町村は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

## 第7節 防災訓練

### 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

#### 第1 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指し、実地的な各種訓練を計画的に実施する。

#### 第2 現況と実施計画

##### 1 県が実施する訓練（危機管理防災部が主体となって実施する訓練）

###### (1) 九都県市合同防災訓練

### 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

###### ア 趣旨

首都圏に大きな被害を及ぼす地震の発生を想定し、九都県市が合同して区域内の防災関係機関及び住民の幅広い参加を呼びかけ、実践的な各種訓練を総合的に実施して、災害対応力の強化、広域応援体制の充実及び防災意識の高揚を図る。

###### イ 現況

昭和55年度から市町村と共催で当該訓練を実施している。

###### ウ 実施計画

###### (ア) 実施時期

毎年1回、9月1日の「防災の日」又は8月30日から9月5日の「防災週間」を考慮した適切な日

###### (イ) 実施場所

「震災予防のまちづくり条例」により著しい震災が生ずるおそれのある地域を含む市町村を考慮しながら、実施場所を選定する。

###### (ウ) 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、住民、事業所等

###### (エ) 訓練の種類

災害発生初期、応急対策、復旧の対応を想定して、毎年度定める。

- ・ 県及び市町村が、災害の初期に活動する訓練
- ・ 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練
- ・ 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練
- ・ 他の都県市等からの広域的な応援を受け入れる訓練
- ・ 開催市町村の地域的な特性を踏まえた訓練

###### (オ) 防災フェアの開設

住民が、防災に関する情報を得たり、実際に体験し技術を習得できる、防災展示及び防災体験のコーナーを設ける。

###### (2) 地震対応防災図上訓練

### 【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

###### ア 趣旨

首都直下地震等の想定に基づき、県の初動体制を早期に確立し、情報の収集及び判断指揮の訓練を実施して、更なる職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図る。

イ 現況

平成7年度から平成13年度までは「大震災対処訓練」として実施し、平成14年度からは、政府及び九都県市の連携を加え、「図上訓練」として実施している。

ウ 実施計画

(ア) 実施時期

毎年1回、1月17日「防災とボランティアの日」（阪神・淡路大震災発生日）を考慮した適切な日

(イ) 実施場所

県庁及び10支部

(ウ) 訓練参加機関

県、自衛隊、警察本部、防災関係機関、八都県市と政府は隔年

(エ) 訓練の種類

災害情報の収集、整理、活用を目指し、活動毎に毎年度定める。

- ・ 応急対策活動
- ・ 救助・災害医療活動
- ・ 緊急交通路の確保活動
- ・ 物資の供給活動

(オ) 訓練の方法

災害シミュレーション活動として実施する。

(3) 非常参集訓練

ア 趣旨

大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめるには、職員の迅速な参集が欠かせないため、実践的な非常参集訓練を実施し、災害対応力の強化を図る。

イ 現況

平成22年度までは、「初動対応・現地対策本部訓練」の一訓練項目として実施している。

ウ 実施計画

(ア) 実施時期

毎年度1回、適切な時期を選定して実施する。

(イ) 実施場所

自宅から勤務公署又は地域機関若しくは県内の市町村庁舎へ参集する。

(ウ) 訓練の種類

勤務公署等への参集、初動対応等について、毎年度定める。

(エ) 訓練の方法

災害想定を適宜、見直し実施する。

(4) その他の訓練

上記訓練のほか、毎年、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び緊急消防援助隊関東ブロック訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

これらの災害対応に資する訓練については、常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

(5) 訓練の検証

ア 九都県市合同防災訓練

九都県市で検討し、訓練実施報告書を作成する。

イ 地震対応防災図上訓練

訓練実施後、参加者の意見を求め、実施結果報告書を作成するとともに、訓練計画の改定及びその後の災害対応に反映させる。

ウ 非常参集訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させる。

エ その他の訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させる。

2 県、市町村及び防災関係機関が実施する訓練

【県（関係部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

(1) 趣旨

関係機関の連携と住民を保護するため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成して、震災時の迅速かつ的確な応急対策活動を期する。

(2) 現況

県、市町村及び防災関係機関は、連携又は単独で訓練を実施している。

(3) 訓練の種類

地震発生時、関係機関の連携と住民の保護を目指し、各機関等が定める。

ア 避難訓練

市町村は、避難勧告や立ち退きの指示等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の参加を得て、年1回以上実施する。

イ 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

県及び市町村は、幼児、児童、生徒、負傷者、障害者及び高齢者等、災害対応力が弱い者の生命、身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して、防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 非常参集訓練

各防災関係機関は、迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施する。

エ 情報収集伝達訓練

各防災関係機関は、情報の収集、判断、伝達等、意思決定のための訓練を実施する。

オ 緊急交通路確保訓練

警察は、緊急車両が通行するための交通路を確保するための訓練を実施する。

カ 応急復旧訓練

県は、県土整備部地震災害活動指針に基づき、道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等のため、警察、市町村、消防等の関係機関と連携して、防災訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

【県（危機管理防災部）、市町村、各消防本部】

(1) 趣旨

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全確保を図る。

(2) 現況

地震対応の訓練や研修会を実施するとともに、各種に訓練及び研修会において、地震の時に対応する訓練を取り入れている。

(3) 訓練の種類

ア 事業所における訓練

学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。

イ 自主防災組織等の訓練

市町村及び消防機関が行う訓練に参加、又はこれらの機関の指導のもとに実施する。

ウ 住民の訓練

各種の防災訓練及び防災研修会等に参加するとともに、家庭の防災会議でイメージの訓練を行う。

## 第8節 調査研究

【県（総務部、危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

## 第1 基本方針

地震災害は、地震の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も合理性と多様性が求められる。したがって、県土の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な震災対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施する。

## 第2 現況

## 1 地震被害想定調査

県では、平成19年度に4回目の地震被害想定調査を実施した。この調査では、東京湾北部、茨城県南部、立川断層帯、深谷断層及び綾瀬川断層の5つの地震を想定し、地震動、液状化、急傾斜地、建物、火災、交通輸送施設、ライフライン、人的被害、生活支障及びその他の項目について被害を予測した。

## 2 活断層調査

県では、平成7年度から11年度にかけて、地震が発生した場合に社会的に大きな影響を与えると予想される綾瀬川断層、荒川断層及び深谷断層について地質調査、物理探査、ボーリング調査などを実施した。

## 第3 実施計画

## 1 基礎的調査研究

地質地盤環境、災害危険度などの地域特性を詳細に把握し、震災対策の前提資料として関係機関等で随時活用できるよう情報提供を行う。また、震災対策計画の基礎となる被害想定調査を行う。

## (1) 地盤及び地震動特性調査

【県（危機管理防災部、環境部）】

## ア 地下構造調査

土地利用の適正化に資するため、特に災害危険性の大きい都市域軟弱地盤について、浅部地下構造の調査等を行い、災害強度を推定するとともに、新たな地下構造調査法の開発等に関する研究を推進する。

## イ 地震動特性調査

震度情報ネットワークシステムから得られる地震波形データ等を解析し、地震の規模や震源及び地下構造によって異なる地表地震動の性質（地域地震動特性）等を明らかにする。

## ウ 地質地盤環境情報の提供

県の公共工事等によるボーリングデータを集積した地質地盤インフォメーションシステムを運用しデータの拡充を図るとともに、関係機関等に地質地盤環境情報の提供を行う。

## (2) 防災アセスメントに関する調査研究

【市町村】

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメントの実施について検討する。

防災アセスメントは、地域の災害危険度の把握とともに、自治会、学校区等の地域単位で、実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成する。

地区別防災カルテは、地区内の危険地域や危険物施設、防災関係施設等を表示した「防災地図」と、地区の防災特性を診断した「カルテ」から構成される。

(3) 地震被害想定に関する調査研究

【県（危機管理防災部）、市町村】

震災対策を効果的に実施するためには、県内に大きな被害を及ぼす可能性がある地震を想定し、被害の規模や特徴を地域別に把握することが必要である

県は、地震による地域の危険度及び被害の想定に関する調査を定期的実施する。

2 震災対策に関する調査研究

地震災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害による影響を科学的に解明して、その成果を有効に震災対策に反映していくことが必要である。

県は、震災の予防に関する調査及び研究を科学的、かつ、総合的に行い、これらの結果又は成果を公表する。また、市町村又は県民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。

実践的な震災対策を行うために必要な調査研究の分野は、次のとおりである。

(1) 公共施設・既存建築物の震災対策に関する調査研究

【県（総務部、都市整備部）】

公共施設やライフライン施設は、現代の都市生活に必要不可欠なものであり、地震災害でこれらの機能が喪失した場合には、大きな社会的混乱が予想される。そこで、これらの公共施設等の耐震性の向上や代替性の確保、迅速な復旧方法に関する調査研究が必要である

また、地震災害による人的・物的被害の大きな原因は、住宅等の民間建築物の倒壊と延焼火災である。そこで、既存建築物の耐震性及び耐火性を向上するための方策について、技術的側面とそれを誘導するための政策的側面から調査研究を行うことが必要である。

(2) 地震火災対策に関する調査研究

【県（危機管理防災部）、市町村、県土整備部、都市整備部】

大規模地震時に予想される同時多発性による地震火災対策を有効に行うため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究が必要である。

(3) 避難住民の安全確保に関する調査研究

【市町村】

避難住民を安全に誘導するため、避難所や避難道路の安全性確保、円滑な避難誘導方法に関する調査研究が必要である。

(4) 効果的な緊急輸送に関する調査研究

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

地震災害発生時には、応急対策要員や物資等を迅速かつ円滑に輸送することが極めて重要である。そこで効果的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受け入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究が必要である。

(5) 災害情報の伝達等に関する調査研究

【県（危機管理防災部）、市町村】

震災時には、地震情報や被災地の被害情報、災害活動情報など、県民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められる。そこで、最も効果的な情報伝達方法（内容・メディア・方法）等に関する調査研究が必要である。

また、緊急地震速報の利活用についても研究する必要がある。

(6) 社会的混乱の防止に関する調査研究

**【県（危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部）】**

大規模地震の発生時には、平常時にうまく機能している社会システムの大きな混乱が予想される。そこで物価高騰や都市機能低下などによる社会的混乱の防止に関する調査研究が必要である。

(7) 震災時の生活確保に関する調査研究

**【県（危機管理防災部、産業労働部、県土整備部、都市整備部）】**

被災者への食料、飲料水、生活必需品及び住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要である。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達・輸送体制や供給体制についての調査研究が必要である。

(8) 震災復興に関する調査研究

**【県（危機管理防災部）】**

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠である。そのため、震災復興についての基本方針や行政手続き等に関する調査研究が必要である。

第9節 震災に備えた体制整備  
【県（各部局）、市町村、関係機関】

第1 基本方針

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、県、市町村、防災関係機関、住民及び事業所等が地震に対応できる体制を確立する。

第2 防災活動拠点及び緊急輸送ネットワークの整備

【県（企画財政部、危機管理防災部、県土整備部、教育局）、関東地方整備局】

災害発生時に、迅速かつ適切な応急対策を行うため、災害対策本部を設置する庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中核機能を高めるとともに、被災地域に対する広域的な救援活動を行う防災活動拠点を適切に整備する。

また、各防災活動拠点の機能が有効に発揮できるよう、これらの拠点施設を緊急輸送道路で連結し、そのネットワーク化を図る。

1 防災活動拠点の整備

県は、以下の機能をほぼ総合的に有している「防災基地」の整備をはじめ、災害時にはこれらの機能を有する広域的でかつ主要な施設を、防災活動拠点として位置づけ、整備した。

防災活動拠点の概要は、次のとおりである。

防災拠点	救援物資		活動要員 集結機能	被災者等 避難機能	訓練研修 機能	備 考
	備蓄機能	集配機能				
防災基地	○	○	○		○	総合的な防災活動機能 開設5基地
県営公園	○ 飲料水	○		○ 避難所	○	開設19公園 計画2公園
防災拠点校	○	○		○ 避難所	○	38校
舟運輸送拠点		○			○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
大規模施設	○	○		○ 避難所	○	埼玉スタジアム2002、 さいたまスーパーアリーナ
防災学習センター	○ 飲料水		○		○	
消防学校	○ 活動機材	○	○		○	

※ 防災活動拠点を、避難所として活用するにあたっては、当該活動拠点の施設管理者は、避難所としての指定及び運営方法等について、市町村とあらかじめ協議しておくこととする。

(1) 危機管理防災センターの整備

【県（危機管理防災部）】

県の災害対策の中核として機能する危機管理防災センターを整備し、平成23年3月から運用を開始した。



- (ア) 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路
- (イ) (ア) の道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路
  - ① 県本庁舎
  - ② 県地域機関庁舎
  - ③ 市町村庁舎
  - ④ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の庁舎、事務所等
  - ⑤ 防災活動拠点（防災基地、県営公園、防災拠点校等）
  - ⑥ 県及び市町村の備蓄倉庫、輸送拠点
  - ⑦ 広域避難場所
  - ⑧ 臨時ヘリポート
  - ⑨ 着岸施設（河川）

イ 市町村による指定

市町村は、市町村内における効率的な緊急輸送を行うため、災害危険度図や地域の現況等に基づいて、あらかじめ県、隣接市町村、関係機関、関連企業と協議の上、市町村内の次に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。

- (ア) 市町村庁舎      (イ) 市町村出先庁舎      (ウ) 市町村内の関係機関施設
- (エ) 防災活動拠点      (オ) 避難所      (カ) 市町村内の備蓄倉庫、輸送拠点
- (キ) 臨時ヘリポート      (ク) 着岸施設（河川）

(2) 緊急輸送道路及び沿線の整備

**【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】**

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地域防災計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき耐震性の向上などを図っていく。

その際、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備しておく。

市町村は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物や瓦礫等の障害物の発生を少なくするように努めるものとする。

また、緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について調査検討を行うものとする。

(3) 応急復旧資機材の整備

**【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】**

ア 県（県土整備部、都市整備部）及び市町村

平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また（社）埼玉県建設業協会との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

イ 関東地方整備局

各関係事務所において資機材を整備する。

ウ 東日本高速道路（株）・首都高速道路（株）

応急復旧が可能なように資機材を整備する。

〔関連情報〕（資料 震応 13-1）埼玉県緊急輸送道路網図

(4) 緊急河川敷道路の整備

**【関東地方整備局】**

災害時における、河川施設の応急復旧、避難住民の救護活動、物資の輸送等に使用する目的で、荒川及び江戸川の河川敷地内に緊急河川敷道路を整備中である。

〔関連情報〕（資料 震応 13-3）緊急河川敷道路の一覧表

### 第3 情報通信施設の整備

【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みづくりが必要である。

県、市町村及び防災関係機関は、最近の情報通信技術の進展等の成果及び過去の震災時の教訓等を踏まえ、総合的な防災情報システムを構築するものとする。また、夜間に災害が発生した場合等に備え、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達が可能な体制を確保しておく。

#### 1 情報通信設備の安全対策

災害時に防災情報システムが十分機能し活用できる状態に保つため、県、市町村及び防災関係機関は、以下のような安全対策を講じるものとする。

##### (1) 非常用電源の確保

停電や、屋外での活動に備え、無停電電源装置、断水時にも機能する自家発電設備、バッテリー、及び可搬型電源装置等を確保する。又、これらの定期的なメンテナンスを行う。

##### (2) 地震動に対する備え

防災情報システムのコンピュータは、免震床に設置する。また、各種機器には転倒防止措置を施す。

##### (3) システムのバックアップ

防災無線システムを、地上系と衛星系で2重化し、また、バックアップコンピュータを別の場所に設置するよう努める。特に、県庁舎が損壊しても情報通信機能が保持できるようバックアップ体制を整備する。

##### (4) 現状

###### ア 県の安全対策

県防災行政無線統制局を始めとする34の地上系無線局と192の衛星系端末局に、停電時にも対応できるよう無停電電源装置、自家発電設備を整備している。

###### イ 通信系のバックアップ

県は、地上系防災行政無線局所244箇所のうち、192箇所について、衛星系端末局を設置し、通信回線の2重化を図っている。

また、一斉指令が可能な可搬型衛星通信設備1基を県庁に配備したほか、電話FAX用の可搬型衛星通信設備3基を県庁、浦和合同庁舎及びさいたま市消防局に配備している。また、本県と内閣府を結ぶ首都直下の地震対応衛星通信設備（可搬型通信設備1基）を県庁に配備している。このほか、衛星携帯電話6台を県庁に配備している。

#### 2 情報収集伝達体制の整備

〔関連情報〕 第3章第2節 災害情報の収集

##### (1) 情報収集体制の整備

###### ア 広域的な情報収集体制（県）

県は、県全域の広域的な被害状況等を把握するため次のようなシステムを整備又は導入する。

- (ア) 埼玉県防災情報システム
- (イ) 震度情報ネットワークシステム及び地震被害予測システム
- (ウ) 防災行政無線システム（地上系、衛星系）
- (エ) 防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像伝送システム
- (オ) 県土整備部水防情報システム

- (カ) 県土整備部静止画伝送システム
- (キ) 気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム
- (ク) インターネット等を通じたパソコン通信システム

イ 狭域的な情報収集体制（市町村）

市町村は、当該地域や施設に関する狭域的な被害状況等を把握するため、次のような情報収集システムを整備する。

- (ア) 屋上テレビカメラによる状況把握システム
- (イ) 自主防災組織及び自衛消防隊等からの通報システム
- (ウ) 既存の災害情報システム（市町村テレメータシステム等）とのオンラインリンクシステム
- (エ) 市町村防災行政無線システム
- (オ) アマチュア無線及びタクシー無線等の情報システム
- (カ) かけつけ通報等

(2) 情報伝達体制の整備

ア 県からの情報伝達体制

県は、市町村及び防災関係機関に対し、広域的な被害状況等に関する災害情報や指令情報及び緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線等を有効に活用するものとし、音声のみならずFAX、データ及び映像の形でも伝達可能なシステムとする。

〔関連情報〕（資料防予6-1）埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

イ 市町村等からの情報伝達体制

市町村及び防災関係機関等は、避難所、地域機関、防災対策拠点、地域住民及び事業所等に対し被害情報等の災害情報及び緊急地震速報等を迅速に伝達するための体制を整備する。その際、防災行政無線、アマチュア無線、タクシー無線、CATVシステム、パソコン通信システム、FM文字多重放送、道路情報表示板等を有効的に活用する。

### 3 防災行政無線の整備

(1) 現況

ア 県の情報通信設備

県では防災行政無線の整備を継続的に推進しており、現在、地上系防災行政無線は244箇所（平成20年4月1日現在）である。統制局を県庁に置き、支部局を地方庁舎10箇所に設置し、端末局は、市町村、消防本部、主要防災関係機関、防災航空センター、保健所、県土整備事務所等に設置している。その他に全県移動局287局も保有している。衛星系防災行政無線は、192局（平成20年4月1日現在）を整備したほか、一斉指令可能な1台を含む4台の可搬型衛星局を保有している。

なお、設置にあたっては、耐震性の確保について十分考慮するものとする。

イ 市町村の情報通信設備

市町村の同報系防災行政無線設備は、68（平成20年4月1日現在）市町村で設置されており、未設置は2市町村である。

(2) 短期計画

ア 県防災行政無線の強化

災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。

イ 市町村防災行政無線の整備促進

市町村防災行政無線（同報系無線）の整備を促進するとともに、移動系無線として地域防災無線の整備を強力に促進する。

ウ 情報機器の整備点検及び情報伝達訓練の実施

災害発生時に支障の生じないよう、情報通信機器の整備点検に努めるとともに、情報伝達訓練を定期的実施する。

〔関連情報〕（資料防予6-1）埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

4 震度情報ネットワークの整備

大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により地震被害を最小限にするため、各市町村の震度を県庁で集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図る。

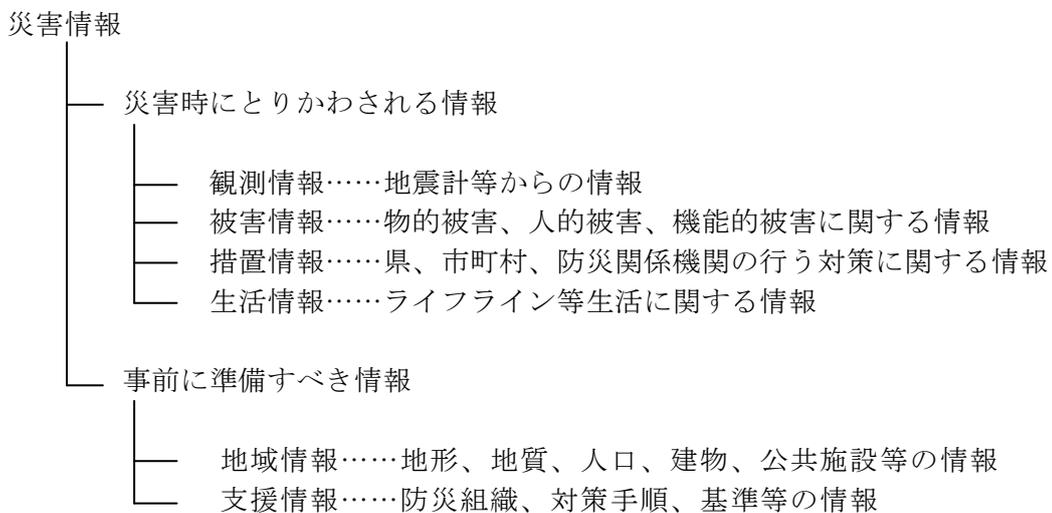
全市町村に、震度計（もしくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約している。

また、県庁で集約された震度情報は、消防庁や熊谷地方気象台に配信している。

震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図る。

5 情報処理分析体制の整備

(1) 災害情報の種類



(2) 災害情報データベースの整備

県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

災害情報データベースシステムは、地理情報システム(G I S)として整備し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、避難所、防災施設等のデータを保有する。

(3) 災害情報シミュレーションシステムの整備

県、市町村及び防災関係機関は、上記のデータベースを活用した被害の想定、延焼、避難、救助救急、復旧及び意思決定等を支援するシミュレーションシステムを整備する。

## 第4 ボランティア等の活動支援の整備

【県（県民生活部、危機管理防災部、福祉部、県土整備部、都市整備部）】

大規模な災害が発生した場合には、県及び市町村や防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、県及び市町村は、ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、ボランティア団体等との連携を積極的に推進していく。

### 1 支援体制の確保

#### (1) 埼玉県災害ボランティア連絡会議の設置

埼玉県災害ボランティア連絡会議を設置し、県、県社会福祉協議会、日本赤十字社埼玉県支部、NPO、災害ボランティアが意見交換を行い、大規模災害発生時に災害ボランティアが最大限活動できる環境を整備する。

#### (2) 県災害ボランティアセンター支援の設置

県は、平常時から、埼玉県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部などと連携を図り、災害時の協力体制の確立に努める。発災時には、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携して、ボランティアの活動拠点として市町村が設置する災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う「災害ボランティア支援センター」を設置する。

県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。

#### (3) 市町村災害ボランティアセンターの設置

市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。また、市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

#### (4) ボランティア活動の環境整備

県及び市町村は、ボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

また、県は、大規模災害時にボランティアが効果的に被災地での活動を行うため、ボランティア保険の手続きを進める。

## 2 登録ボランティア

### (1) 災害ボランティア

県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行う。災害時には、登録ボランティアは自主的、自発的に災害支援ボランティア活動を行う。

災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 一般作業：炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
- イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救援、メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等
- ウ ボランティアコーディネート業務

市町村は、住民に対し、県のボランティア登録制度の周知を図っていくとともに、登録への

呼びかけを積極的に行う。

(2) 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、土木・建築など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ ボランティアコーディネーター
- ・ 心のケア
- ・ 乳幼児保育
- ・ 介護
- ・ 手話通訳
- ・ 外国語通訳
- ・ 情報・通信
- ・ 土木・建築

(3) 砂防ボランティア

土砂災害等の二次災害の防止のため、県は、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

- ア 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関する変状の発見及び行政等への連絡
- イ 土砂災害に関する知識の普及活動
- ウ 土砂災害時の被災者の援助活動

(4) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

県は、ボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、災害時には、市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

(5) 公共的団体との協力体制の確立

**【県関係部局・市町村】**

- ア 関係する公共的団体に対して災害時において、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

公共的団体とは以下のものをいう

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業(協)、漁業(協)、森林組合、生活(協)、商工業(協)、商工会議所、商工会、青年団及び婦人会等

イ 協力体制の確立

県及び市町村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。これらの団体の協力業務として考えられるものは、以下のとおりである。

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること
- (イ) 災害時における広報等に協力すること
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力の方法等を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておく。

(6) 企業・事業所の協力体制の整備

県は、「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業・事業所（以下「企業等」という。）が、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する体制を整備する。

＜「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」の概要＞

- ア 県は、災害時に県内の地域と連携して、防災・救助活動等を実施する県内外の企業等の登録を受け付ける。
- イ 県は、登録内容を市町村へ提供し、地域と企業等との間で防災協定等を締結するよう支援する。
- ウ 県は、登録企業等及び登録した活動内容をホームページ等により広く紹介する。
- エ 県は、登録した企業等に対し、防災に関する研修会を実施する。
- オ 登録企業等は、地域との防災協定等を締結するよう努める。
- カ 登録企業等は、防災に関する研修会への参加等により、従業員に対する防災知識の普及に努める。
- キ 登録企業等は、災害時に、人員、物品・資機材及び場所の提供等、事前に登録した活動を地域の要請又は自主的・自発的に実施する。
- ク この制度により、災害時に実施した登録企業等の活動に係る費用は、登録企業等が負担する。

## 第5 消防

【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

### 1 消防力の充実強化

#### (1) 消防資機材の整備

消防本部は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、震災対策に有効な資機材の整備も進める。

消防団は、必要な消防資機材を整備していく。

#### (2) 消防水利等の整備

県及び市町村は、これまで防火水槽の整備を推進してきたが、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進していく。

#### (3) 消防団組織の充実強化

現在、消防団は、団員の高齢化の進展に伴い、団員数は年々減少傾向にある。市町村は、消防団活性化総合計画（昭和63年2月29日消防消第60号消防庁長官通知）を策定し、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員への参加促進、機能別団員、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

県は、市町村の消防団活性化総合計画の策定について、積極的に促進する。

## 第6 危険物

【県（保健医療部、危機管理防災部）】

### 1 危険物施設

県、市町村及び消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保

安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

- (1) 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置  
危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。
- (2) 危険物施設の応急点検  
危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- (3) 危険物施設からの出火及び流出の防止措置  
危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- (4) 災害発生時の応急活動  
危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- (5) 防災関係機関への通報  
災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。
- (6) 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措置  
災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

## 2 毒物劇物等の施設

県は、毒物劇物取扱施設に係る災害発生時の応急対策について、特に保健衛生上の危害を最小限に防止するため、以下の応急措置を講ずるよう指導する。

- ① 保健所、警察、消防等関係機関等への届出
- ② 毒物劇物の流出等の防止措置及び中和等の除害措置
- ③ 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置
- ④ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制の確立
- ⑤ 緊急連絡等情報網の確立により、災害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、状況に即した活動体制の確立

## 第7 救急救助

【消防機関】

### 1 救急救助体制の整備

- (1) 市町村及び消防本部は、消防署、消防団詰所及び自主防災組織における救急救出救助資機材の整備を行い、消防団員及び住民等に対する救急救助訓練を行って、消防団及び自主防災組織等を中心とした各地域における救急救助体制の整備を図る。
- (2) 高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

### 2 傷病者搬送体制の整備

- (1) 情報連絡体制  
傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

(2) 搬送順位

あらかじめ地域毎に、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。震災後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

(3) 搬送経路

震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(4) ヘリコプター搬送

あらかじめ、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。なお、防災ヘリコプター、他都県市の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

(5) 効率的な出動・搬送体制の整備

震災時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断と行動が要求される。このため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制を整備させておく。

3 災害時広域医療搬送計画の整備

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する「災害時広域医療搬送計画」を策定する。

第8 医療救護

【県（保健医療部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関】

災害発生時には、広域あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制について整備を図る。

また、現地の自主防災組織等による自主救護活動が積極的に行える体制を整備する。

1 現況

(1) 留意点

ア 初期段階の救急医療体制の充実

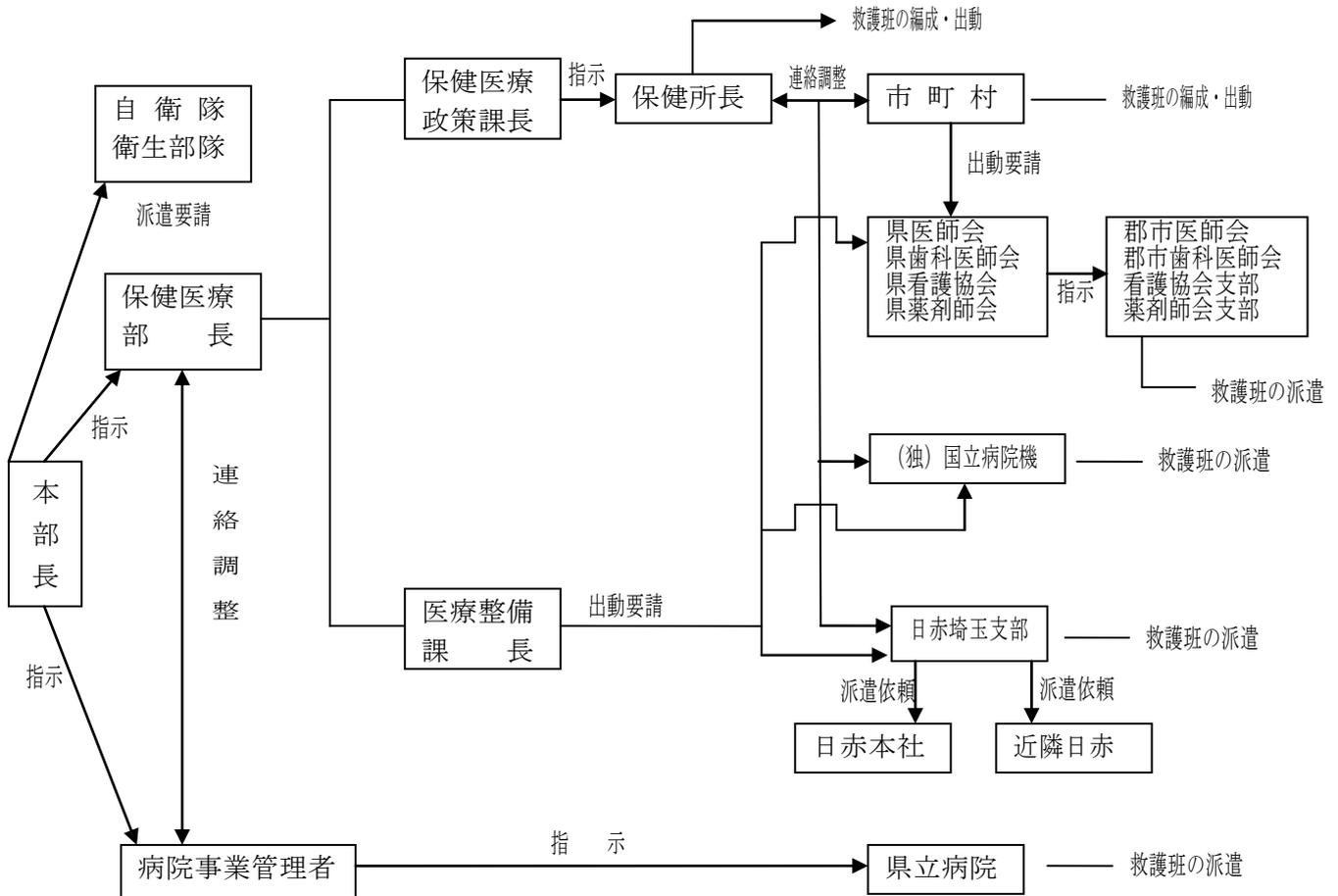
災害発生直後は、119番回線の不通又は輻輳や交通混雑などによる救急車両の走行障害等の状況が考えられるため、こうした事態を想定した救急医療体制の充実を図る必要がある。

イ 医療救護活動のマニュアル化

効果的な医療救護活動を行うため、「災害時初期救急医療救護活動マニュアル」に基づき対応するが、更に細部の取り決めを行う必要がある。

(2) 医療活動を行う組織

災害時の医療活動を実施していく組織とそれらの役割は以下のとおりである。



(3) 委託契約

県は日赤埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助またはその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいる。委託事務の種類は医療、助産、遺体の処理である。

[関連情報] (資料 防予 9-2) 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書

(4) 救護班の編成計画

災害時の救護班編成可能数は、県立病院から6班、(独)国立病院機構の病院から5班、日赤から10班、医師会から41班の計62班となっている。

[関連情報] (資料 防予 9-4) 医療(助産)班編成可能数

(5) 救急医療機関の指定

平成20年4月現在、県内には救急病院が180、救急診療所が15の合計195機関が救急医療機関として指定されている。

[関連情報] (資料 防予 9-5) 県内救急医療機関一覧表

## 2 初期医療体制の整備

### (1) 初期医療体制の整備

県及び市町村は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、各地域の公的医療機関等及び地域の自主防災組織と協議し、事前に以下の項目について計画を定めることとする。

- ア 救護所の設置
- イ 救護班の編成
- ウ 救護班の出動
- エ 自主防災組織等による自主救護体制の整備
- オ 備蓄医薬品の種類及び数量の確保

### (2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市町村は、災害時の初期医療をより円滑に執り行うために、地域の自主防災組織等が、救護所などにおいて軽微な負傷者に対し応急救護活動を行う等、救護班の活動を支援するための計画を定める。

### (3) 自主防災組織等の応急救護能力の強化

自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸等の応急救護訓練を通じて応急救護能力が強化されるよう指導していく。

### (4) 救急医療機関の災害時の対応力の強化

救護班の応急処理に引き続く初期治療を実施する救急医療機関等では、ライフライン途絶状況下での医療活動を想定した対応計画の策定を推進する。

- [関連情報] (資料 防予 9-2) 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書  
 (資料 防予 9-3) 医療(助産)活動組織図  
 (資料 防予 9-5) 県内救急医療機関一覧表  
 (資料 防予 9-7) 埼玉県医師会救護隊規程  
 (資料 防予 9-8) 災害時の医療救護に関する協定書

## 3 透析患者等への対応

【県(保健医療部)】

腎臓透析等、継続的に医療措置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

## 4 後方医療機関

【県(保健医療部、病院局)、医師会、医療機関】

### (1) 災害拠点病院の整備

救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等を後方医療機関に搬送し、治療及び入院等の救護を行う。なお、後方医療機関は、災害拠点病院を中核とし、県立病院、(独)国立病院機構の病院、公立病院等の地域の中心的な病院とする。

また、災害時の対応を強化した病院を災害拠点病院とし、整備する。

第3章9節「救急救助・医療救護」参照

### (2) 後方医療機関の機能

後方医療機関に求められる主な機能は、以下の3つである。

- ア 既存入院患者などの治療の継続
- イ 災害による傷病者の受入
- ウ 救護班の派遣

(3) 後方医療機関の機能確保

後方医療機関となるべき医療機関が医療機能を確保するために、各々の医療機関は、主に以下の防災措置について整備を図る。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品、救急救護資機材の備蓄及び配備
- ウ 水、食糧の備蓄及び整備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入れ体制の整備

(4) 情報連絡体制及び搬送体制

ア 現場救護所と後方医療機関、搬送車両と後方医療機関及び後方医療機関と市町村消防機関等間における十分な情報連絡機能を確保するべく災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

イ 情報連絡体制の整備の一環として、県立病院に県防災行政無線の端末局を設置する。

ウ 交通途絶状況下での搬送のため、県立病院に臨時ヘリポートを設置する。

(5) 衛生器材の備蓄及び調達

ア 県は災害対策緊急用医療資機材の整備・充実を図り、災害時の医薬品等取扱施設における、衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。

イ 県は災害発生後は速やかに衛生器材の取扱施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との連携をとり、衛生器材の調達に努める。

ウ 市町村は、保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

(6) 短期計画

ア 災害拠点病院の追加指定

必要に応じ地域の中心的な病院等を災害拠点病院として追加指定し、災害時における後方医療体制を強化する。

イ 防災行政無線の端末局の増設

情報連絡体制の整備の一環として、県立病院に県防災行政無線の端末局を設置する。

5 医療保健応援体制の整備

【県（保健医療部、病院局）、医師会、医療機関】

(1) 相互応援協定

ア 県の相互応援協定

県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「八都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供および斡旋、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することをとり決めている。

イ 県医師会の相互応援協定

県医師会は、関東ブロックの他都県との間に「大災害時における医薬品等の確保に関する協定」を締結し、後方支援病院の提供、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施するようとり決めている。

ウ 県看護協会の相互応援協定

県看護協会は、日本看護協会との間に「災害時の看護支援ネットワーク」を締結し、看護師等の派遣を相互に実施するよう取り決めている。

(2) 広域的医療協力体制の確立

災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。これら広域かつ多量の医療救護需要を賄うため、県内他地域又は県外地域からの応援活動について、広域的医療協力を得るための調整及び整備を図る。

(3) 応援要請のための情報連絡体制の整備

災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網について関連自治体、関連機関との調整及び整備を図る。

(4) ヘリコプター搬送計画の立案

防災ヘリコプター、他都県の保有するヘリコプター等による重症患者の搬送計画を策定する。

## 第9 避難

【県、市町村、施設管理者】

### 1 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

【市町村】

市町村は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて、避難組織の確立に努める。また、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルなどを予め整備する。

災害時要援護者の避難支援について、避難支援プランの作成や福祉避難所の指定等を推進する。（災害時要援護者については第16「災害時要援護者の安全対策」を参照。）

〔関連情報〕（資料 防予7-1）避難計画作成上の留意事項

(2) 避難計画策定への協力

【施設管理者】

県（施設管理者）は災害時に避難所として活用される可能性のある以下の施設の所在する市町村と協議し、市町村の作成する避難計画の中で県の施設の位置付け、管理・運営方法等につき取り決めておくものとする。

- ・ 県立学校
- ・ 県立文化施設
- ・ 県立福祉施設
- ・ 県営公園
- ・ その他避難所となりうる県有施設

(3) 県立学校の避難拠点としての整備

【教育局】

県立学校のうちから、あらかじめ地域の中核となる防災拠点校を指定し、これらについて整備を行う。

ア 対象となる施設

災害時の避難施設として、食堂兼合宿所、武道場、体育館を位置付ける。また、災害時の水確保のための施設として、プールを位置付ける。

なお、合宿所は、災害時要援護者向けの施設として整備する。

イ 整備方針

- (ア) 施設の老朽度、経年劣化を考慮し、改築又は改修を行うとともに、緊急宿泊可能な設備を増設する。

- (イ) 備蓄倉庫、耐震性貯水槽、発電設備（自家用発電設備、太陽光発電設備）、ソーラ給湯設備、グランド照明設備及び浄水装置を整備する。
- (ウ) 水確保のためのプールについては、新設するものは浄水装置を備えた耐震プール、備蓄倉庫及びトイレ・シャワー棟を建築する。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

**【施設管理者】**

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ア 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等
- イ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等
- ウ 高層ビル、地下街及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等
- エ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市町村、警察署、消防署との連携等

(5) 公立学校等の避難計画

**【公立学校管理者】**

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策をたてる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

災害が発生した場合に園児、児童及び生徒の生命の安全を確保するため防災計画を作成する。この計画作成に当たっては、公立小中学校管理規則、県立高等学校管理規則及び県立特別支援学校管理規則に従って計画化される学校の防火及び警備の計画との関連を図る。

なお、学校等の立地条件及び施設・設備を点検し、自校（園）の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成する。

(イ) 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市町村並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

(エ) 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

a 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

b 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

イ 避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日ごろから避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。

なお、市町村における防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。

(6) 私立学校等の避難計画

【県（総務部）・市町村】

県及び市町村は、私立学校等が、(5)に準じて自主的に対策をたてるよう助言するものとする。

- [関連情報] (資料 防予 7-1) 避難計画の作成上の留意事項
- (資料 防予 7-2) 集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針
- (資料 防予 7-3) 広域避難場所・避難路の選定と確保
- (資料 防予 7-4) 避難所の運営に関する指針
- (資料 防予 7-5) 避難誘導要領

2 避難所・避難路の選定と確保

(1) 広域避難場所の指定

市町村長は、火災の延焼による危険性が高い密集市街地の住民を対象に、次の基準によりあらかじめ広域避難場所を選定確保する。

その他の市町村においても、必要に応じて、これらの事項を参考にして避難場所の指定を行うものとする。

- ア 面積 10ha 以上とする。（面積 10ha 未満の公共空地でも、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となって面積 10ha 以上となるものを含む）
- イ 避難者 1 人当たりの必要面積は、おおむね 2 m<sup>2</sup>以上とする。
- ウ 要避難地区のすべての住民を収容できるよう配慮する。
- エ 木造建築物の割合は、総面積の 2% 未満であり、かつ散在していなければならない。
- オ 大規模なげけ崩れや浸水などの危険のないところとする。
- カ 純木造密集市街地から 270m 以上、建ぺい率 5% 程度の疎開地では 200m 以上、耐火建築物からは 50m 以上離れているところとする。この距離が保有できない場合は、火災の延焼を防止するため、特別消防警戒区域として定め、延焼防止のための防御対策を計画しておく。
- キ 次の事項を勘案して避難地を区分けし、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。
  - (ア) 避難地区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路、鉄道及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。
  - (イ) 避難地区分けは、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。
  - (ウ) 避難人口は、夜間人口にもよるが、避難地収容力に余裕をもたせる。

(2) 避難所

市町村は、地震災害時において、主に近隣住民が避難する面積 1ha 以上の避難所を選定し、確保するものとする。広域災害に備え、県は市町村間の避難所の相互利用の推進を図るよう指導する。

[関連情報] (資料 防予 7-3) 広域避難場所・避難路の選定と確保

### 3 避難路の選定と確保

広域避難場所を指定した市町村は、市街地状況に応じ、次の基準で避難路を選定し確保するよう努めるものとする。

- ア 避難路は、幅員 15m以上の道路又は幅員 10m以上の緑道とする。
- イ 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ウ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- エ 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- オ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

### 4 避難所の事前指定 【県（危機管理防災部、関係部局〔施設管理者〕）、市町村】

- (1) 市町村はあらかじめ避難所を指定し、住民に周知しておくものとする。
- (2) 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
  - イ 耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- (3) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、安全性を確認・確保するとともに、被災者のプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めるものとする。
- (4) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資機材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るものとする。
- (5) 避難所に仮設トイレ等を備蓄するとともに、その設置及び利用方法等を熟知しておく。
- (6) 災害時に避難所として活用される可能性のある県有施設（県立学校、文化施設、福祉施設、県営公園、その他避難所となりうる施設）の管理者等は、当該施設の所在する市町村が、市町村地域防災計画、避難所運営マニュアル等に従って当該施設を災害時に迅速・円滑に避難所として管理・運営できるように、当該施設の所在する市町村と当該施設職員の応援体制、役割分担、通信連絡手段等について毎年度、協議をしておくものとする。
- (7) 県は、県立学校のうちから、あらかじめ防災活動の中核となる施設（防災拠点校）を指定し必要な整備を行う。

[関連情報] (資料 防予 7-4) 避難所の運営に関する指針

### 5 他都道府県からの避難者の受入れ

【県（危機管理防災部、福祉部、関係部局〔施設管理者〕）】

県は、大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本県に避難してきた者を収容し保護するための県避難所を県有施設等の中から選定し、当該施設の所在する市町村と協議のうえ、確保するものとする。

- (1) 県避難所の選定基準は、おおむね次のとおりとする。
  - ア 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
  - イ 耐震・耐火構造の建物等を利用する。
- (2) 県避難所として選定された施設管理者は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるように維持・管理に努めるものとする。

第10 飲料水・食料・生活必需品・資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備

【県(産業労働部、農林部、企業局、教育局、危機管理防災部、保健医療部、会計管理者)、市町村、水道企業団】

大規模な災害が発生した直後の県民の生活を確保するため、応急給水、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達など供給体制の整備を行う。食料、生活必需品等の備蓄並びに調達については、災害時要援護者や避難所生活に配慮した品目を補充していく。

1 給水体制の整備

【県(企業局、教育局、危機管理防災部、保健医療部)、市町村、水道企業団】

(1) 給水計画

ア 基本事項

(ア) 実施主体

原則として市町村及び水道企業団が行い、県はそれを補完していくものとする。

(イ) 応急給水の対象者

応急給水活動の対象者は、り災者及び災害によって上水道施設が被害を受け、上水道の給水が停止した断水世帯及び緊急を要する病院等の医療機関とする。

(ウ) 1日当たり目標水量

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による最大断水人口約242万人分と想定し、被災後の時間経過に伴って以下の水量を目標とする。

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3・/人・日	生命維持に最小必要な水量
災害発生から10日	20・/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から15日	100・/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
災害発生から21日	250・/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

イ 応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定

県は、各市町村が策定した応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を受け、市町村の計画を補完する立場から備蓄並びに調達すべき応急給水資機材の数量、品目、備蓄場所、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定及び更新していくものとする。

(ア) 品目

- a 給水タンク
- b ウォーターバルーン
- c ポリ袋
- d その他

(イ) 備蓄場所

- a 防災基地
- b 防災拠点校
- c 大規模施設
- d 浄水場・中継ポンプ所

市町村及び水道企業団は、断水世帯想定に基づく必要数量等を把握の上、給水拠点の整備及び

応急給水資機材の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等及び応急給水資機材の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ 給水拠点の整備

県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等の築造や、送水管路内の水を利用するための機能をもった拠点の整備計画を策定しておくものとする。

エ 応急給水資機材の備蓄

県は、イの応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材のうち、市町村を補完するという立場からの備蓄を行う。

また、県は、市町村及び水道企業団への助言及び指導を通じ、市町村及び水道企業団の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、応急給水資機材の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

オ 応急給水資機材の調達体制の整備

県は応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

また、県は、市町村及び水道企業団への助言及び指導を通じ、市町村及水道企業団の調達体制の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は、応急給水資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、当該資機材を有する他の機関と十分協議し、その協力を得ておく。

カ 耐震性貯水槽の整備

県は、県立高校等における耐震性貯水槽の整備を行う。また、市町村への助言及び指導を通じ、市町村が行う耐震性貯水槽の整備を促進していく。

市町村及び水道企業団は、近くに浄水場や給水所等がない地域において、耐震性貯水槽の整備を行う。

キ 検水体制の整備

県は、市町村が行う検水体制の整備について助言及び指導を行う。

市町村及び水道企業団は、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川など比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える検水体制を整備しておく。

ク 県企業局の応急資機材及び給水能力

(1日当たり)

資機材	備蓄量	基本給水量(ℓ)	給水能力(ℓ)
給水タンク(1m <sup>3</sup> )	12基	12,000	84,000
給水タンク(2m <sup>3</sup> )	40基	80,000	560,000
ポリタンク(20ℓ)	3,240個	64,800	453,600
給水車	1台	3,650	25,550
計		—	1,123,150

※給水能力は、基本水量×7回使用/日

(2) 短期計画

- ア 備蓄応急資機材の更新及び見直しを行う。
- イ 県立高校等における耐震性貯水槽及び近くに浄水場や給水所等がない地域における井戸の整備を推進していく。

[関連情報] (資料 防予 8-8) 給水車等保有状況  
(資料 防応 12-17) 県の備蓄水量

2 食料の供給体制の整備

【県（農林部、会計管理者、教育局）、市町村】

(1) 基本事項

- ア 実施主体
  - (ア) 食料の備蓄は、県、市町村、県民が行う。
  - (イ) 食料の調達は、県、市町村が行う。
  - (ウ) 食料の給与は、市町村が行う。
- イ 県と市町村の役割  
食料の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完するものとする。
- ウ 備蓄目標

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を基本の目標とする。県の備蓄は、市町村における備蓄の状況及び県民による備蓄及び災害時応援協定に基づく調達等を踏まえて、次のとおり設定する。

供給対象者	県・市町村	県民	合計
避難住民	2日分	1日分	3日分
災害救助従事者	3日分	—	3日分

項目	避難者		災害救助従事者
	主食	乳児食	
供給対象者	662,016人	8,948人	66,201人
供給対象者食数（1人/1日）	3食	200g	3食
備蓄目標数量（県市町村計）	$662,016 \times 3 \times 2 \times 1.1$ ≒ 4,370,000食	4,000kg	600,000食

エ 備蓄品目

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとす。例示すると以下のとおりである。

- 主食品            アルファ米、乾パン、クラッカー等
- 乳児食            粉ミルク、離乳食等
- その他            保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

オ 災害時要援護者への配慮

幼児や高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状況には、特別の配慮が必要であるため、県及び市町村は、口に入れやすさや日常生活に近い食事等についても考慮し、食料の供給体制を整備する。

また、食物アレルギーを持つ者には、アレルギー対応食品の供給体制の整備を行うほか、市町村がアレルギー食品注意カードを避難所等で配布できるように支援する。

(2) 食料の備蓄計画等

ア 食料の備蓄計画の策定等

県は、市町村を補完する立場から(1)基本事項を踏まえ、備蓄すべき食料の数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定及び更新していくものとする。

市町村は、同様に、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、食料の備蓄計画を策定しておくものとする。

イ 食料の備蓄

県及び市町村は、アの食料の備蓄計画に基づき、避難住民及び災害救助従事者を対象とする食料の備蓄を行う。また、県は、県民に対しても各々1日分の居宅での備蓄を促進していく。

[関連情報]

(資料 防予 8-1) 食料及び生活必需品等の備蓄

(資料 防予 8-2) 食料の調達先等

(資料 防予 8-3) 県備蓄食品保管場所

(資料 防予 8-4) ランニング備蓄委託店

(資料 防予 8-5) 米穀卸売販売業者等の事務所及び大型精米工場所在地

(資料 防予 8-6) 副食・調味料生産者団体所在地

(3) 食料の調達計画等

ア 食料の調達計画の策定等

県は、地震被害想定調査に基づき、県が調達すべき食料の品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、食料の調達計画を策定及び更新していくものとする。

イ 食料の調達体制の整備

県は、アの食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する。また、アレルギーや疾病等によって、食に配慮を要する人向けの食品の調達に配慮する。

さらに、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、アの食料の調達計画に基づき、生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結する。

(4) 食料の輸送体制の整備

県は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う食料の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定を締結しておく。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進していく。

市町村は、食料の備蓄及び調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄及び調達を行う食料の輸送に関して、業者と協定を締結する。

(5) 食料集積地の指定

県は、災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは、県調達食料の輸送拠点として、原則として、防災基地及び広域集積地の候補地の中から広域集積地を指定する。

市町村は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物）のなかから市町村集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告するものとする。

- [関連情報] (資料 防予 8-1) 食料及び生活必需品等の備蓄  
 (資料 防予 8-2) 食料の調達先等  
 (資料 防応 12-11) 県食品広域集積地の所在地

### 3 生活必需品の供給体制の整備

【県（産業労働部、県土整備部、会計管理者、教育局）、市町村】

#### (1) 基本的事項

##### ア 実施主体

県、市町村、県民が行う。

##### イ 県と市町村の役割

生活必需品の備蓄、調達は、原則として市町村が行い、県はそれを補完するものとする。

##### ウ 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

##### エ 備蓄目標

地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」による、ピーク時避難人口のおおむね3日分に想定する量を県、市町村、県民で備蓄することを基本の目標とする。

更に、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の被害想定による避難人口を基にした3日間の必要量で、基本の目標を上回るものについては、市町村の備蓄や国や他県への応援要請等により確保する。

##### オ 備蓄品目

県民の基本的な生活を確保する上に必要な生活必需品の他、避難所での生活が被災者に心身に与える衛生的な影響を最小限に留めるため、避難者のプライバシーに配慮した簡易間仕切りや簡易トイレの衛生用品など、避難所生活を想定した物資等についても備蓄していく。

特に、乳児や高齢者等の災害時要援護者及び女性にも配慮した物資等についても備蓄していく。

#### (2) 生活必需品の備蓄計画の策定等

##### ア 生活必需品の備蓄計画

市町村は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定しておくものとする。

県は、各市町村が策定した生活必需品の備蓄計画を受け、県の被害想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が備蓄すべき生活必需品の数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の備蓄計画を策定及び更新していくものとする。

##### イ 生活必需品の備蓄

県は、アの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品のうち、市町村を補完するという立場から備蓄に努めるものとする。また、県は、市町村への助言及び指導を

通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村は、アの生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄を行う。

(3) 生活必需品の調達計画の策定等

ア 生活必需品の調達計画の策定

市町村は、被災者想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定しておくものとする。県は、各市町村が策定した生活必需品の調達計画を受け、県の被災者想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が調達すべき生活必需品の数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等、生活必需品の調達計画を策定及び更新していくものとする。

イ 生活必需品の調達体制の整備

県は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、アの生活必需品の調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定の締結、更新に努めるものとする。

(4) 生活必需品の輸送体制の整備

県は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、県が備蓄並びに調達を行う生活必需品の市町村集積地までの輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の輸送体制の整備を促進していく。

市町村は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者及び輸送業者と十分に協議し、市町村が備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して、業者と協定の締結に努めるものとする。

【関連情報】（資料 防予 8-1）食料及び生活必需品等の備蓄

（資料 防予 8-7）備蓄物資保管場

4 防災用資機材の備蓄

【県（危機管理防災部）、市町村】

(1) 基本的事項

防災用資機材を用いて行う救助活動等は発災直後に行わなければならないため、即対応が可能な市町村が備蓄を行うこととする。

ア 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 備蓄目標

各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値を目安とする。

ウ 備蓄品目

- |   |                            |   |     |   |     |
|---|----------------------------|---|-----|---|-----|
| a | ろ水器                        | f | 発電機 | h | 炊飯器 |
| b | 仮設トイレ（マンホールトイレを含む）         | g | 投光機 | i | テント |
| c | 救助用資機材（ボール、ジャッキ、のこぎり等）     |   |     |   |     |
| d | 移送用具（自転車、バイク、担架、ストレッチャー等）等 |   |     |   |     |
| e | 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材  |   |     |   |     |

エ 備蓄場所

防災用資機材を用いて行う救助活動は、発災直後に行わなければならないため、防災用資機材は、即確保できるよう分散配置されていることが望ましい。このため、市町村は、既存の備蓄場所に加え自主防災組織や町内会単位で備蓄場所を整備していくものとする。

県は、市町村を補完する立場で次の場所に備蓄を行う。

- a 防災基地
- b 防災拠点校
- c 大規模施設
- d 県土整備事務所等（上記ウの e のみ）
- e 流域下水道水循環センター（上記ウの e のみ）

(2) 防災資機材等の備蓄計画の策定等

ア 防災資機材等の備蓄計画

市町村は各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、災害時の防災資機材等の備蓄に関する品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等防災資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。その際、自主防災組織或いは町内会単位での備蓄体制を整備していくものとする。

県は、県の被害想定結果に基づく必要量を考慮の上、各市町村が策定した防災資機材等の備蓄計画の助言及び指導を行う。

イ 防災資機材等の備蓄

市町村は、防災資機材等の備蓄計画に基づき、災害時の応急活動用の防災資機材等の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していくとともに、市町村を補完する立場から備蓄を進める。

(3) 短期計画

ア 県は備蓄防災資機材の更新及び見直しを行う。その際、災害時要援護者用の移送器具等の備蓄を積極的に進める。

イ 県は新たに結成される自主防災組織に対する防災資機材整備の助成を行う。

〔関連情報〕（資料 防予 8-7）備蓄物資保管場所

5 医療救護資機材、医薬品の供給体制の整備

【県（保健医療部、病院局）】

(1) 基本的事項

ア 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

イ 利用対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

ウ 品目及び目標数量

品目は、大きくは災害用医療資機材セットと、軽治療用医薬品とに分類される。必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量を目安として整備することとする。

エ 備蓄場所

- a 防災基地
- b 災害対策本部の支部

c 県立病院

(2) 医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画

ア 計画の策定

県は、各市町村が策定した医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を受け、県の被害想定結果に基づく必要量を考慮の上、市町村を補完する立場から、県が備蓄並びに調達すべき医療救護資機材、医薬品の品目、数量、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等、医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

市町村は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び現状での医療関連機関におけるストックの状況等で把握し災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

イ 医療救護資機材、医薬品の備蓄

(ア) 県は、アの医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(イ) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

(ウ) 県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

(エ) 市町村は、アの医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

(オ) 災害時の医薬品等備蓄施設における、医薬品等資材の品質の安全確保について管理責任体制を明確にするよう、自主対策の推進を図る。

ウ 医療救護資機材、医薬品の調達体制の整備

県は、アの医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

また、県は、市町村への助言及び指導を通じ、市町村の調達体制の整備を促進していく。

市町村は、アの医療救護資機材、医薬品の備蓄並びに調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、厚生労働省、近隣都県及び関係業者と十分に協議し、調達体制の整備を行う。

エ 短期計画

大規模災害に迅速かつ十分対応できるよう医薬品等の備蓄場所を拡充するとともに、品目や数量の充実を図る。

【関連情報】（資料 防予 8-10） 医薬品等備蓄場所一覧

（資料 防予 8-11） ランニング備蓄委託店一覧

6 石油類燃料の調達・確保

【県関係部局、医療機関】

県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努める。

県は、災害時に特に重要な施設で、県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう石油元売業者との協定締結に努める。特に重要な施設の例は以下のとおり。

病院（災害拠点病院）、防災基地など

## 第11 帰宅困難者対策

### 【県（危機管理防災部）、市町村】

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や帰宅行動への具体的な支援策を東京都など関係機関と研究・協議し、実施していく。また、徒歩帰宅者に対する支援策を検討していく。

#### 1 帰宅困難者の定義

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

#### 2 帰宅困難者数の把握

帰宅困難者数の算定方法は次のとおりとする。

- ① 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されるとしたこと。
- ② 帰宅経路は最短経路とするが、鉄道による合理的代替経路を使用するとしたこと。
- ③ 帰宅距離10 km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能としたこと。
- ④ 帰宅距離10 km～20 kmの者は、1 km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減するとしたこと。
- ⑤ 帰宅距離20 km以上の者は、全員が帰宅不可能としたこと。

地震被害想定調査結果によれば、「東京湾北部地震」が夏12時に発生した場合は、帰宅困難者は県全体で約122万人にのぼるものと算定されている。

その内訳は、次のとおりである。

外出先	帰宅困難者	備考
県外	約94万人	大部分が都内で帰宅困難となる。 県外からの通勤通学者は含まない。
県内	約28万人	
合計	約122万人	

更に、中央防災会議首都直下地震対策専門調査会の被害想定によれば、東京湾北部地震が昼12時に発生した場合に、埼玉県内で、県外からの通勤通学者等を含め、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されている。また、都内では、埼玉県からの通勤通学者等も含め、390万人の帰宅困難者が発生するとされている。

#### 3 帰宅困難者発生に伴う影響

帰宅困難者の発生に伴い、次のような影響が考えられる。

##### (1) 地域の災害対応力の低下

約122万人の県民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

##### (2) 非居住者の増加

県内において帰宅困難となる県民は約28万人であるが、さらに、県外に居住している者も県

内において多数の帰宅困難者となることが想定される。

(3) 都内帰宅困難者

県外での帰宅困難者約94万人のうち約85万人は、東京都内での帰宅困難者であるが、都内全体では390万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

(4) 県内主要駅等での帰宅困難者

埼玉県には、67万人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、県内主要駅等では、帰宅できない大量の駅前滞留者が発生し混乱する。

4 帰宅困難者等への啓発等

【県（危機管理防災部、県民生活部）】

(1) 県民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- ア 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- イ 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること

(2) 災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についてのPR

(3) 企業等への要請

職場や学校或いは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- ア 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保
- イ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(4) 徒歩帰宅の心得7カ条

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

5 帰宅困難者支援のための広域的な連携

【県（危機管理防災部）】

(1) 関係機関等との連携

ア 埼玉県石油業協同組合との協定

ガソリンスタンドを一時休憩所として、徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を締結している。

イ フランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）、ファミリーレストランなどとの協定（九都県市で協定締結）

コンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

(2) 九都県市での広域的な取組

帰宅困難者対策は、首都圏を形成する九都県市共通の課題であるため、九都県市地震防災・危機管理対策部会で検討を進め、次の普及啓発活動を実施している。

- ・災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板サービスの啓発用リーフレットの作成、配付
- ・帰宅支援ホームページの運用
- ・帰宅支援ステーションのステッカー及び事業者ハンドブックの配付
- ・大手鉄道事業者と連携し通勤通学者向けに帰宅困難者の心得等のポスター掲示

(3) 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、県民への啓発のほか、隣接している東京都や区、県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。

## 第12 遺体の埋・火葬

【県(保健医療部)、市町村】

### 1 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

#### (1) 市町村

市町村は、震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の事前対策を進める。

#### (2) 県

市町村で震災時に柩、ドライアイス等の埋・火葬資材が不足する場合、あるいは火葬場の処理能力を越える遺体処理の必要が生じた場合に備えて予め市町村と、関係業者あるいは市町村間で協定を締結しておくよう指導、助言及び情報提供を行う。

また、県は、市町村を補完する立場で県と関係業者あるいは他都県との協定の締結についても検討していく。

## 第13 防疫対策

【県(保健医療部)、市町村】

### 1 防疫活動組織

県は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように防疫班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成しておく。

防疫班の構成	総数	78名
総務係		3名
情報収集係		5名
検病調査係		30名
消毒指導係		30名
検査係		5名
患者収容指導係		5名

市町村は、県の組織に準じて組織表を作成し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう動員計画及び必要な資材の確保計画を樹立しておく。また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られるように協力体制を整備しておく。

### 2 防疫用資機材の備蓄及び調達

県は、次の対応を行うものとする。

- (1) 災害時における防疫業務実施基準に基づいた防疫活動の実施が、円滑にできるよう必要量の確保を図る。
- (2) 災害時の医薬品等取扱施設における、防疫及び衛生器材等の品質の安全確保について、管理・責任体制を明確にするよう自主対策の推進を図る。
- (3) 災害対策緊急用医療資機材の整備・充実を図る。
- (4) 災害発生後は速やかに防疫及び衛生器材の取扱施設の被害状況を把握し、関係機関との連携

をとり、防疫資材の調達に努める。

市町村は、防疫及び保健衛生用器材の調達計画に基づき必要な資機材を調達する。

## 第14 応急住宅対策

【県（都市整備部）、市町村】

### 1 応急措置等の指導、相談

- (1) 県は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定、応急措置及び応急復旧に関し、市町村が行う指導・相談を支援するための体制整備を行う。
- (2) 県は、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑に行われるよう、市町村と連携して、応急危険度判定を行うことができる者を育成する等その実施体制の整備を図るとともに、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について県民への普及啓発を行う。
- (3) 市町村は、建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の運用体制の確立に努める。

### 2 応急仮設住宅の準備

#### (1) 応急仮設住宅の事前計画

##### ア 用地選定

市町村は、県及び市町村独自の応急仮設住宅適地の基準に従い、県公有地、市町村公有地、及び建設可能な私有地の中から必要戸数を確保できる用地を選定する。必要戸数の確保が困難な場合には、近隣の市町村相互間で融通を行う。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を講じる。

##### イ 設置及び供給計画

県及び市町村は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定する。

- ① 応急仮設住宅の着工時期
- ② 応急仮設住宅の入居基準
- ③ 応急仮設住宅の管理
- ④ 災害時要援護者に対する配慮

##### ウ 必要とする応急仮設住宅適地

市町村又は地域ごとに想定された全焼、全壊、流出世帯数をもとに、市町村は必要とする応急仮設住宅適地を確保する。

##### エ 適地調査

市町村は応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に対して報告する。

## 第15 文教対策

【県（総務部、教育局）、市町村】

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

## 1 学校の災害対策

### (1) 県（教育局）、市町村

- ア 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- イ 教材用品の調達及び配給の方法については市町村教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。
- ウ 私立学校に対しては、公立学校の例に準じて計画を作成するよう同様に指導及び支援していくものとする。

### (2) 校長等

- ア 学校の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。
- イ 校長は災害の発生に備えて以下のような措置を講じなければならない。
  - (ア) 市町村の防災計画における学校の位置付けを確認し、学校の役割分担を明確にするるとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
  - (イ) 児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
  - (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網及び協力体制を確立する。
  - (エ) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
  - (オ) 学校においては、不時の災害発生に対処する訓練を行うものとする。

## 第16 災害時要援護者の安全対策

【県（県民生活部、危機管理防災部、福祉部、保健医療部、都市整備部）市町村、施設管理者】

### 1 基本的な考え方

近年の災害をみると、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者、並びに言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人（これらの者をいわゆる災害時要援護者という。）が災害の発生時において、被害を受けることが多くなっている。

このため、高齢化社会、国際化社会の到来に対応し、災害時要援護者等の防災対策を推進していくものとする。

#### (1) 地域との協力体制の整備

災害時要援護者の安全確保は、行政とともに、地域の住民が協力し、一体となって取り組んでいくことが必要である。

また、公共機関、その他集客施設においては、利用者が災害時要援護者である場合を想定して、施設の整備や避難誘導計画の策定を行う必要がある。

#### (2) 対象による配慮

災害時要援護者の対象毎に、必要な援護を行えるようにする。

なお、おおむねの区分は次のとおりである。

##### ア 高齢者、妊産婦及び乳幼児

日常から介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が容易な者

##### イ 傷病者及び障害者

傷病や障害により介護及び保護が必要なもので、必要な援護の内容や方法等について事前の把握が困難な者

##### ウ 外国人

地理の不案内、言葉の不自由により、災害時の援護が必要な者

#### (3) 災害時要援護者避難支援プランに基づく避難支援

市町村は、災害時要援護者避難支援プランに基づき災害時要援護者への情報伝達や避難誘導の実施に努める。県は、市町村が行う災害時要援護者避難支援プランの作成を支援する。

[関連情報]（資料 防予 7-2）集中豪雨時における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

## 2 社会福祉施設入所者等の安全確保

### (1) 施設管理者

【施設管理者】

#### ア 災害対策を網羅した消防計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく「消防計画」にとどまらず、大規模な災害の発生も想定した「防災計画」及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、県及び市町村はこれを指導する。

#### イ 緊急連絡体制の整備

##### (ア) 職員参集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努める。

(イ) 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備する等緊急連絡体制を確立する。

ウ 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難所への誘導や移送のための体制を整備する。

エ 施設間の相互支援システムの確立

県及び市町村は、県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。施設等管理者は、これに伴い他施設からの避難者の受入体制の整備を行う。

オ 被災した在宅災害時要援護者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の避難所では生活が困難な在宅の寝たきり老人等の要援護者を受け入れるための体制整備を行う。

カ 食料、防災資機材等の備

入所施設の管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、県及び市町村はこれを指導する。

- (ア) 非常用食料（老人食等の特別食を含む）（3日分）
- (イ) 飲料水（3日分）
- (ウ) 常備薬（3日分）
- (エ) 介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（3日分）
- (オ) 照明器具
- (カ) 熱源
- (キ) 移送用具（担架・ストレッチャー等）

ク 防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的の実施するとともに、各施設が策定した「防災計画」について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的の実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。

ク 地域との連携

施設管理者は、災害時の入所者の避難誘導、又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、日常から、近隣の自治会、町内会やボランティア団体及び近くの高校・大学等との連携を図っておく。

また、災害時の防災ボランティアの派遣要請等の手続きが円滑に行えるよう、市町村との連携を図っておく。

ケ 施設の対震対策

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行う。

(2) 県及び市町村

【県（福祉部、都市整備部）、市町村】

ア 情報伝達体制の整備

社会福祉施設等を支援するために、あらかじめ通信網の整備などを行い、気象警報等の情報伝達体制の整備を図る。

イ 地震対策を網羅した消防計画の策定

マニュアルの策定、職員及び入所者への周知徹底を指導する。

ウ 施設間の相互支援システムの確立

県内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が崩壊した場合は、入所者を他の施設に一時的に避難させたり、職員が応援するなど地域内の施設が相互に支援できるシステムを確立する。

エ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者が震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じ耐震診断、耐震改修を行うよう指導する。

3 在宅災害時要援護者の安全確保

【県（危機管理防災部、福祉部、都市整備部、教育局）、市町村】

(1) 全体計画

ア 在宅の災害時要援護者の把握

市町村は、在宅の災害時要援護者の「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等を作成し、在宅の災害時要援護者の所在、緊急連絡先等を把握しておく。

なお、「名簿」、「災害時要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」については、災害時要援護者の個人情報であるため、その取扱いには十分配慮するとともに、地域の自主防災組織や民生委員等と連携し、要援護者の避難支援に万全を期するものとする。

イ 緊急通報システムの整備

県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、災害時要援護者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備に努める。

ウ 防災基盤の整備

県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いす使用者にも支障のない出入口のある避難地の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者を考慮した防災基盤整備を促進する。

また、県、市町村、その他の公共機関は災害時要援護者の避難誘導を想定した避難誘導計画の策定や施設整備を行うものとし、その他の集客施設に対して、県、市町村は、これを促進する。

エ 災害時要援護者に配慮した避難所運営体制等の整備

市町村は、災害時要援護者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、災害時要援護者等に考慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保など、災害時要援護者等に対して避難所での良好な生活環境が提供できるよう、災害時要援護者の意見の聴取に努め、避難所の運営計画を策定する。

オ 災害時要援護者の避難誘導計画等の把握及び助言

県は、市町村の災害時要援護者の避難誘導計画及び避難支援計画の策定状況を把握し、必要があれば助言を行う。

カ 避難支援プラン（個別計画）の作成

市町村は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。

キ 防災教育及び訓練の実施

県及び市町村は、災害に関する基礎的知識の普及・啓発のために、広報誌、パンフレット、

ちらしの配布などを行う。

また、地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験させるとともに、県民に対しても災害時要援護者の救助・救援に関する訓練を実施する。

ク 地域との連携

(ア) 役割分担の明確化

市町村は、市町村内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、日常から連携体制を確立しておく。

(イ) 社会福祉施設との連携

市町村は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図っておく。

また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用も図っていく。

(ウ) 見守りネットワーク等の活用

市町村は、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制を確立しておく。

ケ 相談体制の確立

県及び市町村は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう日常から相談体制を整備しておく。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護婦、保健婦、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

(2) 現況

ア 市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時から高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。

イ 緊急通報システムのセンター装置は、各消防署等において整備されている。

県及び市町村は、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムへの加入を促進している。

(3) 短期計画

県は、市町村への助言を通じ、在宅の災害時要援護者の「名簿」、「要援護者マップ」、「避難支援プラン（個別計画）」等の早期作成、見守りネットワーク等による支援体制を確立していく。

4 外国人の安全確保

【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

(1) 全体計画

ア 外国人の所在の把握

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 防災基盤の整備

市町村は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

また、県及び市町村は案内板のデザインの統一化について検討を進める。

ウ 防災知識の普及・啓発

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人に対して外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報についての外国語による情報提供を行う。

エ 防災訓練の実施

県及び市町村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

オ 通訳・翻訳ボランティアの確保

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

(2) 現況

県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。

(3) 短期計画

県は、外国人を参加させた防災訓練の実施、及び通訳・翻訳ボランティアの確保を図っていく。

[関連情報] (資料 防予 7-1) 避難計画の作成上の留意事項

(資料 防予 7-2) 集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

(資料 防予 7-3) 広域避難場所・避難路の選定と確保

(資料 防予 7-4) 避難所の運営に関する指針

(資料 防予 7-5) 避難誘導要領

## 第3章 震災応急対策計画

## 第3章 震災応急対策計画

### 第1節 応急活動体制

#### 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

#### 第1 目標

各防災機関は、地震災害が発生した場合、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期す。また、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

国が非常（緊急）災害現地対策本部を設置した場合は、緊密な連絡調整を図り、協力して災害応急対策を実施する。

#### 第2 県の活動体制

#### 【県（各部局）】

地震発生後に迅速で有効な応急対策を行うため、職員の動員配備を徹底するとともに、夜間・休日等における初動体制の確保を図る。

#### 1 体制の種別及び配備区分

災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分

##### (1) 地震発生時

配備区分	配備基準	活動内容	災害対策本部の設置
初動体制	原則として震度5弱の揺れが発生した場合	主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制	災害対策本部を設置しない。
緊急体制	原則として震度5強の揺れが発生した場合 「東海地震注意情報」が発表された場合	災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制	
非常体制	原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合 「東海地震予知情報」が発表された場合  なお、支部の担当区域内で原則として震度6弱以上の揺れが発生した場合は、現地災害対策本部を設置する。（さいたま支部を除く。）	組織及び機能のすべてを挙げて活動する体制	災害対策本部を設置する。

震度6弱以上の揺れが発生した場合、別に定める埼玉県業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

(2) 特別待機班

震度4の地震発生時は、危機管理防災部職員で構成する「特別待機班」を施行して対応する。

(3) 非常体制施行前における活動体制

ア 県土整備部は、「県土整備部地震災害対策活動指針」（平成11年1月5日一部改訂）による。

イ 警察本部は、「埼玉県警察大震災警備計画」による。

(4) 東海地震への対応

東海地震の注意情報の発表及び警戒宣言の発令に伴い警戒体制を施行した場合は、本計画の第5章「東海地震の警戒宣言に伴う措置計画」に基づき対応する。

## 2 配備体制の決定

(1) 特別待機班の体制（危機管理防災部内の体制）

消防防災課長が行う。

(2) 震度5弱に満たない地震が発生した場合に配備する初動体制

危機管理防災部長が行う。

(3) 震度5強に満たない地震が発生した場合に配備する緊急体制

危機管理防災部長が行う。

(4) 震度6弱に満たない地震が発生した場合に配備する非常体制

危機管理防災部長が知事の承認を得て行う。

## 3 初動体制及び緊急体制時の対応

初動体制及び緊急体制時には、通常の組織を持って災害に対応するが、災害情報の収集・伝達等については、本部設置時に準じて行うものとする。

## 4 夜間・休日等における体制

(1) 日常の体制

ア 当直体制

イ 初動体制時の要員の確保

ウ 幹部職員の公舎等居住

エ 本部連絡員、現地災害対策本部連絡員及び支部連絡員の指定

## 5 初動体制の整備

(1) マニュアルの策定

(2) 参集体制の整備

(3) 情報伝達手段の確保

(4) 地震発生直後の初期対応

職員配備にあたっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めておくものとする。

ア 当直者

担当者が参集するまで、災害の情報収集及び連絡等を行う。

イ 初動体制にかかる要員

震度5弱以上の地震が発生した場合に、動員伝達の有無に関わらず、直ちに所定の場所に参加して、地震災害等の情報収集及び本部又は支部の設置準備に当たる。

ウ 幹部職員

統括部の幹部職員は、地震被害等の情報を収集分析して、迅速な配備体制の決定とともに、関係機関等への指令・要請等の初期対応を適切に行う。

エ 本部連絡員及び支部連絡員

震度5弱以上の地震が発生した場合に、動員伝達の有無に関わらず、直ちに本部連絡員は危機管理防災センターに、支部連絡員は各所属に自主的に参加して、統括部と各部との連絡調整を行う。

なお、本部連絡員は災害対策本部を開設している間、危機管理防災センターに常駐し、各部との連絡調整に努めるものとする。

オ その他の職員

大規模地震発生時は、テレビやラジオ等で情報収集を行い、自宅で待機する。

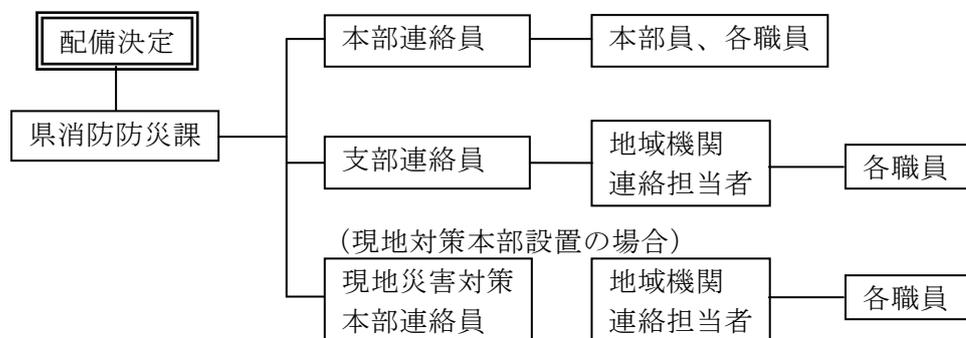
6 職員の動員体制

(1) 動員体制の確立

それぞれの部、現地災害対策本部又は支部内において作成されている配備基準、動員体制、動員指令の伝達方法等に関する動員計画を含む部（支部）運営要領により確立する。

(2) 動員系統（東海地震時）

緊急体制及び非常体制



(3) 動員の方法（東海地震時）

配備決定に基づく動員の指令は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線及び電話等で行う。

イ 勤務時間外

電話及び防災行政無線等で行う。

(4) 災害時の参集

勤務時間外等において、激甚な災害が発生し、電話等による情報伝達が不可能となった場合には、職員自らの判断により、所属の課所に参集するものとする。

ア 職員は、直ちにテレビやラジオ等による情報及び周囲の状況から被害状況の把握に努める。

イ 職員は災害の発生を覚知した場合は、動員伝達の有無にかかわらず動員配備基準に従い状

況を判断し、速やかに登庁する。

(5) 非常参集

職員（初動体制に係る要員、本部連絡員、現地災害対策本部連絡員、支部連絡員など所定の配備につくことがあらかじめ予定されている職員は除く。）は、勤務時間外等において、大規模な災害が発生し、交通途絶等のため所定の配備につくことができないときは、最寄りの下記に掲げる場所に非常参集する。

所定の配備につくことができない職員は、各部長、現地災害対策本部長又は支部長の指示に従うものとする。

また、災害状況の推移に従い、最終的には所属の課所に参集するよう努める。

<非常参集場所>

ア 埼玉県危機管理防災センター

イ 現地災害対策本部又は支部を設置する事務所

ウ その他県の地域機関

エ 市役所または町村役場

※その他県の地域機関に参集する場合は、防災行政無線が設置されている事務所（埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱（資料防予6-1）の別表第1及び第2に掲げる設置場所のうち本庁現地災害対策本部及び支部の設置される事務所を除く設置場所）、又は、事務経験を生かせる事務所に参集するものとする。

※県土整備部、都市整備部及び下水道局所属の職員（初動体制に係る要員、本部連絡員、現地対策本部連絡員、支部連絡員など所定の配備につくことがあらかじめ予定されている職員は除く）は、業務の緊急性や専門性を考慮し、県土整備部、都市整備部及び下水道局が別に定める参集場所に参集する。

## 7 県災害対策本部の設置

知事は、必要があると認めるときは、この計画及び県災害対策本部条例並びにこれに基づき別に定める県災害対策本部要綱により、県災害対策本部を設置する。

(1) 県本部の設置の通知等

県本部の設置及び配備体制が決定されたときは、直ちにこの旨を庁内放送するとともに、次に掲げる機関に通知する。

ア 現地災害対策本部長

イ 支部長

ウ 市町村長

エ 陸上自衛隊第32普通科連隊長

オ 報道機関

カ その他必要と認める機関の長

(2) 県本部の閉鎖

本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、県本部を閉鎖する。

県本部の閉鎖の通知等は、設置の通知等に準じて処理する。

(3) 県本部の設置場所

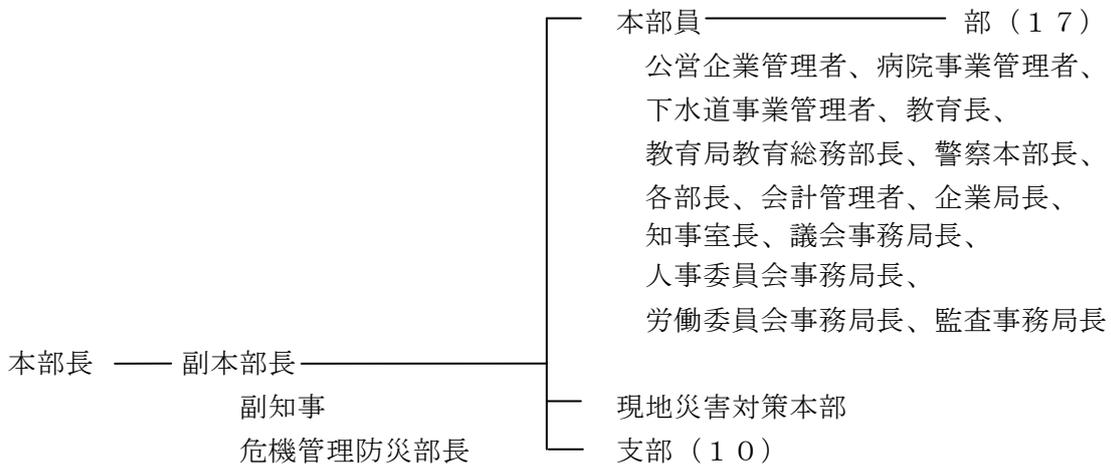
県災害対策本部の設置場所は、県庁舎内とする。

県庁舎が被災している場合は、施設管理者が県庁舎の被災状況を判定し、危機管理防災部長にその旨伝達する。

危機管理防災部長は、県庁舎への災害対策本部の設置の可否を判断し、設置できない場合は、浦和合同庁舎、大宮合同庁舎の順に設置の可能性を検討し、設置可能な庁舎に本部を設置するとともに、参集職員に明示する。

(4) 本部の機構及び組織

ア 県災害対策本部の機構



イ 部、現地災害対策本部及び支部の組織

(ア) 部

統括部 渉外財政部 総務部 県民安全部 食料部 給水部  
 物資部 環境対策部 救援福祉部 医療救急部 応急復旧部 住宅対策部  
 輸送部 文教部 議会部 応援部 警察部

(イ) 現地災害対策本部

川口現地災害対策本部 朝霞現地災害対策本部 春日部現地災害対策本部  
 上尾現地災害対策本部 川越現地災害対策本部 所沢現地災害対策本部  
 行田現地災害対策本部 熊谷現地災害対策本部 秩父現地災害対策本部

(ウ) 支部

さいたま支部 川口支部 朝霞支部 春日部支部 上尾支部  
 川越支部 所沢支部 行田支部 熊谷支部 秩父支部

(5) 本部の運営

ア 本部会議

本部長は、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

イ 部

部は、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務の実施にあたる。

また、各部において収集した情報及び各部が実施している災害対策業務の情報について、適宜、速やかに統括部へ報告することとする。

統括部は、各部及び支部から報告された情報を取りまとめ、適宜各部及び各支部へ伝達し、情報の共有化を図るものとする。

ウ 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、被災地において災害対策業務及び市町村支援等を実施するため設置する。

エ 支部

支部は、本部長の命を受けて、担当区域内の市町村及び地域機関と緊密に連絡し災害対策業務に従事する。

各地域機関は、管轄する支部長に、被害状況や実施した災害応急対策を報告するものとする。

なお、初動時において、支部は担当区域内の市町村の被害状況の収集に努め、情報を速やかに本部に連絡することとする。

また、区域内に防災基地を持つ支部は、区域内の地域機関と連携し、防災基地の開設を行うこととする。

(6) 職務

ア 本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

イ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

ウ 本部員は、本部長の命を受け、部の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

エ 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、現地災害対策本部の業務を掌理し、災害応急対策に係る職員を除く地域機関の職員及び参集した職員を指揮監督する。

オ 支部長は、本部長の命を受け、支部の業務を掌理し、所属職員及び参集した職員を指揮監督する。

カ 現地災害対策副本部長は、現地災害対策本部長を補佐し、現地災害対策本部長に事故があるとき、その職務を代理する。

キ 本部連絡員は、危機管理防災センターに駐在し、統括部と当該部との連絡調整に当たる。

ク 現地災害対策本部連絡員は、現地災害対策本部長の指示を受けて、当該現地災害対策本部の連絡に当たる。

ケ 支部連絡員は、支部長の指示を受けて、当該支部の連絡に当たる。

(7) 本部会議の所掌事務

本部会議は、次の事項に関して、本部の基本方針を決定する。

ア 本部の非常配備体制に関すること

イ 災害救助法の適用に関すること

ウ 国、他都県及び市町村の応援に関すること

エ 国の非常（緊急）現地対策本部が設置された場合の連絡調整に関すること

オ 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること

カ 部長及び支部長に対する事務の委任に関すること

キ その他重要な災害対策に関すること

(8) 各部の分掌事務

<b>本部長</b>	災害対策本部の統括
<b>副本部長</b>	本部長の補佐 本部長の職務の代理

部名	部長	副部長	主な分担事務
統括部	危機管理防災部長	危機管理防災部副部長	災害等に関する情報の収集に関すること 対策本部の設置、運営に関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること 各部間等の災害対策の調整に関すること 市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 報道に関すること 災害等に関する広報全般に関すること インターネットによる情報発信に関すること 災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること 帰宅困難者対策に関すること。
渉外財政部	企画財政部長	企画財政部副部長	国への要望に関すること 全国知事会及び関東地方知事会に関すること 災害等対策予算に関すること 義捐金等の受入に関すること その他渉外財政に関すること
総務部	総務部長	総務部副部長	職員の健康等に関すること 税の徴収猶予・減免措置に関すること 私立学校の災害対策に関すること 庁舎の維持管理に関すること 県有施設の応急復旧に関すること
県民安全部	県民生活部長	県民生活部副部長	安否情報の収集、提供に関すること 災害情報相談センターの設置運営に関すること 生活関連物資等の価格の安定措置に関すること

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
食料部	農林部長	農林部副部長	食料の調達に関する事 物資集積地(食料)の指定及び管理に関する事 応援物資(食料)の受け入れに関する事 救援物資(食料)の仕分け、配分に関する事 その他物資(食料)に関する事
給水部	企業局長	管理担当部長 水道担当部長	飲料水の確保、供給に関する事
物資部	産業労働部長	産業労働部副部長	物資(生活必需品)の調達に関する事 物資集積地(生活必需品)の指定及び管理に関する事 応援物資(生活必需品)の受け入れに関する事 救援物資(生活必需品)の仕分け、配分に関する事 応援労働力の確保に関する事 その他物資(生活必需品)に関する事
環境対策部	環境部長	環境部副部長	災害等による廃棄物の処理に関する事 水質汚濁対策に関する事 その他環境保全対策に関する事
救援福祉部	福祉部長	福祉部副部長	ボランティアに関する事 災害時等の要援護者対策に関する事 各種福祉施設の応急対策に関する事 社会福祉協議会との連絡調整に関する事 各部局が開設する避難所の運営の支援に関する事 その他救援に関する事
医療救急部	保健医療部長	病院局長	医療・助産に関する事 医療救護班の編成、派遣に関する事 医薬品等の確保、供給に関する事 防疫・保健衛生に関する事 埋・火葬の調整に関する事 飲料水、食料の衛生管理に関する事 動物愛護、猛獣対策に関する事 日本赤十字社、県医師会、県看護協会との連絡調整に関する事 県立病院における医療に関する事 その他医療に関する事

部 名	部 長	副部長	主 な 分 担 事 務
応急復旧部	県土整備部長	県土整備部副部長	道路、橋梁等の応急対策に関すること 河川の応急対策に関すること ダム及び砂防施設等の応急対策に関すること その他応急復旧に関すること
住宅対策部	都市整備部長	都市整備部副部長	応急仮設住宅の建設に関すること 応急危険度判定に関すること 住宅関係障害物の除去作業支援に関すること 下水道施設の応急対策に関すること 公園の利用に関すること 区画整理事業の応急対策に関すること 被災宅地危険度判定に関すること その他住宅対策に関すること
輸送部	会計管理者	契約局長	避難住民、救援物資の輸送に関すること 輸送事業者との連絡調整に関すること 輸送手段、燃料に関すること 交通情報に関すること その他輸送に関すること
文教部	教育局教育総務部長	教育局県立学校部長	児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること 学用品の確保、調達に関すること 授業料の減免措置に関すること 文化財の保護に関すること 県立学校施設の応急復旧に関すること その他教育に関すること
議会部	議会事務局長	議会事務局副 事務局長	議会に関すること
応援部	人事委員会事務局 局長	監査事務局長 労働委員会事務局 局長	他の部の応援に関すること
警察部	警察本部長	警備部長	災害警備活動に関すること
各部共通	関係各部局長	関係各部局	各部局が管理する施設を県避難所として開設、運営すること

(9) 現地災害対策本部の所掌事務

- ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び本部長への報告
- イ 被災地における関係機関との連絡調整

- ウ 担当区域内の災害応急対策の把握
  - エ 防災基地の開設
  - オ 市町村災害対策活動の支援
  - カ その他本部長の指示に基づく事項
- (10) 支部の所掌事務
- ア 担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び本部長への報告
  - イ 防災基地の開設
  - ウ その他本部長の指示に基づく事項

## 8 県本部の運営

### (1) 本部会議の運営

- ア 本部室は、災害の規模等に応じて危機管理防災部長が定め、その入口に「埼玉県災害対策本部」の標識を掲げるものとする。
- イ 本部会議の招集は、統括部において、電話、庁内放送又は連絡員を通じて行うものとする。
- ウ 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- エ 各部長は、本部が設置されたときは、災害情報の収集及び伝達を行うため、職員を危機管理防災センターに派遣するものとする。

### (2) 本部長への報告

- 本部員は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
- ア 調査把握した被害状況等
  - イ 実施した応急措置の概要
  - ウ 今後実施する予定の応急措置の内容
  - エ 本部長から特に指示された事項
  - オ その他必要と認められる事項

### (3) 職員の勤務管理、健康管理及び給食等

各部長、現地災害対策本部長及び支部長は、災害対策本部を構成する職員の健康及び勤務状態に常に配慮し、交代要員の確保等適切な措置をとる。

統括部は各部、現地災害対策本部及び支部の勤務状況を把握し、必要に応じ総務部に応援活動の指示を行う。

総務部は、職員の休憩、仮眠、健康管理、給食、給水等の業務を実施するものとし、必要に応じ、他部に応援を依頼する。

各部、現地災害対策本部及び支部では、それぞれ職員活動支援担当をおき、総務部と連携をとる。

## 9 運営体制の整備

あらかじめ、災害対策本部の設置・運営等に関するマニュアルを策定し、その周知徹底を図っておくものとする。その際、知事、副知事、各部長等の意思決定者が不在又は連絡不能な状況等も考慮しておく。

## 第3 防災活動拠点の開設・運営

【県（危機管理防災部、都市整備部、教育局）】

## 1 防災活動拠点の開設

県は、原則として非常体制の配備の決定をした場合、防災基地、さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002及び県立高校（防災拠点校）やあらかじめ指定した県営公園等を、防災活動の拠点施設として開設する。

ただし、防災拠点校の開設は、学校関係者が避難誘導や校内誘導等により、生徒の安全を確保した後、配備職員が行う。

防災活動拠点施設を所管する部局長は、防災活動拠点施設の開設に伴い、直ちに必要な職員の動員を行う。なお、あらかじめ当該拠点施設への「動員計画」を作成し、職員に周知しておく。

夜間・休日等において、原則として震度6弱以上の地震、又はこれに準ずる災害が発生した場合に、動員計画に組み込まれている職員は、速やかに参集する。

## 2 防災活動拠点の機能

防災活動拠点は、次に示す機能のいずれかを有する。

- ・ 救援物資備蓄機能……災害時用の救援物資を相当量備蓄することができる機能
- ・ 救援物資集配機能……災害時用の救援物資を施設から供給及び配送することができる機能
- ・ 活動要員集結機能……災害応急活動要員やボランティア等が集結し、出動できる機能
- ・ 被災者等避難機能……避難所として活用することができ、被災者等の受け入れ、一時滞在ができる機能

## 3 防災活動拠点の運営

施設を所管する部局は、震災時に、統括部と協議を行い、当該拠点施設の運営方針を決定する。

運営方針は、拠点施設の機能を発揮して有効な応急対策を行うため、県内の被害状況や当該施設の利用状況等を勘案して決定する。

拠点施設の管理者は、災害対策本部等との情報連絡を密接に行い、施設利用者との協力を図りながら、施設が有効に機能するように配慮する。

## 4 運営体制の整備

防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等を作成する。

# 第4 市町村等の防災体制

【市町村・防災関係機関】

## 1 市町村等

### (1) 責務

市町村は、当該市町村の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び市町村防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び県民等の協力を得て、その有する全機能をあげて災害応急対策の実施に努めるものとする。

### (2) 活動体制

#### ア 組織、配備体制

市町村は、前項の責務を遂行するため、あらかじめ地震災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。この場合における市町村災害対策本

部の設置基準、配備体制の種別及び基準は、県に準ずるものとする。

イ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の指揮を受け、災害救助法に基づく救助事務を補助するものとする。この場合における市町村の救助体制についても県の指導により、あらかじめ救助体制を定めておくものとする。

## 2 指定地方行政機関等

(1) 責務

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は県の地域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村等の実施する応急対策が的確、かつ、円滑に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等並びに防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 職員の派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請するものとする。

## 第2節 災害情報の収集 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

### 第1 目標

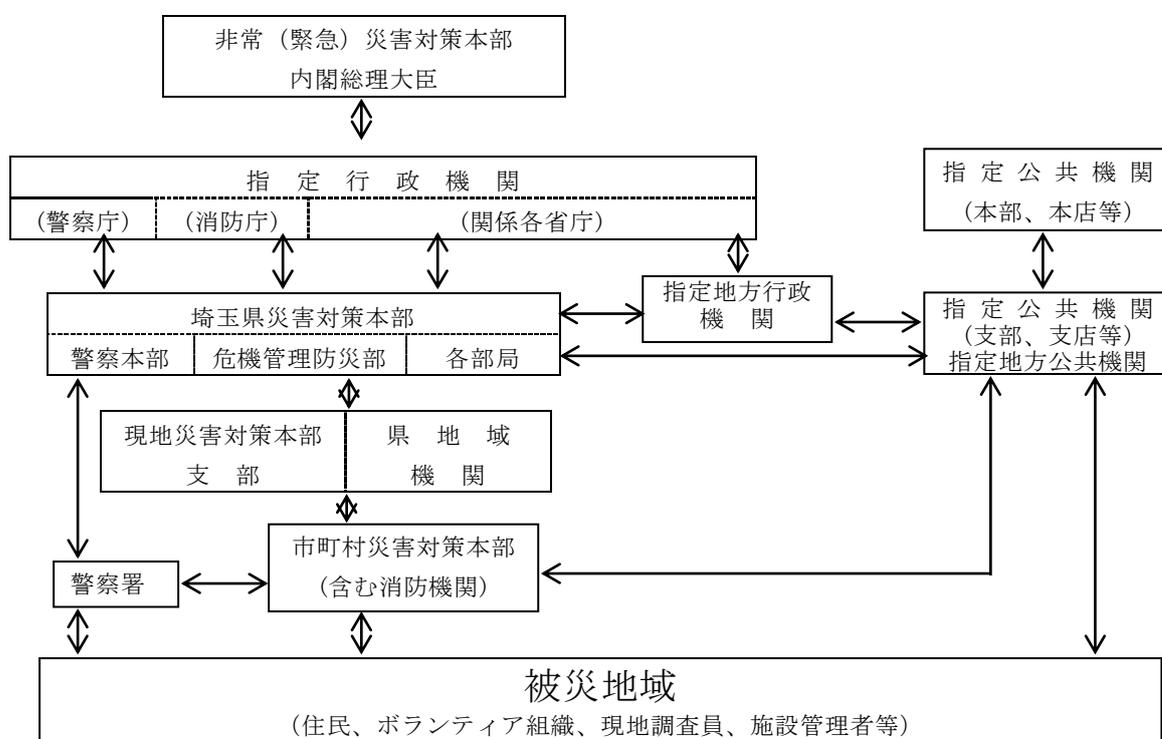
県、市町村及び防災関係機関は、地震災害の発生時に応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行う。

### 第2 情報連絡体制

【県（各部局）、市町村、各消防本部、防災関係機関】

#### 1 通信連絡体制

##### (1) 通信連絡系統図



##### (2) 通信連絡体制

県、市町村及び防災関係機関は、有線が途絶、又は途絶する恐れがある場合には、以下により行う。

##### ア 防災行政無線

国、他都道府県との通信は、消防庁の消防防災行政無線（地上系、衛星系）、内閣府の中央防災無線（地上系、衛星系）を用いる。県内市町村、防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

なお、通信の輻輳等により通信の確保が困難となる場合には、県は、回線統制、一斉指令、割込み、強制切断、及び直通回線の設置等の通信統制を行う。

##### イ 非常通信

県、市町村及び防災関係機関は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電

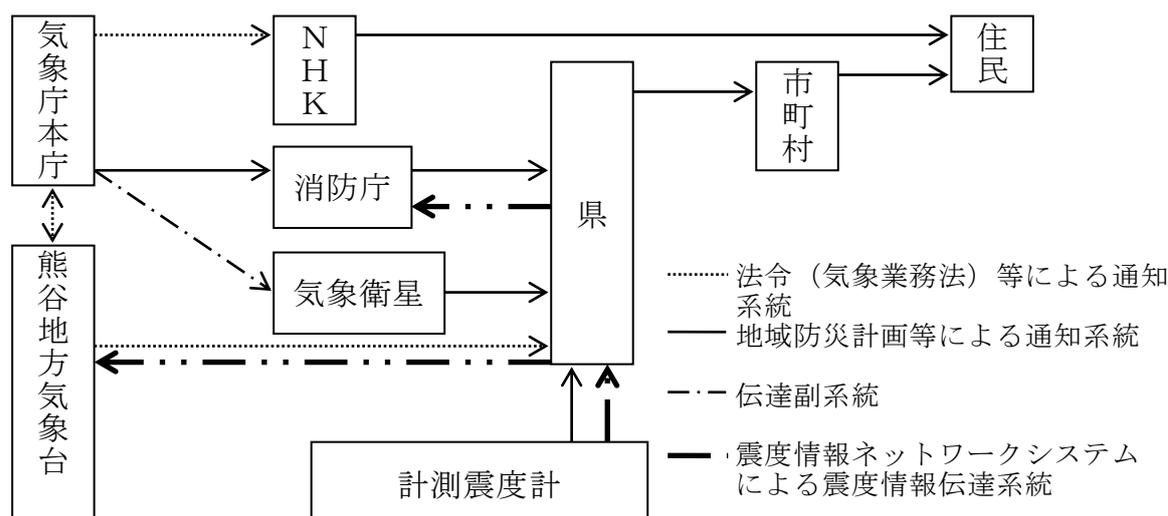
波法の規定に基づき、関東地方非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行うことができる。

ウ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

## 2 地震情報等の収集伝達体制

### (1) 地震情報の収集伝達系統図



### (2) 地震情報の収集伝達方法

県は、県内に設置された計測震度計及び緊急情報衛星同報受信装置から地震情報を収集する。収集した情報は県防災行政無線により市町村に伝達する。

市町村は、地震情報を収集した場合、市町村防災行政無線や広報車等により直ちに住民等に伝達するとともに、必要な措置を講ずる。

### (3) 震度情報ネットワークシステムによる震度情報伝達方法

県は、県庁で集約された震度情報を、消防庁へ伝達するほか、専用回線を利用して熊谷地方気象台に伝達する。

また、各市町村等へは、県内で震度4以上の地震を観測した場合に防災行政無線の一斉FAXにより県内の震度分布図と震度一覧を送信する。

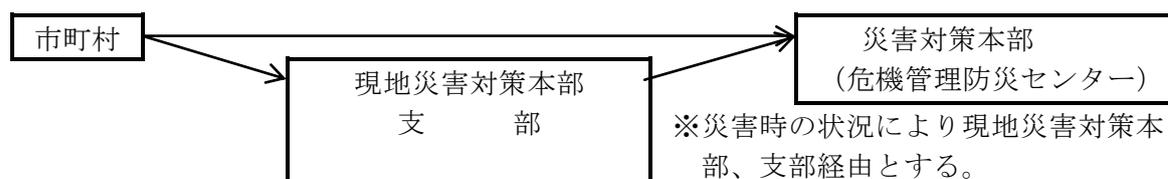
### 第3 被害情報等の収集体制

#### 【県（各部局、警察本部）、市町村、防災関係機関】

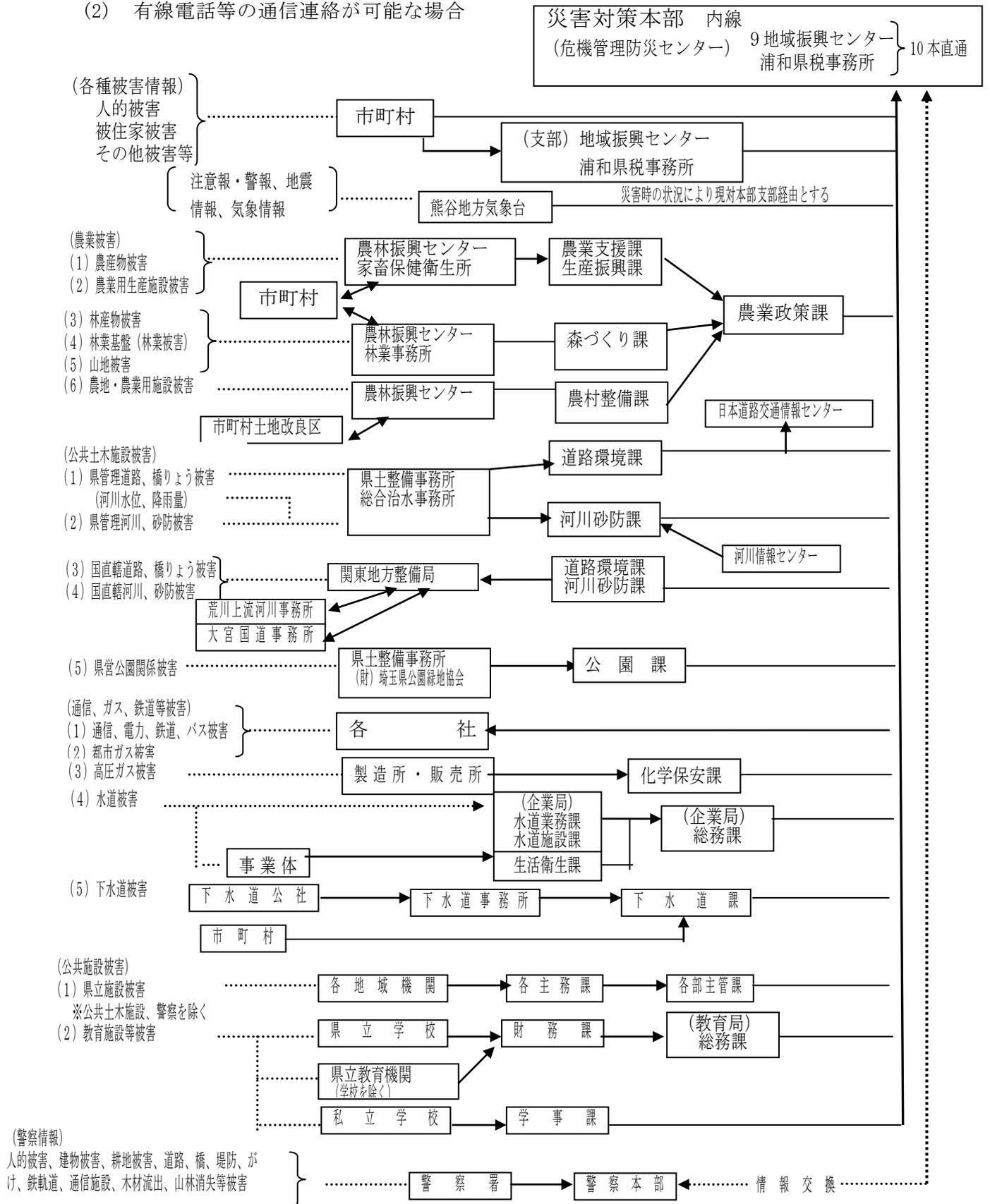
被害情報の収集伝達については、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。有線が途絶した場合は県防災行政無線、警察無線、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線システムを活用し、すべての通信が途絶した場合は使者を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報の収集伝達を行う。

#### 1 部門別伝達系統

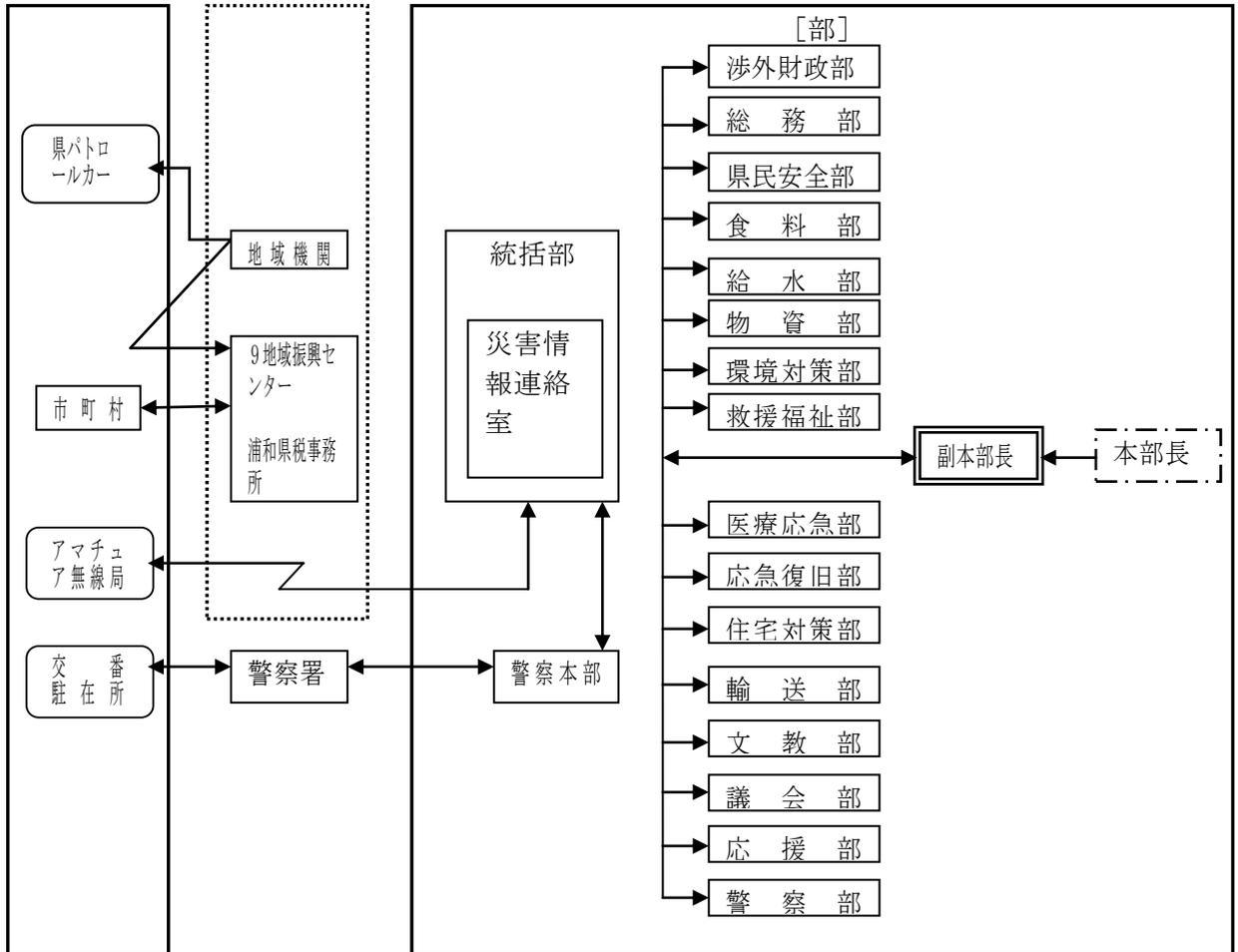
##### (1) 防災情報システムによる報告



(2) 有線電話等の通信連絡が可能な場合



(3) 無線のみの通信連絡となる場合



## 第4 災害情報計画

### 1 市町村

市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、この計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、速やかにその被害状況を取りまとめ、防災情報システム(使用できない場合はFAX等)で県に報告するとともに、災害応急対策に関する市町村のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

#### (1) 基本事項

##### ア 情報収集体制の整備

被害報告の迅速かつ正確を期するため、地区又は地域別及び被害の種別ごとの部門別に、情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設、報告用紙の配布、調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等について打合せをする等、情報収集体制をあらかじめ整備しておくものとする。

##### イ 情報総括責任者の選任

市町村は、災害情報の統括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告に当たらせるものとする。なお、選任の結果を現地災害対策本部又は支部に充てられる所轄の地域振興センター(事務所)又は浦和県税事務所に報告する。

#### (2) 情報の収集

ア 市町村は、災害情報の収集にあたっては、所轄警察署と緊密に連絡するものとする。

イ 被害の程度の調査にあたっては、市町村内部の連絡を密にし、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、報告前において調整しなければならない。

ウ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認するようにしなければならない。

エ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査するものとする。

#### (3) 情報の報告

市町村は、管轄地域内の被害状況等について、次により県に報告するものとする。なお、県に報告ができない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する。

##### ア 報告すべき災害

(ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(イ) 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害が2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

(オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

(カ) 地震が発生し、県内で震度4以上を記録したもの

(キ) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

##### イ 報告の種別

(ア) 被害速報

発生速報と経過速報に区分する。この場合、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市町村関係公共土木被害を優先して報告するものとする。

A 発生速報

埼玉県防災情報システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第1号の発生速報により防災無線FAX等で報告する。

B 経過速報

埼玉県防災情報システムにより、特に指示する場合のほか2時間ごとに逐次必要事項を入力する。なお、防災情報システムが使用できない場合は、様式第2号の経過速報により防災無線FAX等で報告する。

(イ) 確定報告

様式第3号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後7日以内に文書で報告する。

[関連情報] (資料防応6-1) 被害情報の報告様式

[関連情報] (資料防応6-2) 確定報告記入要領

ウ 報告先

(ア) 被害速報及び確定報告

被害速報及び確定報告は、県消防防災課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災センターシステム管理室に報告する。

電話 048-830-8111 (直通) 防災行政無線 6-8111

(イ) 消防庁への報告先

回線		区分	
		平日 (9:30~18:30) (消防庁応急対策室)	左記以外 (消防庁宿直室)
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信 ネットワーク	電話	TN-048-500-7527T	TN-048-500-7778
	FAX	N-048-500-7537	TN-048-500-7789

2 県の役割

県は、県の地域に災害が発生したときは、この計画及び「県要領」の定めるところにより市町村及び関係機関と緊密に連絡して市町村別にその被害状況を取りまとめる。

(1) 情報の収集

ア 有線電話等による通信連絡手段が可能な場合

(ア) 各地域振興センター等は、担当区域内の市町村から災害情報の報告があったとき又は自ら災害の発生を覚知したときは、直ちに消防防災課（警戒体制又は非常体制を施行したときは災害情報連絡室。以下同じ。）に報告する。

(イ) 各地域機関は、それぞれの部門別の被害情報を取りまとめて、関係部（局）課及び災害対策本部の支部へ報告する。関係部（局）課は、消防防災課に報告する。

イ 無線以外に通信連絡手段がない場合

各地域振興センター等は、災害に関する情報を自ら、又は担当区域内の市町村及び担当区域を所管する各地域機関等から収集し、取りまとめ、消防防災課に報告する。

ウ ヘリコプターによる被害状況の把握

県防災航空センターのヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。また、上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像伝送システムにより県庁にリアルタイムで送り、応急対策活動に活用する。

エ 現地調査班の派遣

現地における的確な被害状況を把握するため、本部（県庁）及び現地災害対策本部支部（地域機関）の職員を現地調査にあたらせるものとする。

また、災害現場の状況を遠隔地で把握し適切な応急体制をとるため、災害現場の映像情報を携帯電話又はデジタル回線を通じて県庁（災害対策本部）に伝送できるシステムを整備する。

オ 写真の撮影

状況に応じて現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集に当たるものとする。

カ 各地域機関等は、災害情報の収集に当たっては、相互に緊密に連絡するものとする。

(2) 情報の報告及び通報

県は、市町村の被害状況を取りまとめ、これを消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、関係機関に対し報告又は通報する。

ア 報告の頻度

被害の発生速報はその概要について発生直後に行い、経過速報は、特に指示する場合のほかは、2時間ごとに行う。

なお、災害の状況及びこれに対して取られた措置の概要の確定報告は応急措置が終了した後、20日以内に被害の確定報告を行う。

イ 関係各省庁への報告

県各部局はそれぞれの所轄事務に関連する被害状況を取りまとめ、関係各省庁に報告する。

### 3 警察の任務

(1) 警察は、関係機関と緊密な連絡を保持するとともに災害警備活動に必要な情報（以下「災害情報」という。）の収集に努めるものとする。

(2) 警察が収集する災害情報は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害の種別

イ 災害の発生日時、場所又は地域

ウ 気象情報

エ 河川水位

オ 被害の概要及び主要被害の状況

カ 避難者の状況

キ 主要交通機関の被害状況及び復旧状況

ク 警察関係の被害状況

ケ 警察措置

コ 治安状況

### 4 指定地方行政機関等の役割

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他公共機関は、災害情報に関する

連絡窓口を定めて関係機関に通知しておくとともに、その管理に属する施設については、必要な被害状況を取りまとめて県に連絡するものとする。

## 第5 災害通信計画

[関連情報] (資料 防総 3-2) 災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表

### 1 災害情報のための電話の指定

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）は、災害時における情報連絡系統を明らかにするとともに、その輻輳を避けるため、災害情報通信に使用する指定有線電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるようにしておくものとする。

### 2 災害情報通信に使用する通信施設

防災関係機関にそれぞれ災害専用電話又は防災無線が設置されるまでの間、被害状況等について、報告又は通報する場合に使用する災害通信については、次のいずれかによるものとする。

- (1) 報告又は通報先  
市町村、県（本庁・地域機関）、防災関係機関
- (2) 災害通信の種類
  - ア 防災行政無線
  - イ 指定電話
  - ウ 防災情報システム
  - エ 非常無線
  - オ ファクシミリ
  - カ 衛星携帯電話

### 3 非常通話及び緊急通話等の利用

防災関係機関は、災対法第57条、電気通信事業法第8条並びに電気通信事業法施行規則第55条、第56条の規定に基づき、この計画の定めるところにより非常通話、非常電報、緊急通話及び緊急電報を活用するものとする。

### 4 災害情報通信のための通信施設の優先使用

県及び市町村が災対法第57条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところにより行うものとする。

- (1) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する機関等の範囲
  - ア 警察機関
  - イ 消防機関
  - ウ 水防機関
  - エ 航空保安機関
  - オ 気象業務機関
  - カ 鉄道事業者
  - キ 電気事業者
  - ク 鉱業事業者

ケ 自衛隊

(2) 有線電気通信設備及び無線設備を優先使用する場合

ア 災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めるとき。

イ 災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めるとき。

(3) 有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

ア 緊急の場合に混乱を生じないように、あらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続きを定めておくものとする。

イ 県及び市町村が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、あらかじめ警察本部長と協定しておくものとする。

## 5 非常通信の利用

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか又は著しく困難である場合は、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができるので、この計画の定めるところにより利用するものとする。

(1) 非常通信の運用方法

ア 非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

(ア) 人命の救助に関すること

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関すること

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること

(ク) 遭難者救援に関すること

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること

(コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急装置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること

(シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること

(ス) 人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

イ 非常無線通信文の要領

(ア) 電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

(イ) かたかな又は通常の文書体で記入する。

(ウ) 簡単で要領を得たものとし、1通の字数を200字以内(通常の文書体の場合は、かたか

なに換算してなるべく200字以内)とする。ただし、通数に制限はない。

- (エ) 宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (オ) 発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。
- (カ) 余白に「非常」と記入する。

ウ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼するものとし、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼しておくものとする。

エ 非常通信の取扱料

原則として無料である。

(2) 非常通信に関する照会等

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にすること。

関東総合通信局無線通信部陸上第二課

電 話 03-6238-1771 (直通)

F A X 03-6238-1769

## 6 警察通信

- (1) 有線及び無線の通信統制官は、災害時における通信の混乱を防止するための、必要により通信統制を行うものとする。
- (2) 警察本部長又は警察署長は、知事又は市町村長から災対法第57条の規定により、あらかじめ協議して定めた手続に基づく警察通信等の利用について要請があった場合は、協定の定めるところにより協力するものとする。

### 第3節 広報広聴活動

#### 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

#### 第1 目標

県、市町村は、地震発生時に、被災住民等が適切な行動がとれるよう、正確な有用情報の迅速な広報を実施する。また、県、市町村は、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般県民の要望に適切に対応する。

#### 第2 災害広報資料の収集

##### 【県（直轄、県民生活部）】

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成、又関係機関等の協力を得て収集する。

- ① 広報班の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
- ② 県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真及びビデオ
- ③ 報道機関等による災害現地の航空写真
- ④ 水防及び救助等応急対策活動取材した写真、その他

#### 第3 住民への広報

##### 【県（直轄、県民生活部）、市町村、防災関係機関】

県、市町村の主な広報活動、広報内容は以下のとおりである。

広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておく。

	広報活動の実施	広報内容
県災害対策本部（統括部）	<p>県は、「広報センター」を設置し広報の実施への指示、防災関係機関や報道機関との連絡調整、住民や被災者からの問い合わせなど、広報業務を一元化して行う体制を確立する。</p> <p>県は、市町村及び県各部局から要請があった場合又は被害状況により必要と認められる場合は、以下の媒体による広報活動を実施あるいは要請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 広報車</li> <li>② ヘリコプター</li> <li>③ 活字媒体（広報紙の号外・一般新聞など）</li> <li>④ 放送媒体（ラジオ・テレビ・CATV・臨時災害FM局）</li> <li>⑤ インターネット、県ホームページ・八都県市ホームページ</li> <li>⑥ 民間の電光掲示板等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 被害状況、治安状況、救援活動及び備活動に関する情報</li> <li>② 火災及び水害等の防止に関する情報</li> <li>③ 市町村長等が実施した避難に関する情報</li> <li>④ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況に関する情報</li> <li>⑤ 医療情報（医療機関の稼働状況、救所の設置状況等）</li> <li>⑥ その他の応急対策活動の状況に関する情報</li> <li>⑦ 犯罪防止に関する情報</li> <li>⑧ 流言飛語の防止に関する情報</li> <li>⑨ その他必要と認められる情報</li> </ol>

市 町 村	<p>市町村は、保有する以下の媒体を活用して広報を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に対し広報の協力を要請する。なお、報道機関への広報の要請は原則として県が行うものとする。</p> <p>① 防災行政無線 ② 広報車 ③ ハンドマイク</p>	<p>① 地域の被害状況に関する情報 ② 当該市町村における避難に関する情報 ・避難の勧告に関すること ・避難施設に関すること ③ 地域の応急対策活動の状況に関する情報 ・救護所の開設に関すること ・交通機関及び道路の復旧に関すること ・電気、水道等の復旧に関すること ④ その他住民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む） ・給水及び給食に関すること ・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること ・防疫に関すること ・臨時災害相談所の開設に関すること等</p>
防災関係機関	<p>防災関係機関は、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、県民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要がある時は、県、市町村及び報道機関に広報を要請する。</p>	

## 第4 報道機関への発表

### 【県（各部局）、防災関係機関】

県は、被害状況、ライフラインの復旧情報など、被災者等に有用な情報を迅速かつ的確に伝えるため、報道機関に必要な情報を発表する。

#### 1 発表方法

	実施主体	内容
発表内容の検討	県災害対策本部（統括部）	<p>県は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長必要と認める情報について、報道機関に発表する内容を検討する。</p>
発表の実施	県災害対策本部（統括部）	<p>県は、原則として発表者が統括部報道班長立会のもとに、県政記者クラブにおいて報道機関への発表を行う。</p> <p>必要に応じ、他の場所で発表を実施する場合は、あらかじめ統括部報道班長に発表事項及び発表場所について協議するものとする。</p> <p>ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に報告するものとする。</p>

発表の実施	指定公共機関 指定地方公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として報道部報道班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容を統括部報道班長に連絡するものとする。
発表内容の伝達	県災害対策本部 (統括部)	統括部報道班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部の必要と認められる各部及び関係機関に送付するものとする。
取材に対する対応	県災害対策本部 (各部)	県は、情報の一元化を図るため、各部局内にマスクミ担当を置き、取材対応を行う。

## 2 発表の対象となる報道機関

① 朝日新聞社さいたま総局	② 共同通信社さいたま支局
③ 埼玉新聞社	④ 産経新聞社さいたま総局
⑤ 東京新聞さいたま支局	⑥ 日刊工業新聞社さいたま総局
⑦ 日本経済新聞社さいたま支局	⑧ NHKさいたま放送局
⑨ 毎日新聞社さいたま支局	⑩ 読売新聞東京本社さいたま支局
⑪ 時事通信社さいたま支局	⑫ フジテレビジョン報道局さいたま支局
⑬ 日本テレビ放送網報道局さいたま支局	⑭ TBSテレビ報道局埼玉担当
⑮ テレビ埼玉	⑯ テレビ朝日報道情報局さいたま支局
⑰ 日本工業新聞社関東総局	⑱ エフエムナックファイブ

※ 必要があると認めるときは、上記以外の報道機関に対しても発表する。

[関連情報] (資料 防応 4-1) 災害時における放送要請に関する協定  
 (資料 防応 4-2) 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領  
 (相手方：NHK さいたま放送局、(株)テレビ埼玉及び(株)エフエムナックファイブ)  
 (資料 防応 4-3) 災害時等における放送要請に関する協定  
 (相手方：朝日新聞社さいたま総局、共同通信社さいたま支局、埼玉新聞社、産経新聞社さいたま総局、東京新聞さいたま支局、日本経済新聞社さいたま支局、毎日新聞社さいたま支局、読売新聞東京本社さいたま支局、時事通信社さいたま支局、フジテレビジョン、日本テレビ放送網、TBSテレビ、テレビ朝日)

第5 帰宅困難者・災害時要援護者への広報

【県（直轄、県民生活部）、市町村、防災関係機関】

	実施主体	内 容
東京都内通勤通学者への広報	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>・危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> </ul>
県内主要駅での帰宅困難者への広報	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等を利用した安否確認の促進広報</li> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報、一時滞在施設情報等を広報</li> <li>・危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>・駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>
災害時要援護者を考慮した広報	県市町村	<p>県及び市町村は、広報を実施するにあたっては、外国人に対しての多言語による広報や視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報の実施など災害時要援護者にも配慮した対策を積極的に推進していくものとする。</p>

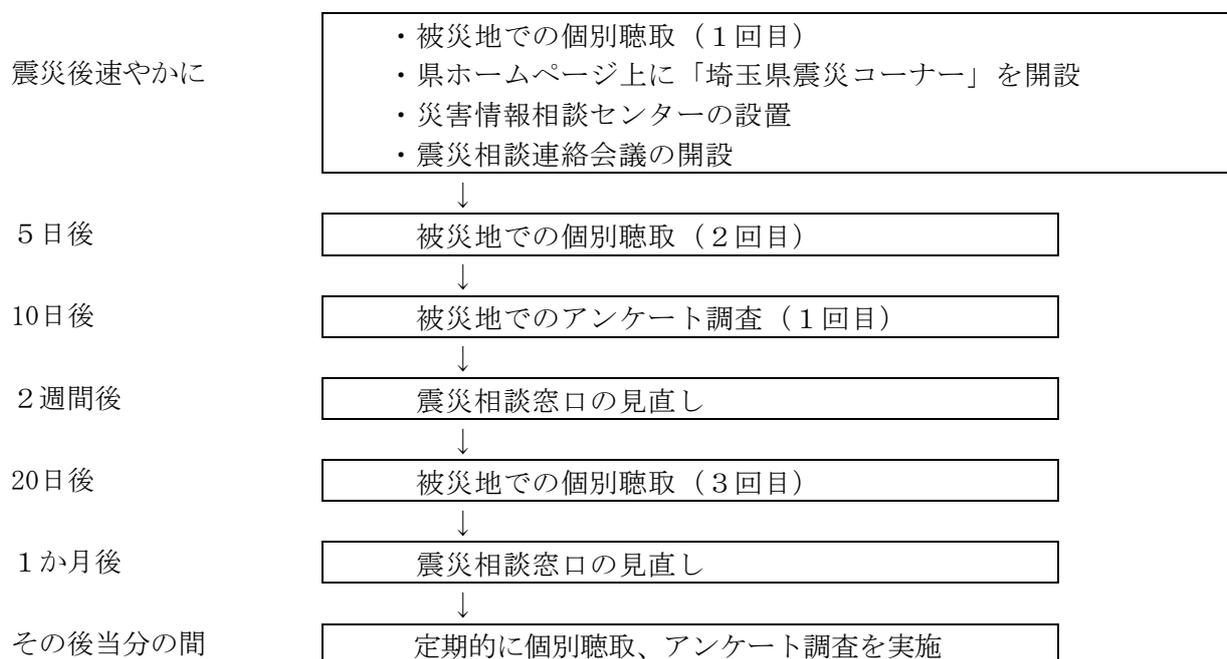
第6 広聴活動

1 被災者に対する広聴活動の実施

【県（各部局）、市町村】

県災害対策本部（各部）	被災状況によって必要であると認められる場合、又は市町村から要請があった場合は、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、市町村や他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。
市町村	個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を行う。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

## 2 活動手順



\* 被災者以外に対しても、アンケート調査を実施する。

## 3 ホームページの開設

【県（県民生活部）、市町村】

県は、県ホームページ上に速やかに「埼玉県震災コーナー」を開設し、これを各種広報媒体を通じて広報する。「埼玉県震災コーナー」の担当者は、随時、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行い、県及び市町村災害対策本部へ伝達する。

市町村は、必要に応じて、「埼玉県震災コーナー」にアクセスし、被災者の要望、苦情等の把握・分析を行う。

## 4 災害情報相談センターの設置

【県（県民生活部）、市町村】

県	災害情報相談センターを設置する。設置場所には、電話回線、ファクシミリ等の設備を確保するとともに、土曜、日曜日を含め24時間体制で対応できるよう、相談員を確保する。また、災害情報相談センターは、震災直後、2週間後、1か月後に、それぞれ時期に応じた重点的な相談窓口に変更するものとする。
市町村	情報収集や提供等、災害情報相談センターの業務に協力するものとする。

5 県、市町村、関係団体の連携確保（震災相談連絡会議の設置等）

【県（各部局）、市町村】

県、市町村及び関係団体は、震災後の連携体制を強化するため、震災後早期に、災害情報相談センターにおいて、震災相談連絡会議を開催する。震災相談連絡会議では、災害情報相談センターと関係団体の相談窓口分担、相談体制、情報入手方法、伝達方法等を確認するとともに、相談のたらい回しを防止するため、相談窓口一覧表や「災害情報相談センターマニュアル」を作成する。

また、地域振興センター等の県の地域機関においても、管内の市町村への情報伝達と連携体制の強化を図っていくものとする。

## 第4節 自衛隊災害派遣

### 【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村、消防機関】

#### 第1 目標

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。自衛隊は派遣要請に基づき、部隊の派遣等、適切な措置を行う。

#### 第2 災害派遣活動の範囲

##### 1 災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、その範囲は、生命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その事態がやむをえないと認めるもので、他の要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難者の誘導、輸送
- (3) 避難者の搜索、救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- (7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊事及び給水支援
- (11) 救援物資の無償貸付又は贈与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) 予防派遣
- (15) その他

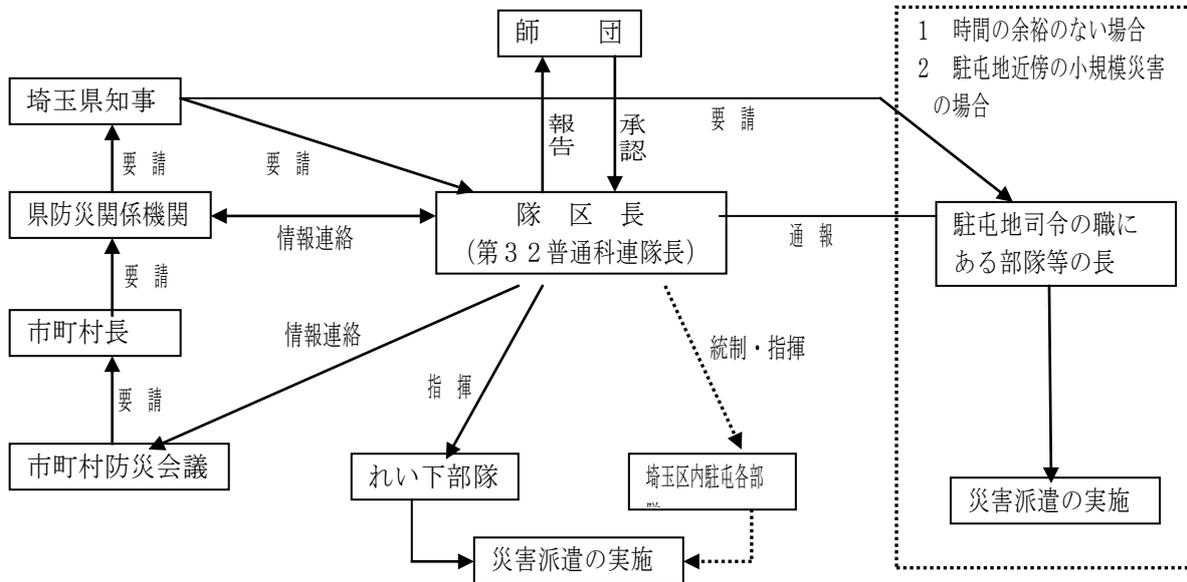
##### 2 災害派遣実施の判断

- (1) 自衛隊は、県からの事前の情報又は自ら収集した情報に基づき、調査部隊を派遣することができる。
- (2) 自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。
- (3) 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の要請の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- (4) 要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば、大規模な地震が発生した場合において自ら情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合で直ちに救援の措置をとる必要がある場合の部隊等の派遣、又、救援活動が人命救助に関するものと認められる場合の部隊等の派遣、及び地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つ暇がないと認められるときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。  
なお、この場合においても、県と連絡をとるよう努めるものとする。
- (5) 自主派遣後、知事等から派遣要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

### 第3 災害派遣の要請

#### 1 連絡系統

図 1-4-1 陸上自衛隊災害派遣の要請及び通報連絡系統図



#### 2 県から自衛隊への要請

知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

##### (1) 一般災害派遣の場合

ア 知事（事務担当危機管理防災部危機管理課）は、自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他、参考となるべき事項

イ 災害派遣の要請は、埼玉隊区長である第32普通科連隊長を窓口として第1師団長へ行う。

この場合、災害の状況等から必要があるときは、航空自衛隊中部航空方面隊司令官、又は海上自衛隊横須賀地方総監にも要請するものとする。

ただし、東海地区に大震災が発生し、第32普通科連隊が東海地区に派遣されたとき及び突発災害時において人命の救助、財産の保護等のための時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは、直接駐屯地司令又は基地指令の職にある部隊等の長に対し、要請するとともに、その旨第32普通科連隊長及び中部航空方面隊司令部防衛部長に通報する。

##### (2) 航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

知事は、次に掲げる内容を明らかにして、第32普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防

衛部長又は最寄部隊等に電話等で要請し、事後速やかに文書をもって行うものとする。

- ア 災害一般状況
    - 災害発生日時、種類、場所、原因
    - 被害状況（人命に関するものは特に病状、病名を明らかにする。）
  - イ 特別救護要請（情報通報の場合は除く。）
    - (ア) 要請者
    - (イ) 要請内容：事由（目的）、派遣希望時期又は期間
    - (ウ) 派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は目的地及び連絡先を明示）
    - (エ) 患者の付添、医者の有無その他参考事項
  - ウ 災害発生現場の気象状況
- (3) 要請文書のあて先  
 [関連情報]（資料 防応 16-1）「自衛隊に対する要請文書のあて先」
- (4) 緊急の場合の連絡先  
 [関連情報]（資料 防応 16-2）「緊急の場合の連絡先（自衛隊）」
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請  
 知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復旧に支障がないよう当該市町村長及び派遣部隊の長と協議して行うものとする。

### 3 市町村から県に対する災害派遣要請の依頼

【市町村】

- (1) 知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、市町村長が行うものとする。
  - (2) 市町村長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。  
 また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。
- ア 提出（連絡先）  
 県危機管理防災部危機管理課
  - イ 記載事項
    - (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
    - (イ) 派遣を希望する期間
    - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
    - (エ) その他、参考となるべき事項

## 第4 自衛隊との連絡

【県（危機管理防災部）】

### 1 情報の交換

県危機管理防災部危機管理課は、災害が発生し又は発生する恐れがある場合は、各種情報を的確に把握し、必要に応じ、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、横須賀地方総監第3幕僚室長と情報を交換するものとする。

なお、第3 2 普通科連隊長、中部航空方面隊司令部防衛部長、及び横須賀地方総監第3幕僚室長は、必要に応じ、それぞれ関係部隊に、この情報を提供しておくものとする。

## 2 連絡班の派遣依頼

県危機管理防災部危機管理課は、災害発生を予想する段階に至った場合又は災害が発生した場合は、第3.2普通科連隊長に対し災害対策本部（本部設置前にあたっては危機管理防災部消防防災課）への連絡班の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

## 3 連絡所の設置

知事は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るため、県庁又は指揮連絡上最も適切なところに（災害対策本部統括部、災害対策本部設置前は危機管理防災部消防防災課内）自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

## 第5 災害派遣部隊の受入れ体制の確保

【県（危機管理防災部）、警察本部、市町村】

### 1 緊密な連絡協力

知事、市町村長、警察、消防機関等は、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等が発生した際の相互協力、必要な現地資材等の使用協定等に関して緊密に連絡協力するものとする。

### 2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

### 3 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、作業実施に必要とする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

### 4 自衛隊との連絡窓口一本化

市町村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

### 5 派遣部隊の受入れ

知事及び市町村は、派遣された部隊に対し次の施設等を準備するものとする。

本部事務室、宿舎、材料置き場（野外の適当な広さ）駐車場（車一台の基準3m×8m）ヘリコプター発着場（2方向に障害物がない広場）

〔関連情報〕（資料 震応5-1） 災害応急対策活動拠点一覧  
（資料 震応1.3-4） 飛行場場外離着陸場一覧表

## 第6 経費の負担区分

### 【自衛隊、市町村】

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市町村が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 4 派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議するものとする。

### 第5節 応援要請・要員確保

【県(直轄、県民生活部、危機管理防災部、保健医療部、産業労働部)、市町村、防災関係機関】

#### 第1 目標

大規模地震等により被害が広範囲に及び、県や市町村などによる対応では困難な場合は、あらかじめ応援・協力に関する協定を締結している他都道府県や各団体に応援の要請を行う。また、災害応急対策を遂行する上で不足する労働力については、必要な要員を確保する。

#### 第2 相互応援協力

##### 1 市町村

###### (1) 相互応援

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、他市町村に対して応援を求めることができる(災対法第67条及び相互応援協定)。その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

〔関連情報〕(資料 防予1-8)「災害時における埼玉県内全市町村間の相互応援に関する基本協定」

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。

このため、市町村長は、あらかじめ姉妹都市など県外の市町村と、応援協定等を締結するよう努めるものとする。

- ① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を十分に行えないと判断されるとき。
- ② 他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。
- ③ 夜間等で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

また、市町村長は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。(消防組織法第39条)

###### (2) 応援要請

市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県(危機管理防災部消防防災課)に、次表に掲げる事項を明記した文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

要請の内容	事 項	備 考
県への応援要請 又は応急措置の実施の要請	① 災害の状況 ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由 ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所 ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容) ⑥ その他必要な事項	災対法第68条

自衛隊災害派遣要請の要求	自衛隊災害派遣要請参照（第3章第4節）	自衛隊法第83条
指定地方行政機関、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣のあっせんを求める場合	① 派遣又は派遣のあっせんを求める理由 ② 派遣又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ③ 派遣を必要とする期間 ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 ⑤ その他参考となるべき事項	災対法第29条 災対法第30条 地方自治法第252条の17
NHKさいたま放送局、 (株)テレビ埼玉 及び (株)エフエムナックファイブ に放送要請の要求	(資料 防応4-1) 「災害時における放送要請に関する協定」 参照 (資料 防応4-2) 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領 参照	災対法第57条
消防庁長官への緊急消防援助隊の要請	① 災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び 応援要請の理由 ② 派遣を必要とする期間（予定） ③ 応援要請を行う消防隊の種別と人員 ④ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所） ⑤ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み	消防組織法第44条

## 2 県の応援要請等

### 【県（直轄、県民生活部、危機管理防災部）】

#### (1) 指定行政機関等に対する要請

知事又は委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣を要請する（災対法第29条）。

#### (2) 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊に対する災害派遣要請については、「第3章第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

#### (3) 放送機関に対する要請

知事は、緊急を要し、災害のため他の通信設備が使用できないときは、NHKさいたま放送局、(株)テレビ埼玉、(株)エフエムナックファイブに対し、放送要請を行う。（災対法第57条）

〔関連情報〕 (資料 防応4-1) 「災害時における放送要請に関する協定」

(資料 防応4-2) 「災害時における放送要請に関する協定」実施要領

#### (4) 他の都道府県に対する要請

知事等は、県域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の知事等に対し、応援を求める（災対法第74条）。

また、こうした事態に備え、あらかじめ、相互に応援協定を締結しておく。

- [関連情報] (資料 防予 1-3) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定  
 (資料 防予 1-4) 震災時等の相互応援に関する協定 (1都9県)  
 (資料 防予 1-5) 八都県市災害時相互応援に関する協定

(5) 埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動要請

知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの大きな災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊(埼玉SMART)の出動を指示又は要請する。

(6) 緊急消防援助隊の出動等要請

県内の消防力では対応できないような大規模災害時には、知事は、消防組織法第44条の規定及び「緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画」に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動等を要請する。

(7) 他の市町村に対する指示

知事は、市町村において実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを指示するものとする。

この場合において、知事は、次の事項を示さなければならない。

- ① 応援すべき市町村名
- ② 応援の範囲又は区域
- ③ 担当業務
- ④ 応援の方法

### 3 防災機関等の応援協力

#### 【防災関係機関】

- (1) 県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災に関する所掌事務又は業務については、災害対策の総合性を発揮するため、相互において連絡協調して、円滑な組織の整備運営が実施できるようにする。
- (2) 県は、災害時において防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- (3) 主な応援協定等の締結状況

- [関連情報] (資料 防応 12-5) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
 (資料 防応 12-6) 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書  
 (資料 防予 9-2) 日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書  
 (資料 震応 8-1) 緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

### 第3 要員確保

#### 【県(保健医療部、産業労働部、都市整備部)、市町村】

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労働力については、公共職業安定所を通じて労働者を確保し、労務供給に万全を期すものとする。

## 1 市町村による要員確保

### 【市町村】

応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に対しについて、必要最小限度の労働者の雇い上げによって行う。

- (1) り災者の避難
- (2) 医療及び助産における移送
- (3) り災者の救出
- (4) 飲料水の供給
- (5) 救助用物資の整理分配及び輸送
- (6) 遺体の捜索
- (7) 遺体の処理
- (8) 緊急輸送路の確保

## 2 県による要員確保

### 【県（保健医療部、産業労働部、県土整備部、都市整備部）】

応急対策実施に要する以下の要員を確保する。

- (1) 応急仮設住宅の給与
- (2) 医療・助産
- (3) 市町村だけでは必要な要員を確保できない場合

## 3 災害救助法が適用された場合の費用等

応急救助のための人夫費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 第6節 応援の受入

【県（県民生活部、福祉部、保健医療部、危機管理防災部、警察本部、関係部局）、市町村、各消防本部】

### 第1 目標

大規模、緊急性又は専門的な知識及び技術が求められる救援活動に対し、国から応援及び斡旋を円滑に受け入れる。

また、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や防災関係機関のみで対応していくことには限界がある。

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、行政、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

さらに、国内の公共的団体からの、所掌事務に関連する組織的応援を、他機関との連携により円滑に受け入れる。

海外から救援物資の提供や救援隊の派遣などの支援の申出があった場合の円滑な受け入れを図る。

### 第2 国からの応援受入

【県（福祉部、保健医療部、危機管理防災部、警察本部）、市町村、各消防本部】

#### 1 受入体制の確立

国は、大規模な災害に際しては、緊急性に対応する輸送手段、専門性を有する医療などの活動資源を有し、又、その他必要な災害活動のあっせんを行う権限を有している。県及び市町村は、国の応援受入れに際しては、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

##### (1) 国が行う活動

- ア 自衛隊の災害派遣
- イ 警察の広域緊急援助隊
- ウ 消防の緊急消防援助隊
- エ 医療の広域医療応援
- オ その他災害応急対策（政府との防災訓練で検証がなされている業務等）

##### (2) 県が行う対策

###### ア 受入体制の整備

(ア) 「首都直下地震応急対策活動要領」及び「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画」（以下、「国の応援計画」という。）に基づく国の救助活動に関し、迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、国の応援計画に対応する「埼玉県広域受援計画（仮称）」を策定する。

(イ) 情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

(ウ) 応援部隊が被災地で活動するための災害応急対策活動拠点の候補地165箇所が選定されている。

(エ) 国等と連携した防災訓練の実施

###### イ 応援受入の対応

- (ア) 自衛隊への災害派遣要請
- (イ) 警察への広域緊急援助隊の派遣要請
- (ウ) 消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請

知事は、2つ以上の市町村が被災した場合、「緊急消防援助隊埼玉県受援計画」により、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と求める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織を設置するものとする。

(エ) 応援に関する総合調整（広域医療応援の調整、受入れ市町村の決定等）

ウ 応援ヘリコプターの運用

他都県市からの応援ヘリコプターを多数運用する場合は、埼玉県防災航空センターがこれの運用を行うものとする。

エ 長期にわたる場合の措置

応援受入れが長期にわたる場合、県は応援要員の宿泊のため、県有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食糧の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

〔関連情報〕（資料 震応 8-1）緊急消防援助隊に係る埼玉県受援計画

（資料 震応 5-1）災害応急対策活動拠点一覧

(3) 市町村が行う対策

ア 受入体制の整備

(ア) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

(イ) 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点を選定する。

イ 応援受入の対応

(ア) 受入れ窓口

(イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の内容

### 第3 地方公共団体からの応援受入

【県（危機管理防災部、警察本部）、市町村】

#### 1 受入体制の確立

他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるために、県及び市町村が連携し、体制を確立する。

(1) 応援体制の種類

ア 他の都道府県又は市町村からの応援

イ 関東知事会からの応援

ウ 九都県市からの応援

(2) 応援活動の種類と機関

ア 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）

イ 医療応援に関連する業務（例：医療班、航空機、空港の提供等）

ウ 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定等）

エ 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣〈事務の補助〉）

#### 2 県が行う対策

(1) 受入体制の整備

ア 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

- イ 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報の共有を行う。
- ウ 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。
- (2) 応援受入への対応
  - ア 応援すべき市町村及び受入れ窓口
  - イ 応援の範囲、区域及び制約条件
  - ウ 担当業務
  - エ 応援の内容
  - オ 交通手段及び交通路の確保
- (3) 長期にわたる場合の措置
 

応援受入れが長期にわたる場合、県は応援要員の宿泊のため、県有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講ずる。また、食糧の調達、移動手段の確保、健康管理等にも配慮するものとする。

### 3 市町村が行う対策

- (1) 受入体制の整備
 

関係機関との相互協力により、原則的には市町村単位で受入窓口を設置し、他の地方公共団体の職員を円滑に受入れる。
- (2) 受入への対応
  - ア 受入れ窓口
  - イ 応援の範囲、区域及び制約条件
  - ウ 担当業務
  - エ 応援の内容
  - オ 交通手段及び交通路の確保

## 第4 ボランティアの応援受入

【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部、県土整備部、都市整備部）、市町村】

### 1 ボランティア受入体制の確立

県は、地域以外からボランティア等（一般及び専門活動）を円滑に受け入れるため、埼玉県社会福祉協議会及び日本赤十字社埼玉県支部などと連携を図る。また、埼玉県社会福祉協議会は、県と連携しボランティアの活動拠点として市町村内に設置される災害ボランティアセンターへ情報提供や必要な支援を行う県災害ボランティア支援センターを設置する。

- (1) 構成機関と連携
 

県災害ボランティア支援センターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、埼玉県社会福祉協議会が主体となって行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう支援するとともに行政機関及び関係機関等との連絡調整等を図る。
- (2) 災害支援ボランティア活動の例示
  - ア 一般作業：炊出し、清掃、救援物資の仕分け等
  - イ 特殊作業：アマチュア無線による連絡通信、緊急物資の運搬、救急救護 メンタルケア、介護、外国語通訳、手話 等
  - ウ ボランティアコーディネート業務

エ 災害救援専門ボランティア

災害時には、介護や通訳、建物判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、下記の専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。

<専門分野（例）>

- ・ボランティアコーディネーター
- ・心のケア
- ・乳幼児保育
- ・介護
- ・障害別の専門ボランティア（手話通訳他）
- ・外国語通訳
- ・情報・通信
- ・土木・建築

オ 砂防ボランティア

- (ア) 溪流、地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- (イ) 土砂災害に関する知識の普及活動
- (ウ) 土砂災害時の被災者の援助活動

カ 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士

## 2 県が行う対策

(1) ボランティアの活動支援

- ア 埼玉県社会福祉協議会は県と連携し、県災害ボランティア支援センターを設置する。
- イ 県災害ボランティア支援センターの運営は、埼玉県社会福祉協議会が主体となり、ボランティア団体などの協力の下に行う。県は、県災害ボランティア支援センター及び市町村災害ボランティアセンターにおいて、効果的なボランティア活動が実施されるよう、支援するとともに行政機関及び関係機関等と連絡調整等を図る。
- ウ 土砂災害等の二次災害の防止のため、彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。
- エ 市町村の要請に基づいて応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣を行う。

## 3 市町村が行う対策

(1) ボランティアの受入と活動の支援

- ア 市町村は、発災後直ちに市町村社会福祉協議会と連携しボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。
- イ 災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等が主体となり次の業務を行う。
  - (ア) ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。
  - (イ) 市町村のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

## 第5 公共的団体からの応援受入

【県（関係部局）、市町村】

## 1 受入体制の確立

県及び市町村は、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

### (1) 県が行う対策

次のいずれかの対応を行う。

- ア ボランティア受け入れの活動を準用する。
- イ 公共的団体の所管部局又は協定等の所管部局が、その事務の範囲で対応する。

### (2) 市町村が行う対策

その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

### (3) 公共的団体と活動の例示

#### ア 公共的団体

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、看護協会、社会福祉協議会、農業（協）、漁業（協）、森林組合、商工業（協）、商工会議所、商工会、生活協同組合、青年団、婦人会等

#### イ 活動

- (ア) 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること。
- (イ) 震災時における広報等に協力すること。
- (ウ) 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- (エ) 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- (オ) 被災者の救助業務に協力すること。
- (カ) 炊き出し及び救助物資の調達配分に協力すること。
- (キ) 被害状況の調査に協力すること。

## 第6 海外からの応援受入

【県（危機管理防災部）】

### 1 受入体制の確立

海外からの支援の受け入れについては、基本的には国において推進されることから、国と十分調整を図りながら対応する。

なお、海外からの応援受入れが予想されるときに、国と予め次のことを行う。

- (1) 被災状況の概要、及び今後見込まれる救援内容の連絡
- (2) 照会される必要な救援への対応

### 2 県が行う対策

#### (1) 救援物資の応援受入

ア 海外から物資提供の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。

- (ア) 提供申出者及び国籍
- (イ) 品目及び数量（有償・無償の確認）
- (ウ) 輸送手段及び輸送ルート
- (エ) 搬入場所及び到着予定日時
- (オ) 関係市町村の確認

イ 受入れる場合、次のことについて関係機関に確認する。

- (ア) 通関に際し、法令による規制免除

- (イ) 通関料の免除と手続
- ウ 物資の輸送、通関、及び保管に関し、航空会社、通関業協会等へ協力の依頼を行う。
- (2) 救援隊の受入
  - ア 海外から救援隊派遣の申出があった場合、次の事項を確認し、国と連絡調整を図る。
    - (ア) 協力申出者及び国籍
    - (イ) 協力内容及び人数（費用負担の有無）
    - (ウ) 交通手段及び交通ルート
    - (エ) 到着場所及び到着予定日
    - (オ) 警察、消防等との確認
  - イ 受入れる場合、入国に関する規制、及び免除の有無について、関係機関に確認する。
  - ウ 救援隊には、自己完結で活動するよう要請するものとする。
  - エ 救援隊の受入れに当たり、次のことを行うものとする。
    - (ア) 活動日程表の作成
    - (イ) 対応者及び窓口の決定
    - (ウ) 出迎え日時及び場所の決定
    - (エ) 案内及び通訳の手配
    - (オ) 宿泊場所の手配
    - (カ) 支援活動への同行
  - オ 警察本部及び消防本部に、円滑な協力体制を確保するよう要請する。

## 第7節 災害救助法の適用 【県（危機管理防災部）、市町村】

### 第1 目標

県内に災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合は、同法の規定に基づく救助を実施し、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

### 第2 災害救助法の適用手続

#### 【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、以下の基準に従い被害状況の把握を行い、災害救助法の適用基準に該当するかどうかの判断をし、該当する場合または該当する見込みがある場合は、県に対して災害救助法の適用を要請する。

県は市町村からの報告または要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは直ちに厚生労働省に連絡し、災害救助法による救助を実施するときは、速やかに告示するものとする。

### 第3 災害救助法の適用

#### 1 災害救助法の適用基準

- (1) 市町村の区域内（政令市については、市又は区の区域内）の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき

（基準1号）

市町村の人口		住家が滅失した世帯の数
	5,000人未満	30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市町村の住家のうち滅失した世帯の数が(1)の1/2に達したとき（基準2号）
- (3) 被害が広域な地域にわたり、県内の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であるとき（基準3号）
- (4) 被害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（基準3号）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき（基準4号）

2 被災世帯の算定

住家滅失した世帯数の算定方法	住家が滅失した全世帯数 = (全壊、全焼もしくは流失した世帯数) +1/2 (住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯数) +1/3 (住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯数)
住家の滅失等の認定基準	① 住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。 ② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。 ③ 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの (①)及び(②)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
住家及び世帯の単位	住家：現実に居住している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。 世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

[関連情報] (資料 防応 3-1) 「災害救助法による市町村適用基準表」

第4 応急救助の実施方法

救助法の適用とともに応急救助を開始するが、具体的な実施方法は、本計画の各章に定めるところによる。

1 応急救助の種類と本計画との対照

	種 類	本計画との該当部分	
災 害 救 助 法	避難所の設置及び収容	3章11節	避難
	炊出し及び食品の給与	3章14節	飲料水・食料・生活必需品等の供給
	飲料水の供給	〃	〃
	被服寝具及び生活必需品の給与	〃	〃
	医療及び助産	3章9節	救急救助・医療救護
	学用品の給与	3章20節	文教対策
	災害にかかった者の救出	3章9節	救急救助・医療救護
	埋葬	3章16節	遺体の取扱い
	仮設住宅の建設	3章19節	応急住宅対策
	被災住宅の応急修理	〃	〃
	遺体の搜索	3章16節	遺体の取扱い
	遺体の処理	〃	〃
	障害物の除去	3章19節	応急住宅対策

その他の救助業務	被害状況等の調査・報告	3章11節	避難
	輸送協力	3章13節	緊急輸送
	物資調達	3章14節	飲料水・食糧・生活必需品等の供給
	義援金・見舞金品の受入れ、配分	4章3節	生活再建等の支援
	災害弔慰金・災害援護資金等の支給貸付	〃	〃
	被災者生活再建支援金支給	〃	〃

2 災害救助法が適用された場合の費用等

[関連情報] 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」(平成13年埼玉県告示第393号)

**第8節 消防活動**  
**【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】**

**第1 目標**

地震に伴って発生する、火災や危険物の漏えいなどによる二次災害を防止するため、消防機関による迅速な応急対策活動や危険物管理者等による安全措置を講じる。

**第2 消防**

地震火災は、地震の規模や発生時間により被害の程度が大きく異なるので、限られた消防力を効果的に運用するとともに周辺地域等からの迅速かつ的確な消防応援を要請するなど、臨機応変な消防活動を行う。

**1 消防活動**

**【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】**

機関	活動内容
消防本部	<p>① 情報収集及び伝達及び応援隊の受入</p> <p>ア 災害状況の把握 119番通報、かけこみ通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。</p> <p>イ 把握結果の緊急報告 消防長は災害の状況を市町村長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。</p> <p>ウ 応援隊の受入及びその準備</p> <hr/> <p>② 同時多発火災への対応</p> <p>ア 避難地及び避難路確保優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。</p> <p>イ 重要地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。</p> <p>ウ 消火可能地域優先の原則 大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。</p> <p>エ 市街地火災消防活動優先の原則 大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。</p> <p>オ 重要な消防対象物優先の原則 重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。</p>

	<p>③ 火災現場活動の原則</p> <p>ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を判断し、行動を決定する。</p> <p>イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢現場活動により火災を鎮圧する。</p> <p>ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。</p> <p>④ 救急救助</p> <p>要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。</p> <p>詳細については、第3章第9節による。</p>
<p>県防災航空センター</p>	<p>防災ヘリコプターによる火災出場、救助出場、救急出場及び調査（偵察）出場を行う。</p>
<p>消防団</p>	<p>① 出火防止</p> <p>地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。</p> <p>② 消火活動</p> <p>地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。</p> <p>また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。</p> <p>③ 救急救助</p> <p>消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。</p> <p>④ 避難誘導</p> <p>避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。</p> <p>⑤ 情報の収集</p> <p>消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。</p> <p>⑥ 応援隊の受入準備</p> <p>応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。</p>

2 応援要請

【県（危機管理防災部）、市町村、消防機関】

(1) 手続

<p>消防相互応援協定による応援要請</p>	<p>被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。</p>
<p>知事による応援出動の指示等</p>	<p>被害状況の把握の結果、埼玉県内に被害が発生しており被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は、県内の市町村長または消防長に対して応援出動の指示を行うことができる。</p> <p>被災市町村長は、自地域の消防力で十分な活動が困難である場合には、知事に対して応援要請を求めることができる。</p>
<p>緊急かつ広域的な応援要請</p>	<p>知事は、被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってしても対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条及び「緊急消防援助隊埼玉県受援計画」に基づき緊急消防援助隊を要請するものとする。</p>

(2) 内容

市町村長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出する。

被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(3) 応援隊の受け入れ体制

ア 緊急消防援助隊

被災市町村が2つ以上の場合には、埼玉県消防応援活動調整本部を設置する。また、被災地が一の市町村の場合であっても、当該都道府県の知事が必要と認める場合は、埼玉県消防応援活動調整本部と同様の組織を設置するものとする。調整本部は、緊急消防援助隊の受け入れ体制を整える。

- ① 応援消防隊の誘導方法
- ② 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ③ 活動拠点の確保

イ その他応援隊

円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、受け入れ体制を整える。

〔関連情報〕 (資料 震応 8-1) 「緊急消防援助隊埼玉県受援計画」

## 第9節 救急救助・医療救護

【県（危機管理防災部、福祉部、保健医療部、病院局）、市町村、医師会、  
歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部、消防機関】

### 第1 目標

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

### 第2 救急救助体制

【消防機関】

#### 1 救急救助における出動

- (1) 救急救助に必要な現場への出動は、救命効果を高めるため、救急隊と他の隊が連携して出動する。
- (2) 救助活動を必要としない現場への出動は、原則として救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先して出動する。
- (3) 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）  
知事は、県内において地震による建物倒壊や列車脱線事故などの大きな災害が発生した時に、埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の出動を指示又は要請する。

#### 2 救急救助における活動

- (1) 救急処置及び救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関と連携の上、救急救助活動を実施する。
- (2) 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先して救急救助活動を行う。
- (3) 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先して、効果的な救急救助活動を行う。
- (4) 同時に小規模な救急救助が必要となる場合は、救命効率の高い現場を優先して救急救助活動を行う。
- (5) 埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）は、特別の訓練や教育を受けた機動援助隊、24時間運航体制をとる防災航空隊、災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉DMAT、これら3隊が力を合わせて効果的な救助、救命活動を行う。

#### 3 応援要請

次の事項は、第3章第8節を参照

- ア 消防相互応援協定による応援要請
- イ 知事による応援出動の指示
- ウ 緊急かつ広域的な応援要請

#### 4 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

### 第3 傷病者搬送

【県（危機管理防災部、保健医療部、病院局）、医師会、日赤埼玉県支部】

#### 1 傷病者搬送の手順

##### (1) 傷病者搬送の判定

医療救護班、または、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

##### (2) 傷病者搬送の要請

ア 医療救護班、または、傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

イ 県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

##### (3) 傷病者の後方医療機関への搬送

傷病者搬送の要請を受けた県、市町村及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、転送先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

#### 2 災害時広域医療搬送計画の整備

地震などの大災害が県内で発生し、県内における医療救護能力を超える負傷者の発生や、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れ・治療に十分対応できない事態が想定される。

このような事態においても、負傷者への適切な治療を実施できるよう、被災地外の医療機関に負傷者を迅速に搬送する「災害時広域医療搬送計画」を策定する。

### 第4 医療救護

#### 1 初期医療体制

【県（保健医療部、病院局）、市町村、医師会、看護協会、医療機関】

##### (1) 救急病院等の災害時の対応

ライフライン関連施設等の被害により、院内での診療行為の継続が不可能な医療機関は、被災地に設置される救護所やその他の診療可能な医療機関へ、医療スタッフを派遣するとともに、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、医療救護活動を支援する。

##### (2) 救護班の編成計画

災害時の救護班編成可能数は、県立病院から6班、（独）国立病院機構の病院から5班、日赤から10班、医師会から41班の計62班である。

##### (3) DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

###### ア 埼玉DMAT

災害医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉DMAT」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉DMATは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の急性期（48時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉DMATは、「埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）の医療隊にも位置づけられて

おり、防災航空隊や機動救助隊と連携した活動も行う。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉DMATの派遣等を行うものとする。

イ DMAT県調整本部

災害対策本部に「DMAT県調整本部」を設置し、指定している統括DMAT登録者が本部長として入り、県内外からのDMATの受入・指揮・統制・調整・支援を行う。本部要員として、県外を含む、統括DMAT登録者等が入ることがある。事前に指定している統括DMAT登録者が本部長として入れない場合は、ほかの統括DMAT登録者が代行する。

※ 埼玉DMATのチーム構成：医師1名、看護師2、業務調整員1名

※ 災害拠点病院：災害発生時に医療支援の拠点となる病院で、重篤患者の受け入れ機能やライフラインの維持機能等を有する。平成23年4月1日現在、県内において13病院が指定されている。

2 救護活動

【県（保健医療部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部】

(1) 医療・助産救護活動

担当機関・部署及び活動内容は以下のとおりである。

ア 市町村

市町村は、必要に応じ医療救護班を編成し、出動するとともに災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。災害の程度により市町村の能力をもってしては十分でない認められたとき、または災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県（保健医療部長）及びその他関係機関に協力を要請する。

イ 県（保健医療部）

(ア) 医療救護班の編成、派遣

県（保健医療部長）は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。各活動は、保健所長が避難所や交通に便利な場所等に設ける救護所において実施するものとする。また、連絡調整は班長が行う。

(イ) 医療救護班の業務内容

- a 傷病者に対する応急処置
- b トリアージの実施
- c 搬送不能で生命への危険性が高い重症者に対する医療
- d 軽症者に対する医療
- e カルテの作成
- f 医薬品等の補給、医療救護班等の派遣要請
- g 助産救護
- h 死亡の確認
- i 遺体の検案への協力（必要に応じて実施）

(ウ) 後方医療機関における救護活動

県（保健医療部長）は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、入院医療等の救護を実施するものとする。

ウ 日赤埼玉県支部

- (ア) 医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。
- (イ) 医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。
- (ウ) 他都道府県支部からの応援救護班の行動等については、県支部救護班と同様の取り扱いとする。

[関連情報] (資料 防予 9-2) 「日本赤十字社埼玉県支部との委託契約書」  
(資料 防予 9-4) 「医療(助産)班編制可能数」

エ 埼玉県医師会・地区医師会

災害が発生し、市町村又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区医師会会長が指揮する。

オ 埼玉県歯科医師会・地区歯科医師会

災害が発生し、市町村又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の地区歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として被災地の地区歯科医師会会長が指揮する

カ 埼玉県薬剤師会・地区薬剤師会

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、被災地の薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

キ 埼玉県看護協会・看護協会各支部

災害が発生し、市町村長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、県看護協会会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市町村長又は知事の要請により県看護協会が派遣する看護師の現場における医療救護・保健活動については、原則として被災地の地区医師会長、歯科医師会長が指揮する。

(2) 医療救護活動の原則

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受入体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた救護所等で医療救護活動を行う。

なお、被災地外の医療機関は、被災地からの負傷者の受入体制を確保するとともに、速やかに医療救護班を派遣する。

(3) 帳簿等の整備

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を提出するものとする。

[関連情報] (資料 防応 11-5) 救助の特例等申請様式  
(資料 防予 9-5) 県内医療機関一覧

- (資料 防予 9-7) 埼玉県医師会救護班規程
- (資料 防予 9-1) 埼玉県歯科医師会防災及び災害対策要綱
- (資料 防予 9-8) 災害時の医療救護に関する協定書

### 3 精神科救急医療の確保

#### 【県（保健医療部）、市町村】

県及び市町村は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通じ、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障害者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

### 4 血液等の供給

#### 【県（保健医療部）、日赤埼玉県支部】

県及び日赤埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センター施設等の被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図るため、次の措置を講じる。

- (1) 被害の軽微な地域に採血車を出動させて、献血を受ける。
- (2) 血液が不足する場合には、近隣の日赤都県支部及び血液センターに応援を依頼し、県外からの血液導入によりその確保を図る。
- (3) 血液輸送にヘリコプターを必要とする場合は、県防災ヘリコプターを派遣する。

[関連情報] (資料 防応 11-1) 「血液センター」

### 5 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市町村が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において県に請求できる。

## 第5 後方医療

### 1 後方医療機関

【県（保健医療部、病院局）、医師会、医療機関】

(1) 後方医療機関の機能

ア 災害拠点病院

- (ア) 重篤救急患者の救命を行う高度診療
- (イ) 患者等の広域搬送（受入れ及び搬出）への対応
- (ウ) 自己完結型の医療救護チームの派遣
- (エ) 応急用資機材の貸出し

イ 災害拠点病院以外

- (ア) 既存入院患者などの治療の継続
- (イ) 傷病者の受入れ
- (ウ) 救護班の派遣

県内の災害拠点病院（表--9-1）

災害拠点病院 区分	病 院 名	所 在 地
基幹災害医療 センター	川口市立医療センター	川口市西新井宿180
地域災害医療 センター	自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町1-847
	埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田1981
	北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井6-100
	埼玉県済生会栗橋病院	栗橋町大字小右衛門字五反田714-6
	深谷赤十字病院	深谷市上柴町西5-8-1
	さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合8-3-33
	獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷2-1-50
	さいたま市立病院	さいたま市緑区三室2460
	防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2
	埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口5-11-5
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根字稲荷山1397-1	

### 2 広域医療体制

【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会】

(1) 相互応援協定

ア 県の相互応援協定

県では他都県との間に「震災時等の相互応援に関する協定」（1都9県）、「八都県市災害時相互応援に関する協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」を締結している。この中で、医療に必要な資機材および物資の提供及びあっせん、車両の提供、医療系職員の派遣等の応援活動を災害時に相互に実施することを取り決めている。

イ 県医師会の相互応援協定

県医師会は、関東ブロックの他都県との間に「大災害時における医薬品等の確保に関する協定」を締結し、後方支援病院の提供、医師等の派遣、医薬品の供給を相互に実施するよう取り決めている。

ウ 県看護協会の相互応援協定

県看護協会は、日本看護協会との間に「災害時の看護支援ネットワーク」を締結し、看護師等の派遣を相互に実施するよう取り決めている。

## 第6 保健衛生

### 1 精神保健活動

【県（福祉部、保健医療部）】

(1) 精神保健活動班編成

県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行う。

(2) 精神保健活動内容

精神保健活動班は、被災した地域の保健所長の要請に基づき、概ね次の活動を実施する。

- ア 発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- イ 精神科医療機関のあっせん
- ウ 精神科医療機関への搬送手段の確保
- エ 市町村、精神科医療機関、社会復帰施設との連絡調整
- オ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 心のケアセンターの設置

精神保健に関する情報提供、電話相談、外来相談の窓口となる「心のケアセンター」を設置する。

### 2 栄養指導

【県（保健医療部）】

(1) 栄養指導班の編成

県は、災害の状況により、栄養指導班を編成し、被災地に派遣する。  
編成班 4班（班構成は、栄養士2名、運転手1名）

(2) 活動内容

- ア 炊き出し、給食施設の管理指導
- イ 患者給食に対する指導
- ウ その他栄養補給に関すること

**第10節 水防・土砂災害対策**  
**【県（農林部、県土整備部）、水防管理団体（市町村等）】**

**第1 目標**

地震の発生に伴う、河川施設の損壊による浸水被害や、砂防・治山施設等の損壊による土砂災害を防止するため、応急対策を講ずる。

**第2 水防活動**

**【県（県土整備部）、水防管理団体（市町村等）】**

埼玉県水防計画に基づく重要水防区域及び水害事例、自然条件及び河川管理施設状況などをもとに、重点的に水防対策を実施すべき地域をあらかじめ調査検討し、事前配備体制などを充実する。

**1 水防組織の確立**

県	<p>県内における水防体制の強化及び組織の確立を図り、各水防関係機関及び団体の行う水防が十分に行われるよう指導するとともに、水防能力の確保に努めるため水防本部に準ずる体制により事態を処理する。</p> <p>参考として、県の水防本部の組織系統を以下に示す。</p> <p>なお、詳細は、水防法の規定に基づく埼玉県水防計画による。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <pre> graph LR     A[水防部長] --- B[副水防長]     A --- C[情報連絡係]     C --- D[総務係]     C --- E[企画係]     C --- F[対策係]     D --- G[庶務班]     E --- H[渉外班]     E --- I[指令班]     F --- J[情報収集班]     F --- K[情報伝達班]     F --- L[水防班]     F --- M[ダム班]     F --- N[災害班]     F --- O[交通係]                     </pre> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px; width: fit-content;"> <p>水防本部長：県土整備部長                  副本部長：県土整備副部長                  水防長：河川砂防課長                  副水防長：道路環境課長                            各県土整備事務所長                            各総合治水事務所長</p> </div>
水防管理団体（市町村等）	<p>県に準じて必要な水防体制をとる。</p>

2 水防活動

監視・警戒活動	水防管理者は、出動命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所に報告するとともに、水防活動を開始する。
ダム・水門の操作	ダム、水門の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるよう体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。
資機材の備蓄及び水防措置の実施	水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

第3 土砂災害等の防止

【県（農林部、県土整備部）、市町村】

1 応急対策

地震により河川、砂防及び治山施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、次のような応急復旧を行う。

河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。
砂防施設等応急対策	砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
治山施設応急対策	治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。
ダム・ため池応急対策	ダム、ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

## 第11節 避難

### 【県(危機管理防災部、県土整備部、関係部局[施設管理者]、警察本部)、市町村、水防管理団体、自衛隊】

#### 第1 目標

地震発生時には、多数の被災者が生じることが予想されるため、避難所の設置、避難誘導を的確に行う。また、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

さらに、大規模災害時には、他都道府県からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。

#### 第2 避難活動

##### 【県(危機管理防災部、県土整備部、警察本部)、市町村、水防管理団体、自衛隊】

#### 1 避難の勧告又は指示の実施

##### (1) 市町村長及び水防管理者

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

この場合、市町村長は知事に必要な事項を伝達するものとする。

##### (2) 警察官

警察官は、地震に伴う災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市町村長が指示できないと認めるとき、または市町村長から要求があったときのほか、人の生命もしくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、急を要する場合においては、直ちに当該地域住民等に対して、立ち退きを指示するものとする。

この場合、警察官は、直ちにその旨を市町村長に通知するほか、埼玉県公安委員会へ報告する。

##### (3) 自衛官

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

この場合、自衛官は、市町村長を通じて知事に必要な事項を伝達するものとする。

##### (4) 知事又はその命を受けた職員

ア 知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対して速やかに立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

イ 知事又はその委任を受けた職員は、地滑りにより著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示するものとする。

#### 2 避難の勧告又は指示の周知

避難の勧告又は指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

避難の勧告又は指示は、要避難対象地域、避難先及び避難経路、避難理由及び避難時の留意事項を明示して行う。

### 3 警戒区域の設定

市町村長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

警戒区域の設定を行った場合は、避難の勧告又は指示と同様に、関係機関及び住民に、その内容を周知するものとする。

### 4 避難誘導

#### (1) 避難誘導の方法

市町村長は、次の事項に留意して避難誘導を行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- イ 自主防災組織等と連携を図り、避難者の誘導措置を講じること。
- ウ 危険地点には、標示、縄張りを行い、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- エ 状況により、老幼病弱者、又は歩行困難者には適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- オ 誘導中は、事故防止に努めること。
- カ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、町内会等の単位で行うこと。
- キ 避難順位は、おおむね次の順序で行うこと。

(ア) 病弱者、障害者      (イ) 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童      (ウ) 一般住民

#### (2) 住民への周知

市町村は、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

#### ア 避難所、避難経路等の指定

市町村は、災害時における地域条件等を考慮し、地区ごと、災害種別ごとの具体的な避難所、避難経路等を定めるとともに、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても避難所がわかるよう配慮し、あらかじめ住民に周知徹底させておくものとする。

なお、避難所の指定にあたっては、立地条件、設備・構造、安全性を考慮するとともに、高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等、自力避難が困難な者に配慮し、福祉避難所の設置を推進するものとする。

#### イ 所持品の制限

携帯品は、貴重品、若干の食糧、最低限の身の回り品等、立ち退きに支障を来たさない最小限度のものとする。

[関連情報] (資料 防予 7-2) 集中豪雨における情報伝達及び災害時要援護者の避難支援に関する指針

(資料 防予 7-5) 避難誘導要領

## 第3 避難所の設置・運営

【県（危機管理防災部、関係部局〔施設管理者〕）、市町村】

市町村は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがある者が救助を必要とする場合は、一時的に収容し保護するための避難所を開設する。

### 1 避難所の開設

- (1) 避難所は、学校、公会堂、公民館等の既存建物を応急整備して使用する。適当な施設が得ら

れないときは、野外に仮設建物を設置するなどして対応する。

- (2) 市町村長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、収容すべき者を誘導して保護する。  
 (3) 市町村長は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを知事に報告する。

## 2 避難所の管理運営

- (1) 市町村は、避難所開設に伴い、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営を行う。運営にあたっては、以下の点に留意して適切な管理を行う。

### ア 避難者名簿の整備

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握するものとする。市町村内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

### イ 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

### ウ 避難所の運営

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営にあたっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置する。女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

### エ 災害時要援護者や女性への配慮

高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等は開設当初から設置できるように努める。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては男女共同参画センターや民間団体を積極的に活用する。

### オ 災害時要援護者等に必要な物資等の整備

災害時要援護者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

<災害時要援護者や女性のために必要と思われる物資等の例示>

高齢者…紙おむつ、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡  
 乳幼児…タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、粉ミルク、お湯、離乳食、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣料、おぶい紐、ベビーカー等

肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者…紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ

病弱者・内部障害者…医薬品や使用装具

膀胱又は直腸機能に障害：オストメイトトイレ

咽頭摘出：気管孔エプロン、人工咽頭

呼吸機能障害：酸素ボンベ

聴覚障害者…補聴器、補聴器用電池、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ

視覚障害者…白杖、点字器、ラジオ

知的障害者・精神障害者・発達障害者…医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具

女性…女性用下着、生理用品などの衛生用品

妊産婦…マット、組立式ベッド

外国人…外国語辞書、対訳カード

カ 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

キ 避難者の健康管理

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を充分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障害者等の災害時要援護者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

ク 避難者と共に避難した動物の取扱い

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

(2) 避難所管理・運営マニュアルの作成

市町村は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

(3) 県は、市町村から要請があった場合は、職員を避難所に派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

[関連情報] (資料 防予7-4) 避難所の運営に関する指針

3 災害救助法が適用された場合の費用等

避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」による。

## 第4 県避難所の設置・運営

【県（危機管理防災部、福祉部、関係部局〔施設管理者〕）】

県は、大規模災害のため、他都道府県知事から避難者受入れの要請があった場合、本県に避難してきた者を、一時的に収容し保護するための県避難所を開設する。

### 1 県避難所の開設

- (1) 避難所は、あらかじめ選定してある県所有の施設等の中から適当なものを指定して使用する。その際は、当該施設の所在する市町村に事前に通知するものとする。
- (2) 知事は、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員及び開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- (3) 知事は、県避難所のみでは、他都道府県から避難してきた者を保護しきれないおそれがある場合は、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。  
その場合、県は、市町村に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入れ方針を速やかに通知する。

### 2 県避難所の管理運営

第3 2 避難所の管理運営に準じて行うこととする。

## 第12節 警備・交通規制

【県（県土整備部、警察本部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

### 第1 目標

平素における準備に万全を期し、大震災の発生に際しては、防災関係機関の連携のもとに、個人の生命、身体、財産の保護、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持する。

### 第2 警備措置

#### 1 警備体制

【県（警察本部）】

県内に大規模な地震が発生した場合は、警察本部長を長とする埼玉県警察震災警備本部及び警察署長を長とする警察署震災警備本部をそれぞれ設置する。

#### 2 警備任務

【県（警察本部）】

大規模地震の発生直後における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報の収集
- (2) 被害の実態の把握
- (3) 被災地域居住者等の避難所への避難誘導
- (4) 危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- (5) 交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
- (6) 行方不明者の捜索及び死体の見分、検視（見分）
- (7) 被災地及び避難所の警戒
- (8) 各種犯罪の予防検挙
- (9) 食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
- (10) 防災関係機関との連絡協調
- (11) その他必要な警察活動

### 第3 交通規制措置

大地震発生後は、緊急通行車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行う。

#### 1 交通規制の内容

- (1) 第1次交通規制（高速道路交通警察隊長（以下「高速隊長」という。）及び警察署長の命により行う交通規制）

【県（警察本部）】

緊急交通路を確保し、大震災発生と同時に災害応急対策を的確かつ円滑に実施するため、次により交通規制等の措置及び緊急通行車両の確認事務を実施する。

ア 第1次緊急交通路の確保

(ア) 高速隊長は、次に掲げる高速自動車国道及び自動車専用道路を第1次の緊急交通路として確保する。

- 常磐自動車道
- 東北自動車道
- 関越自動車道
- 東京外環自動車道
- 首都圏中央連絡道
- 首都高速池袋線
- 首都高速川口線
- 首都高速三郷線
- 首都高速埼玉大宮線
- 首都高速埼玉新都心線

(イ) 次に掲げる一般道路の区間を管轄する警察署長は、当該区間を第1次の緊急交通路として確保する。

- 国道4号線都県境谷塚陸橋から下間久里陸橋までの間
- 国道4号バイパス下間久里陸橋から茨城県境までの間
- 国道17号線都県境戸田橋から箕田交差点までの間
- 国道17号線四拾坂下交差点から群馬県境までの間
- 国道254号線都県境東埼玉橋から志賀交差点までの間
- 国道254号小川バイパス志賀交差点から金勝山交差点までの間
- 国道254号線金勝山交差点から群馬県境までの間

イ 路線規制及び地域規制

警察署長は、管轄区域内の道路状況等により交通規制が必要と認めた場合は、管轄区域内において、道路と区間を指定（以下「路線規制」という。）又は地域の範囲を指定（以下「地域規制」という。）して交通規制を実施する。

(2) 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

【県（警察本部）】

県警備本部長は、第1次交通規制実施後、災害の規模及び被害の状況に応じて新たに交通規制又は既に実施中の交通規制の拡大、縮小、解除等の変更が必要と認めるときは、次により第2次交通規制を実施する。

ア 路線規制及び地域規制の実施

被災状況等から新たに必要となった交通規制並びに県警備本部長において必要と認めた交通規制について、路線規制又は地域規制を実施する。

イ 第2次緊急交通路の確保

第1次交通規制で確保した第1次緊急交通路のほか、更に災害応急対策上緊急交通路を確保する必要が認められるときは、次に掲げる道路を第2次緊急高越路として指定する。

(ア) 第2次緊急交通路の指定路線

- 国道122号線都県境新荒川大橋から加倉北交差点までの間
- 国道122号バイパス加倉北交差点から閩戸交差点までの間
- 国道122号線閩戸交差点から群馬県境までの間
- 国道17号線大宮バイパス都県境笹目橋から宮前インターまでの間

(イ) 指定路線以外の道路の指定

被災状況及び災害応急対策上の必要から、緊急交通路以外の道路を緊急交通路として指

定するときは、埼玉県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から指定する。

(3) 都県境規制

緊急交通路を確保するとともに、県内及び都内の被災状況等に応じた交通管理を実施するため、次に掲げる交差点において、都内の交通規制を勧奨し、県内又は都内への流出入規制を実施する。

ア 第1次交通規制実施時

- 国道4号線谷塚仲町交差点
- 国道17号線川岸1丁目交差点
- 国道254号線和光陸橋下交差点

イ 第2次交通規制実施時

第2次交通規制実施時においては、前記アのほか次に掲げる交差点においても、流出入規制を実施する。

- 国道122号線本町ロータリー交差点
- 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点

(4) 緊急通行車両等の確認及び交通検問所の設置

**【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】**

緊急通行車両等の確認並びに確認証明書及び確認標章の交付については、各警察署において実施するほか、次に掲げる料金所等に交通検問所を設置して実施する。

ア 第1次交通規制実施時の交通検問所

(ア) 高速道路等

- 常磐自動車道三郷料金所
- 東北自動車道浦和料金所
- 関越自動車道新座料金所

(イ) 一般道路

- 国道4号線谷塚仲町交差点及び庄和インター
- 国道17号線川岸1丁目交差点及び吉野町インター
- 国道254号線和光陸橋下交差点及び新宿北交差点

イ 第2次交通規制実施時の交通検問所

第2次交通規制実施においては、前記アのほか、次に掲げる交差点においても緊急通行車両等の確認等を行う。

- 国道122号線本町ロータリー交差点及び加倉南交差点
- 国道17号線新大宮バイパス早瀬交差点及び三橋5丁目交差点

ウ その他の道路の交通検問所

その他の道路を緊急交通路として指定する場合の交通検問所は、県警備本部長が指定する。

**2 広域交通規制に関する通報連絡**

**【県（警察本部）】**

交通規制を実施した場合は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を通報・連絡する。解除の場合も同様とする。

**第4 直下型地震に対応する交通規制**

**【県（警察本部）】**

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、前記第3 1に準じるほ

か次により実施する。

#### 1 第1次交通規制

第1次緊急交通路を確保するため、高速隊長は次に掲げるインターチェンジ及び首都高速道路の本線出口において、下り線を通行する緊急通行車両等以外の通行車両を本線から一般道路へ誘導排除する交通規制を実施する。

また、警察署長にあつては、緊急通行車両等以外の車両を緊急交通路から交差する道路へ誘導排除するための車両通行禁止の措置を実施する。

- 関越自動車道所沢インター
- 首都圏中央自動車道入間インター
- 首都高速道路三郷線八潮南出口
- 首都高速道路川口線新郷出口
- 首都高速道路池袋線戸田南出口

#### 2 第2次交通規制

高速隊長及び警察署長は、前記第3 1 (2)により、県警備本部長の命により第2次緊急交通路その他緊急交通路として指定された道路確保のための交通規制を実施する。

#### 3 都県境規制

前記3 1 (3)により実施するほか、県警備本部長が必要に応じてその都度指定する実施場所により交通規制を実施する。

#### 4 交通検問所の設置

交通検問所は、前記3 1 (4)に掲げる高速道路等料金所及び交差点のほか、次の地点に設置する。

##### (1) 第1次交通規制実施時

- 国道4号バイパス菱沼交差点
- 国道17号線若泉2丁目交差点、国道17号バイパス上之南交差点
- 国道254号線吉田林交差点、国道254号バイパス上唐子北交差点

##### (2) 第2次交通規制実施時

- 国道122号線昭和橋交差点

#### 5 その他の交通対策

県警備本部長は、被災状況、災害応急対策状況及び交通規制状況に応じ、高速隊長及び警察署長に対し、次の措置を講じさせるとともに、必要により関係都県警察に対しても、交通量削減のため、協力を要請する

##### (1) 高速隊長

高速道路等の出口から被災地方面へ向かう交通量削減措置

##### (2) 警察署長

管轄区域内の主要幹線道路（一般国道、主要地方道、県道等）において、被災地方面へ向かう交通量削減措置

第13節 緊急輸送

【県（各部局、警察本部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、（社）埼玉県建設業協会、関係機関】

第1 目標

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段等を的確に確保し、活動人員や救援物資等の円滑な輸送を行う。

第2 基本方針

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- ① 県民の安全を確保するために必要な輸送
- ② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

第3 輸送対象

各段階における輸送対象は、概ね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (概ね被災から1週間後まで)	第3段階 (概ね被災から1週間後以降)
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資</li> <li>② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</li> <li>③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等</li> <li>④ 医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 食料、水等生命の維持に必要な物資</li> <li>② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>② 生活必需品</li> </ul>

第4 陸上輸送

1 輸送路の確保

(1) 道路被害状況の把握及び伝達

【県（県土整備部、警察本部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、（社）埼玉県建設業協会】

市町村及び道路管理者及び防災機関等は、次のとおり道路の被害状況等を速やかに把握し、県に報告する。

県は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、各関係機関へ伝達する。

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。	県（県土整備部）
行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。	市町村
所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡をとり合うものとする。	関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（緊急輸送路）の被害の状況を迅速に把握し、県（県土整備部）に報告する。	県（警察本部）
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行うものとする。	（社）埼玉県建設業協会

(2) 緊急輸送道路の応急復旧作業

【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】

ア 作業順位の決定

道路管理者は、あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県危機管理防災部及び警察本部と調整の上、応急復旧順位を決定する。

なお、効率的な応急復旧のために、警察本部、（社）埼玉県建設業協会と次の事項について、事前協議を行う。

- ・復旧区間
- ・復旧車線数
- ・復旧作業の相互応援
- ・協力建設会社との連携

イ 応急復旧作業

県、市町村及び道路管理者は、道路の被害状況等に応じて、応急復旧作業を行う。

作業内容	機関
道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て行い交通確保に努める。特に避難、救出及び緊急物資の輸送に必要な主要路線は重点的に優先して行う。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両のすれ違いができる待避所を設ける。 また、必要に応じ災害復旧応急組立橋による復旧を行う。	県（県土整備部）
所管する道路については、県に準じて啓開作業を実施する。	市町村
災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。	関東地方整備局 東日本高速道路（株） 首都高速道路（株）

ウ 応急復旧状況の広報

(ア) 緊急輸送主体への広報

効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行う。

(イ) 県民への広報

県はテレビ、ラジオを通じて、交通規制の状況等を広報する。

〔関連情報〕（資料 震応 13-1）埼玉県緊急輸送道路網図

（資料 震応 13-2）緊急輸送道路の一覧表

2 輸送手段の確保

【県（各部局）、市町村、埼玉県タクシー協会、埼玉県バス協会、埼玉県トラック協会  
赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部、東日本旅客鉄道(株)その他の私鉄】

(1) 輸送車両等の調達

	活動内容	実施機関
ア 要 請	被害状況、輸送物資の種類等から適切な輸送手段を選定し、緊急輸送に必要な車両数等を見積もる。 地震発生時点では各部局で保有する車両等を使用し、不足分については、県（会計管理者）に調達、あっせん、または人員及び物資の輸送を要請する。 ただし、警察本部、企業局（特殊車のみ）については、その特殊性のために独自に調達を行う。	県 （各部局：支部を含む）

ア 要 請	各々の地域防災計画に基づき車両等の調達先及び予定数を明確にしておくとともに、地震発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達、あっせん、または人員及び物資の輸送を要請する。	市町村
イ 調 達	<p>輸送車両等の調達、あっせん、または人員及び物資の輸送の要請を受けた場合は、輸送関係各協会等との間で締結した協定等に基づき、不足分の輸送車両等の調達、あっせん、又は人員及び物資の輸送の要請を行う。</p> <p>(ア) 乗用車は、出納総務課集中管理車を使用し、なお不足する時は埼玉県タクシー協会に加入の運送事業者から調達する。</p> <p>(イ) 乗合自動車による輸送の場合は、埼玉県バス協会に要請する。</p> <p>(ウ) 貨物自動車による輸送の場合は、埼玉県トラック協会、赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部に要請する。</p>	県（企画財政部、会計管理者）
	各加入会社の車両台数の実態を把握しておき、被災者移送等の必要が生じたときには、県の要請に基づき乗用及び乗合自動車等の供給に又は被災者の移送に協力する。	埼玉県タクシー協会、埼玉県バス協会
	車両台数の実態を把握しておき、地震発生時に物資等の輸送の必要が生じたときは、県の要請に基づき貨物自動車等の供給に協力する。	埼玉県トラック協会、赤帽首都圏自動車運送協同組合埼玉県支部
	地震発生に伴い、県の要請に基づき、人員、救援物資及び復旧用資材等の輸送に協力する。	東日本旅客鉄道(株)その他の私鉄

ウ 配車及び輸送

企画財政部、会計管理者は、災害状況に応じて県各部局への輸送車両等の配車、及び物資等の輸送を行う。

3 緊急輸送車両の確認

大規模地震の発生時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両を優先して通行させる。

(1) 緊急通行輸送車両の要件

緊急通行車両は、次の事項に該当するものとする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。
- イ 消防、水防その他の応急措置に関するもの。
- ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの。
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの。
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。

- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの。
- ク 前各号に掲げるもののほか災害の発生への防衛又は拡大の防止のための措置に関するもの。
- (2) 確認機関  
危機管理防災部 公安委員会（各警察署）
- (3) 確認手続等  
緊急通行（輸送）車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、確認機関による審査を受け、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書の交付を受けるものとする。  
なお、交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい場所に掲出するものとする。

## 第5 航空輸送等

### 1 輸送施設の確保

【県（危機管理防災部）】

活動内容	実施機関
県は、自衛隊に要請し、自衛隊基地の使用可能状況を把握する。	県（危機管理防災部）
県（支部）は、管内市町村を通じて、あらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、（本部へ）報告する。	県（支部）

〔関連情報〕 （資料 震応 13-4）飛行場場外離着陸場一覧表

### 2 輸送手段

【県（危機管理防災部、会計管理者）】

- 自衛隊及び民間会社等の協力を得て緊急輸送を行う。
- ア 自衛隊の航空機
  - イ 県のヘリコプター
  - ウ 民間航空機等（県内に本社、ヘリポート又は整備工場の存する各航空機会社等に要請する。）
  - エ 民間の船舶

## 第6 物資の集積場及び要員の確保

### 1 物資の集積場

【県（危機管理防災部、県土整備部、教育局）、市町村】

施設の利用可能状況や輸送路の通行可能状況を把握し、次の拠点を「拠点施設の運営方針」（参照：第1節応急活動体制 第3防災活動拠点の開設・運営）に基づき物資の集積場として利用する。

	種 別	救援物資		備 考
		備蓄機能	集配機能	
県	防災基地	○	○	総合的な防災活動機能 開設5基地
	県営公園	○ 飲料水	○	開設19公園
	防災拠点校	○	○	38校
	舟運輸送拠点		○	舟運を利用した輸送機能 河川マリーナ
	大規模施設	○	○	埼玉スタジアム2002、 さいたまスーパーアリーナ
	消防学校	○ 活動機材	○	
	広域集積地		○	食料の輸送拠点である。 17箇所
市町村	市町村集積地		各市町村ごとに定める。	

## 2 要員の確保

各施設の管理者又は各支部は、あらかじめ作成した「動員計画」に基づき要員の確保を行う。

## 第7 救援物資の供給

### 【県（危機管理防災部）】

大規模な地震が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

#### <救援物資管理システムの概要>

##### ① 物流オペレーションチームの編成

災害対策本部に、食糧、物資、輸送に関わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受け入れ及び配送の指示を行う。

##### ② 民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫などの施設を使用し、救援物資の受け入れ、仕分けを行う。

##### ③ 品目別の物資の受入れ

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受け入れ、保管する。

④ 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

**第8 災害救助法が適用された場合の費用等**

応急救助のための輸送に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

**第14節 飲料水・食料・生活必需品の供給**  
**【県（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部、会計管理者、  
企業局、教育局）、市町村、関東農政局、水道企業団】**

**第1 目標**

震災時に県民の基本的な生活を確保するため、生活維持に特に重要である飲料水、食料及び生活必需品等の確保及び迅速な供給を実施する。

また、迅速かつ円滑な供給を行うために、備蓄及び調達並びに供給体制の整備を推進する。

**第2 飲料水の供給**

**1 給水実施**

**【県（企業局）、市町村、水道企業団】**

(1) 給水の方針

原則として市町村及び水道企業団が行い、県はそれを補完していくものとする。

市町村、水道企業団は、所管地域における給水計画を独自に樹立し、飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×1日約3リットル）の水を確保できないときは、隣接市町村または県に速やかに応援を要請するものとする。

県企業局は、市町村の給水要請に基づき、拠点給水及び車両給水を実施する。

(2) 飲料水の供給基準

り災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施するものとする。

ア 対象

災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者

イ 供給量

災害発生時から3日目までは、1人1日約30ℓ、4日目以後は約20ℓを目標とする。これは飲料水及び炊事のための水を合計したものである。

(3) 給水方法

給水にあたっては、被災地の必要な地点に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等により浄水を供給し、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用を図る。

〔関連情報〕（資料 防予 8-8） 給水車等保有状況

（資料 防応 12-12） 臨時給水栓装置保管場所

（資料 防予 8-9） 応急資機材及び給水能力

（資料 防応 12-13） 自衛隊の応援資機材及び給水能力

（資料 防応 12-14） 給水班編成表

（資料 防応 12-15） ろ水機保管場所

（資料 防応 12-16） 給水拠点別供給範囲区分図

（資料 防応 12-17） 県の備蓄水量

(4) 応急給水資機材の調達

市町村、水道企業団は、応急給水資機材の調達計画に基づき、必要な資機材を確保する。

県企業局は、必要な応急給水資機材の数量を調達するものとし、状況により当該資機材を保有する他の機関に要請し、調達する。

(5) 県（企業局）の給水体制

- ア 被災状況に応じて、食料部応急活動組織及び分担に基づき、速やかに給水班（1班2名）を編成し、各給水拠点において、給水体制につく。給水班の編成は40班とし、それぞれ大久保浄水場16班、庄和浄水場7班、行田浄水場8班、新三郷浄水場4班及び吉見浄水場5班までを最大とする。
- イ 給水源は、給水拠点13箇所の各浄水池及び送水調整池等の貯留用水とし、被災状況に応じて最大で118口（各浄水場内57口、場外施設61口）の給水栓から供給する。  
 [関連情報]（資料 防応12-16）給水拠点別供給範囲区分図
- ウ 給水班による供給は、市町村の受水槽並びに避難地給水槽までの輸送とする。輸送は、給水タンク、ポリ容器等の容器により行う。
- エ 市町村からの直接受水に対しては、原則として別に定める供給範囲区分により、それぞれの給水拠点において供給する。
- オ 管路臨時給水栓による給水は、市町村職員管理のもとに実施する。
- カ 必要に応じて、知事から自衛隊に応援要請し、給水トレーラー等による供給を行う。  
 [関連情報]（資料 防応12-13）自衛隊の応援資機材及び給水能力  
 （資料 防応12-17）県の備蓄水量  
 （資料 防予8-9） 応急資機材及び給水能力

2 給水施設の応急復旧

- (1) 被害箇所の調査と復旧  
 上水道、簡易水道、簡易給水施設、公共井戸及び一般の井戸の被害状況の調査及び復旧工事は市町村長が6日以内に完了するよう実施するものとする。
- (2) 資材の調達  
 復旧資材は、市町村長の要請に基づいて知事があつせんするものとする。
- (3) 技術者のあつせん  
 応急、復旧工事を実施するため市町村長から技術者等のあつせん要請があれば知事があつせんするものとする。
- (4) 県は、上記のあつせんについて市町村から要請があった場合は「災害時における水道施設の復旧に関する協定書」に基づき、埼玉県管工事業共同組合連合会に協力を要請することができる。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

第3 食料の供給

【県（危機管理防災部、農林部、会計管理者）、市町村、関東農政局】

1 食料の供給計画

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する食料について、救助限度に必要な食料の確保とその供給の確実を期するものとする。

- (1) 災害時における食料の給与

災害時における被災者等に対する食料の給与は、原則として次により実施する。

ア 食料の給与は、市町村長が実施する。

イ 給与の内容は次のとおりとする。

(ア) 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

(イ) 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない住民に対して行う米穀等の応急供給

ウ 給与する食品の品目は、次のとおりとする。

(ア) 前号(ア)にあつては、米穀（米飯を含む。）乾パン、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物、野菜等の副食、味噌、醤油、食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として調整粉乳とする。

(イ) 前号(イ)にあつては、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては乾パン及び乳製品とする。

(2) 食品給与計画の策定

市町村長は、災害時の食品給与の円滑を期すため、食品の調達（備蓄を含む）、輸送、集積地、炊出し及び配分等に関する計画を内容とする食品給与計画を策定しておくものとする。

## 2 食品調達計画

(1) 事前協議

市町村長は、食品の調達に関する計画の策定にあつては、被災者想定に基づく必要数量等をは握の上、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努めるものとする。

(2) 米穀の調達

ア 市町村長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請することができる。

イ 市町村長は交通、通信の途絶等、被災地が孤立化等、救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で関東農政局地域課長又は政府食料を保管する倉庫の責任者に対し、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」（平成18年6月15日付総合食料局長通知）に基づき応急用米穀の緊急引渡しを要請し供給するものとする。

(3) その他の食品の調達

市町村長は、米穀以外の食品の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達を行うものとするが、なお不足を生ずる場合は、知事に食品の調達を要請することができる。

(4) 県の措置

知事は、市町村長から米穀その他の食品の調達の要請を受けたとき、又被害の状況等から判断して必要と認めたときは、供給する品目及び数量を決定して調達を行い、当該市町村に供給する。

〔関連情報〕（資料 防応 12-1）調達先及び給食の基準

## 3 食品の調達体制

県（農林部・総務部）は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」に基づき、生活協同組合さいたまコープに食品の調達を要請することができる。

また、埼玉県生活協同組合連合会は、「災害時における県民生活の安定を図るための基本協定」に基づき、県、会員生活協同組合及び埼玉県外の生活協同組合との食品の調達に関する連絡、調達を行う。

このほか、県は、物資供給に関する協定に基づき、民間事業者に対し、食品の調達を要請することができる。

[関連情報] (資料 防応 12-5) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
 (資料 防応 12-6) 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定書  
 (資料 防応 12-22) イオン(株)、ダイドードリンコ(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)西友、(株)ローソンとの各協定

#### 4 食品輸送

##### (1) 輸送方法等

ア 輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送を行うものとして計算し、荷姿は次のとおりとして積載量を計算するものとする。

玄 米 紙袋入り 1 袋 30 キログラム入り (精米換算 27.3 キログラム)

麻袋入り 1 袋 60 キログラム入り (精米換算 54.6 キログラム)

精 米 紙袋又はビニール袋入り 1 袋  
 10 キログラム入り

乾パン 段ボール箱入り 1 箱 128 食入り

アルファ米 段ボール箱入り 1 箱 50 食入り

乾燥がゆ 段ボール箱入り 1 箱 50 食入り

クラッカー 段ボール箱入り 1 箱 70 食入り

イ 知事は、貨物自動車等による輸送が困難な地域に、食品の緊急輸送の必要性が生じたときは、自衛隊等に航空機による輸送を要請するものとする。

##### (2) 輸送の分担

ア 市町村が調達した食品の市町村集積地までの輸送及び市町村内における食品の移動は市町村長が行う。

イ 県が調達した食品の市町村集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、市町村に供給する食品について当該市町村長に引取りを指示することができる。

#### 5 災害時における食品集積地

##### (1) 市町村集積地の選定

市町村は、集積地に関する計画において、輸送及び連絡に便利であって、かつ管理が容易な施設（建築物等）の中から市町村集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ県に報告しておくものとする。

##### (2) 広域集積地の指定

災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは、原則として防災基地等を広域集積地とし、県で調達した食品の集配中継地とする。

##### (3) 集積地の管理

食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期するものとする。

## 6 炊き出しの実施及び食品の配分

### (1) 炊き出し等の場所

市町村長は、炊き出し及び食品の配分に関する計画においては、炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出し等による食料の給与を実施する。

### (2) 県への協力要請

市町村長は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請することができる。

### (3) 県の措置

知事は、市町村長から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

- ア 日赤奉仕団等に応援要請
- イ 集団給食施設に炊飯委託
- ウ 調理不要な乾パン、食パン等の供給
- エ 避難所等へのLPガス等代替エネルギーの供給要請

[関連情報] (資料 震応 18-2) 災害時におけるLPガス応急生活物資等に関する協定  
(資料 震応 18-2) 地震等災害時における代替エネルギーの確保に関する協定

### (4) 実施状況報告

市町村長は、炊出し、食品の配分その他食品の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告するものとする。

[関連情報] (資料 防予 8-2) 食料の調達先等  
(資料 防予 8-3) 県備蓄食品保管場所  
(資料 防予 8-4) ランニング備蓄委託店  
(資料 防予 8-5) 米穀卸売販売業者の事務所及び大型精米工場所在地  
(資料 防予 8-6) 副食、調味料生産者団体所在地  
(資料 防応 12-2) 供給割当申請様式  
(資料 防応 12-3) 災害応急米穀の供給通知  
(資料 防応 12-4) 乾パンの供給方法  
(資料 防応 12-7) 即席めん製造工場所在地  
(資料 防応 12-8) 食パン製造工場所在地  
(資料 防応 12-9) 主要米穀提供者の所在地  
(資料 防応 12-10) 食品・生活必需品等の提供に関する生活協同組合の所在地  
(資料 防応 12-11) 県食品広域集積地の所在地

## 7 災害救助法が適用された場合の費用等

炊出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できるものとする。

## 第4 生活必需品等の供給

【県（危機管理防災部、産業労働部、会計管理者）、市町村】

災害時にり災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給の確実を

期するものとする。

### 1 実施責任者

り災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、救助法の基準に準じて市町村長が行うものとする。

### 2 被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

り災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施するものとする。

#### (1) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にあるもの。

#### (2) 生活必需品の供給計画

##### ア 生活必需品の供給計画の策定

県は、各市町村が策定した生活必需品の供給計画を受け、県の被害想定に基づく必要数量を考慮の上、市町村の計画を補完する立場から県が備蓄すべき生活必需品の数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法、生活必需品の供給計画を策定及び更新していくものとする。

##### (ア) 基本事項

##### a 実施主体

原則として市町村が行い、県はそれを補完していくものとする。

##### b 生活必需品の給（貸）与対象者

災害時の生活必需品の給与の対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

##### c 目標数量

地震被害想定調査に基づく避難人口約67万人分に相当する量を目標とする。

##### (イ) 生活必需品の備蓄

県は、生活必需品の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品のうち、市町村を補完するという立場から備蓄、更新及びメンテナンスに努めるものとする。また、県は、市町村への助言及び指導を通じ市町村の備蓄体制の整備を促進していく。

市町村は、生活必需品等の備蓄計画に基づき、被災者のための生活必需品の備蓄、更新及びメンテナンスを行う。

##### (ウ) 生活必需品の調達

市町村から生活必需品の供給要請があったとき、又は知事が被害状況等から必要と認めるときは、県の備蓄物資を放出する。なお、不足が生じたときは、あらかじめ、協力を依頼してある関係業界から生活必需品を調達する。

[関連情報] (資料 防応 12-5) 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定  
 (資料 防応 12-6) 災害時における県民生活の安定を図るための基本協定  
 (資料 防応 12-22) イオン(株)、ダイドードリンコ(株)、(株)イトーヨーカ堂、(株)西友、(株)ローソンとの各協定

(3) 給与又は貸与の方法

ア 救助物資の調達、給与等は、市町村が行うものとする。ただし、市町村において調達することが困難と認めるときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市町村に供給するものとする。

イ 救助物資の購入計画は、市町村長が各市町村ごとの災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して行う。

ウ 給（貸）与基準

市町村長は、あらかじめ生活必需品の給（貸）与基準を定め、災害時に必要があると認めるときは生活必需品の給（貸）与を実施する。

〔関連情報〕（資料 防予 8-7） 備蓄物資保管場所

(4) 生活必需品等の輸送

県は、原則として、備蓄又は調達した生活必需品を輸送するものとする。

知事は、輸送区間及び輸送距離等の事情から必要と認めるときは、市町村に供給する生活必需品について当該市町村長に引取りを指示することができる。

市町村は、調達した生活必需品を避難所等に輸送するものとする。

市町村長は、災害時に被災者に給（貸）与する生活必需品（備蓄及び調達物資）の輸送計画を定めておくものとする。

3 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求するものとする。

第5 救援物資の供給

【県（危機管理防災部、産業労働部、農林部、会計管理者）、市町村】

大規模な地震が発生した際には、救援物資が短時間のうち大量に搬送され、集積場所に滞留して、避難所等の必要な場所に届かないことが懸念される。

そこで、民間物流事業者等のノウハウ、マンパワー、物流施設を活用した救援物資管理システムを活用し、救援物資を迅速かつ円滑に供給する。

<救援物資管理システムの概要>

① 物流オペレーションチームの編成

災害対策本部に、食料、物資、輸送に係わる職員が民間物流事業者と連携した「物流オペレーションチーム」を編成し、物資に関する情報を一元的に管理して、救援物資の受け入れ及び配送の指示を行う。

② 民間物流システムの活用

民間物流事業者が持つ、ノウハウやマンパワー、倉庫などの施設を利用し、救援物資の受け入れ、仕分けを行う。

③ 品目別の物資の受け入れ

救援物資の協力を申し出る者に、品目別の物資の発送を要請し、あらかじめ、品目ごとに指定した倉庫に救援物資を受け入れ、補完する。

④ 必要な物資に関する情報の逐次発信

不足している救援物資の品目や数量、配送先の倉庫などの情報をインターネット上に公開し、また、マスコミに情報提供を行うなどして、タイムリーな情報を発信する。

## 15節 帰宅困難者対策

【県（直轄、企画財政部、県民生活部、危機管理防災部）、市町村、各鉄道機関、NTT 東日本、各報道機関、東京電力】

### 第1 目標

地震が発生した直後は、火災や余震による落下物等で非常に危険な状況である。さらに鉄道が停止し、外出先から人々が一斉に帰宅した場合、主要駅などで大きな混乱が生じる。このため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制、企業や学校などでの一時的滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

また、都内に通勤、通学をしている県民は、毎日100万人以上にのぼる。このため、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、適切な情報の提供、保護・支援、代替交通手段の確保などの対策を実施する。

### 第2 現況

「自らの安全は自ら守る」、「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、安否確認用リーフレット配布、九都県市のホームページの作成などの啓発活動を行っている。

また、大規模災害により交通が途絶した際の徒歩帰宅者を支援するため、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア、外食店舗、ファミリーレストランなどを帰宅支援ステーションとして、トイレ、水道水、情報を提供する（ファミリーレストランについては、一時休憩所としての利用を含む）内容の協定を締結している。

### 第3 帰宅困難者への情報提供

#### 1 帰宅困難者への情報提供

【県（直轄、県民生活部、危機管理防災部）、市町村、各鉄道機関、NTT 東日本、各報道機関、各携帯電話事業者】

帰宅困難者にとって必要な交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

〈帰宅困難者に伝える情報例〉

- ・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- ・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- ・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- ・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
県	情報の提供、 広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>・危機管理・災害情報ブログによる情報提供</li> <li>・駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>・緊急速報エリアメールによる発災直後の注意喚起</li> </ul>
市町村	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徒歩帰宅者の誘導、簡易地図等の配布</li> <li>・緊急速報エリアメールによる情報提供</li> </ul>
鉄道機関	情報の提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言ダイヤル（171）</li> <li>・特設公衆電話の設置等</li> </ul>
各携帯事業者	安否確認手段の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害用伝言板</li> </ul>
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帰宅困難者向けの情報の提供（県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報）</li> </ul>

## 2 帰宅困難者対策協議会（仮称）の設置

**【県（企画財政部、危機管理防災部、警察本部）、市町村、各鉄道機関、企業等】**

県、市町村、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成する帰宅困難者対策協議会（仮称）を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。

## 第4 一時滞在施設の確保

### 1 主要駅周辺における一時滞在施設の確保

**【県（危機管理防災部、施設管理者）、市町村、各鉄道機関】**

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

また、駅周辺から一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、災害時要援護者の受け入れを優先することとし、一時滞在施設の運営については、第3章第11節第3を準用する。

## 2 新幹線が停止した場合の対応

【県（企画財政部、危機管理防災部）、市町村、JR東日本】

地震の発生により、県内で新幹線が停止し、乗客を車外へ避難させる必要が生じた場合、JR東日本は県災害対策本部、沿線市町村と連携し、帰宅が可能となるまで一時滞在施設に乗客を受け入れる。

また、一時滞在施設まで安全に誘導するため、地元警察署の協力を得る。

## 3 一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

【県（危機管理防災部、会計管理者）、市町村】

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

## 4 災害救助法の適用の検討

【県（危機管理防災部）、市町村】

大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には、災害救助法の適用を検討する。

災害救助法の適用については、第3章第7節を準用する。

# 第5 企業・学校等における帰宅困難者対策

## 1 企業等における帰宅困難者対策

【企業等】

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

## 2 学校における帰宅困難者対策

【県（教育局、総務部）】

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な

場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者のとの連絡方法についてあらかじめ定めておく。

## 第6 帰宅支援

### 1 帰宅活動への支援

【県（企画財政部、危機管理防災部、会計管理者）、市町村、各鉄道機関、東京電力、県バス協会】

帰宅行動を支援するために、代替輸送の実施や徒歩帰宅者への休憩所の提供等を実施する。

実施機関	項目	対策内容
県、市町村	一時滞在施設の提供	公共施設等の一部を休憩所・トイレとして開放
	飲料水、食料の配布	一時滞在施設等において、飲料水、食料の配布
	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施 マリーナ、船着場を活用して、河川舟運による輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力㈱	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

### 2 帰宅途上における一時滞在施設の確保

【県（施設管理者）、市町村】

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難所は、地元の避難者で満員になる可能性が高いため、可能な限り地域の避難所とは別に徒歩帰宅者の一時滞在施設の確保に努める。

**第16節 遺体の取扱い**  
**【県（保健医療部、警察本部）、市町村、医療機関】**

**第1 目標**

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想されるので、これらの捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

**第2 遺体の捜索**

**1 捜索活動**

**【市町村】**

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・警察本部・関係機関及び地元奉仕団等の協力のもとに実施するものとする。

**2 行方不明者に関する相談窓口の設置**

**【市町村】**

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市町村が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施するものとする。

**3 遺体の処理**

**【県（保健医療部、警察本部）、市町村、医療機関】**

① 検視（見分）	警察官は、検視（見分）を行う。
② 検案	救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。
③ 遺体の輸送	警察官による検視（見分）及び救護班による検案を終えた遺体は、市町村が県に報告の上、警察機関、消防機関等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。
④ 遺体収容所（安置所）の開設	市町村は、被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。 前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。遺体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。
⑤ 遺体の収容	市町村は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。
⑥ 一時保管	市町村は、検視（見分）、検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。

### 第3 遺体の埋・火葬

#### 1 埋・火葬実施

【市町村】

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市町村が実施するものとする。

① 埋・火葬の場所	埋・火葬は原則として当該市町村内で実施する。
② 他の市町村に漂着した遺体	遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者または法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。
③ り災地から漂着してきたと推定できる遺体	遺体の身元が判明しない場合で、り災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。
④ 葬祭関係資材の支給	次の範囲内においてなるべく棺または棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺（付属品を含む） (2) 埋葬または火葬 (3) 骨つぼまたは骨箱

#### 2 遺体の埋・火葬の実施

【市町村】

- (1) 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。
- (2) 焼骨は、遺留品とともに納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡すものとする。

#### 3 埋・火葬の調整及びあっせん

【市町村】

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとするが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市町村は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

**第17節 環境衛生**  
**【県（環境部、保健医療部）、市町村】**

**第1 目標**

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分等を適切に行い、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

**第2 廃棄物処理**

**1 実施責任者**

**【県（環境部、福祉部、保健医療部）、市町村】**

- (1) 市町村は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行うものとする。
- (2) 県は県内の市町村及び関係団体に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行うものとする。
- (3) 県は必要に応じ、国及び他都道府県等に支援要請を行うものとする。

**2 処理体制の確保**

**【市町村】**

- (1) 市町村は災害発生後直ちに一般廃棄物処理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握と応急復旧を行うものとする。
- (2) 県は市町村の一般廃棄物処理施設の被害状況を確認し、被害の少ない市町村の応援態勢を確立し、市町村の支援要請に対応する。

**3 し尿処理**

**【市町村】**

- (1) 市町村は被災者の生活に支障が生ずることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行うものとする。  
また、必要な仮設便所の設置に当たっては、障害者等への配慮を行うものとする。
- (2) 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い、水洗便所が使用可能となった場合には、仮設便所の撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図るものとする。  
[関連情報]（資料 防予8-1）「食料及び生活必需品等の備蓄」

**4 生活ごみの処理**

**【市町村】**

- (1) 市町村は、災害発生後の道路交通の状況などを勘案しつつ、速やかに厨芥ごみの収集体制を整え、衛生向上を図り、処理施設の復旧状況を踏まえ、収集品目及び量の拡大を図る。遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努めるものとする。

**5 がれきの処理**

**【県（環境部）、市町村】**

- (1) 市町村は、危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集運搬するものとする。  
また、選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図るものとする。

- (2) 県は、市町村のがれきの処理計画をまとめ、処理事業の進行管理等を行うための全体計画を作成するものとする。また、必要に応じ、市町村の参加する協議会を設置し、情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを図るものとする。
- (3) 応急活動後、県及び市町村は、がれきの処理・処分の進捗状況をふまえ、破碎・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るものとする。

## 6 環境汚染が懸念される廃棄物の処理

【市町村】

市町村は、有害物質を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処置に務めるものとする。

## 第3 防疫活動

【県（保健医療部）、市町村】

### 1 防疫活動

県の活動内容は、以下のとおり。

- (1) 動員計画に基づいて人員配置、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく消毒の指示及び班の活動に必要な予算並びに経理等を行う。
- (2) 災害情報及び患者発生情報を収集し、集計及び分析する。
- (3) 発病状況を調査し、感染症患者の早期発見に努め検体採取を行う。
- (4) 被災市町村及び関係保健所と連絡調整を行い、被災市町村の行う被災地区の家屋及び避難所等の消毒の指導を行う。
- (5) 感染症患者からの二次感染予防のための保菌検索を行うとともに、感染経路の調査のため、被災地区の井戸の水質検査等を行う。
- (6) 被災地区の医療機関の状況を把握し収容計画を樹立するとともに、患者発生に際しては、市町村及び収容施設と連絡調整を行い、迅速に患者収容を行う。  
市町村は、県の指示を受け、消毒の実施及び害虫駆除を行う。

## 第4 食品衛生監視

【県（保健医療部）】

### 1 食品衛生監視組織

県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、食品衛生監視班を編成し、派遣する。

食品衛生監視班は、派遣された地区を管轄する保健所長の指揮のもとで活動を行う。

保健所長は、派遣された食品衛生監視班又は必要に応じて独自で編成した食品衛生監視班を指揮し、食品衛生監視活動を行う。

### 2 食品衛生監視班の編成

連絡調整 1班（2名）

監視検査 5班（1班の構成 監視員4～5名、検査担当2名）

### 3 食品衛生監視活動内容

食品衛生監視班は、保健所長の指揮下で以下の活動を行う。

- (1) 救護食品の監視指導及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他食品に起因する被害発生の防止

## 第5 動物愛護

【県（保健医療部）】

### 1 目標

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

### 2 動物救援本部

県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。

- (1) 動物保護施設の設置
- (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
- (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
- (4) 飼養困難動物の一時保管
- (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
- (6) 動物に関する相談の実施等

### 3 被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。

### 4 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
- (2) 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。  
動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

### 5 情報の交換

県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請
- (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- (4) 他都県市への連絡調整及び応援要請

6 その他

動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

[関連情報]（資料 防応 18-1）「危険な動物の飼養状況」

## 第18節 公共施設等の応急対策

### 【県（各部局、警察本部）、市町村、防災関係機関】

#### 第1 目標

応急対策活動を行う上で重要な役割を果たす公共建築物や、社会経済活動に大きな影響を及ぼすライフライン施設と交通施設などの機能を迅速に回復するため、関係機関が相互に連携を図って応急対策を実施する。

県及び市町村は、公共施設等が被災し、使用不能な場合を想定して、各関係施設間での相互応援及び機能代替システムの整備を実施する。また、公共施設等の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全を確保するため自主的な応急活動を行い、被害の軽減を図るとともに、震災後における災害復旧が順調に行われるように以下の措置を講じるよう指導する。

- 1 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。
- 2 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- 3 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 4 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- 5 収容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- 6 被害状況を県担当部局に報告する。

#### 第2 公共建築物

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

##### 1 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定する。

被災宅地危険度判定は、被災した宅地の状況を迅速かつ的確に把握し判定することにより、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する。

県（各部局）	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、建築物の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。この場合、必要に応じて、県土整備部、都市整備部に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
市町村、防災関係機関	市町村及び防災関係機関が所有または使用している建築物について、危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の地震後での使用可能性について判断を行う。 なお、市町村内に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士がない場合には、あらかじめ近隣市町村と協力体制を図り、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を速やかに行うことのできる体制の整備を行う。

## 2 被災度区分判定調査

被災度区分判定調査は、地震による建物の耐震性能の劣化度を調査・判定し、建物の継続使用に際しての補修や補強の要否を検討するときの基礎資料となるものである。

<p>県、市町村</p>	<p>各施設管理者からの被害状況報告に基づき、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。</p>
--------------	--

## 3 応急措置

<p>県（各部局）、市町村、防災関係機関</p>	<p>応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。</p>
--------------------------	---

## 第3 ライフライン施設

ライフライン施設の応急対策は、以下の手順により各事業者が実施する。

また、施設の復旧は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ各事業者が優先復旧順位を定めておき、実際の復旧にあたっては、関係機関と調整して各事業者が実施する。

### 1 電気施設応急対策

【東京電力（株）埼玉支店】

#### (1) 東京電力（株）埼玉支店

地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに公衆の電気災害の防止を徹底する。

#### ア 応急対策

##### (ア) 応急対策人員

応急対策（工事）に従い、可能な人員はあらかじめ調査し、把握しておく。この場合その対策要員は、請負会社等も含めた総合的なものとし、地震の突発性に即応できるように下記により人員の動員や連絡の徹底を図る。

a 非常災害時は対策本（支）部を組織し、動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておく。

b 社外者（請負会社等）及び他支店（社内）に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

#### (イ) 災害時における広報宣伝

a 感電事故並びに漏電による出火を防止するため、以下の事項を十分PRする。

- |  |
|--|
| <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。<br/>                 (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異状を発見した場合は、速やかに東京電力事業所に通報すること。<br/>                 (3) 断線垂下している電線には絶対さわらないこと。<br/>                 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。また、使用する場合は、絶縁検査を受けたうえで使用すること。<br/>                 (5) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。</p> |
|--|

- (6) 警戒宣言が発せられた場合は不必要な電気器具のコンセントを抜くこと。
- (7) 地震発生時においては使用中の電気器具のコンセントをただちに抜くこと。
- (8) その他事故防止のため留意すべき事項。

- b 震災時における県民の不安を沈静させる意味からも、電力の果たす役割の大きいことにかんがみ、電力施設の被害状況及び復旧予定についての的確な広報を行う。
- c 上記(ア)及び(イ)については、テレビ、ラジオ及び新聞等の報道機関を通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。  
なお、この伝達経路は以下のとおりとする。

- (a) 感電事故防止周知 各現業機関→PR車→直接一般公衆に周知する
- (b) 復旧周知 非常災害対策支店本部→県災害対策本部

(ウ) 災害時における危険予防措置

電力供給の重要性をふまえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動に必要なため、警察消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

イ 復旧

(ア) 被害状況の早期把握

全般的被害状況の情報は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

(イ) 災害時における復旧資材の確保

a 調達

非常災害対策本(支)部は、予備品貯蔵品等の在庫量を再確認し、調達を必要とする資材は、以下のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (a) 請負工事会社保管在庫の相互流用
- (b) 本(支)部相互の流用
- (c) 本店対策本部に対する応急資材の請求(支店外からの調達を必要とする資材)

b 輸送

非常災害対策用の資材の輸送は、あらかじめ契約している会社の車両等により行うが、不足する場合は他の会社からの車両を調整し適宜配車を行い輸送力の確保を図る。

なお、道路被害状況(橋梁損壊、道路決壊及び道路上の障害物その他)については、隣接現業機関との輸送ルートも含めて、支店対策本部で十分検討し、目的地までの輸送の迅速化を図る。

c 復旧資材置場の確保

災害時において復旧資材置場としての用地確保の必要があり、かつ自社単独の交渉によってはこれが不可能である場合(他人の土地を使用する必要がある場合等)には、当該地域の地方防災会議に依頼して置場の迅速な確保を図る。

(ウ) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況並びに被害復旧の難易を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

## 2 ガス施設応急対策

### 【県（危機管理防災部）、ガス事業者】

ガス施設の被災による二次災害の防止及び速やかな応急復旧によって社会公共施設としての機能を維持する。

#### (1) 県（危機管理防災部）

##### ア 高圧ガス製造施設応急対策（地震発生直後）

地震等による災害が発生した直後は、各事業所において高圧ガス製造施設のガス種別に次に掲げる対策を講じるよう指導する。

また、県は、事前に、高圧ガス防災訓練への参加等を通じ消防、警察その他関係機関への応援を求める場合の協力体制を確立しておくよう、又は、高圧ガス製造施設間での相互応援協定の締結を行うよう指導しておき、発災時にはこれらの協力体制又は相互応援協定に基づき、速やかに必要な措置を講じるものとする。

- ① 高圧ガスの漏えい又は爆発等のおそれがあるガス事業所の配管の各種弁等の緊急停止及び応急点検を行い、出火防止の措置を行う。なお、毒性ガスの場合は、防毒マスク等を使用する。
- ② 災害発生時には、その状況に応じ、付近住民及びガス事業者従業員に対し、災害の状況及びガスの種類に応じた避難誘導を行うとともに、毒性ガスの場合にあっては風向を考慮して人命の安全を図る。また、消防、警察その他関係機関との連絡を密に行い、その任務を明確にする。
- ③ 漏えいガスが着火した場合は、その状況を的確に把握し、消防機関への通報及び延焼防止の初期消火活動を行う。

対策主体：高圧ガスを扱う関係事業所の管理者、保安統括者、保安技術管理者及び製造保安責任者等

##### イ 高圧ガス災害対策（地震発生後）

高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生した場合の応急対策として「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成17年3月17日決裁）」に基づき、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる災害拡大防止の応急措置を講じる。

- ① 埼玉県は、高圧ガスの製造、貯蔵、移動及び消費等により事故及び災害が発生し、必要と判断したときは、埼玉県高圧ガス地域防災協議会に対して必要な情報の提供を行い、応急措置及び災害拡大防止措置等の防災活動への協力を要請するものとする。
- ② 上記の協力要請を受けたときは、当協議会が定める埼玉県高圧ガス防災事業所の防災応援要員は、消防、警察その他関係機関と協力して高圧ガスによる事故及び災害の応急措置及び被害拡大防止措置等を講じる。
- ③ 上記の応急措置を講じたときは、高圧ガスに係る事故災害の概要及び応急措置の内容等について埼玉県へ報告するものとする。

対策主体：埼玉県高圧ガス地域防災協議会

（さいたま市浦和区高砂3-4-9 太陽生命ビル、TEL 048-833-1878）

(2) 東京ガス株式会社等ガス事業者

ア 災害応急対策

(ア) 情報の取集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

(a) 災害情報（気象情報・地震センサーにより観測した情報）

(b) 被害情報（一般情報・地方自治体・官公庁・報道機関・お客様等の情報）

(c) その他災害に関する情報（ガス施設等の被害及び復旧に関する情報）

(イ) 情報の集約（被害推定を行い、被害の全体像の把握に努める。）

(ウ) 広報活動（テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じて連携を図る。）

(エ) 対策要員の確保

(オ) 他事業者等との協力（協力会社・日本ガス協会・他ガス事業者）

(カ) 危険予防措置（避難区域の設定・火気使用禁止等）

(キ) 地震発生時の供給停止

(ク) 応急工事

(ケ) その他必要な対策

イ 災害復旧対策

(ア) 復旧計画の策定（救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するように計画立案する。）

(イ) 復旧作業（製造設備・供給設備）

復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

(ウ) その他必要な対策

ウ 災害時における復旧活動資機材の確保

(ア) 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(a) 取引先・メーカー等からの調達

(b) 被災していない他地域からの流用

(c) 他ガス事業者等からの融通

(イ) 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

3 上水道施設応急対策

【県（保健医療部、企業局）、市町村】

(1) 県（企業局）

震災による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上と住民生活に重大な影響を与える。このため、被害施設の復旧時間を短縮するために、取導水施設並びに浄水施設の十分な機能を確保する。また、送水管は、浄水場に近い箇所から復旧に着手して逐次送水復帰を図りつつ、用水供給施設としての機能を回復維持する。

取導水施設	取水口・導水管路については、自然流下で取水しているため、取水は確保できる。
浄水施設	<p>薬品沈でん池、急速ろ過池及び浄水池及び送水ポンプ室は、き裂による漏水があった場合、一部機能を停止して最小限の浄水処理を行いながら復旧に努める。</p> <p>水処理薬品については、各浄水場とも常時7日～10日程度の貯蔵量を確保する。塩素ガス配管の損傷による漏洩の際は、直ちに除害作業を実施し、漏洩規模によっては、関係機関及び付近住民への通報を行い、危害が人身に及ぶおそれのあるときは、付近住民を退避させる措置を講ずる。</p>
送水施設	<p>浄水場に近い受水地点の送水管路から順次復旧を行い、復旧地点までの送水を逐次行いながら15日間程度で送水可能とする。</p> <p>① 被害状況の調査 速やかに施設班を編成して被害状況を調査し、その実態を把握して復旧計画を適正に定める。</p> <p>② 技術者及び労務者の確保 補修専門家へ復旧作業を要請するとともに建設業者の応援を求め、他都県や業者へ要請する。</p> <p>③ 宿舎などの手配 復旧作業に従事する要員の宿舎、食糧及び寝具などの手配を行う。</p> <p>④ 復旧用資材の確保 被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行う。</p> <p>⑤ 施工 被害状況、作業の難易及び復旧資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ復旧工事を実施する。</p>

(2) 県（保健医療部）

水道事業者の実施する復旧作業の応援体制の整備及び資材調達のための連絡調整等を行う。

(3) 市町村・水道企業団

水道事業者は、速やかに被害状況を把握し、復旧作業に取りかかる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。

県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いに合わせるものとする。

## 4 下水道施設応急対策

【県（下水道局）、市町村】

### (1) 県（下水道局）

#### ア 県管理の下水道施設の応急対策

- (ア) 下水道施設（処理場、ポンプ場、管渠）の緊急点検を実施し被害状況把握する。  
緊急点検において、路面の陥没等の2次災害が発生するおそれのある場合は、その防止を図るため、必要な措置を併せて実施する。
- (イ) 施設の被害が確認された箇所は、早急に応急復旧を行う。
- (ウ) 工事施工中の箇所においては、請負人をして、被害を最小限にとどめるよう指導監督するとともに、状況に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせるものとする。
- (エ) 非常災害時に備えて応急資材と応急機材を以下の箇所に備蓄するものとする。
- (オ) 下水道施設の応急復旧等のため、下水道公社、維持管理委託業者、施設保守業者の人員、資機材の確保に努める。

〔関連情報〕（資料 震応 18-1）下水道応急資材・器具備蓄場所

#### イ 市町村応急復旧の支援

緊急点検、応急復旧等の作業、資機材について、あらかじめ市町村間の支援体制の組織等に関する基本ルールを定めておき、被災市町村に対し連絡調整等の必要な措置を講じる。

県外からの支援については、別途定める「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」に基づき隣接都県等の支援を受け入れる。

〔関連情報〕「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」（下水道課）

### (2) 市町村

被災市町村は被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

被害を受けなかった市町村は、支援体制の基本ルールに基づいて被災市町村の下水道施設の緊急点検や応急復旧等の支援を行う。

## 5 電気通信設備の災害対策

【東日本電信電話株式会社埼玉支店】

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、または発生する恐れがある場合において、東日本電信電話株式会社埼玉支店が実施する応急対策は次のとおりである。

### (1) 応急対策

#### ① 災害時の活動体制

##### ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

##### イ 情報連絡

災害が発生し、または発生する恐れがある場合、行政の災害対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとると共に、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

- ② 応急措置
    - 電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。
      - ア 重要回線の確保
        - 行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。
      - イ 特設公衆電話の設置
        - 災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
      - ウ 通信の利用制限
        - 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。
      - エ 災害用伝言ダイヤル等の提供
        - 地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
  - ③ 応急復旧対策
    - 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。
      - ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
      - イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。
      - ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。
  - ④ 災害時の広報
    - ア 災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
    - イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
    - ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーク案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。
- (2) 復旧対策
- ① 復旧要員計画
    - ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等から応援措置を講ずる。
    - イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。
  - ② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の出動
  - ③ 被災状況の把握
    - 早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直通連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。
  - ④ 通信のふくそう対策
    - 通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。
  - ⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

## 第4 交通施設の応急対策

### 1 鉄道施設の応急対策

#### (1) 東日本旅客鉄道（株）（大宮支社）

##### ア 計画目的

地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

##### イ 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

##### ウ 運転規制

(ア) 地震が発生した場合の運転取扱は、次のとおりである。

- a 12カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から、運転中止を解除する。
- b 6カイン以上12カイン未満の場合は、25km/h以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
- c 6カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。

※ カイン（Kine）は、速度の単位。1カイン＝1Cm/秒

(イ) 列車の運転方法はその都度決定するが、おおむね次により実施する。

- a 迂回又は折り返し運転
- b バス代行又は徒歩連絡
- c 臨時列車の特発

##### エ 大地震（震度6弱以上）発生時の対応

- (ア) 震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社、大宮支社、各地区センター及び各駅箇所直ちに対策本部を設置する。
- (イ) 各地区センター（埼玉県では大宮、浦和）は、情報連絡拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び大宮支社対策本部へ報告する。
- (ウ) 本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所に救助要員を派遣する。

#### (2) 西武鉄道（株）

##### ア 基本方針

地震による被害を最小限度にとどめ、かつ旅客の安全を確保するため、平時より地震発生時における旅客並びに運転取扱い方について災害対策規程により周知徹底させておく。また、災害発生時には対策本部（社長）を設置し早期復旧を図り輸送の確保に努める。

##### イ 応急対策

地震発生時には災害対策規程並びに鉄道事故処理要領に基づき対処するよう定めてあるが、災害が発生した場合の体制は、以下のとおりである。

- (ア) 社長を長とする災害対策本部を設置し、情報を的確に把握し復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。
- (イ) 駅所長は災害の発生に備えて以下の事項を実施する。

- a 要員の招集範囲及び方法の作成
- b 事故の応急処置及び復旧の訓練
- c 係員に対し旅客の誘導方法、避難所及び負傷者の救出方法等について周知徹底させる。
- d 非常用具の整備

ウ 地震発生時の列車の取扱い

運転司令は地震が発生した時、自社の地震計を基準にし列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により列車の停止手配を取る。また、状況の入手に努め、駅所長の状況報告に基づきその状況に応じて次により列車運転を再開する。

- (ア) 震度4未満の場合は、運転再開を指令する。震度4のときは、25km/h以下で次駅又は先行列車が停止している位置まで注意運転する。震度5弱以上の地震と判明した場合は、電気司令長および電気、保線の各所長に要注意箇所(point)の点検を依頼し点検した後でなければ運転を再開しない。

- (イ) 事故復旧に際し救護の必要があると認めるとき、運輸部、電気部、工務部及び車両部の各部長は内規により第1種、第2種、第3種招集を行い速やかに復旧に努める。

(ウ) 通信連絡態勢

通信連絡は指令電話、鉄道電話、情報伝達有線放送、沿線電話、列車無線、保守無線及び加入電話を使用する。

電話回線が不通となった場合は、速やかに復旧に努めるため、復旧資材は定められた箇所(point)に常に整備しておく。

(エ) 応急用資材の確保

各所長は復旧に要する資材、器具等について定められた場所に常に整備しておく。

(3) 東武鉄道(株)

ア 基本方針

計画の目的を達成するため、関東大地震程度の被害を想定し、輸送施設の整備を図るとともに教育訓練の充実等により震災に対処するものとする。

イ 応急対策

(ア) 災害時の活動組織の編成計画

a 災害対策本部

大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、鉄道事業本部長を対策本部長として、本社内に災害対策本部を設置する。

(鉄道事業本部防災規程 第3条)

b 現地対策本部

特に大きな災害が発生した現場には、必要により現地対策本部を設置する。

(鉄道事業本部防災規程 第5条、鉄道運転事故応急処理手続 第14条)

c 災害対策総本部

aの鉄道事業本部における災害対策本部によりがたい重大な事象が発生した場合、当社関係都県に警戒宣言が発令された場合又は震度6以上の地震が発生した場合は、社長を総本部長として、本社に災害対策総本部を設置する。

(災害対策規程 第5条、鉄道事業本部 事故・災害等対策規程 第9条)

(イ) 初動措置計画

災害発生時における被害を最小限にとどめるとともに、心理的動揺による二次災害の発生を防止することが初動措置の基本であることを前提として、平素から教育訓練を重ね、災害時の初動活動体制の確立を図る。

a 列車の運転体制

指令者の取扱い	運転指令者は、強い地震を感知もしくは駅長から震度4以上の報告を受けたときは、運転取扱い実施基準の定めに基づき、関係駅区長に運転見合わせ等必要な指示を行う。
駅長の取扱い	強い地震を感知又は地震計により震度4以上を把握し、列車運転上危険と認めたときは、列車運転を見合せ運転指令者に報告する。
乗務員の取扱い	強い地震を感知もしくは列車無線により震度4以上の通告を受けたときは、速やかに安全な位置に停車し異常の有無を確認する。

b 施設担当者の取扱い

強い地震を感知したときは、要注意箇所の点検を行ない必要により列車防護、運転指令に対する速報、復旧手配等を行う。

c 電気指令の取扱い

東電電源（通常）が停止したときは、予備線からの受電に努める。（高圧配電線については自動切替送電する。）

(ウ) 列車の脱線転覆時等の救出・救護計画

列車の脱線転覆等により死傷者が発生した場合の処置並びに事故現場の復旧や救急活動については、運転取扱い心得及び鉄道運転事故応急処理手続により処理をする。

(エ) 災害時の通信、情報連絡体制

災害発生の場合、迅速、適切な処置をおこなうためには、正確、迅速な連絡体制が必要であり、社内通信網を活用し、社内及び関係他機関とも密接な情報連絡を行い、情報の収集に努めるとともに、復旧の迅速、適切化に努める。

情報連絡系統は、「災害時の情報連絡系統図（東武鉄道）」のとおりである。

(オ) 旅客に対する避難誘導計画

a 駅における避難誘導

旅客の安全確保を第一とし、沈着冷静な判断と的確な行動で、適切な旅客誘導を図る。

b 列車乗客の避難

通報連絡	車内放送等により、乗客の不安除去に努め、混乱防止を図るとともに、最寄駅に状況を知らせ、その指示を受ける。
放送案内	車掌業務放送の手引、事故時の取扱いによる。
避難誘導	乗客の安全確保を第一とし、状況に応じて適切機敏に乗客の誘導を図る。

(4) 埼玉新都市交通（株）

ア 災害応急措置

(ア) 活動体制

旅客輸送に影響を及ぼす被害が発生又は発生する恐れのあるときは、災害対策本部を設置し旅客の安全及び輸送の確保に努める。

- (イ) 情報連絡体制  
災害時の情報連絡の円滑を図るため、社内電話、指令電話、列車無線及び保守構内無線等の通信設備を活用して情報の収集伝達に努める。
- (ウ) 災害応急措置
  - a 運転事故復旧対策要綱及び災害対策要綱に基づき復旧活動を行う。
  - b 被害状況及び措置について関係機関及び乗客に対して広報に努める。
- イ 地震発生時の初動措置
  - (ア) 運転の基準
    - a 地震警報器に震度4以上の表示があったときは、直ちに全列車を一時停止する。
    - b 震動がなくなったとき。
      - (a) 震度4のとき、毎時20キロメートル以下の注意運転をする。
      - (b) 震度5弱以上のとき、線路、電車路線及び保安装置の点検終了後、運転を再開する。
  - (イ) 運転士の措置及び対応
    - a 運転中に強い地震を感知するか又は運輸指令長から地震のため一時停止するよう指令を受けたときは、直ちに列車を停止させる。
    - b 列車を停止させた時は、運輸指令長に状況を報告しその後の運転の指示を受ける。また、毎時20キロメートル以下の注意運転の指令を受けたときは途中の状況を運輸指令長に報告する。
    - c 乗客に状況を車内放送により知らせる。
  - (ウ) 乗客の避難誘導
    - a 列車が駅に停止している場合は、乗客を降車避難させる。
    - b 列車が駅間の途中に停止している場合は、運輸指令長の指示により安全を確認し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させ避難させる。
- (5) 秩父鉄道（株）
  - ア 基本方針  
震災発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧に当たる。
  - イ 応急体勢
    - (ア) 通信連絡体勢  
運転指令所と各駅は指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。  
災害発生の場合、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報する。
    - (イ) 列車運転体勢  
運転指令所は強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。
      - 震度5弱以上のときは、線路係員の点検終了まで運転を中止する。
      - 震度4の場合は、時速25キロメートル以下での運転を指示する。ただし指定点検箇所は線路係員が点検の上、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。
    - (ウ) 応急復旧体勢  
防災規程並びに運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

(6) 埼玉高速鉄道（株）

ア 基本方針

事故・災害等対策規程第10条の規程に基づき、大規模地震により災害が発生するおそれのある場合及び災害が発生した場合の諸対策を定め、地震による被害を最小限に止め、もって旅客及び社員の安全を確保する。

イ 応急対策

大規模地震対策規則、事故時における列車及び旅客取扱基準及び鉄道事故現地復旧処理要領に基づき対応する。

- (ア) 東海地震注意報が発表された場合並びに重大な不測の異常事態が発生するおそれがある場合は、又は発生した場合は、代表取締役社長が第1種又は第2種非常体制を発令、同時に本社内に事故・災害対策本部を設置する。
- (イ) 非常体制が発令された場合は、対策本部の班長及び現業長が非常招集要員を招集する。
- (ウ) 非常招集要員が、非常招集を受けたときは、特別の理由がない限り所属職場、会社最寄駅の指定された場所に急行し、対策本部の班長又は現地総括責任者の指揮を受ける。

ウ 防災のための施策

- (ア) 構造物、建物、設備等の管理者は、常にこれらを点検整備し、防災上の問題のあるものについては、補強等の対策を実施する。
- (イ) 各職場においては、事故・災害発生時に備えた連絡網、連絡手段、非常用品等の整備、備蓄方法について定める。
- (ウ) 社員は、旅客救護に必要となる用品類の保管状況を確認するとともに、その活用方法を常に研究し、知識及び技能の維持向上に努める。

エ 地震発生時の列車の取扱い

運転指令は地震が発生した場合は、指令所内に設置してある地震計を確認、列車の運転が危険と判断したときは、列車無線により直ちに緊急停止の処置をとる。以後、状況の把握に努め、乗務員及び現業長等の報告に基づき、逐次列車の運転を開始する。

(ア) 第3地震警報（40ガル以上）

地下 全列車を緊急停止させた後、注意運転

地上 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転

(イ) 第2地震警報（80ガル以上）

地下 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転

地上 全列車を緊急停止させた後、先行列車のあった駅まで15km/h以下の注意運転

(ウ) 第1地震警報（100ガル以上）

地下・地上 全列車を緊急停止させた後、運転見合わせ

オ 通信連絡体制

通信連絡体制は、指令電話、鉄道電話、沿線電話、列車無線、保守無線、PHS等の携帯電話、加入電話を使用する。なお、電話回線が不通となったときは、速やかに復旧に努めるとともに、停電対応電話機を活用して通信手段を確保する。

カ 応急資材の確保

各現業長は、復旧に要する資材、用具等について、常に点検・整備し、定められた場所に保管しておく。

(7) 首都圏新都市鉄道（株）

ア 基本方針

旅客の安全確保及び被害を最小限に防止するとともに、輸送の確保を図るものとする。

イ 応急対策

(ア) 活動態勢

a 災害対策本部の設置

地震により災害等が発生した場合は、事故・災害等対策規程に基づき災害対策本部長が本社に災害対策本部、被災地に現地本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

b 通信連絡体制

災害が発生した場合は、被災状況を速やかに把握し、指令電話、列車無線、鉄道電話、沿線電話等を利用して、別に定める情報伝達経路により関係箇所に連絡する。また、必要に応じて自治体、消防、警察機関及び関係機関に連絡する。

(イ) 初動措置

a 運転規制

震度5弱（80ガル以上140ガル未満）

全列車一旦停止後、35km/h以下の注意運転

震度5強以上（140ガル以上）

全列車運転停止、安全確認まで運転見合わせ

b 乗務員の対応

列車の運転

列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断した場合及び総合指令所長から停止手配の指令があったとき又は早期地震警報システムにより警報を受信した場合は、速やかに列車を安全な箇所に停止させる。また、列車停止後、列車及び周囲の状況を確認して総合指令所長に報告し、その後の指示を受ける。

旅客への対応

災害の規模、被害状況及び運行の見通し等を総合指令所長からの指示等により、適切な旅客案内を行う。

c その他の措置

総合指令所長は、震度や被害等の把握に努め、適切な指示を行う。

施設・電気管理所長は、注意箇所の点検を行う。なお、震度5強以上と認めたときは、至急巡視を行う。

2 道路施設の応急対策

(1) 首都高速道路（株）

ア 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた適切な規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

イ 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

(ア) 大地震が発生したときは、首都高速道路は、一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、公社は警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。

(イ) 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動協力

要請により、被災者の救出救護その他の安全確保に努める。

(ウ) 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ復旧に努める。

(エ) 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

(2) 東日本高速道路（株）

ア 災害時の体制

高速道路等に地震による非常かつ重大な災害が発生した場合には、非常体制をとり、関東支社及び管理事務所に災害対策本部を設置する。

災害本部等の長は、被害の程度に応じ、速やかに非常体制を指示し、社員の非常行動体制を確保するとともに、状況に応じ、緊急復旧計画を策定し、直ちに災害応急活動に入る。

イ 地震発生時の震災点検措置

地震が発生した場合には、地震の規模に応じ、高速道路等の損傷状況、道路利用者の被害状況、交通の状況及び沿道沿線の状況等を迅速に把握するため速やかに震災点検を実施する。

ウ 地震発生時の交通規制

地震が発生した場合には、道路利用者の安全確保に万全を期するため地震の規模及び被災の状況に応じ、県公安委員会等と協議して、速やかに速度規制、入口ゲートの閉鎖及び本線の通行止め等の交通規制を実施するものとし、避難措置等の情報を標識、情報板及びパトロールカー等により、また、ラジオを利用して道路利用者に提供する。

エ 応急復旧工事

地震により、高速道路等で被害が発生した場合においては、速やかに交通を確保し、被害の拡大を防止する観点から、応急復旧に努める。

(3) 関東地方整備局、県（県土整備部、農林部）

避難路及び緊急物資の輸送路を確保するため、関東地方整備局及び県は所管する道路の被害状況及び道路上の障害物の状況を調査し、緊急度に応じ、復旧作業並びに障害物の除去を早急に行う。通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに交通止等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。道路占用施設に被害が発生した場合は当該施設管理者に通報する。ただし、被害の状況により、緊急の場合は直ちに交通止を実施し、通行者及び県民の安全を図るよう措置するものとする。

(4) 市町村

行政区域内の道路被害、及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努めるほか県の措置に準じて措置するものとする。

### 3 交通信号応急対策

(1) 県（警察本部）

交通信号機が倒壊、傾斜又は断線等によりその修復を要する場合には、以下の順序により復旧する。

ア 国道17号、122号（岩槻市以南）及び16号をはじめとする県指定の第1次特定緊急輸送道路、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路を優先して復旧する。

イ 前記アの道路に設置された信号機が復旧したのちにおける信号機の復旧順位については、県警備本部長が破損等の状況、当該道路の交通回復の優先度等諸般の状況を総合的に判断した上決定する。

## 第5 その他公共施設等

### 1 不特定多数の人が利用する公共施設

【県（都市整備部）、市町村】

- ① 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- ② 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

### 2 畜産施設等

【県（農林部）、市町村】

- ① 県は、地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各家畜保健衛生所からの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。
  - (1) 防疫対策  
各家畜保健衛生所は、被害地区の畜産施設並びに病畜及びへい獣畜に対し、薬剤散布を実施する。また、へい獣畜等の処理等衛生対策を指導する。
  - (2) 飼料対策  
被害地域における飼料を確保するため、埼玉県経済農業協同組合連合会との連携を図るとともに、飼料会社等への出荷要請を行う。
- ② 市町村  
市町村長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり家畜保健衛生所に報告する。
 

北足立郡	南埼玉郡	北葛飾郡	中央家畜保健衛生所
入間郡	比企郡		川越家畜保健衛生所
大里郡	児玉郡	秩父郡	北埼玉郡
			熊谷家畜保健衛生所

### 3 動物園施設等

- ① 入園者の避難誘導にあたっては、パニックを防止し、あらかじめ定める避難所に誘導し安全確保に万全を期する。
- ② 動物舎が破損した場合は、動物の脱出防止を図り、直ちに破損箇所を修理するなど、応急措置を行う。
- ③ 動物の脱出等の事態が発生した場合は、あらかじめ定められた計画に基づき処理する。
- ④ 被災後直ちに被害状況を把握し、復旧を行う。特に、脱出により人命に危害を及ぼす恐れある猛獣等の動物舎については、緊急に復旧工事を行う。

### 4 医療救護活動施設

【県（保健医療部）、市町村、医療機関】

- (1) 各施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

- (2) 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

## 5 社会福祉施設

【県（福祉部）、市町村】

- (1) 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- (2) 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- (3) 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- (4) 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

## 第6 一般建築物等

【県（都市整備部）、市町村】

地震時には、二次災害を防止するため、第2の公共建築物に準じて応急措置等を行う。

## 第19節 応急住宅対策

### 【県（危機管理防災部、都市整備部）、市町村、関東森林管理局】

#### 第1 目標

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため速やかに仮設住宅を建設することが必要である。このため用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進していく。

また、災害により半焼又は半壊した住宅については、応急修理することで被災者の生活を当面の間維持する。

#### 第2 被災住宅の応急修理

##### 【県（都市整備部）、市町村】

市町村は、災害により住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理できない者を修理対象者とし、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

なお、修理結果を県へ報告する。

##### 1 応急修理の実施

###### (1) 修理戸数の決定

被害状況、被災度区分判定結果等より修理戸数を決定する。

###### (2) 修理の範囲

居室、便所、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

##### 2 応急措置等の指導、相談

(1) 県は、地震により被災した建築物が余震等により倒壊等を行うことで生ずる二次災害を防止するため、市町村による応急危険度判定（被災建築物の危険度の応急的な判定）及び被災宅地危険度判定（被災した宅地の危険度判定）に協力するとともに必要に応じ自らもこれを行う。

##### 3 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

#### 第3 応急住宅の供給

##### 【県（危機管理防災部、都市整備部）、市町村】

災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅及び空室の公的住宅等の応急住宅を供給する。

##### 1 既存住宅の利用

###### (1) 公的住宅の利用

公営住宅等の空家や公的宿泊施設を一時的に供給する。

###### ア 公的住宅の確保

県は震災時に、県営住宅等の空家の確保に努めるとともに、他の自治体及び都市再生機構・公社等に空家を提供依頼し、被災者に提供する。

###### イ 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認めるものとする。

ただし、使用申込は一世帯一か所とする。

- ① 住宅が全焼、全壊又は流出した者
- ② 居住する住居のない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができない者

ウ 入居者の選定

県は、確保した空家の募集計画を策定し、空家の住宅の管理主体に入居者の募集及び選定を依頼する。入居者の選定については、県が定める基準を基に、その他の生活条件等を考慮して各管理主体が行うものとする。

(2) 民間賃貸住宅の利用

ア 民間賃貸住宅の確保

県は、関係団体等に対し震災時の協力について働きかけを行い、借上げ又はあっせんの方法により民間賃貸住宅が提供できるように努める。

イ 入居資格

原則として上記(1)の公的住宅に準ずる。

ウ 入居者の募集・選定

市町村は、提供可能な住宅について入居者の募集を行い、県が定める基準を基に申込者から入居者を選定する。

エ 入居者管理

市町村は県が定める基準を基に入居者管理を行う。

[関連情報] (資料 震応 19-1) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定

## 2 応急仮設住宅

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。

市町村は、設置場所、入居者の選定、管理等について、県に協力する。

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 設置戸数の決定

県は、市町村からの要請に基づき、設置戸数を決定する。

イ 建設用地の確保

県及び市町村は、居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定めておく。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所
- ⑤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

ウ 維持管理

市町村に委任し、市町村長が公営住宅に準じて維持管理する。

エ 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市町村長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準(平成13年埼玉県告示第393号)」の範囲内において市町村が県に請求できる。

[関連情報] (資料 防応 12-19) 「応急仮設住宅設置要領」

(資料 防応 12-20) 「応急仮設住宅設計図(標準設計)」

(2) 応急仮設住宅の供給

ア 入居者の選定

市町村は被災者の状況を調査の上、次の各号すべてに該当する者から入居者を選定する。

- ① 住居が全壊又は流出した者
- ② 居住する住宅がない者
- ③ 自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定するものとする。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や、災害時要援護者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

イ 入居期間（追加）

入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

ウ 災害時要援護者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障害者等の災害時要援護者に配慮するよう努める。また、入居に際しても、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

第4 住宅関係障害物除去

【県（都市整備部）、市町村】

1 除去作業の方針と内容

活動方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害物の除去は、市町村長が行うものとする。</li> <li>② 一次的には市町村保有の器具及び機械を使用して実施する。</li> <li>③ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町村からの派遣を求めるものとする。</li> <li>④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、埼玉県建設業協会からの資機材、労力等の提供を求める。</li> <li>⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。</li> </ul>
対象	<p>住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。</li> <li>② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。</li> <li>③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。</li> <li>④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。</li> <li>⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。</li> </ul>
対象者の選定基準	<p>障害物除去対象者の選定は市町村で行う。また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。</p>

期間	災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市町村長は、その結果を県へ報告する。
----	---

## 2 除去作業の支援

県（都市整備部）	<p>災害救助法を適用した場合、市町村が実施する住宅関係障害物除去作業において、労力又は機械力が不足した場合は、市町村の要請に基づき、隣接市町村からの派遣を依頼する。また、建設業界等との連絡調整を行い、応援体制の確保に努める。</p> <p>また、建設業界との事前の協力体制の整備を行い、地震発生後、迅速な対応ができる環境を整えておく。</p>
----------	--

## 第5 災害復旧用材の調達等

### 1 応急仮設住宅資材等の調達

【県（都市整備部）】

あらかじめ協定を締結している社団法人プレハブ建築協会等と連絡調整を行い、応急仮設住宅建設のための資材調達が円滑に進むよう努める。

### 2 災害復旧用材の供給

【県（危機管理防災部、都市整備部）、関東森林管理局】

農林水産省（関東森林管理局）は、知事、市町村長からの要請により、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行う。

なお、市町村の実施する住宅応急修理について、資材不足が発生した場合、県は資材調達に協力する。

[関連情報]（資料 防応 12-18）災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

（資料 防応 12-21）災害復旧用材（国有林材）の供給の特例措置

**第20節 文教対策**  
**【県（総務部、危機管理防災部、教育局）、市町村】**

**第1 目標**

震災時において、幼児、児童、生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を講じる。

**第2 応急教育**

**【県(教育局)、市町村】**

**1 発災時の対応**

県 市町村	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害時の対応を促進する。
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。</li> <li>② 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会に報告しなければならない。</li> <li>③ 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。</li> <li>④ 避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。</li> <li>⑤ 準備した応急教育計画に基づき、臨機に災害状況に即した応急指導を行う。</li> <li>⑥ 応急教育計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童、生徒等に周知徹底を図る。</li> <li>⑦ 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行なうなどその万全を期する。</li> <li>⑧ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。</li> </ul>

**2 応急教育の準備**

県 市町村	所管する学校を指導及び支援し、応急教育に関する災害復旧時の対応を促進する。
校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教職員を掌握するとともに校舎内外の整備を行い、児童・生徒等の被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力する。</li> <li>② 被災地区の教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め情報及び指令の伝達に万全を期する。</li> <li>③ 前記連絡網の確立を図り、指示事項の徹底を期する。</li> <li>④ 応急教育計画に基づき学校に収容できる児童・生徒等は、学校に収容し指導する。教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として心身の健康、安全教育及び生徒指導に重点をおくようにする。</li> </ul>

校長	<p>⑤ 避難した児童・生徒等については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記（④）に準じた指導を行うように努める。</p> <p>⑥ 避難所に学校を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会に連絡し、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開を期する。</p> <p>⑦ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。</p>
----	---

### 3 応急教育の方法等

#### ア 文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立て、この具体化を図る。

#### イ 応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は当該学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施するよう努める。

#### ウ 応急教育の方法

(ア) 当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことも予想されるので、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

(イ) 被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるので授業のできなかった時間について補習授業等を行いその万全を期する。

#### エ 給食等の措置

(ア) 学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急処理を行ない給食実施に努める。

(イ) 保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずるものとする。

(ウ) 学校が地域住民の避難所として使用される場合は当該学校給食施設・設備は、り災者用炊出しの用にも供されることが予想されるので学校給食及び炊出しの調整に留意するものとする。

(エ) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努める。

#### オ 教育実施者の確保

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるので当該学校以外の学校教職員の臨時配置及び補完措置等により教育実施者の確保に努める。

## 第3 教材・学用品等の調達及び配給の方法

【県（危機管理防災部、教育局）、市町村】

り災児童・生徒に対する学用品の給与は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」に準じて行うものとする。

## 1 給与の対象

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し被害の実情に応じ教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する

## 2 給与の実施

- ア 学用品の調達、配分等は、市町村が行うものとする。ただし市町村において調達することが困難と認めるときは、県が調達し、市町村に供給するものとする。
- イ 教科書については、県が市町村教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づいき、教科書供給所から一括調達し、その配給の方途を講じるものとする。

## 3 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）」の範囲内において市町村が県に請求できる。

## 第4 授業料の減免、奨学金貸与の措置

### 【県（教育局、総務部）】

- 1 被災により授業料の減免が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより授業料減免の措置を講ずるものとする。
- 2 被災により修学に著しく困難を生じ奨学金の貸与が必要と認められる者については、貸付けについて特別の措置を講ずるものとする。

## 第5 文化財の応急措置

### 【県（教育局）・市町村】

- (1) 建造物が被災した場合には、県は、地元教育委員会や文化財愛護ボランティアによる被害状況報告を受けて以下の応急措置を施し、本修理を待つこととする。
  - ア 被害の拡大を防ぐため、地元と連絡をとりあって応急修理を施す。
  - イ 被害が大きいたときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。
  - ウ 被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。
- (2) 美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講ずる。
- (3) 宝篋印塔・五輪塔などの石造物（約50件）には崩壊する恐れのあるものがあるが、被害の程度によっては、復旧が可能であり、地元と連絡を取り合って保存の処置を進める。

[関連情報] (資料 事災 12-1) 指定文化財集中場所

(資料 事災 12-2) 指定文化財建造物

**第21節 災害時要援護者への配慮**  
**【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部、農林部、都市整備部、教育局）、市町村、施設管理者】**

**第1 目標**

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人など、いわゆる災害時要援護者の安全を確保する。

**第2 社会福祉施設入所者等の安全確保対策**

**1 施設管理者**

**【施設管理者】**

施設管理者は、次のとおり活動する。

(1) 避難誘導の実施

施設職員の確保	緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送の実施	避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市町村に協力を要請する。

**2 県及び市町村**

避難誘導及び受入先への移送の実施	施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。
巡回サービスの実施	自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

### 第3 在宅災害時要援護者の安全確保対策

#### 1 安否確認及び救助活動

【県（福祉部、危機管理防災部、教育局）、市町村】

- (1) 市町村は、職員による調査班を編成し、各居室に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅の災害時要援護者の「名簿」或いは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら行う。

県は、市町村が行った安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

- (2) 救助活動の実施及び受入先への移送

県及び市町村は次のとおり対応する。

- ア 住民の協力を得ながら在宅の災害時要援護者の救助を行う。
- イ 災害時要援護者を福祉避難所、医療施設、社会福祉施設等に収容する。

#### 2 生活支援物資の供給

【県（関係部局）、市町村】

県及び市町村は、災害時要援護者の被災状況を把握し、災害時要援護者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設けるなど配慮する。

#### 3 在宅災害時要援護者への支援

【県（福祉部）、市町村】

- (1) 情報提供

県及び市町村は、在宅災害時要援護者に対し、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリや文字放送テレビ等により情報を随時提供していく。

- (2) 相談窓口の開設

県及び市町村は、支所や保健所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

- (3) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、在宅、仮設住宅等で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

- (4) 物資の提供

在宅災害時要援護者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

- (5) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

#### 4 避難所における災害時要援護者への配慮

- (1) 避難所内に災害時要援護者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。
- (2) 災害時要援護者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努

める。

(3) 巡回サービスの実施

県及び市町村は、職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する災害時要援護者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

(4) 福祉避難所の活用

県及び市町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である災害時要援護者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

(5) 応急仮設住宅

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について災害時要援護者に配慮するよう努める。市町村は、入居者の選定にあたって、災害時要援護者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

## 第4 外国人の安全確保

### 1 避難誘導等の実施

(1) 安否確認の実施

【県（県民生活部）、市町村】

市町村は、職員や語学ボランティア等により調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認をするとともに、その調査結果を県に報告する。

県は、市町村から報告を受け外国人の安否確認の結果を十分把握しておくものとする。

(2) 避難誘導の実施

【県（危機管理防災部）、市町村】

市町村は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

県は、県保有の広報車の提供など市町村が行う外国人の避難誘導活動に協力する。

### 2 情報提供及び相談窓口開設

(1) 情報提供

【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、テレビ・ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

(2) 相談窓口の開設

【県（県民生活部）、市町村】

県及び市町村は、庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

(3) 通訳・翻訳ボランティアの確保

【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどの確保を図る。

## 第4章 震災復旧復興対策計画

## 第4章 震災復旧復興対策計画

### 第1節 迅速な災害復旧

【県（各部局）、市町村、関東財務局、防災関係機関】

#### 第1 基本方針

地震発生後、被災状況を的確に把握し、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

#### 第2 災害復旧事業計画の作成

【県（各部局）、市町村】

県（各部局）及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

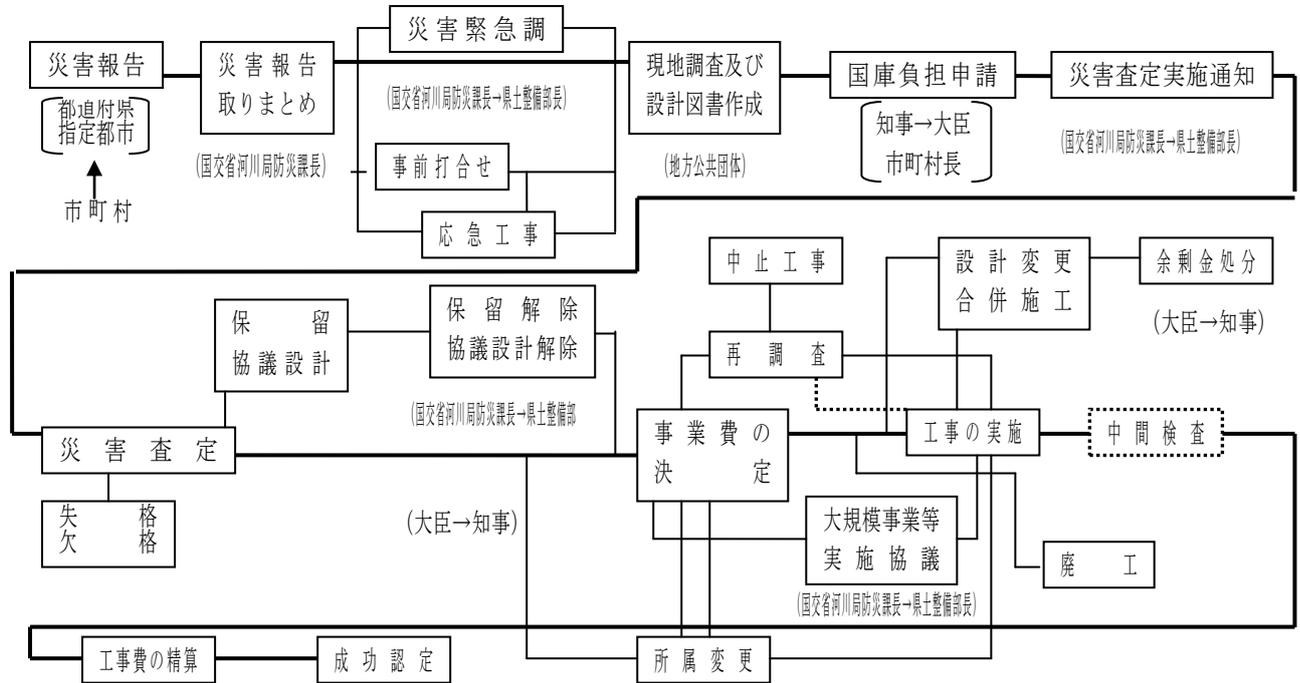
復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

なお、県（企画財政部）は、各部局が作成する個別の事業計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整や助言を行う。

災害復旧事業計画の種類は以下に示すとおりである。

- 第1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 第2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 第3 都市災害復旧事業計画
- 第4 上下水道災害復旧事業計画
- 第5 住宅災害復旧事業計画
- 第6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 第7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 第8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 第9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 第10 復旧上必要な金融その他の資金計画
- 第11 その他の計画

公共土木施設災害復旧取扱手続き



第3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

【県（各部局）、市町村、関東財務局】

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

なお、県（企画財政部）は、各部局が実施する個別の財政援助及び助成計画のとりまとめを行い、各事業推進上の財政面での調整、助言を行う。

1 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

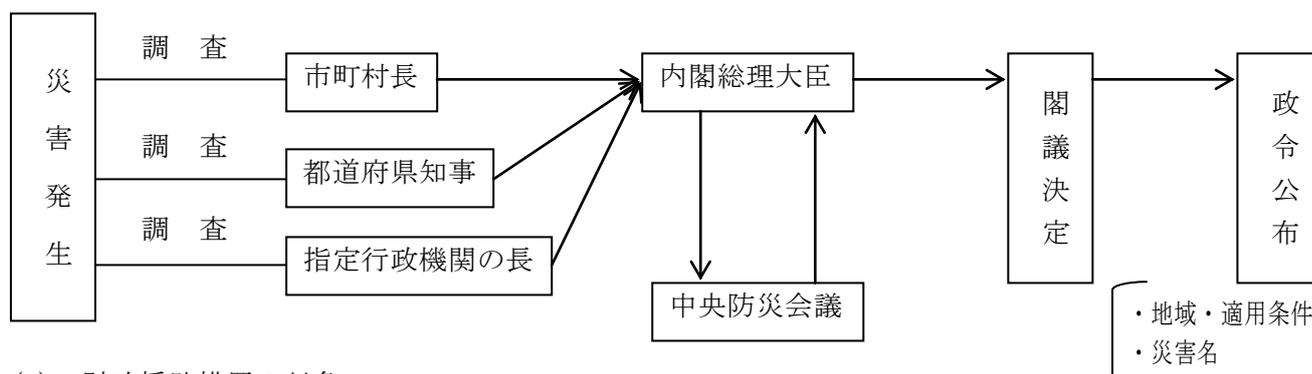
- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

- (10) 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
- (11) 水道法

## 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

激甚災害の指定手続については、下図のとおりである。



### (1) 財政援助措置の対象

#### ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

#### イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助

- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
- リ 中小企業に関する特別の助成
  - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
  - (ウ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助及び助成
  - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (ウ) 日本私学振興財団の業務の特例
  - (エ) 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
  - (オ) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
  - (カ) 水防資材費の補助の特例
  - (キ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - (ク) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - (ケ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - (コ) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
  - (サ) 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

(2) 激甚災害に関する調査

県（各部局）	市町村の被害状況を検討の上、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じる。
市町村	市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(3) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

3 災害復旧資金計画

県	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害復旧経費の資金需要額の把握</li> <li>② 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。</li> <li>③ 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。</li> <li>④ 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。</li> </ul>
関東財務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県、市町村等の必要資金を把握し、その確保の措置を講じる。</li> <li>② 県、市町村に対し、手持資金により融通を行う手持資金が不足する場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行う。</li> </ul>

## 第4 災害復旧事業の実施

### 【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行う。

## 第2節 計画的な災害復興 【県（各部局）、市町村】

### 第1 基本方針

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。そのため、事前に復興プランを策定し災害復興が速やかに行われるよう準備する。

### 第2 震災復興対策本部の設置

【県（企画財政部）、市町村】

市町村	市町村は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市町村長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。
県（企画財政部）	<p>県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で震災復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする震災復興対策本部を設置する。</p> <p>当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じ派遣する。震災復興の必要性が1市町村のみで確認された場合には、当該市町村の震災復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び震災復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。</p>

### 第3 震災復興計画の策定

【県（各部局）、市町村】

#### 1 震災復興方針の策定

市町村	<p>市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。</p> <p>震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。</p>
県（震災復興対策本部）	<p>県は、複数の市町村で震災復興の必要性を確認した場合には、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員により構成される震災復興検討委員会を設置し、県の震災復興方針を策定する。</p> <p>この方針は、広域的な観点からの震災復興の在り方及び市町村支援等についての役割を示す。</p>

## 2 震災復興計画の策定

市町村	市町村は、震災復興方針に基づき具体的な震災復興計画の策定を行う。 本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。
県（震災復興対策本部）	県は、複数の市町村で震災復興の必要性を確認し、震災復興方針を策定した場合には、それに基づき、県としての具体的な震災復興計画を策定する。 本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

## 第4 震災復興事業の実施

## 1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

【県（県土整備部、都市整備部）、市町村】

## (1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

県（都市整備部）	県は、建築主事を置く市町村（建築基準法第97条の2に基づき建築主事を置く市町村を除く。）以外の市町村で、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。
建築主事を置く市町村	建築主事を置く市町村は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

## (2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市町村	市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。 被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。
県（都市整備部）	県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。 また、複数の市町村にまたがって、広域的な被災市街地復興推進地域の指定については、県知事が定める都市計画として都市計画決定する。

2 震災復興事業の実施

**【県（各部局）、市町村】**

- (1) 市町村は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。
- (2) 県（震災復興対策本部）は、震災復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。  
県（各部局）は、市町村が行う震災復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。
- (3) 県及び市町村は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ復興手続について検討を行う。

第3節 生活再建等の支援

【県（総務部、危機管理防災部、産業労働部、福祉部、農林部、都市整備部）、市町村、埼玉労働局、国税庁、郵便事業株式会社、日本赤十字社埼玉県支部、東日本電信電話株式会社、社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模震災時には、多くの人々が災し、住民や家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、県民生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建を適切に誘導するため、雇用や住宅の確保をはじめ、保健、福祉、教育など広範囲な分野について、総合的な支援を行うマニュアルの策定等について検討する。

第2 被災者の生活確保

1 被災者に対する職業斡旋等

【県（産業労働部）、埼玉労働局】

<p>埼玉労働局</p>	<p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 臨時職業相談窓口の設置</li> <li>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</li> <li>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</li> <li>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</li> </ul> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 証明書による失業の認定 災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</li> <li>イ 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして基本手当を支給する。</li> </ul> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続をとる。</p>
<p>県（産業労働部）</p>	<p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p>

## 2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【県（総務部）、市町村、国税庁、埼玉労働局】

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

## 3 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

【郵便事業株式会社】

郵便事業株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

郵便関係	<p>① 被災者に対する郵便葉書などの無償交付          災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。          なお、交付場所は郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。</p> <p>② 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除          被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。          なお、取扱場所は郵便事業株式会社が指定した郵便局とする。</p> <p>③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除          郵便事業株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。          なお、引受場所は全ての支店及び郵便局（簡易郵便局を含む。）とする。</p> <p>④ 利用の制限及び業務の停止          重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。</p>
------	---

## 4 生活必需品等の安定供給の確保

【県（産業労働部）】

県（産業労働部）	<p>① 大規模災害発生後の生活必需品等の価格及び需給動向の把握に努める。</p> <p>② 状況により特定物資の指定を行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。</p> <p>③ 生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰等を防ぐことを目的</p>
----------	--

	として、国、他の都道府県及び事業者団体に対し、必要に応じ、情報提供、調査、集中出荷及びその他の協力要請を行う。
--	---

### 第3 被災者への融資等

#### 1 被災者個人への融資

【県（福祉部、危機管理防災部、都市整備部）、市町村、社会福祉協議会】

##### (1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て災害援護資金及び住宅資金の貸付を、予算の範囲内で行う。

【生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金貸付】

貸付対象者	災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150万円以内
貸付条件	償還期間：1年以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3%据置期間中は無利子

【生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付】

貸付対象者	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯
貸付限度	250万円以内 ただし、住宅の全壊、全焼の場合であって、特別の事情が有る場合は350万円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
貸付条件	償還期間：6月以内の据置期間経過後7年以内 利率：年3% 据置期間中は無利子

##### (2) 災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の融資を行う。

【災害復興住宅建設資金に基づく融資】

貸付対象者	り災直前の建物価額の5割以上の被害を受けた者で、1戸当りの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅を建設する者 建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。
-------	--

貸付限度	①耐火、準耐・木造（耐久性） 1,460万円以下 ② 土地取得費 970万円以下 木造（一般） 1,400万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	耐火、準耐火・木造（耐久性）35年以内 木造（一般）25年以内 通常の償還期間に加え3年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災程度が全壊のり災証明書の発行を受けた者（り災程度が大規模半壊・半壊の場合は別途被害状況が確認できる写真等の提出が必要。）

## 【災害復興住宅補修資金に基づく融資】

貸付対象者	補修に要する額が10万円以上でり災直前の建物価額の5割未満の被害を受けた者 また、補修する家屋を移転する者に引方移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	①耐火、準耐火 640万円以下 ② 引方移転費 380万円以下 木造 590万円以下 ③ 整地費 380万円以下
利率	年2.00%（平成20年4月11日現在）
償還期間	20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 （但し、借入申込日現在の申込本人の年齢（1歳未満切り上げ）に償還期間（据置期間を含む。）を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。）
その他	住宅金融支援機構が指定した災害で、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長からり災証明書（り災程度は問わない。）の発行を受けた者

## (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、条例に基づき実施する。

【災害弔慰金の支給】

対象災害	<p>① 県内において自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>② 当該市町村の区域内において自然災害により5世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。</p> <p>③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。</p> <p>④ 自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。</p>
支給対象	<p>① 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者を含む）</p> <p>② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者</p>
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としない。
支給額	<p>① 生計維持者が死亡した場合500万円</p> <p>② ①以外の場合250万円</p>
費用負担	国1/2、県1/4、市町村1/4

【災害障害見舞金の支給】

対象災害	災害弔慰金の場合と同様である。
支給対象者	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支給額	① 生計維持者 250万円      ② ①以外の場合 125万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様である。

【災害援護資金の貸付】

対象災害	県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる。
貸付け対象者	<p>上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし世帯の年間総所得が次の金額を越えた世帯は対象とならない。</p> <p>① 世帯員が1人      220万円</p> <p>②   "      2人      430万円</p> <p>③   "      3人      620万円</p>

	④ // 4人 730万円 ⑤ // 5人以上 730万円に世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円
貸付け対象となる被害	① 療養期間が1ヶ月以上である世帯主の負傷 ② 住居の全壊、半壊又は家財の被害額が時価の1/3以上の損害
貸付け金額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 限度額 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 // 150万円 ③ 住居の半壊 // 170 (250) 万円 ④ 住居の全壊 // 250 (350) 万円 ⑤ 住居の全体が滅失若しくは流失 // 350万円 ⑥ ①と②が重複 // 250万円 ⑦ ①と③が重複 // 270 (350) 万円 ⑧ ①と④が重複 // 350万円 ※ ( ) は、特別の事情がある場合の額
償還期間	10年間とし、据置期間は、そのうち3年間
利率	年3% ただし据置期間中は無利子
費用負担	貸付原資の2/3を国庫補助、1/3を県負担とする。

## 2 被災中小企業への融資

### 【県（産業労働部）】

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として一般金融機関及び政府系金融施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう次の措置を実施する。

#### (1) 県制度融資の貸付

##### 【経営安定資金（災害復旧貸付）】

融資対象	県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当するもの ① 原則として引続き6ヶ月以上同一事業を営み事業税を滞納していないもの ② 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業を営むものであること ③ 経済産業大臣の指定する災害その他突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は、災害の影響を受け、市町村のり災証明を受けた者	
融資限度額	設備資金5,000万円（組合の場合 1億円） 運転資金5,000万円（組合の場合 6,000万円）	
融資条件	用途	設備資金及び運転資金

	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金 7年以内
	利率	年1.4%以内（平成20年度）
	担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める
	保証人	個人は原則として不要。法人は代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の連帯保証人は不要
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内	
申込受付場所	中小企業者は商工会議所及び商工会、中小企業組合は埼玉県中小企業団体中央会	

ア 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金償還期間の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対する激甚災害を受ける以前において、小規模事業者等設備導入資金助成法によって貸し付けた資付金（財団法人埼玉県中小企業振興公社が貸与した設備に係る割賦代金を含む。）について、県は償還期間を2年以内において延長することができるものとする。

イ 埼玉県信用保証協会に対し、り災者への保証審査の迅速化を要請し資金の円滑化を図る。

ウ 資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請する。

エ 資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し再建のための資金需要について速やかに把握する。

オ 中小企業者に対する周知

市町村及び中小企業関係団体を通じ、国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図る。

### 3 被災農林漁業関係者への融資等

【県（農林部）】

県（農林部）は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法、及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

【天災融資法に基づく資金融資】

貸付の相手方	被害農林漁業者
貸付対象事業資金使途	種苗、肥料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内
償還期限	3～6年以内(ただし、激甚災害のときは4～7年以内)
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は200万円(一般)のいずれか低い額(激甚災害のときは250万円)
融資機関	農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

【①農林漁業金融公庫災害復旧施設資金】

貸付の相手方	(農地復旧) 土地改良区、農協、農業を営む者等 (施設復旧－共同利用施設) 土地改良区、農協、農業共済組合等 (施設復旧－主務大臣指定施設) 農業漁業を営む者、農協、森組等 (林道復旧) 森組、森連、林業を営む者等 (漁場復旧) 漁協、団体等
--------	---

第4章 震災復旧復興対策計画

貸付対象	(農地復旧) (施設復旧－共同利用施設) (施設復旧－主務大臣指定施設) (林道復旧) (漁場復旧)	農地、牧野又はその保全利用上必要な施設の復旧 共同利用施設の復旧 果樹の新植又は改植並びに農林水産業施設の復旧 林道及びその附帯施設等の復旧 漁場設備施設等の復旧
貸付利率及び償還期限 (H19年1月25日現在)	(農地復旧) (施設復旧－共同利用施設) (施設復旧－主務大臣指定施設) (林道復旧) (漁場復旧)	年1.50～1.90%25年(据置10年以内を含む)以内 年1.50～1.90%20年(据置3年以内を含む)以内 年1.50～1.90%15年(据置3年以内を含む)以内等 年1.50～1.90%20年(据置3年以内を含む)以内等 年1.50～1.90%20年(据置3年以内を含む)以内等
貸付限度額	通常復旧事業費のうち貸付を受ける者の負担する額の80%以内 (農地復旧を除く)	
担保	保証人又は担保	
その他	農林公庫支店、農林中金、信農連、信漁連に直接又は農・漁協同組合、森林組合経由で申込み	

【②農林漁業金融公庫災害資金・農林漁業セーフティネット資金】

期間	10年(据置3年以内を含む)以内
貸付利率	年1.25%～1.60% (平成20年3月19日現在)
貸付限度額	300万円以内、簿記記帳を行っている者に限り特例を受けられる場合有り
担保	連帯保証人又は担保

## 【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資】

貸付の相手	被害農業者
資金用途	種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	年3.5%以内
償還期限	6年以内（据置1年）
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	農業協同組合等
担保	保証人
その他	当該市町村長の被害認定を受けたもの

## 【農業災害補償】

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済団体に対し災害補償業務の迅速、適正化を図る。

支払の相手	当該共済加入の被災農家
農業共済事業対象物	農作物（水稻：25a以上（秩父地域は20a以上）当然加入、陸稲：10a以上当然加入、麦10a以上当然加入）、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具）
支払機関	農業共済組合

4 義援（見舞）金品の受入・配分計画

(1) 義援金の受入

<p>県（企画財政部 危機管理防災部 福祉部 保健医療部 産業労働部 農林部）</p>	<p>① 義援（見舞）金品の受付（企画財政部、危機管理防災部） 県は、県に委託された義援金品及び知事あての見舞金を受け付ける。</p> <p>② 義援品の仕分（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部） 受付を行った義援品は、食料、生活必需品や医薬品などの種別ごとに仕分を行い、備蓄物資を所管する各部に種別ごとに引き継ぐとともに、災害対策本部統括部に義援品の保管状況を報告する。 なお、仕分作業は、必要に応じてボランティア等の活用や災害対策本部応援部との協力を図りながら行う。</p>
<p>市町村</p>	<p>市町村は、それぞれ義援金品の受付についての計画を樹立しておくものとする。</p>
<p>日赤埼玉県支部</p>	<p>日赤に寄託された義援金品は、日赤埼玉県支部及び市町村において受け付ける。 ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

(2) 義援金の配分及び輸送

<p>県（危機管理防災部、保健医療部、産業労働部、農林部）</p>	<p>① 義援金品の配分（危機管理防災部） 県で受け付けた義援金品の市町村に対する配分は、災害対策本部において決定する。</p> <p>② 義援品の輸送 ア 保管場所への輸送（保健医療部、産業労働部、農林部） 受付・仕分を行った義援品は、必要に応じて、災害対策本部の指示に基づき防災基地等に輸送する。 イ 市町村への輸送（保健医療部、産業労働部、農林部） 災害対策本部により配分が決定された義援品は、防災基地等から市町村の指定する場所に輸送し、市町村に引き渡す。</p>
<p>市町村</p>	<p>市町村は、県又は日赤から送付された義援金品を日赤奉仕団等関係団体の協力を得て被災者に配分する。</p>
<p>日赤埼玉県支部</p>	<p>① 日赤に寄託された義援金品の市町村に対する配分については、県災害対策本部と支部協議の上、決定する。 ② 義援品は、市町村の指定する場所まで県の協力を得て輸送し、市町村に引き渡すものとする。</p>

(3) 義援品の保管場所

県（保健医療部、産業労働部、農林部）	受付・仕分された義援品は、防災基地や広域集積地等において、配分までの間、それぞれの種別ごとに保管・管理する。
市町村	市町村は、義援品の保管場所について、あらかじめ計画を樹立しておき、被災者に配分するまでの一時保管を行う。

(4) 義援金の募集要領

日赤埼玉県支部は、義援金品を募集するに当たっては、義援金品の募集目標、義援品の種類、募集方法及び募集期間等を定めて実施する。

この場合、全国的に募集する必要があると認められるときは、日赤本社を通じて各都道府県支部に募集を依頼する。

## 第4 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し被災者生活再建支援法に基づき都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

平成11年度から制度化されたが、平成16年度に居住安定支援制度が創設された。

さらに、平成19年度に、住宅のり災状況に応じ「基礎支援金」として最高100万円が、加えて住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高200万円の合わせて300万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、使途制限の撤廃等の改正が行われた。

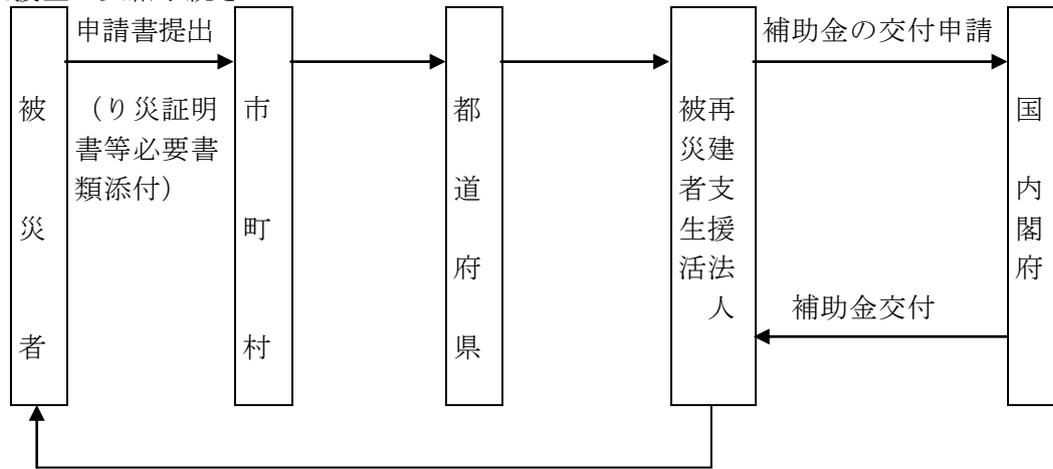
### 1 被災者生活再建支援制度の概要

【県（危機管理防災部）】

目的	被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。
対象災害	自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）
対象災害の規模	政令で定める自然災害 ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 市町村において10以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ③ 県において100以上の世帯の住宅が全壊した自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③の区域に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

支援対象世帯	<p>住宅が全壊（全焼・全流失等）した世帯その他これに準ずる程度の被害を受けたと認められる世帯として政令で定めるもの</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③ 災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④ 大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯</p>																		
支援金の額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="411 813 1394 936"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="411 976 1241 1137"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借 (公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
市町村	<p>①住宅の被害認定</p> <p>②災証明書等必要書類の発行</p> <p>③被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務</p> <p>④支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</p>																		
県	<p>①被害状況のとりまとめ</p> <p>②災害が法適用となる場合の内閣府等への報告及び公示</p> <p>③支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び被災法人への送付</p>																		
被災者生活 再建支援法人	<p>①国への補助金交付申請等</p> <p>②支援金の支給</p> <p>③支給申請書の受領・審査・支給決定</p> <p>④申請期間の延長・報告</p>																		
国（内閣府）	被災者生活再建支援法人への補助金交付等																		

支援金の支給手続き



支援金支給（口座振込）

※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

2 地震保険の活用

地震保険は地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とし、政府が再保険を引き受ける保険制度である。

地震における火災等については火災保険では補填されないことから、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであり、県、市町村等は、その制度の普及促進に努める。

## 第5章 東海地震の警戒宣言 に伴う対応措置計画

## 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

### 第1節 計画の位置づけ 【県（危機管理防災部）】

#### 第1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、昭和54年8月に静岡県を中心とする6県（静岡、神奈川、山梨、長野、岐阜、愛知）が強化地域に指定され、平成14年4月には東京都及び三重県が追加指定され、平成20年4月1日現在、強化地域は8都県170市町村となっている。

本県域は、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度に予想されることから、強化地域には指定されなかったが、人口が集中している県南部では、かなりの被害が発生することが予想され、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱も懸念される。

このため、県防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱の防止と地震被害を最小限にとどめるため、埼玉県地域防災計画の震災対策編の第5章として「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定しているものである。

〔関連情報〕（資料 震付1-1）東海地震における地震防災対策強化地域

#### 第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- 1 警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- 2 警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、県民の生命、身体、財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- 3 原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置を講ずる。
- 4 発災後の対策は、県防災計画（震災編）により対処する。なお、発災前の対策についても、必要に応じて県防災計画（震災編）により対処する。
- 5 県の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

#### 第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。

##### 1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（概ね午前10時～午後2時）とする。ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

## 2 予想震度

県内の震度は、地質地盤によって異なるが震度5弱～5強程度とする。

※ 東海地震に関する情報の種別

(1) 東海地震観測情報

東海地震の前兆現象について、直ちに評価できない場合等に気象庁から関係機関に伝達される情報。

(2) 東海地震注意情報

東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合に気象庁から関係機関に伝達される情報。

(3) 東海地震予知情報

強化地域に係る大規模な地震発生のおそれがあると認められたときに気象庁から関係機関に伝達される情報。

(4) 警戒宣言

内閣総理大臣が気象庁長官から地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化地域内の居住者等に対する警戒体制を取るべき旨の公示及び地震防災応急対策に係る措置を取るべき旨の通知であり、関係機関に内閣府から通知される。

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置  
【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

第2 東海地震注意情報の伝達

【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

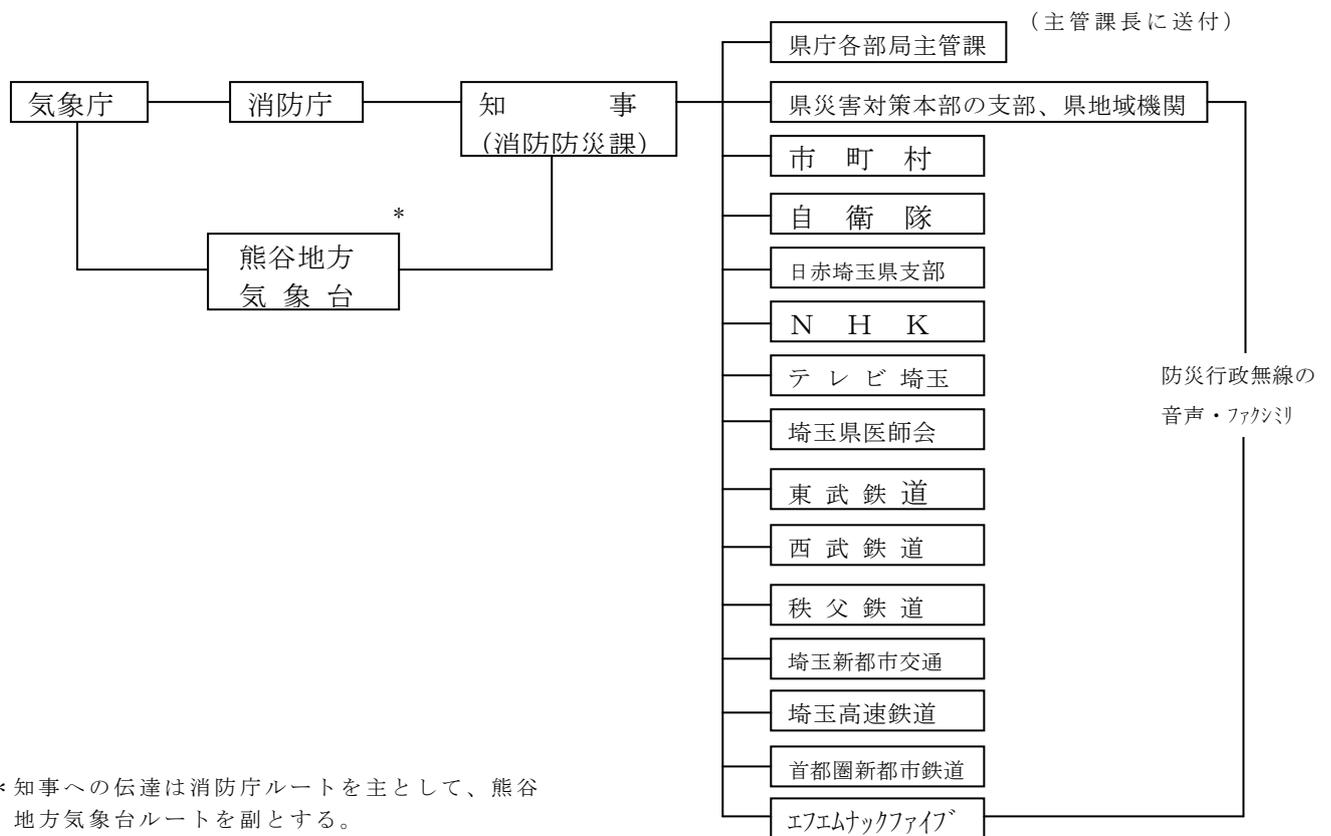
県は、消防庁等から東海地震注意情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

（資料 震付 2-1）東海地震注意情報伝達系統図



## 2 伝達体制

県	県は、総務省消防庁から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。
市町村	市町村は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から東海地震注意情報の通報を受けたとき、又は報道機関による報道に接したときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

## 3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

## 第3 活動体制の準備等

### 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県、市町村及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに災害対策本部等の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

県	<p>ア 災害対策本部の設置準備に入る。</p> <p>イ 配備体制は、緊急体制とする。</p> <p>ウ 東海地震注意情報発表時の所掌事務</p> <p>災害対策本部が設置されるまでの間、危機管理防災部消防防災課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達</li> <li>② 市町村及び防災関係機関等との連絡調整</li> <li>③ 社会的混乱防止のため必要な措置</li> </ol>
市町村	東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに県に準じた防災体制をとるものとする。

<p>東日本旅客鉄道株式会社</p>	<p>① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。</p>
<p>その他の防災関係機関</p>	<p>東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに要員を確保し必要な体制をとるものとする。</p>

第3節 警戒宣言に伴う措置  
【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

第1 目標

東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受けて、警戒宣言等の対応がとられる。本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

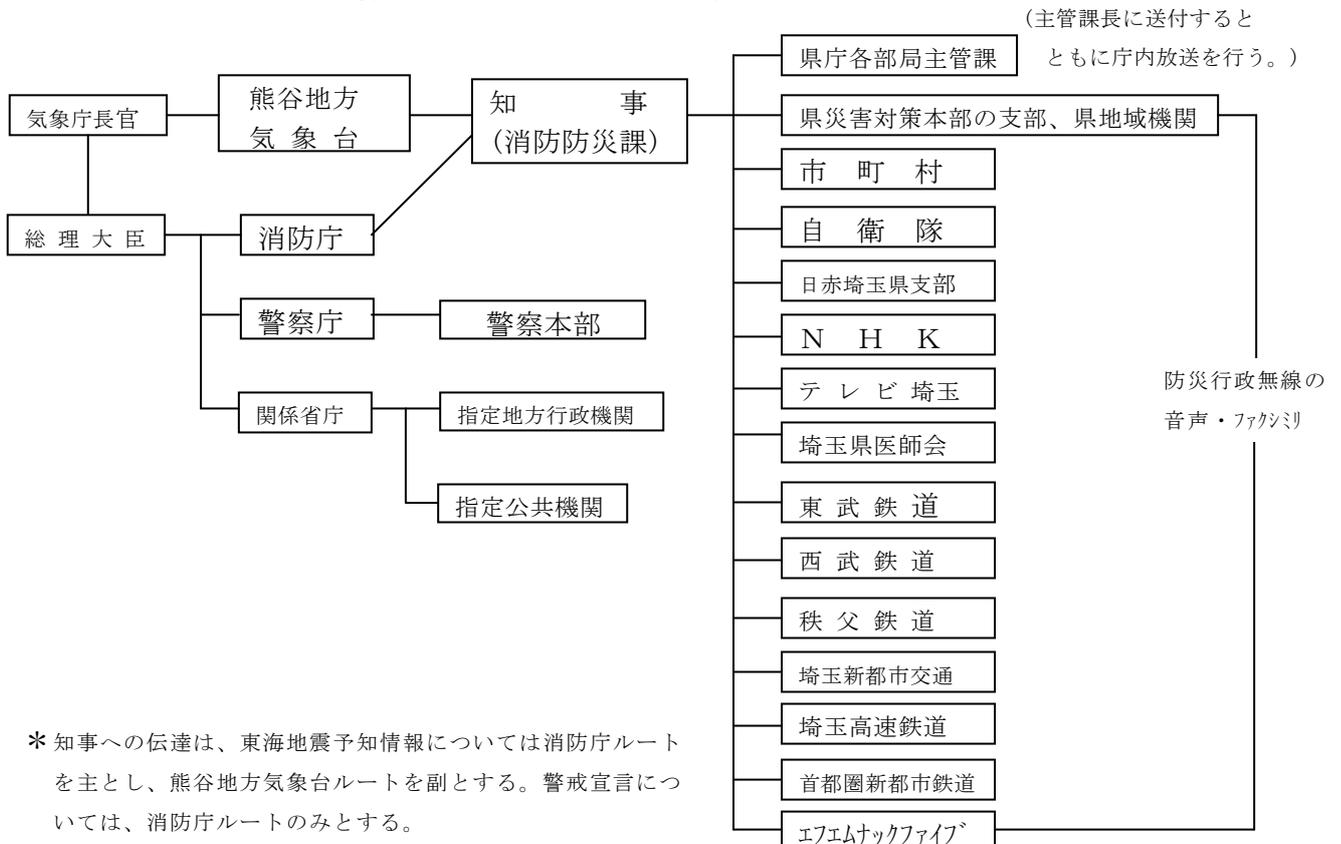
県は、消防庁から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに関係部局及び市町村、関係防災機関に伝達する。

1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

各防災機関は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び出先機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。

警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図



## 2 伝達体制

県	県は、総務省消防庁から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちにその旨を庁内各部局及び各支部に伝達するとともに（庁内放送も行う。）、県防災行政無線、有線電話等により、市町村及び防災関係機関へ伝達する。
市町村	市町村は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。 一般市民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。
各防災関係機関	各防災関係機関は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報の通知を受けたときは、直ちに機関内部及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関等に伝達する。

## 3 伝達事項

- 1 警戒宣言通知文
- 2 東海地震予知情報に関する情報文
- 3 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 4 警戒解除宣言に関する通知（地震が起こらないで解除になる場合）
- 5 その他必要と認める事項

## 第3 活動体制

### 【県（各部局）、市町村、関係防災機関】

県	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。</li> <li>② 配備体制は、非常体制とする。</li> <li>③ 災害対策本部及び支部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに県地域防災計画（震災編）に沿って応急対策ができるように準備するものとする。</li> </ol>
市町村	県の体制に準じた体制をとり、地震災害は発生した場合、速やかに応急対策ができるように準備するものとする。

<p>日本赤十字社 埼玉県支部</p>	<p>① 非常体制1号配備 警戒宣言が発令された場合は、別に定めた「日本赤十字社埼玉県支部災害応急対策計画」第3活動体制に基づき、速やかに非常体制第1号配備の活動体制を整える。</p> <p>② 災害警戒本部 非常体制1号配備の活動体制に移行すると同時に、支部に災害警戒本部を設置し、主に次の業務を行う。</p> <p>ア 非常無線通信体制と統制局の設置 情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきさいたま）が統制局となる。</p> <p>イ 救護班の待機 さいたま、小川、深谷の各赤十字病院（以下「赤十字病院」という。）に対して、初動救護班各1個班の待機を指示する。</p> <p>ウ 血液業務 赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に対し広報を行うとともに、供給体制を強化するように指示し移動中の採血車、供給移動中の車両は早急に業務を終了して帰還させるよう指示する。</p>
<p>埼玉県医師会</p>	<p>警戒宣言が発令された場合には、発災時に備えて、別に定めた「埼玉県医師会救護隊規程」第1条の規程に基づく「埼玉県医師会救護隊」の設置準備を行う。</p>
<p>東日本旅客鉄道（株）</p>	<p>警戒宣言を受報したときは、大宮支社及び関係現業務機関に、次の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策の推進を図る。</p>
<p>東武鉄道（株）</p>	<p>① 警戒宣言が発令されたら、鉄道事業本部長は、対策本部を設置する。</p> <p>② 災害発生後には、本部長の指示で防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。</p>
<p>西武鉄道（株）</p>	<p>震災警戒本部の設置 東海地震の地震防災対策強化地域に係る警戒宣言が発せられた場合に震災警戒本部を本社に設置する。</p> <p>① 震災警戒本部の構成 震災警戒本部は本社に設置し、本部長は社長とし構成員は役員および各部・室長とする。</p> <p>② 震災警戒本部の設置及び解散の時期と方法 ア 震災警戒本部の設置の時は警戒宣言が発せられた時点とする。</p>

西武鉄道(株)	イ 警戒解除宣言が発せられた場合は、所定の業務が完了した時点で本部長の指示により震災警戒本部は解散する。
秩父鉄道(株)	① 警戒宣言が発令されたら災対本部を設置する。 ② 災害発生後には防災規定第17条に基づき災害対策本部を継続する。
埼玉高速鉄道(株)	① 対策本部の設置 ア 東海地震注意情報が発表された場合は、本社内に災害・事故対策本部を設置する。 イ 災害発生時には、本社内に災害・事故対策本部を設置する。 ウ 社員の非常招集を実施する ② 対策本部の解散 対策本部長は、事故・災害等の発生するおそれがなくなった場合又は、事故・災害等の復旧が進行し、非常体制を取る必要がなくなった場合は、対策本部を解散する。
首都圏新都市鉄道(株)	警戒宣言が発令されたときは、災害対策本部長が災害対策本部を設置し、旅客の混乱防止及び地震発生後の被害を最小限に抑えるために必要な措置を講ずる。
東日本電信電話(株) 埼玉支店	東日本電信電話株式会社埼玉支店は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店は、情報連絡室を埼玉支店に設置する。
東京電力(株)	① 本(支)部の設置 埼玉支店及び各支社等現業機関は速やかに本(支)部を設置する。
東京発電(株)	① 支部の設置 名称、住所及び連絡用電話は次のとおりとする。 東京発電株式会社埼玉事業所 秩父市下影森888-5 0494(23)7612
東京ガス(株)	警戒宣言が発令された場合は、地震災害警戒本部及び地震災害警戒支部を設置する。 また、東海地震注意情報が発令された場合は、臨時体制を設置する。

首都高速道路 (株)	警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。
東日本高速道路 (株)	警戒宣言が発令された場合、関東支社長は関東支社に東局東海地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策に関する事項、関係機関との連絡調整、発災に備えた資機材、要員等の手配、緊急輸送対策、警戒宣言時の広報、道路交通対策の対策を講じ、発災に備える。

#### 第4 広報

#### 【県（直轄）、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、住民、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行うものとする。

##### 1 【NHK】

東海地震注意情報の発表から、発災までの間、テレビ、ラジオ、FMにより放送を次とおり行う。

- (1) 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令まで
  - ア 東海地震注意情報の解説
  - イ 強化地域、観測データの解説
  - ウ 混乱防止呼びかけ
  - エ 防災知識の紹介
- (2) 警戒宣言発令から発災まで又は警戒宣言解除まで
  - ア 警戒宣言の内容について解説
  - イ 強化地域ならびに周辺地域の動向
  - ウ 混乱防止呼びかけ
  - エ 公共団体等の応急対策実施状況
  - オ 鉄道、道路、航空等の交通状況
  - カ その他防災関連広報の諸事項

##### 2 【(株) テレビ埼玉】

東海地震注意情報の発表から、警戒宣言解除まで、UHF電波により次のとおり放送し、県民に対して広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 警戒態勢をとるべき旨の告知
- ウ 災害対策基本法第57条に基づき、知事からの要請がある場合は、定時放送を中止して、これらについて広報を行う。
- エ 県災害対策本部の設置と活動体制について、および他防災機関の活動について
- オ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- カ 電気、ガス等による火災予防についての告知

キ その他、混乱防止についての告知

### 3 【(株) エフエムナックファイブ】

東海地震注意情報の発表から、又は警戒宣言解除までの間、FM電波により次のとおり放送し、県民に対し広報を実施する。

- ア 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- イ 混乱防止呼びかけ
- ウ 防災知識の紹介
- エ 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- オ 災害対策本部の設置と活動体制について
- カ 県内および隣接都県の鉄道、道路、航空等の交通状況
- キ 電気、ガス等による火災予防についての告知
- ク その他防災関連広報の諸事項

### 4 【東日本旅客鉄道(株)】

東海地震注意情報が報道されたときから(警戒宣言を含む。)次の手段及び内容の広報を実施する。

- (1) 広報手段
  - ア 東京支社において、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対し報道を依頼する。
  - イ 駅においては、駅頭掲示、放送等により行う。
  - ウ 運転中の列車にあっては、車内放送により行う。
- (2) 広報内容
  - ア 列車の運転状況
  - イ 旅行の中止及び時差退社の呼びかけ
  - ウ 旅客の誘導方法
  - エ 乗車券類の発売制限
  - オ 線路内歩行の禁止

### 5 【東武鉄道(株)】

- (1) 列車の運行状況について、テレビ、ラジオ、新聞各社に対し報道を依頼する。
- (2) 警戒宣言が発令されたときは、車内放送や駅放送、駅掲示板により、警戒宣言発令や列車運行状況を案内する。

### 6 【西武鉄道(株)】

警戒宣言が発令されると駅等に帰宅客が殺到し、混乱が予想されるので、それを防止するため、駅係員および乗務員は、冷静に旅客の応対に努め、正確な情報提供に努める。

旅客への警戒宣言発令とその内容の周知徹底については駅および車内放送、掲示等により案内する。

### 7 【秩父鉄道(株)】

- (1) ラジオ、テレビによる広報
  - 列車の運行状況、混雑状況の情報、時差通勤通学の呼びかけ等をラジオ、テレビ、新聞各社に依頼する。

- (2) 駅等における広報  
放送設備のある駅や、車内放送、各駅の掲示により警戒宣言発令や列車運行状況を旅客に案内する。

## 8 【埼玉高速鉄道（株）】

テレビ、ラジオ、新聞等の情報に基づき、駅構内放送、車内放送及び掲示等により広報活動を行う。

- (1) 列車の運行状況
- (2) 列車及び駅等の混雑状況
- (3) 各種規制状況
- (4) 駅係員及び乗務員の指示に対する要請
- (5) 混乱防止を図るための時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅等の協力要請
- (6) その他必要事項

## 9 【首都圏新都市鉄道（株）】

- (1) 広報内容
  - ア 駅の混雑状況、列車の運転状況及び列車運行計画
  - イ 旅客のとるべき行動及び協力要請事項
  - ウ 緊急点検及び応急措置の概要
  - エ 地震が発生した場合における当社の防災措置
- (2) 広報の方法
  - ア 掲示板への掲示
  - イ 放送（車内、駅構内）

## 10 【東日本電信電話（株）埼玉支店・株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店】

- (1) 地震防災応急対策に関する広報  
強化地域の組織の長は、警戒宣言が発せられたときにおいて通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、支店前掲示により地域のお客様に広報するとともに、さらに報道機関協力を得て、ラジオ・テレビ放送、及び新聞掲載等により広報活動を積極的に行う。

## 11 【東京電力（株）】

- (1) 広報の内容
  - ア 万一の停電に備え懐中電灯、トランジスタラジオ等を用意してください。
  - イ 使用中の電気器具のコンセントをできるだけ抜き、火災発生を防いでください。
  - ウ 屋外に避難するときは、必ず安全器又はブレーカーを切ってください。
  - エ たれさがった電線には絶対に触れないでください。また発見した場合は、最寄りの営業所にお知らせください。
  - オ 浸水した屋内配線、電気器具等は危険ですので使用しないでください。  
ご連絡くだされば技術員が検査にうかがいます。
- (2) 広報媒体  
テレビ、ラジオ、新聞、PR車、パンフレット等

## 1.2 【東京ガス（株）】

警戒宣言が発せられた場合、可及的速やかに次のとおり需要家に対する広報活動を実施する。  
なお、警戒宣言が解除されるまでの間、随時同様の広報を反覆する。

### (1) 広報の内容

ア 一般需要家に対して

- (ア) 緊急時におけるガス栓の閉止
- (イ) 警戒宣言時のガス供給の継続
- (ウ) 強震時におけるガスの供給停止
- (エ) ガス設備及びガス器具の取扱い上の注意事項等

イ 特定需要家に対して

- (ア) ガス器具の使用の抑制依頼
- (イ) 地震発生時の遮断バルブによるガス供給遮断の要請

### (2) 広報の方法

ア 広報車により巡回し、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

## 第5 警備、交通対策

【県（警察本部）、首都高速道路（株）、東日本高速道路（株）】

### 1 警察本部による警備対策

#### (1) 警備対策の基本方針

予知等情報発表及び警戒宣言発令に伴い、発生が予想される各種警察事象を未然に防止するため、警備体制を早期に確立するとともに、関係防災機関と緊密な連携を図り、一体的かつ総合的な活動を推進し、社会混乱の未然防止と人心の安定を図る。

#### (2) 警備措置

予知情報発表及び警戒宣言発令に伴う警察の任務は、次のとおりとする。

- ア 東海地震に関する情報等の伝達
- イ 各種情報の収集及び伝達
- ウ 予知情報発表及び警戒宣言発令における住民、運転者等に対する広報
- エ 人のい集する場所における混乱の防止
- オ 各種犯罪の予防検挙
- カ 交通規制及び緊急交通路の確保
- キ 危険物に対する保安措置
- ク 関係防災機関との相互協力
- ケ その他必要な警察活動

#### (3) 警備体制

ア 警備本部

(ア) 警察本部に埼玉県警察震災警備本部を設置する。

(イ) 警察署に警察署震災警備本部を設置する。

イ 警備要員の措置

警戒宣言発令等を確認した警備要員は、自所属に参集し所定の任務に従事する。

ウ 部隊の配置運用

(ア) 各警察署においては、所定の計画に基づき警備要員を配置するとともに、情報の収集等の警備措置をとる。

(イ) 県内で混乱が予想される地域等へ警備部隊を重点的に応援派遣し警備に当たる。

## 2 警察本部による交通対策

### (1) 交通対策の目的

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と交通事故の発生を防止し、防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施をはかるとともに、地震が発生した場合における交通対策の迅速かつ的確な実施を図ることを目的とする。

### (2) 交通規制の基本方針

- ア 本県内における車両の走行は、極力抑制する。
- イ 強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。
- ウ 強化地域及び都内から流入する車両の通行は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- エ 避難路及び緊急輸送については、優先的にその機能の確保を図る。

### (3) 交通対策の内容

警戒宣言が発令された場合は、速やかに警察官を都県境及び主要交差点に配置し、必要により検問所を設置して、次の事項を行う。

- ア 交通整理及び誘導
- イ 交通情報の収集及び報告
- ウ 運転者に対する交通情報の提供
- エ 所要の交通規制の実施
- オ 運転者の取るべき措置の指導

### (4) 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者の執るべき措置を次のとおり定め県民等に広く周知徹底を図る。

#### ア 走行中の車両

- (ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速 40 キロメートル、一般道路では時速 20 キロメートルの速度に減速）すること。
- (イ) カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。
- (ウ) 現場の警察官等の指示に従うこと。

#### イ 駐車中の車両

- (ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。
- (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

#### ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

### (5) 警戒宣言発令時の交通規制

警戒宣言が発令されたときは、基本方針に基づく交通規制のほか、第3章第12節第3「交通規制措置」の1「交通規制の内容」に定める交通規制に準じて実施する。

なお、交通状況に応じて、交通規制の変更又は地域若しくは路線を指定するなど必要な規

制を行う。

(6) 緊急通行車両の確認

警戒宣言が発せられた場合における埼玉県公安委員会の行う緊急通行車両の確認は、別に定める。

3 道路管理者のとるべき措置

<p>首都高速道路 (株)</p>	<p>道路管理者のとるべき措置</p> <p>① 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ占有許可を与えた者に対し、占有物件の整備等の必要な要請を行う。</p> <p>② 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況について必要な広報を利用者に対して行う。</p> <p>③ 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。</p> <p>④ 工事中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</p>
<p>東日本高速道路 (株)</p>	<p>道路管理者のとるべき措置</p> <p>① 応急活動に必要な資機材、人員等の点検・確保等を行う。</p> <p>② 道路巡回等により、道路状況の把握に努め、必要な交通管制を行うほか、県公安委員会が行う車両の抑制措置及び交通規制に協力する。</p> <p>③ 工事等中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</p> <p>④ 高速道路のお客様への緊急広報を可変情報板、看板、拡声放送等により実施する。</p>

第6 公共輸送対策

【東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、秩父鉄道(株)、埼玉高速鉄道(株)】

東日本旅客鉄道  
(株)

第1 列車の運転規制 (埼玉県関係)

警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度は、次の表による。

規制速度	線 名	区 間	距 離
4 5 K	京 浜 東 北	東 京 ～ 大 宮	30.3
	武 蔵 野	府中本町～新松戸	57.5
	宇 都 宮	上 野 ～ 古 河	64.3
	川 越	大 宮 ～ 高麗川	30.6
	埼 京	大 宮 ～ 新 宿	28.3
	八 高	八王子 ～ 高麗川	31.1
4 5 K	八 高	高麗川 ～ 高 崎	65.5
	高 崎	大 宮 ～ 高 崎	74.7
1 6 0 K	東北新幹線	大 宮 ～ 小 山	48.9
	上越新幹線	大 宮 ～ 上毛高原	119.1

第2 旅客対策

駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。

- 1 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。
  - (1) 適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。
  - (2) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。
- 2 駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。
- 3 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。
- 4 乗車券類の発売については、次による。
  - (1) 強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止す

	<p>る。</p> <p>(2) 状況により東京支社警戒本部長の指示、又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。</p> <p>5 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無貨送還の取扱いをする。</p> <p>第3 警備対策</p> <p>1 主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。</p> <p>(1) 各支社（東京、大宮、八王子、高崎）社員を派遣する。</p> <p>(2) 状況に応じて警察官の応援を要請する。</p>
<p>東武鉄道（株） 西武鉄道（株） 秩父鉄道（株） 埼玉高速鉄道（株）</p>	<p>防災関係諸機関、報道機関、並びにJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼす恐れがある場合、又は、踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。</p> <p>第1 運行措置方針</p> <p>1 警戒宣言発令当日の運行措置</p> <p>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。</p> <p>2 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。</p> <p>第2 乗客集中防止対策</p> <p>警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため次の措置をとる。</p> <p>1 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。</p> <p>2 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。</p> <p>3 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。</p> <p>第3 旅客の安全を図るための措置</p> <p>1 状況により警察官の派遣を要請する。</p> <p>2 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。</p> <p>3 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。</p>

<p>首都圏新都市鉄道（株）</p>	<p>第1 列車運行措置</p> <p>1 警戒宣言発令当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。</p> <p>2 翌日以降 平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。</p> <p>3 その他 旅客による混乱又は同業他社の運行中止等により、旅客の安全確保が困難と思われる事態が発生したときは、列車運行を中止する。</p> <p>第2 旅客への対応 警戒宣言が発令された後の運行について、構内の掲示板、駅及び車内放送等により旅客に周知させるとともに、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅を呼びかける等、混乱防止を図るものとし、また、旅客に対し冷静に対応し混乱防止を図るとともに、円滑な輸送を行うための掲示、放送等を活用して正確な情報提供に努める。</p>
--------------------	--

## 第7 教育、病院、福祉施設対策

【県（教育局、病院局、福祉部、保健医療部）、日赤埼玉県支部】

### 1 教育施設

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園は警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じて園児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の生命の安全確保について万全を期する。

なお、学校以外の公立の教育施設も警戒宣言が発令されたときは、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

#### (1) 情報の収集伝達等

ア 警戒宣言が発令されたときは、校長（以下「園長」を含む。）は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）を中心に、関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。

イ 職員は、児童・生徒等に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒等に不安動揺をあたえないよう配慮する。

#### (2) 授業の中止等

ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。

イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業（園）する。

#### (3) 児童・生徒等の保護

職員は、児童・生徒等の所在を確認の上、次のように措置する。

##### ア 幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

##### イ 小・中学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実

情に応じて定めた方法により帰宅させる。なお、心身に障害のある児童・生徒については、特別支援学校に準ずる。

ウ 高等学校

名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、帰宅させる。なお、交通機関等の利用者については、できるだけその状況を把握し、適切な方法で帰宅させるようにする。

エ 特別支援学校

(ア) スクールバスで通学している児童・生徒

- ① 緊急連絡網により、各通学区域ごとに、保護者に帰宅時刻及び引き取りの所定の場所を連絡し、その所定の場所で名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。
- ② スクールバス運行に当たっては、その状況に応じて、学校の職員が添乗するなどして、児童、生徒を保護者に安全かつ速やかに引き渡せるよう連絡及び引き渡しの方法を工夫する。

(イ) スクールバス以外で通学している児童・生徒

徒歩又はスクールバス以外の交通機関を利用し、あるいは介添により通学している児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(ウ) 寄宿舎に入舎している児童・生徒

学校から寄宿舎に帰し、寄宿舎内で保護し、緊急連絡網等により保護者に連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

(4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消火用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合はその書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学、工業薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

オ 家畜の管理

農業高校等においては、家畜が逃走しないよう措置する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒等の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒等を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りどける等の方策を講じる。

オ 特別支援学校においては、通学地区が広範であり、通学方法が複雑多岐であることから

学校、寄宿舎、スクールバスの相互連携及び保護者との連絡体制を整え、綿密かつ確実に組織化し、情報の伝達方法等について周知徹底を図っておくようにする。

(6) 私立学校等

私立の小学校、中学校、高等学校、幼稚園等についても公立学校等に準じた措置を講じて園児、児童・生徒の生命の安全確保について万全を期するものとする。

## 2 病院施設

(1) 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を、把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対して埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づく体制にいつでも移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講ずるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安をなくすよう協力を依頼する。

(2) 防災措置等

県は、判定会招集等の情報を把握し、埼玉県医師会並びに県立病院をはじめ、他の公的病院にこの旨を連絡し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

(3) 赤十字病院

ア 入院患者に対する措置

赤十字病院は、別に定めた「赤十字病院震災対策要領」（以下「要領」という。）に基づき入院患者の退避又は安全確保の措置を講ずる。

イ 病院内の防災措置等

赤十字病院は、別に定めた「要領」に基づき次の地震防災応急対策の措置を講ずる。

- (ア) 警戒宣言発令情報の伝達等
- (イ) 地震防災応急対策の実施要員の確保
- (ウ) 震災に備えた資機材、人員等の配備手配
- (エ) 外来患者、来訪者等の退避又は安全確保の措置
- (オ) 貯蔵する高圧ガス、毒物、劇物等の応急的保全措置
- (カ) その他地震防災上必要と認める措置

## 3 福祉施設

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられた場合、社会福祉施設にあつては、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検を行っていくことが必要である。

また周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、指定された避難所へ避難を開始する。

(1) 情報活動

ア 情報収集

市町村、防災機関からの情報の収集に当たる。

また、ラジオ、テレビ放送からの情報を収集する。

イ 情報伝達

情報伝達に当たっては次の点に注意する。

- (ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、入所者が動揺しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。
- (イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。
- (ウ) 保護者からの照会に対し正確な情報を提供できるよう努めること。
- (エ) 警戒宣言発令時の措置内容について入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。
- (オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、市町村等に連絡する。

エ 情報責任者

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて市町村等との連絡に当たる。

(2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられたとき、必要な要員を確保し、迅速・的確に防災措置を行うための組織編成及び活動について、あらかじめ作成されている計画に基づき、その対応策の再確認を行うことが必要である。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

ア 情報班

- (ア) 市町村等からの情報収集
- (イ) テレビ、ラジオによる情報収集
- (ウ) 入所者に対する情報伝達
- (エ) 市町村等への報告

イ 消火班

- (ア) 火気使用器具類の安全点検
- (イ) 油類等の保管状況点検
- (ウ) ガスボンベの転倒防止
- (エ) 消火器具類及び消防設備の点検
- (オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

ウ 避難誘導班

- (ア) 避難経路、避難所の確認
- (イ) 避難器具の準備

エ 非常持出班

- (ア) 非常持出品の持出し準備

オ 救護班

- (ア) 救急医薬品の準備

(3) 対応策の確認

各施設においては、上記の防災組織に応じた役割に従い行動するとともに、特に次の点に注意する。

- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
- イ 保護者との連携を図り、入所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
- ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。
- エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。

また、食糧、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。

(4) 施設の設定の整備及び点検

整備点検を行う重要なものは、次のとおりであるが、施設の実態に応じて、必要なものを追加する。

ア 火気使用設備器具

イ 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合には、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。

ウ 発火流出等のおそれのある危険物

エ 消火用設備

オ 落下、倒壊危険のあるもの

カ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。

キ 工事中の建築物等の保安措置

(5) 避難

地震情報及び火災、山津波、がけ崩れ等の危険性により施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合又は市町村長等から避難指示があった場合は避難所へ避難行動を指示する。

目的地に到達した場合は人員を確認し、避難状況について市町村長に報告する。

(6) 保育所等の園児の扱い

警戒宣言の発令中は保護者において保護することを原則とする。

ア 保育中の園児は利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。

イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は保護者において保護するよう依頼する。

ウ 引き取りのない園児は園において保護する。

エ 園児の引き取りについて事前に十分な打ち合せをすること。

## 第8 ライフライン対策

### 1 電話

【東日本電信電話（株）埼玉支店】

(1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ埼玉支店含む）

ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。

イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。

(2) 埼玉支店における業務

ア ダイヤル通話

(ア) ダイヤル通話の確保

警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話および一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。

- ・ 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。

(イ) 発信通話の制限

災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。

- (ウ) 対地別の通話の制限  
強化地域および周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。
- イ トーキー案内  
警戒宣言発令時および災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキー案内を行う。  
〈用語例〉
  - (ア) 大規模地震に係る警戒宣言等発令時又は発災後輻輳直後  
「こちらはN T Tです。ただいま電話は、大変混み合っておりかかりにくくなっています。ご迷惑をおかけしておりますが、平常に戻るまでには相当時間がかかる見込みです。ご了承ください。」
  - (イ) 災害伝言ダイヤルサービス提供時  
「こちらはN T Tです。ただいまおかけになった方面の電話は大変混み合っておりかかりにくくなっています。安否などの連絡用に災害伝言ダイヤルサービス提供開始いたしました。ご利用の場合は”171”をダイヤルして下さい。」
- ウ 手動通話
  - (ア) 非常、緊急通話を確保する。
  - (イ) “104”の番号案内業務は1(1)イ項に準じて取扱うこととする。
- エ 電報  
強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものにかぎり受け付ける。
- オ 営業窓口  
通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。  
なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。
- カ サービスオーダー工事  
可能な限り行う。
- キ ”113”試験台業務  
可能な限り業務を取扱う。
- ク 工事の中断等  
警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

## 2 電力

### 【東京電力（株）】

- (1) 東京電力（株）
  - ア 基本方針  
電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。
  - イ 要員  
非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。
  - ウ 資機材の確保  
警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

エ 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。  
この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

(ア) 特別巡視・特別点検等

東海地震注意情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

(イ) 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

またNTT、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

(ウ) 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

オ 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

3 ガス

【東京ガス（株）】

(1) 製造・供給の調整

警戒宣言が発せられた場合、防災・供給部において製造・供給の調整を行う。

(2) ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視・点検及び検査を行う。

(3) 工事の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じて応急的保安措置を実施の上、工事又は作業を中断する。

(4) 対策要員の確保

警戒宣言が発せられた場合対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。

(5) 災害用資機材等の確保及び整備

① 調達

各班長・各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

ア 取引先・メーカー等からの調達

イ 被災していない他領域からの流用

ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置き場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(6) 避難の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社及び事業所等の見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が

発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(7) 安全広報

お客様に対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に、地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

## 4 上水道

### 【県（企業局）、市町村】

県及び市町村は、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、震災発生後における必要な飲料水の供給を確保継続するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 県

- ア 市町村が実施する飲料水確保対策を指導する。
- イ 広域的な応援給水のための連絡体制を確立する。

(2) 県企業局

ア 臨時点検及び準備

(ア) 給水拠点飲料水保有量の確保

各浄水場・中継ポンプ所にある送水調整池の貯水量を調査し、最大貯水量の確保に努める。

(イ) 水処理薬品及び自家用発電機燃料貯蔵量の確保

各浄水場における水処理薬品、自家用発電機燃料の貯蔵量を調査し、最大貯蔵量の確保に努める。

(ウ) 応急給水資機材の点検及び準備

給水拠点における給水資機材を点検するとともに、専用給水栓からの供給について準備するものとする。

(エ) 保守管理体制

- a 取導水、浄水及び送水管路設備の臨時的巡視点検を行う。
- b 自家用発電設備の臨時的作動試験を行う。
- c 塩素設備及び除害設備等の臨時的作業試験を行う。
- d 危険物設備の巡視点検を強化する。
- e 夜間における防災体制を強化する。

イ 関係機関等との連絡

- (ア) 受水団体における受水槽への最大飲料確保について、指導連絡を行う。
- (イ) 補修業者と連絡をとり、出動体制の準備をする。
- (ウ) 関係機関からの情報収集を行う。

- [関連情報] (資料 防予 8-8) 給水車等保有状況調査一覧表
- (資料 防予 8-9) 応急資機材及び給水能力
- (資料 防応 12-12) 臨時給水栓装置保管場所
- (資料 防応 12-13) 自衛隊の応援資機材及び給水能力
- (資料 防応 12-14) 給水班編成表
- (資料 防応 12-15) ろ水器機保管場所
- (資料 防応 12-16) 給水拠点別供給範囲区分図
- (資料 防応 12-17) 県の備蓄水量

(3) 市町村

- ア 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- イ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- ウ 応急復旧体制の準備を行うものとする。

## 第9 生活物資等輸送対策

【県（農林部、産業労働部、保健医療部、危機管理防災部、会計管理者、企業局、警察本部）】

### 1 備蓄物資

(1) 食料

ア 県有物資の放出の準備

警戒宣言に伴う対応措置として、食品等の調達を速やかに行えるよう関係機関からの情報を備蓄保管責任者に対し伝達を行う。

- (ア) ランニング備蓄を委託してある医薬品卸売業者に連絡し、県が指定する一定数量の確保搬入を確認し、災害時には輸送が速やかにできる体制をとるよう依頼する。

イ 業界保有物資の確認

警戒宣言に伴う対応措置として「災害時における応急食品の調達に関する協定書」に基づく協定先に対し、情報の伝達を行う。

- (ア) 協定先に対し、保有物資の在庫状況の確認を行う。
- (イ) 協定先に対し、食品の売り渡し、炊飯等の準備体制を要請する。

- [関連情報] (資料 防予 8-2) 食料の調達先等  
(資料 防予 8-3) 県備蓄食品保管場所  
(資料 防予 8-4) ランニング備蓄委託店  
(資料 防予 8-5) 米穀卸売販売業者の事務所及び大型精米工場所在地  
(資料 防予 8-6) 副食、調味料生産者団体所在地  
(資料 防応 12-2) 供給割当申請様式  
(資料 防応 12-3) 災害応急米穀の供給通知  
(資料 防応 12-4) 乾パンの供給方法  
(資料 防応 12-7) 即席めん製造工場所在地  
(資料 防応 12-8) 食パン製造工場所在地  
(資料 防応 12-9) 主要米飯提供者の所在地  
(資料 防応 12-10) 食品・生活必需品等の提供等に関する生活協同組合の所在地  
(資料 防応 12-11) 県食品広域集積地所在地

(2) 生活必需品

ア 県備蓄物資の放出の準備

県内の備蓄倉庫に保管してある生活必需品の数量の再確認を行い、放出の準備を行う。

イ 業界保有物資の確認

生活必需品等の調達予定先に対して、保有物資についての在庫量の確認を行ない、発災に備えて保管の要請をする。

- [関連情報] (資料 防予 8-7) 備蓄物資保管場所

(3) 医薬品類

ア 県備蓄物資の放出の準備

- (ア) ランニング備蓄を委託してある医薬品卸売業者に連絡し、県が指定する一定数量の医薬品等を確認し、災害時には搬出及び輸送が速やかに出来る体制をとるよう依頼する。
  - (イ) 災害対策本部等の関係機関からの道路情報等の収集に努める。
  - イ 業界保有物資の確認（医薬品類）
    - 埼玉県医薬品卸協同組合、（社）埼玉県薬剤師会に対して次のとおり要請する。
    - (ア) 供給出来る医薬品等の在庫量を把握しておくこと。
    - (イ) 医薬品等の転倒落下防止等の危害防止に努めること。
    - (ウ) 住民・医療機関等の要請があった場合は、速やかに供給できるよう準備すること。
- [関連情報]（資料 防予 8-7） 備蓄物資保管場所  
                  （資料 防予 8-4） ランニング備蓄委託店  
                  （資料 防予 8-10） 医薬品等備蓄場所一覧

## 2 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

- (1) 県民生活上必要な物資を確保するため、百貨店、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。
- (2) 警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう生活必需品等に係る事業者呼びかける。  
なお、これらの点について平素から機会をとらえては呼びかけを行っていく。

## 3 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、各部局で保有する車両等を第1次的に使用し、さらに不足を生ずる場合においては、会計管理者において輸送関係各協会等とかわした協定等に準じて各部局の要請に対し集中調達する。（警察本部、企業局「特殊車のみ」については、その特殊性のため独自に調達する。）

---

## 埼玉県地域防災計画（震災対策編）

昭和51年	12月	9日	作成
昭和53年	1月	17日	修正
昭和54年	1月	13日	〃
昭和55年	1月	9日	〃
昭和56年	1月	9日	〃
昭和57年	1月	12日	〃
昭和58年	1月	12日	〃
昭和60年	2月	22日	〃
昭和61年	6月	3日	〃
昭和62年	6月	19日	〃
昭和63年	1月	15日	〃
平成2年	1月	25日	〃
平成3年	1月	8日	〃
平成4年	2月	4日	〃
平成5年	7月	20日	〃
平成8年	6月	3日	〃
平成11年	1月	15日	〃
平成17年	8月	29日	〃
平成19年	3月	20日	〃
平成21年	1月	30日	〃
平成23年	1月	29日	〃

---

作成	埼玉県防災会議
事務局	埼玉県危機管理防災部消防防災課